

新時代の大学院教育

－ 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて －

答申

平成17年9月5日

中央教育審議会

目 次

はじめに	1
序 章 大学院を巡る社会状況とこれまでの大学院改革の進捗 ^{ちよく} 状況	
1 大学院を取り巻く社会状況の展望	3
2 これまでの大学院改革の進捗状況	3
第 1 章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて	
第 1 節 基本的な考え方について	6
1 大学院教育の実質化 ―教育の課程の組織的展開の強化―	6
2 国際的な通用性、信頼性の向上 ―大学院教育の質の確保―	8
第 2 節 基本的な考え方を支える諸条件について	9
1 大学院に求められる人材養成機能	9
2 博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化	11
3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備	17
4 知識基盤社会にふさわしい大学院教育の規模の確保	19
第 2 章 新時代の大学院教育の展開方策	
1 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための方策	20
（1）課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立	20
①コースワークの充実・強化	20
②円滑な博士の学位授与の促進	28
③教員の教育・研究指導能力の向上のための方策	32
（2）産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化	35

(3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大……………	38
①学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大のための方策……………	38
②若手教員の教育研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策……………	41
2 国際的な通用性, 信頼性の向上 (大学院教育の質の確保) のための方策・	45
(1) 大学院評価の確立による質の確保……………	45
(2) 国際社会における貢献と競争……………	50
①大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調……………	50
②国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援……………	52
第3章 大学院教育の改革を推進するための計画と社会的環境の醸成	
1 大学院教育の改革に向けて早急に取り組むべき施策……………	54
2 大学院教育の改革を推進するための社会的環境の醸成……………	55
別紙 大学院教育振興プラットフォーム (仮称) のイメージ (案) ……………	58
用語に関する参考資料……………	61
別添 学問分野別ワーキング・グループ報告書……………	67
●人社系ワーキング・グループ報告書	
●理工農系ワーキング・グループ報告書	
●医療系ワーキング・グループ報告書	
附属資料……………	95

※ 本文中の点線で囲んだ部分については, 学問分野別ワーキング・グループの報告書内容を記述したものである。

はじめに

昭和62年に設置された旧大学審議会は、「大学等における教育研究の高度化，個性化及び活性化等のための具体的方策について」の調査審議を行う中で，大学院制度の弾力化，学位制度の見直し，大学院の評価，大学院の量的整備等，大学院の抱える様々な課題について幅広く検討を行い，累次の答申等を行ってきた。それらを受け，これまで，我が国の大学院の質的・量的整備が図られてきた。特に，平成10年には，「21世紀の大学像と今後の改革方策について」が答申され，①大学院研究科の制度上の位置付けの明確化を図るなどの組織編制の在り方，②高度専門職業人養成の役割をより重視した大学院の課程の目的・役割の明確化，③高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院修士課程の設置促進，④卓越した教育研究拠点としての大学院の形成・支援など最近の大学院改革の基礎となる提言がなされている。

本審議会においては，平成13年4月の文部科学大臣からの「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問を受けて，平成14年8月に「大学院における高度専門職業人養成について」及び「法科大学院の設置基準等について」答申を行い，これを踏まえ，平成15年4月から専門職大学院（専門職学位課程）制度が創設された。次いで，本審議会は，平成17年1月「我が国の高等教育の将来像」を答申し，大学院も含めた今後の高等教育の在るべき姿や方向性についての全体像を示した。一方，科学技術・学術審議会の「第3期科学技術基本計画」の策定に向けた平成17年4月の中間取りまとめの中で，科学技術創造立国の実現のためには，優れた科学技術人材を養成・確保することが不可欠であり，その観点から大学院教育の改革が重要課題の一つであるとの指摘がなされている。

「知識基盤社会」への移行のための大学院の基盤強化については，これまで制度の整備や量的な充実に重点が置かれてきたが，今後は国際的な水準での教育研究機能のさらなる強化を図っていく必要がある。このため，大学院における人材養成機能の強化と世界トップレベルの競争力を有する教育研究拠点の形成を進め，修士・博士課程における教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）を図っていくことが極めて重要である。

現在，国境を越えて高度かつ多様な知的活動が展開され，教育研究上の相互協力，世界的貢献などが求められている。また，人材・技術等の知的資産を巡る国際競争が激化している。このような現状を踏まえると，本審議会は，世界のあらゆる分野で活躍し得る高い能力を持った人材や国際的な場でリーダーシップを発揮することができる人材を養成することが重要であり，高度な人材養成機能を持つ大学院がその役割，機能を積極的に果たし，そのために教育の実質化に本格的に取り組むことが必要と考え，この点に焦点を当てつつ，平成15年12月から大学分科会大学院部会

において鋭意審議検討を重ねてきた。

これまでの審議の過程において、産業界等の有識者からのヒアリングなどを経て、平成16年8月に「大学院部会における審議経過の概要」を取りまとめて公表し、その後、さらに学問分野別のワーキング・グループを設置するなどして審議検討を継続し、平成17年6月に中間報告を取りまとめた。この中間報告について、大学関係者はもとより広く国民一般の意見等を踏まえつつ、更に審議を重ね、ここに本審議会としての答申を示すものである。

なお、高度専門職業人の養成については、従来から社会の要請に適切にこたえるための様々な大学院教育の改革が重ねられるとともに、先に述べたとおり、最近では、高度専門職業人養成に特化し、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院制度が創設された。専門職大学院制度は発足からいまだ日も浅いが、現在、その発展が積極的に図られている。その一方で、新たな制度としての専門職大学院の急速な広がりに伴う諸課題も浮かび上がってきており、このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題も投げ掛けている。このため、専門職大学院（専門職学位課程）の実績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考ええる。その際には、学士、修士、博士のそれぞれに係る課程の在り方や相互関係、大学、大学院、学部といった法令上の用語の使われ方の再整理等も視野に入れつつ、検討が進められていくことが望まれる。

本答申を踏まえ、国、大学、産業界等の関係者が、現状の大学院が抱える課題に真摯に向き合うとともに、大学院教育改革に積極的に取り組んでいくことを期待したい。

序章 大学院を巡る社会状況とこれまでの大学院改革の進捗^{ちよく}状況

1 大学院を取り巻く社会状況の展望

「大学改革」は、いまだ道半ばである。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。この「知識基盤社会」においては、個人の人格形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上においても、大学とりわけ大学院は極めて重要な役割を果たし、国際競争が激化する今後の社会では、各国の大学院システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。

また、真の科学技術創造立国の実現に向けて、我が国が国際競争力を維持・向上させていくためには、科学技術や学術活動の基盤となる人材を大学院においていかに養成し、確保していくかが重要な課題となっている。

一方、国際的な状況は、国境を越えた高等教育の提供や「知識基盤社会」化を念頭に置いた大学改革が進行中であり、こうした面からも、我が国の大学院教育の国際的な通用性が本格的に問われようとしている。

このような内外の状況を踏まえて、我が国の大学院が国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開していけるか否かを国家社会の行く末を左右する重要な課題ととらえ、その観点から大学院の人材養成機能の強化に取り組んでいくことが急務である。

政策展開に当たっては、平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の方向性を基本としつつ、現在、総合科学技術会議や各省の関係審議会等において「第3期科学技術基本計画」の策定に向けた様々な検討が行われる中で、優れた科学技術人材の養成・確保等が重要な議題の一つとなっている点を踏まえることが重要である。

2 これまでの大学院改革の進捗状況

大学院における教育研究機能については、これまで、旧大学審議会や本審議会の累次の答申等を踏まえ、大学院大学、通信制大学院等の新しいタイプの大学院の設置や、入学資格、修業年限等の制度の弾力化のほか、教育研究機能の強化を図るための様々な支援策が講じられてきた。その結果、質的・量的充実が図られ、基本的には「知識基盤社会」への移行のための基盤強化に一定の成果をあげてきたと言える。

しかしながら、各大学院の目的と教育体制の関係が不明確な傾向があり、これと

も関連して、人材養成の目的に沿った教育の組織的展開が弱く、急速な量的拡大に伴う諸課題に対応しきれていない、などの指摘が依然としてなされている。

また、専門職大学院制度の発足等に代表される近年の諸改革の中で、大学院教育とそれ以外の教育との関係についても改めて整理が望まれる等、新たな課題も存在する。

これらを総じて見ると、いまだ、大学院は国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開し、本来期待される人材養成上の役割を十分に果たしているとは言い難い。

《近年の主な大学院改革の進捗状況》

○ 大学院大学、通信制大学院等の新しいタイプの大学院の増加

(昭和63年 → 平成17年)

・ 大学院大学

学部を置くことなく大学院のみを置く大学

1 大学 → 14 大学

・ 通信制大学院 (制度創設:平成10年)

印刷教材や放送授業等により通信教育を行う大学院

0 → 18 大学 24 研究科

・ 夜間大学院

社会人の通学上の利便性から、主に夜間において教育を行う大学院

2 大学 2 研究科 → 25 大学 31 研究科

・ 連携大学院 (制度創設:平成元年)

民間の研究所等が参画して大学院教育を展開する大学院

0 → 105 大学 206 研究科 (平成16年)

・ 専門職大学院 (制度創設:平成15年)

法曹、経営学修士 (MBA)、技術経営 (MOT) など特定分野の高度専門職業人養成に特化した大学院

0 → 93 大学 122 専攻

など

○ 大学院学生数の増加

87,476 人 (昭和63年) → 254,483 人 (平成17年)

○ 入学資格や修業年限等の制度の弾力化

・ 学部3年次修了から大学院への入学資格を認める (制度創設:平成元年)

大学の学部3年次を修了後大学院に入学した者 170 人 38 大学 (平成15年)

- ・ 優秀な学生は最短 1 年で修士の学位を取得可能（制度創設：平成元年）

修士課程短期修了者 384人49大学（平成15年）

- ・ 大学院修士課程（専門職学位課程）における長期在学コース等の導入（制度創設：平成11年）

長期在学コース 26大学院31研究科， 短期在学コース 35大学院39研究科（平成16年度）

- ・ 本校の所在地以外の地域で授業や研究指導の一部を行うことが可能（平成 3 年）

サテライト教室 27大学32研究科（平成10年） → 77大学109研究科（平成16年）

など

○ 教育研究機能の強化

- ・ 自己点検・評価システムの導入（制度創設：平成 3 年）

自己点検・評価を実施した大学 583大学（約83%）（平成11～15年）

- ・ 一定規模以上の学生を擁する大学院には大学院専任の教員等を備える（制度創設：平成11年）

大学院所属の教員（助手を含む） 609人（平成元年） → 26,218人（平成16年）

- ・ 研究科以外の教育研究上の基本組織の制度化（制度創設：平成11年）

研究科以外の組織を置く大学 14大学 41教育部等/35研究部等（平成17年）

- ・ 大学院におけるインターンシップ

インターンシップを実施した研究科 28研究科（平成10年） → 99研究科（平成14年）

など

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第1節 基本的な考え方について

大学院は学校教育法に基づく教育機関である。今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

具体的には、

- ① 各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図る。その際、特に博士課程にあっては、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実を図る。
- ② 大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。

1 大学院教育の実質化 —教育の課程の組織的展開の強化—

「知識基盤社会」においては、人材養成機能の強化と世界レベルでの教育研究拠点の形成が大学院教育の重要な課題である。とりわけ、各大学院の目的・役割に応じて、従来から弱体と言われている教育の組織的な展開を強化していくことが急務である。

大学院の教育の組織的展開の強化に向けての具体的な課題は、当該大学院の果たすべき役割や個性・特色に応じて多様であるが、例えば、次のような点が挙げられる。

- ・各課程における人材養成の目的、教育目標の明確化、これらに沿った体系的な教育の課程の編成と適切な教育・研究指導の実践
- ・各産業、各職業分野等社会のニーズを踏まえ、修了者（特に、博士課程）が高度な産業社会で評価される教育の実施
- ・学修プロセスの管理・指導技術等教員の研究指導能力の^{かん}涵養
- ・量的拡大の進行に対応する教育・研究指導の体制・環境の整備
- ・多様な経験の蓄積に資する学生、教員の流動性の拡大
- ・優秀な学生の進学のための修学支援の充実
- ・大学院の評価システムの確立

- ・学部への過大な依存からの脱却を含めた施設・設備の全学的なマネジメントの充実

大学院教育の実質化に当たっては、各大学院において教育の課程（博士課程・修士課程・専門職学位課程）を編成する基本となる組織である専攻単位で、自らの課程の目的について焦点を明確にすることと、当該課程を担当する教員等により体系的な教育プログラムを編成・実践し、学位授与へと導くプロセスの管理及び透明化を徹底していくことを基本的な考え方として、今後の大学院教育の改革を進めることが必要である。その際、特に博士課程にあっては、研究者として自立して研究活動を行い得るよう高度の研究能力を身に付けさせる観点から、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実に努める必要がある。

2 国際的な通用性，信頼性の向上 ―大学院教育の質の確保―

今後，経済・社会・文化のグローバル化の急速な進展に伴い，学生や教員等の国際的な流動性が一層高まっていくことが予想されるとともに，我が国の大学院において養成される人材が様々な場面で国際的に活躍することが期待されている。

また，海外分校・拠点の設置，外国の教育研究機関との連携，e-ラーニング（情報通信技術を利用した履修形態）等を通じた国境を越えた教育の提供や研究の展開など，国際的な大学院間の競争と協調・協力が一層進展している。

さらに，海外の高等教育機関と我が国の機関が連携して，我が国における海外学位の授与や海外における我が国の学位の授与などの構想や計画が進められ，国際機関等において，国境を越えて提供される高等教育の質保証について，様々な検討や試みが行われている。

このような状況を踏まえ，今後，我が国の大学院が世界に開かれた大学院としてその役割を十分に果たしていくためには，各大学院の自己改善努力はもとより，大学院評価の早期確立や国際的な高等教育の質保証に関する活動への積極的な参加，さらには，我が国の大学院を世界的な教育研究拠点へと形成していくことを通じ，質の高い大学院教育を提供し，大学院教育の国際的な通用性，信頼性の向上を図っていくことが重要である。

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

1 大学院に求められる人材養成機能

今後の知識基盤社会において、大学院が担うべき人材養成機能を次の四つに整理し、人材養成機能ごとに必要とされる教育を実施することが必要である。

- ① 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③ 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の四つに整理される。

今後の大学院に求められる人材養成機能ごとに必要な教育については、おおむね以下の通りと考えられる。各大学院における教育理念、各課程の目的等により、これら一つ又は複数の機能の発揮に必要とされる教育を実施していくことが求められる。

<研究者等の養成に必要な教育>

高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域のみならず、幅広く高度な知識・能力が身に付く体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・ 学生に性急に特筆すべき顕著な研究業績を求めるのではなく、国際的にも高い水準の研究活動に豊富に接する中で、自立して研究活動を行うに足る研究能力を修得させることを目標に、その基礎となる豊かな知的学識を培う教育
- ・ 比較的長期にわたる海外、企業での研究経験など、多様な研究活動の場を通じて研鑽^{さん}を積む教育
- ・ 学生同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する環境の中で、自ら研究課題を設定し研究活動を実施すること等の学生の創造力、自立力などを磨く教育
- ・ 高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等の運営管理を行える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトの運営管理能力を高める教育

などが重要となる。

＜高度専門職業人の養成に必要な教育＞

理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力が身に付く体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めてバランスのとれた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的な教育
- ・単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、学問と実践を組み合わせさせた教育
- ・特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育
- ・高度な専門職業人として求められる表現能力、交渉能力を磨く教育
- ・実務経験者に対して、理論的知識等を体系的に身に付けさせる教育

などが重要となる。

＜大学教員の養成に必要な教育＞

研究者等の養成の場合と同様の要素に加え、これまで脆弱であつた教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対する教育方法等の在り方を学ぶ教育を提供することが求められる。このため、例えば、ティーチングアシスタント（TA）等の活動を通じて、授業の実施方法や教材等の作成に関する教育などを実施することが考えられる。

＜知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成に必要な教育＞

多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的な素養のある人材層を確保する観点から、高度な知識・能力を養える体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育
- ・学生の知的好奇心などにこたえた多様かつ豊富な教育プログラムにより幅広い視点を培う教育、又は学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを重視して、養成すべき人材を念頭に関連する分野の知識・能力を修得させる教育

などが重要となる。

2 博士，修士，専門職学位課程の目的・役割の焦点化

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。我が国の大学院教育を国際的な通用性、信頼性のあるものとしていくためには、この「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、各課程の目的に応じて、教育研究分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

【博士課程】研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

我が国の大学院は、一定の教育目標、修業年限及び教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場（教育の課程）として位置付けられ、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。これまでも、様々な制度改革等を通じて大学院教育の充実が図られているが、いまだ課程制大学院制度の考え方が徹底されているとは言えず、この制度の趣旨に沿った教育が十分に実践されていない。国際的な通用性、信頼性のある大学院教育の展開を図っていくためには、この課程制大学院制度、すなわち大学院を「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、各課程の目的に応じ、各分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

その際、学問分野の特性、専攻の規模等によっては、当面、同一専攻の中に研究者養成に関する教育プログラムや高度専門職業人養成に関する教育プログラムなど学生の履修上の区分を明確にした上で複数の教育プログラムを併存させることも考えられる。

大学院の量的な整備がなされた現在の状況を踏まえ、大学教育の在り方、とりわけ学部段階（学士課程）の教育及び大学院段階（博士課程・修士課程・専門職学位課程）の教育の関連を改めて整理する必要がある。法令においても大学院の入学資格を大学を卒業した者又はこれと同等の学力があると認められた者としていることから、大学院段階においては、学部段階における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵

養する教育を行うことが基本である。大学院の教育内容としては、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワーク等により、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門応用能力）を培う教育が重要となる。加えて、高い倫理性や世界の多様な文化・歴史に対する理解力、語学力を含めたコミュニケーション能力などを身に付けさせることも求められる。また、学生の流動性の拡大、あるいは学際的な分野の専攻などにおいて多様な学修歴を持つ学生等を受け入れることを促進する観点からは、必要に応じて大学院入学後に補完的な専門教育を提供するプログラムを用意することが必要である。

＜博士課程＞

博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う課程である。具体的には、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割を担うことが求められる。

また、今後の知識基盤社会にあつては、このような高度な研究能力と豊かな学識に十分裏打ちされた新たな知見や価値を創出できる博士課程修了者が、研究・教育機関に限らず社会の多様な場で中核的人材として活躍することが求められている。このため、博士課程修了者の進路として、研究・教育機関に加えて、例えば、企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関といった社会の多様な場を想定して教育内容・方法を工夫していくことが求められる。

さらに区分制博士課程にあつては、博士課程（前期）が制度的に修士課程として取り扱うものとされており、博士課程（前期）を終えた段階で就職する学生が相当数いる現状を踏まえた上で、後期も含めた博士課程全体の教育課程や人材養成の目標等を踏まえ、博士課程（前期）としての役割・目的等を明確化することが必要である。

○ 人社系大学院の博士課程

人社系大学院の博士課程においては、従来、教員養成分野を除いて、その前期・後期を通じ研究者を養成することを基本に大学院教育を行ってきたが、最近では、様々な事情から大学院に多様な学生が進学し、特に博士課程（前期）について、学生が求める教育機能が多様化しつつある。

このため、区分制博士課程では、当面、同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラムと、博士課程（前期）を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

研究者養成プログラムでは、将来、それぞれの専門領域において研究者として自立できるだ

けの幅広い専門的知識と研究手法や研究遂行能力、さらには専門分野を超える幅広い視野を修得させる必要がある。また、その場合、5年一貫制博士課程のみならず、区分制博士課程においても、その前期・後期を通じて一貫した体系的な教育課程を編成することが求められる。

○ 理工農系大学院の博士課程

理工農系大学院は、従来、研究者として自立するに必要な研究能力を備え、理学、工学、農学における特定の専門分野についての深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としてきた。

しかし、今日、理工農系の大学院には、これら研究者の養成のみならず、産業界等における高度な技術者や高度な政策立案を担い得る行政職員など、社会の各般において、高度な研究能力と豊かな学識に裏打ちされた知的な人材の育成についても大きな役割を果たすことが求められており、その機能は多様化している。

このような状況を踏まえ、理工農系大学院は、研究者養成を主たる目的とするのか、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成を主たる目的とするのか、およそ専攻単位程度で目的と教育内容を明確にすることが必要である。

その際、当該専攻の規模によっては、同一の専攻の中に、前期・後期を通じた研究者養成のための教育プログラムと、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成のための教育プログラムを併存させるなどの工夫が必要である。

また、研究者の活動領域は、大学等における学術研究の場面だけではなく、産業界等における研究開発等の場面にも大きく広がってきており、研究者養成を主たる目的とする場合であっても、当該分野の特性に応じて、専門分野の深い研究能力のみならず、関連領域を含めた幅広い知識や社会の変化に対応できる素養を身に付けさせることが重要である。

他方、高度な技術者等の養成を主たる目的とする場合には、授業科目の履修と論文作成指導による自然科学の基礎知識の教授とともに、知識を実際に活用していく訓練を通じて、科学的知識とそれを展開していく能力を身に付けさせることが必要である。

○ 医療系大学院の博士課程

医療系大学院は、従来、研究者として自立するに必要な研究能力を培い、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としていた。しかし、現在における医療系大学院は、これら研究者のみならず、医師・歯科医師など高度の専門性を必要とされる業務に必要な能力と研究マインドを涵養することも求められるようになってきており、医療系大学院が果たすべき機能は多様化している。

このような状況を踏まえ、今後における医療系大学院の在り方としては、およそ専攻単位程度で、研究者養成を主たる目的としているのか、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成を主たる目的としているのか、その目的と教育内容を明確にすることが必要である。

特に、医学・歯学系大学院にあつては、専攻や分野の別を超えて、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成のそれぞれの目的に応じて、研究科として二つ

の教育課程を設けて、大学院学生に選択履修させることが適当である。

この場合、研究者養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、研究者として将来自立できるだけの幅広い専門的知識と、研究手法や研究遂行能力を修得させることが適当である。

また、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な技能・態度等を修得させるほか、当該専門分野で、主として患者を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させることが必要である。

＜修士課程＞

修士課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程である。具体的には、①高度専門職業人の養成、②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、③研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる。また、修士課程は多様な社会の要請にこたえて教育課程の編成を進めることが必要であり、例えば、社会人の再教育のニーズに対応する短期在学（1年制）コース、長期在学コースの設置等の制度の弾力的な取扱いを有効に活用することなどが考えられる。

○ 人 社 系 大 学 院 の 修 士 課 程

知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材層の養成に当たっては、主として人社系大学院の修士課程が中核的な役割を果たすことが期待される。その際、生涯学習の機会を広く国民に提供する観点から、特に社会人等の受入れを念頭に置いた専攻を設置することなども必要である。

さらに、近年、特に東アジア地域において、急速な経済成長等を背景に環境破壊、ゴミ処理、食品安全等が深刻な社会問題となっており、人社系大学院の修士課程においては、こうした国々の行政官等を留学生として受け入れ、再教育する役割が求められている。同様に、国内の公共部門における人材養成への取組も期待されている。

○ 理 工 農 系 大 学 院 の 修 士 課 程

1990年代以降、技術者等への就職が学部修了段階から修士課程修了段階に移行してきており、修士課程における高度専門職業人養成の役割が今後一層拡大していくと考えられる。

また、今日、人々の日常生活のあらゆる場面が科学技術と深いつながりを持ち、科学技術社会を幅広く支える多様な人材の養成が求められており、修士課程は、そうした人材養成の役割を果たすことも必要である。

すべての大学において高い研究水準を有する博士課程を設置することは実際には困難であり、各大学の判断によって、大学院の目的と機能を修士課程における高度専門職業人養成に特化し、必要に応じて、学士課程と修士課程を通じた一貫的な教育活動を展開することも有効で

ある。

＜専門職学位課程＞

専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

このため、各分野における専門職学位課程の設置に当たっては、当該課程の基礎となる教育内容・方法等について、大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立していくこと、すなわち、特定の職業分野を担う人材の養成を行う専門職学位課程として、その基礎となる共通の課程の在り方（標準修業年限・修了要件、教員組織、教育内容・方法等）の社会的定着と制度的な確立を図ることが不可欠である。

このような特定分野に関する共通の課程の在り方が社会的、制度的に確立されることを前提として、例えば、法科大学院を修了した者に授与される「法務博士（専門職）」のように、専門職学位として新たな学位の名称が必要か否かを検討することが必要となると考えられる。なお、専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、あくまでも「理論と実務の架橋」を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職（プロフェッション）そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した仕組みであって、大学院教育にこのような役割を果たすことが求められ、また、役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待されるものである。

このため、専門職学位課程の評価について、大学関係者が、関係する業界、職能団体等を含めて組織的な専門的評価機能を発展させていくことが強く求められる。

○ 人社会系大学院の専門職学位課程

専門職学位課程は、社会の各分野において国際的に通用する高度専門職業人の養成に特化した課程であるが、とりわけ社会科学分野を中心に、今後、その大幅な拡充が期待される。

その際、設置の構想段階から、大学と関係の業界や職能団体とが十分に連携しつつ、社会の要請を十分に見極めるとともに、同時に、大学院における専門職学位課程としてふさわしい教育水準が維持されることが重要である。

○ 理工農系大学院の専門職学位課程

これまで修士課程及び博士課程（前期）において、高度専門職業人を養成してきた実績を踏まえつつ、各大学院が人材養成目的に沿って対応していく必要がある。

○ 医療系大学院の専門職学位課程

医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の

大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。このため、欧米の状況も踏まえ、２年制の専門職大学院として、大学院の整備を進めていくことが必要である。

なお、米国等におけるメディカル・スクール、デンタル・スクール制度を、我が国に導入することについては、現在進められている医学・歯学の学部教育改革の状況や、卒後初期臨床研修制度及び後期専門研修制度との関連、さらにこの制度の導入による基礎医学・歯学研究への影響などを十分踏まえる必要があるほか、大学学部教育全体への影響など、多角的な検討と十分な議論を必要とすることから、今後、中期的な課題として関係者による十分な検討が必要である。

3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備

大学院教育の組織的展開を強化していくためには、各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的な教育の課程の提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要である。

このため、これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに、国による支援を推進する必要がある。

【具体的取組】

- 各大学院の人材養成に係る目的の明確化（大学院設置基準の改正）
- 各大学院における教育の実質化の取組に対する国の重点的支援と情報提供の推進
- 「助教」の新設に伴う大学院の教員組織体制の見直し
- 博士課程、修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化（大学院設置基準の改正）

＜各大学院の課程の目的の明確化に関する大学院設置基準の改正＞

国際的に魅力ある大学院教育の展開に向け、各大学院は、どのような人材を養成しようとするのか、その目的や役割を明確にすることが重要である。それに即して、多様な形で、教育研究体制の構築や教育研究活動が責任を持って実施されるよう促進方策を講じる必要がある。

このため、各大学院が、各専攻ごとに、どのような人材を養成しようとするのかを、学則、研究科規則等において具体的に明らかにするとともに、その内容を積極的に社会に公表することを義務付けることとし、関係規定を大学院設置基準に新たに置くことが適当である。

さらに、関係する教職員が、養成しようとする人材像についての認識を組織的に共有し、学生に修得させるべき知識・能力の具体化を図るとともに、社会の要請等に的確に対応した人材養成を行っているかどうかを互いに確認していくよう努めることが重要である。

各大学院の人材養成の目的等を組織的に明らかにしていくことは、大学院評価の基準（ベンチマーク）を明確化する役割を果たすことや、学生の大学院への進学の見極め、修了生のキャリアパスの形成にも資するものと考えられる。

＜魅力ある大学院教育の展開・普及（グッド・プラクティス（GP）型事業）＞

大学院教育の多様な発展を図るためには、国において、各大学院におけるそれぞれの課程の目的に即した多様な形での教育研究体制の構築や教育研究活動の組織的展開（実質化）を行う意欲的かつ優れた取組への重点的支援を行うとともに、それ

らの事例を広く社会に情報提供し、大学院教育の改善に供する事業（グッド・プラクティス（GP）型事業）を推進していくことが必要である。^{*1}

＜「助教」^{*2}の新設に伴う大学院の教員の組織体制の見直し＞

大学制度の中で新たに職制の創設が予定されている「助教」は、各大学の判断により、大学院の授業科目を担当したり、大学院学生の研究指導にかかわることができることとなっている。大学院設置基準及び専門職大学院設置基準上、教授、准教授等と同様に大学院に最低限置くことが必要な「研究指導教員」、「専任教員」に含めることができるものである。各大学院においては、助教の職の新設の趣旨を十分に踏まえて、大学の個性や学問分野の特性を考慮しつつ、今後の教員の役割分担及び組織的な連携体制を確保できるよう、教員組織を見直していくことが必要である。その際、学士課程の教育を担当する教員の多くが助教に偏ることがないようバランスのとれた教員構成とする必要がある。

＜博士課程、修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化＞

現在、各大学院においては、博士課程を前期と後期に分ける積み上げ方式、修士課程と博士課程（一貫制、区分制）を別々に設置する並列方式などの課程の設置方式を採ることが可能となっている。

並列方式は、本来の博士課程、修士課程の目的に即した教育の課程の編成がしやすくなるなどの利点を有するが、当該課程を編成する専攻ごとに担当教員を配置する必要がある、積み上げ方式に比べてより多くの教員が必要となることから、この方式の導入は進んでいない。このため、各大学院が並列方式を採用しやすくなるよう、大学院を担当する教員を修士課程と博士課程の専攻それぞれ一つまでは、研究指導教員として取り扱うことができるように平成12年に取扱いを変更したが、大学設置の準則主義の観点から大学院設置基準においてこのことを明確に示すことが適当である。

これにより、大学院を担当する教員が二つの専攻（修士課程、博士課程）の研究指導教員として学生の教育・研究指導を行うことが可能となるが、各大学院がこの方式の導入を図るに当たっては、学生への教育・研究指導體制の十分な確保が求められる。それに関連して、例えば、各大学院の自主的な検討に基づき、教員の組織的な役割分担や学問分野等を踏まえ、教員の時間配分の組織的な管理を促進することなども必要であると考えられる。

*1 本審議会における審議を踏まえ、現代社会の新たなニーズに応える創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取組を支援する『「魅力ある大学院教育」イニシアティブ』が平成17年度から実施されている。

*2 「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月中央教育審議会答申）において、大学の教員組織の見直しとして、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする新しい職として、「助教」を設けることが提言され、これを受け、平成17年7月に学校教育法が改正された。

4 知識基盤社会にふさわしい大学院教育の規模の確保

今後の大学院教育の量的規模の方向性については、社会人、留学生の入学者を含め、高度専門職業人養成に対する期待など進学需要の増加傾向に合わせ、全体として着実な増加傾向になると予想される。この傾向は、今後の知識基盤社会の到来を展望すると、一般的には望ましいものと考えられる。また、社会・経済・文化の発展や科学技術の進展等、時代の動向や要請に的確にこたえとともに、人文・社会科学、自然科学の各分野のバランスのとれた発展を目指すことが重要である。

今後の大学院教育の量的規模の方向性について展望すると、一部の専攻分野において学士課程の修了者等の大学院進学率の伸びの鈍化が起こっているが、社会人の入学者を含め、高度専門職業人養成に対する期待など進学需要の増加傾向に合わせ、全体としては、着実な増加傾向になると予想される。この傾向は、今後の知識基盤社会の到来を展望すると、一般的には望ましいものと考えられる。

また、欧米と比較すると、我が国の大学院の人文・社会科学系分野の割合が低いが、新しい知識や情報が社会の在り方にも影響を及ぼす知識基盤社会においては、自然科学系分野と人文・社会科学系分野がバランスのとれた発展を目指すことが重要である。

しかしながら、大学院政策において大学院の全体あるいは分野別に量的な目標を設定すること等は、本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において行わないこととされ、また、多様化・複雑化し、変化の速度を増していく人材需要に対して、一元的な調整を行うことは困難であり、各大学院が、大学院教育に対する社会の諸要請を的確に踏まえつつ、競争的環境の下で自主的・自律的な検討に基づく機能別分化の流れの中で、自らの果たすべき役割を基に新たな専攻等の設置・改組の対応を柔軟かつ機動的に図ることが基本であると考えられる。

また、各大学における大学院と学部の量的な構成については、大学の機能別分化が進んでいく状況の中で、各大学の責任において検討・判断すべき事柄であると考ええる。

産業界等においても、それぞれの業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すことや、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を適正に評価して人材の登用を行うなど、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置などの構造改革に向けた努力が求められる。

第2章 新時代の大学院教育の展開方策

1 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための方策

（1）課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立

① コースワークの充実・強化

社会のニーズに対応した人材の養成を行うためには、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要である。

特に、博士課程は、5年間を通した体系的な教育の課程を編成し、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要となる。

これと関連して、各大学院においては、その人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシーを明確にし、それを適切に反映した入学者の選考上の工夫を行うことが重要である。

【具体的取組】

- 大学院の課程の単位の考え方の明確化（大学院設置基準の改正）
- 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し（大学院設置基準の改正）
- 豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制、ジョイントディグリー）の導入
- 博士課程の短期在学コースの創設の検討
- 国によるコースワーク充実のための情報提供等

グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る人材の養成を行うためには、課程制大学院制度の趣旨に沿って大学院教育の組織的展開の強化を図ることが大切である。

このため、各大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが必要である。特に、博士課程においては、5年間を通した体系的な教育課程を編成し、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要である。その際、将来の研究リーダーや国際社会など多様な場で活躍できる研究者の育成の観点からは、コースワークを通じて、例えば、研究企画書の作成等を含めた研究プロジェクトの企画・マネジメント能力や英語のプレゼンテーション能力の涵養などに努めていくことが重要である。

コースワークを充実するためには、大学院教育の特質に応じた単位制度の見直し

や、博士課程について5年間を通じた体系的な教育課程という観点からの修士論文の在り方、豊かな学識を養うための履修上の工夫などについて検討する必要がある。各大学院においては、例えば、前期はコースワークに重点を置いて後期は研究活動を中心とする、前期・後期を通じたコースワークを設定するなど、その人材養成目的や専攻分野の特性に応じた最も効果的なコースワークを行っていくことが重要である。また、分野によっては、大学間の連携・協力体制を強化するなどして、組織的にコースワークの充実を図っていく取組も有効である。

大学院教育の組織的展開の一環として、大学院への入学者の受入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせるよう努めることが求められる。このため、各大学院においては、それぞれの人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシー（入学受入方針）を明確にし、公表するとともに、それを適切に反映した入学受入れを行えるよう、選考の方法や時期等について工夫を行うことが必要である。

○ 人社系大学院

＜博士課程及び修士課程に共通する教育・研究指導の在り方＞

人社系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると学生の教育がそれぞれ特定の研究室の担当教員による個人的な指導に過度に依存する傾向も見られた。しかし、各課程の目的と教育内容を明確にしつつ、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、各専攻において授業内容を体系的に編成するなど、組織的に教育を計画することが求められる。

人社系大学院の各専攻における教育プログラムを、課程制大学院の趣旨にふさわしいコースワークとして機能させ、体系的な教育を提供するためには、例えば以下のように、組織的に教育活動を展開することが必要である。

- ・各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
- ・幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム
- ・自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム
- ・最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて、その前提となる研究計画の作成や研究の途中経過のまとめなど、研究過程の中間的な段階を設定し、それぞれ設定された水準を満たすことを求める仕組み

大学院に進学する学生の学力の実態を踏まえるとともに、特に他分野出身の学生の学修歴にも配慮して、大学院に進学後間もない段階で、専門分野に関する基礎的な教育を行い、当該分野に関する知識及び研究を遂行するための方法論を確立させることが必要である。

大学院修了後、それぞれの専門分野において活躍するためには、当該専門分野に関する学習の基礎を培うとともに、幅広い視野や基本的な思考力を持つことも必要である。

＜博士課程における教育・研究指導の在り方＞

優れた研究者を養成する観点から、博士課程の前期・後期の5年間を通じた体系的な教育課程を編成し、その上で、博士課程（後期）にあつては、個別教員による適切な指導に重点を置くなどの工夫が必要である。また、研究能力の育成のみならず、学生に対する優れた指導力を

備えた大学教員の育成という視点にも十分配慮した教育を行うことが求められる。

分野によっては、必要に応じて、博士の学位を取得するまでの間に、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供したり、国内外の学術雑誌に英語論文を投稿するよう促すことが有効である。

また、修士課程又は専門職学位課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程（後期）に進学した学生に対しては、研究者として必要とされる実験・論文作成をはじめとする研究手法について、補完的な指導を適切に実施するなどの配慮が求められる。

○ 理工農系大学院

＜修士課程及び博士課程（前期）に共通した教育・研究指導の在り方＞

従来、多くの理工農系大学院においては、学生に対する教育と教員の研究活動が渾然一体^{こん}となって行われ、学生に対する教育が研究室の中で完結するような手法が中心となってきた。しかし、この方法は、個々の教員の指導能力に大きく依拠するため、場合によっては、専門分野のみの閉鎖的な教育にとどまり、産業界等で求められる幅広い基礎知識や社会人として必要な素養が涵養されにくいなどの課題が指摘されている。

今後は、個々の教員による指導はもとより、各研究科・専攻における組織としての計画的な教育に力点を置いていくことが、より効果的な場合が多いと考えられる。

理工農系大学院における教育プログラムが、専門的知識と幅広い視野を習得させるものとするためには、例えば以下のように、各研究科や専攻において組織的に教育活動を実施することが必要である。

- ・各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
- ・幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム
- ・自立した研究者や技術者等として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム

また、学術研究活動・産業経済活動のいずれにおいても、国際的に活躍し得る人材を育成する観点から、英語をはじめとする語学教育の充実に一層努めていくことが必要である。

理工農系の人材には、科学技術と社会との関係や社会の安全に関しても高い素養を持つことが求められる。このため、倫理や法規制など、幅広い社会科学的分野について、専門教育の内容・程度に応じて適切に教育されることが重要である。

＜博士課程（後期）における教育・研究指導の在り方＞

優れた研究者を養成する観点から、前期・後期の5年間を通じて体系的な教育課程を編成し、その上で、後期課程にあっては、教員の研究活動に参画させるなどの工夫を講じることが必要である。

学生の国際性を涵養する観点からは、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供することが有効である。なお、このような取組については、博士課程（後期）のみならず、修士課程段階においても有効である。

修士課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程（後期）へ進学した学生に対しては、研究者として必要な実験・論文作成をはじめとする研究手法などについて、適

切な補完的な教育を実施するなどの配慮が求められる。

○ 医療系大学院

＜各分野共通の教育・研究指導の在り方＞

医療系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると大学院学生が所属する各研究室の指導教員に教育を任せ切りにするという傾向も見られた。しかしながら、先に示したように大学院の目的と教育内容を明確にし、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、専攻単位で組織的に教育活動を計画することが重要である。

また、専攻を単位とする組織的な教育活動が、動物実験や遺伝子実験、放射線の取扱いなど単に様々な診療上や研究上の規制に対応した知識・技術のみを修得させるのではなく、体系的な教育を提供するという課程制大学院の趣旨に沿ったふさわしいものとなるよう、関係者が努力していくことが強く求められる。

具体的には、幅広い視野と当該専門分野での専門的知識を修得させるため、例えば次のような、専攻を単位とする組織的な教育活動が効果的と考えられる。

- ・ 幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する組織的な教育活動
- ・ 各専門分野に関する専門知識を身に付けるための体系的かつ組織的な教育活動
- ・ 自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための組織的な教育活動

このほか、単位の認定や最終試験による課程修了資格の認定において客観性を確保することや、学外や関連分野の教員等も交えた学位論文審査を実施することが適当である。

さらに、研究遂行上又は職業上必要な資格の取得や、関連学会における認定資格（専門医など）の取得のための講習や研修と、医学・歯学系大学院博士課程における教育とは、本来、趣旨・目的を異にするものであるが、専門分野の資格取得のための本人の負担等を考慮すると、大学院の教育課程の中に当該資格取得に必要な教育内容を取り込む工夫も適当と考えられる。

＜各分野ごとにおける教育・研究指導の在り方＞

①医学・歯学系大学院（博士課程）について

研究者養成を主たる目的とする教育課程においては、研究者としての基本的素養を身に付けさせるという観点から、研究者に求められる医学・生命科学研究の遂行に必要な基本的知識・技術をコースワークで修得させることが必要である。

優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成を主たる目的とする教育課程においては、臨床医・臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な診断・検査技法、手術手技、態度を修得させるほか、臨床医・臨床歯科医に求められる資質や能力を涵養するために必要な内容をコースワークに盛り込むなど、体系的かつ組織的な教育活動が必要である。

また、併せて、疾病の成因、新しい安全な診断・検査・治療法の開発・評価、臨床疫学など、患者に対する診療を通じた臨床研究のテーマを課し、博士論文作成のための研究指導を行わなければならない。

医学・歯学系大学院が、その教育課程を、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成の二つに分けて明確化するに当たり、それぞれの課程の教育・研究指

導体制が硬直化することのないよう、教育・研究指導教員が、双方のコースワークに携わることができるようになるほか、学生による双方の教育課程からの単位選択の自由度を一定程度確保するなど、相互の連携を保つような配慮が求められる。

②医学・歯学系大学院（修士課程）について

医学・歯学系の修士課程の大学院は、医学部・歯学部卒業者以外を対象とし、当該課程修了後に医学・歯学系の博士課程に進むことを想定して設置されているが、実際には、課程本来の目的に沿って、4年の医学・歯学の博士課程と合わせた研究者養成のプロセスを担っている面と、医学・歯学に関する専門知識を有し、幅広く医療関連分野で活躍する高度専門職業人の育成を担っているという両面があり、このような現状に対応した教育が必要である。

③薬学系大学院について

現行4年間の修業年限である薬学の学部教育は、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする場合、修業年限が6年（それ以外は現行のまま4年）とされ、平成18年度入学者から適用される。

このことにより、4年制の基礎薬学等に係る学部を母体とする大学院は、5年制（区分制又は一貫制）の博士課程として研究者養成を主たる目的とすることが予想されるが、新たな制度が適用されたことに伴い、その教育内容については、今後、関係者により検討されることとなっている。

この場合において、幅広い基礎知識の修得ができるようにする観点から、必要な科目をコースワークに盛り込む工夫に加え、研究者として自立するために必要なプロジェクト企画力などの涵養も重要であることを十分踏まえた検討がなされることを期待する。

また、臨床現場の薬剤師業務に精通した基礎薬学研究者の養成が必要とされていることにも留意する必要がある。

6年制の臨床薬学等に係る学部を母体とする大学院は、4年一貫の博士課程として優れた研究能力等を備えた臨床薬剤師の養成を主たる目的とすることが予想されるが、その教育内容については、臨床を通じた薬学研究の在り方を中心に検討されることとなっている。その際、専門薬剤師として活躍するための高度専門職業人養成プログラムの在り方についても、今後検討がなされることを期待する。

④看護学系・医療技術系大学院について

看護学系・医療技術系分野の区分制博士課程（前期）にあつては、一専攻当たりの学生数が少ない場合などは、同一専攻の中で、博士課程（後期）修了後に教育研究職に就く者のための研究者養成プログラムと、前期課程修了後に専門職に就く者のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

この場合、看護学系・医療技術系分野は特に実践性が求められることから、いずれのプログラムにおいても、専門職業人としての一定の実務経験を経てから入学させることが望ましい。

研究者養成プログラムにおいては、研究者としての基本的研究手法を身に付けるために必要

なコースワークを整備するとともに、論文作成を通して、研究者に求められる批判力、論理性、表現力の涵養が重要である。また、実践的な研究テーマと基礎的な研究テーマの両方が教育できるような体系的な教育プログラムが必要である。

高度専門職業人養成プログラムにおいては、看護や医療技術の現場において、将来指導的立場で活躍できる人材を養成する観点から、コースワークや実践体験を含んだプログラムを整備し、当該専門領域に係る学際的な知識、実践能力、教育能力を育成する体系的な教育プログラムでなければならない。

また、専門領域での認定資格等に係る教育を大学院の教育課程の中に効果的に取り込む工夫も求められる。

博士課程（後期）においては、研究者の育成を主たる目的とすることから、研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークを含んだ教育プログラムとすることが適当である。

⑤公衆衛生分野の大学院について

公衆衛生分野の大学院については、欧米の状況も踏まえ、2年制の専門職大学院として整備を進めていくことが必要であり、また、それに必要な教員の養成やカリキュラムの開発、修了者の社会での活躍の場の拡大など、関連する施策を進めていくことが求められる。また、その場合の教育内容については、各専門領域に共通するコア科目の修得と、各専門領域における専門科目の修得とを組み合わせるような工夫が必要である。

博士課程（後期）においては、当該分野における研究者養成とこの分野の教育者の育成を主たる目的とし、その目的にふさわしい教育内容とすることが適当である。

＜単位の考え方の明確化＞

大学院の教育機能の実質化を図り多様な展開を促すために、学問分野の特性に応じ、例えば、研究者として必要な研究技法や研究能力を身に付けるためのフィールドワークや文献調査を定期的に行わせるような場合、講義と実習といった複数の授業の方法を組み合わせた授業科目を導入することも重要である。そのような取扱いが容易にできるよう、設置基準における単位の計算方法について明確化することが適当である。また、我が国の単位制度（45時間の学修をもって1単位とすることを基本とする制度）の趣旨に沿って十分な学習量が確保されるよう、その実質化に向けた各大学院の努力が求められる。

＜修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し＞

博士課程における学修の集成は博士の学位論文の作成であることを踏まえ、博士課程（前期）の修了時においては、修士論文の作成に代えて一定の学修成果を求めることなどにより、5年間の教育が有機的なつながりをもって行うことができるようにすることが重要である。また、修士課程についても、その課程の目的が多様に

なっていることを踏まえ、体育、芸術等の分野以外にも、高度専門職業人の養成を目的とする課程などにおいては、特定課題の研究など一定の学修成果をもって修士論文を不要とするなど柔軟に取り扱っていくことが必要である。

このため、大学院設置基準上、修士課程及び博士課程（前期）の修了要件として、修士論文の審査及び試験に合格することを基本とせず、各大学院のそれぞれの課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果（修士論文を含む）の審査及び試験に合格することとするよう見直すことについて検討することが適当である。この場合、各大学院においては、修士論文が研究者としての訓練を積む上で大きな役割を果たしてきたことや、修士論文を課す場合とそうでない場合の公平性を確保しつつ、新しい教育・研究指導の在り方を工夫すべきである。さらに、博士課程（前期）は、現在、大学院設置基準上、修士課程として取り扱うものとされていることに関し、本来、修士課程と博士課程の目的、役割は異なるものであることなどを踏まえて、その位置付け、関係について検討する必要がある。

また、このような取組や単位制度の実質化に向けた各大学院の努力を前提として、大学院において修得すべき単位数について見直しの検討を行っていくことも必要である。

<豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制，ジョイントディグリー）>

近年の学問分野の学際化、融合化や、幅広い知識と柔軟な思考能力を持つ人材など社会において求められる人材の多様な要請などに対応する手段として、主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる主専攻・副専攻制や、一定期間において複数の学位を取得できる履修形態であるジョイントディグリーは有効な方策であり、各大学の自主的な検討に基づき、積極的な導入が期待される。なお、これらの取組を導入するに当たっては、教育目標や理念の明確化、専攻分野に関する教育の課程の充実が前提であり、また、課程の修了までのプロセスが複雑になることによる学生の履修相談の体制整備など教育を受ける側への一層の配慮も求められる。

<博士課程の短期在学コースの創設>

学士課程又は修士課程修了者等が、社会の多様な分野で相当の研究経験を積むことなどにより、潜在的に博士課程修了者と同等程度の研究能力を有するようになる場合も少なくないと考えられる。このような者に対して、博士課程の標準修業年限より短い期間で一定の体系的な教育を提供し、博士課程修了者としてふさわしい確実な研究能力等を保証し、博士の学位を授与することは、我が国が生涯学習体系への移行を図り、大学院と社会とを往復しながら研究者等の資質・能力の向上を図る社会への転換を促す観点から、意義があると考えられる。このため、社会人として一定の研究実績や能力を有する者を対象とした博士課程の短期のコース（博士課程短期在学コース）の創設について、我が国の学位の国際的な通用性、信頼性の確保

に留意しつつ、検討すべきである。

＜国によるコースワーク充実のための情報提供等＞

国は、諸外国の大学院におけるコースワーク、単位制度等の状況等を調査研究し、諸外国の魅力ある教育の取組の情報提供に努めるとともに、我が国の大学院において諸外国の先鞭^{べん}的な取組事例を参考とする試行的実施などの取組を通じて、国際的にも魅力ある教育の取組の普及・発展を図っていくことが重要である。

② 円滑な博士の学位授与の促進

課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進する。

【具体的取組】

- 各大学院における円滑な学位授与を促進するための改善策等の実施（学位授与に関する教員の意識改革の促進、学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備とそれを踏まえた適切な教育・研究指導の実践等）
- 各大学院における学位の水準の確保等に関する取組の実施（学位論文等の積極的な公表、論文審査方法の改善等）
- 国による各大学院の学位授与に関する取組の把握・公表の実施

なお、現行のいわゆる「論文博士」については、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位を取得したいと希望する者もいまだ多いことなども踏まえつつ、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討し、それら学位の取得を希望する者が大学院における研究指導の機会を得られやすくなるような仕組みを検討していくことが適当である。

学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が、大学における教育の課程を修了し当該課程の目的とする能力（博士課程については、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力等）を身に付けた者に対して授与するもの、という原則が国際的にも定着している。学位に関する検討を行うに当たっては、学位が国際的な通用性のある大学教育修了者の能力証明として発展してきた経緯を踏まえ、課程を修了したことを表す適切な名称の在り方、他の学位との相互関係等を踏まえて慎重に審議していくことが必要である。

<博士の学位授与の現状とその改善の方向>

博士の学位授与の円滑化については、これまで、学位制度の見直しや関係者自身の意識改革とその自主的努力により、徐々に改善傾向が見られるが、特に人文・社会科学系については、いまだ不十分である。また、近年では留学生の博士学位授与率が専攻分野によっては低下傾向にある。このような状況を踏まえ、課程制大学院の本来の目的、役割である、厳格な成績評価と適切な研究指導により標準修業年限内に円滑に学位を授与することのできる体制を整備することが必要である。その際、これらの取組が大学院教育に求められる学生の個性、創造性の伸長に資する教育・研究指導を妨げるものであってはならないことにも留意すべきである。

現在、課程の修了に必要な単位は取得したが、標準修業年限内に博士論文を提出せずに退学したことを、「満期退学」又は「単位取得退学」などと呼称し、制度的な

裏付けがあるかのような評価をしている例があるが、これは、課程制大学院制度の本来の趣旨にかんがみると適切ではない。また、一部の大学においては、博士課程退学後、一定期間以内に博士の学位を取得した者について、実質的には博士課程における研究成果として評価すべき部分が少なくないとして「課程博士」として取り扱っている例も見受けられる。このような取扱いについては、各大学の判断により、何らかの形で博士課程への在籍関係を保ったまま論文指導を継続して受けられるよう工夫するなど、当該学生に対する研究指導体制を明らかにして、標準修業年限と比べて著しく長期にならない合理的な期間内に学位を授与するよう、円滑な学位授与に努めることが必要である。その際、学生の経済的事情を考慮し、博士論文の提出を目指すために標準修業年限を超えて引き続き在学する学生に対して修学上の負担の軽減措置を講ずることなども併せて検討することが望まれる。

＜円滑な学位授与を促進するためのプロセス管理等＞

各大学院においては、円滑な学位授与を促進するため、学問分野の特性にも配慮しつつ、例えば、以下のような種々の改善策等を実施していくことが適当である。

① 学位授与に関する教員の意識改革の促進

- ・課程制大学院制度の趣旨の徹底を図ること
- ・博士の学位授与の要件として学位論文に特筆すべき顕著な研究業績を求めるのではなく、学位の質を確保しつつ、学位論文の作成は、自立して研究活動等を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とするという考え方を再認識した上で、各大学において博士論文の要求水準の在り方についても検討すること

② 学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備

- ・コースワーク修了時に、学生からの申請に基づき、当該学生が一定期間内に博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みを整備すること
- ・学位論文に係る研究の進捗状況に関する中間発表を実施する仕組みを整備すること
- ・学生の研究遂行能力を適切に把握するため、口頭試験を実施するなど、専攻分野等の理解度を確認する仕組みを整備すること
- ・学位審査申請時期を明確化するとともに、年間に複数回申請できる仕組みを整備すること

③ 学位授与へと導く教育のプロセスを踏まえた適切な教育・研究指導の実践

- ・学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定し、その指導を強化すること
- ・オフィスアワーの設定等により確実に論文指導の時間を確保すること
- ・複数の指導教員による論文指導体制を構築すること
- ・留学生に対し英語等による論文作成を認めること

- ・留学生の語学力に対応した適切な論文指導を実施すること

また、これらの取組のほかに、各学生の具体的な修了要件に係る在学期間は、標準修業年限を基本としつつ、当該学生の個別の能力や事情に応じて弾力的に取り扱うことが制度上可能であることを踏まえ、各大学院においてこれら早期修了や長期履修学生制度の積極的活用も期待される。

なお、円滑な学位授与の促進策の一つとして、学位の取得に至るプロセスにおいて、一定の段階に達し学位取得の見込みがあると認められる者、例えば、各大学院において、必要な単位を取得した者や試験に合格した者について「博士候補」とし、論文作成を本格的に開始することなども考えられる。この場合、「博士候補」の呼称を取得することが目的化して、かえって標準修業年限内に学位を授与するという本来の目的を阻害することのないよう、留意することが必要である。

＜学位授与のプロセスの透明性の確保等＞

学位授与の促進を図る一方で、学位の水準や審査の透明性・客観性を確保することも重要であり、各大学院の自主的・自律的な検討に基づき、例えば、以下の取組を進めることが考えられる。

① 学位論文等の積極的な公表

- ・博士の学位論文の要旨及び当該論文審査の結果の要旨について、インターネット上に公開する等容易に閲覧可能な方法を用いて広く社会に積極的に公表すること

② 論文審査方法の改善

- ・論文審査委員名を公表すること
- ・論文審査に係る学外審査委員の積極的登用を図ること
- ・口述試験を公開すること

＜学位授与に関する国の取組＞

現在、21世紀COEプログラムの審査・評価に学位授与の状況等が活用されているところであるが、課程制大学院制度の趣旨に即し、更に「課程博士」の授与の円滑化が進むよう、国は、毎年度、各大学院の取組を把握するとともに、公表していくことが適当である。

＜論文博士の在り方の検討＞

大学は、博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができるとされており、これにより授与する学位のことをいわゆる「論文博士」と呼んでいる。

これについては、①学位は、大学における教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として大学が授与するものという原則が国際的にも定着していること、②国際的な大学間の競争と協同が進展し、学生や教員の交流や大学間の連携など、国際的

な規模での活動が活発化していく中であって、今後、制度面を含め我が国の学位の国際的な通用性、信頼性を確保していくことが極めて重要となってきたことなどを考慮すると、諸外国の学位制度と比較して我が国独特の論文博士については、将来的には廃止する方向で検討すべきではないかという意見も出されている。

一方、この仕組みにより、大学以外場で自立して研究活動等を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識を培い、博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者に対して博士の学位を授与することは、生涯学習体系への移行を図るという観点などから一定の意義があるとも考えられる。また、博士学位授与数に占める論文博士の割合は減少傾向にあるものの、他方で、企業、公的研究機関の研究所等で相当の研究経験を積み、その研究成果を基に、博士の学位を取得したいと希望する者もいまだ多いことや、論文博士と課程博士が並存してきた経緯を考慮することも必要である。

これらのことを踏まえ、論文博士については、その授与状況や学位に関する国際的な考え方、課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討していくことが適当である。なお、論文博士の在り方の検討に当たっては、相当の研究経験を有している社会人等に対し、その求めに応じて大学院が研究指導を行う仕組みの充実などを併せて検討することが適当である。その際、例えば、博士課程短期在学コースの創設等の検討や、現在、日本学術振興会において、アジア諸国を対象とした「論文博士号取得希望者に対する支援事業」が実施されていることとの整合性についても留意することが必要である。また、論文博士については、戦前の博士号の考え方と同様の^{せきがくたいと}碩学泰斗型のもの、企業の技術者等がその研究経験と成果を基に学位を取得したもの、教育研究上の理由等により標準修業年限内に学位取得に至らなかった者がその後論文審査に合格して学位を取得したものなど性格の異なるタイプのものが存在しており、今後、その在り方を検討するに当たっては、これらについて考え方を整理した上で適切な取扱いを検討することが必要である。

③ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

今後の大学院教育の組織的展開が有効に機能するよう、各大学院における課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修（FD）の実施が必要である。また、大学院の課程の修了時における質の確保等を図る観点から、成績評価基準等の明示等について、大学院設置基準に規定を置くことが適当である。

これらの取組に加え、各大学院は、教員の教育研究活動について評価を行うことによって、教育・研究指導能力の向上に資することが重要である。

【具体的取組】

- 大学院の課程におけるFDの実施（大学院設置基準の改正）
- 大学院の課程における成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施（大学院設置基準の改正）
- 各大学院における教員の教育研究活動の評価の実施

今後の大学院教育の組織的展開が有効に機能するためには、体系的な教育課程とともにそれを支える教員の教育・研究指導能力の向上が重要な課題となる。このため、個々の教員の教育・研究指導能力向上とそのための組織的な研修体制の充実や学生に対する成績評価の管理、さらには、教員の教育研究活動を適切に評価する仕組みが一体となって機能することが必要である。また、授業内容を公開するなど、教育・研究指導の内容を同一学科内の教員が評価できる仕組み（いわゆるピアレビュー）を導入することも効果的である。

○ 人社系大学院

専門職大学院においては、優れた実務家を大学教員として活用することが不可欠だが、その際には、専門職大学院の教員として必要な教授能力等を身に付けるための研修の機会を充実するなどの工夫が必要である。

○ 理工農系大学院

大学教員の教育能力の向上を図るためには、在外研修や外国で研究に参加する機会等を活用しつつ、諸外国の大学院における実際の教育活動に関する知見を広げることも有効である。

○ 医療系大学院

教員に対する評価としては、研究実績や教育に関する資質・能力に加えて、臨床医学系・臨床歯学系分野等の大学院の教育研究や機能を高める観点から、担当教員の臨床に係る実績や臨床を通じた研究成果の評価が重要である。

＜体系的な教育課程の編成と教育内容・方法の改善のための組織的活動の実施＞

各大学院における教育課程の編成，実践等に当たっては，関係する教員が課程の目的，教育課程等について共通理解を深めるとともに，教員の教育・研究指導能力の一層の向上を図る取組があいまって初めて効果的に機能するものである。このような教育の課程の組織的展開の重要性にかんがみ，それぞれの大学院教育の現場における教育研究の特色，創造性等が阻害されることのないよう留意しつつ，各大学院における課程の目的，教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント（FD））を実施することが必要である。これを踏まえ，各大学において授業及び研究指導の内容等の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする旨の規定を大学院設置基準に置くことが適当である。

＜成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施＞

今後の知識基盤社会にあつては，専攻分野に関する専門的な知識・能力と関連する分野の基礎的素養が確実に身に付いていることが求められる。このような社会の動向も踏まえ，大学院の課程の修了時における質の確保を図るとともに，教員の教育能力の向上を図る観点から，教員は，学生に対してあらかじめ各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法，学位論文の作成や審査に至るプロセス及び課程の年間計画等を明示することが必要である。また，学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては，学生に対してそれに係る成績評価基準をあらかじめシラバス（講義実施要綱）などに明示するとともに，当該基準に沿って厳格な成績評価を実施することが必要である。これを踏まえ，各大学院における成績評価基準等の明示等について，大学院設置基準に規定を置くことが適当である。

＜教育研究活動の評価の実施と活用・反映＞

教員の教育・研究指導能力の向上には，FDの実施や成績評価基準等の明示等とともに，自らの教育研究活動についての評価を行うことによって，その実効性を担保し，更なる改善のための材料とすることが重要である。

現在，教員の研究活動に関する評価は，各大学院や競争的研究資金の公募審査などの場において，例えば，論文生産数，被引用論文数（サイテーション・インデックス），各種競争的研究資金の獲得状況，知的財産権の出願・取得状況など一定の定量的指標を設定し実施されている。しかし，教育活動に関する評価は，その指標に定性的なものが多く適切な指標設定が難しいことなどから，社会的にいまだ定着しているとは言い難い。今後，教育活動に関する評価の指標として，例えば，単位制度の趣旨に沿った学習量の確保状況や成績評価基準等のシラバスへの明示内容，シラバスに沿った授業の実施状況，学生への論文作成指導の状況，学生による授業等の評価などに加え，課程の目的とする人材養成として想定される就職先への就職率や，修了者のキャリアパス形成に関する指導状況，修了者の社会での活躍状況なども考えられる。

各大学院においては、自主的・自律的な検討に基づき、教育活動に関する評価の積極的な導入を図るとともに、人事・採用面における処遇等にも活用・反映していくことが期待される。また、個々の教員の活動は、各大学院における教員の組織的な役割分担や学問分野、時期等によって多様であることを踏まえ、「教育」か「研究」かといった単純な区分ではなく、各大学院における自主的な調査研究に基づき、個々の教員の多様な活動状況を考慮した形で、活動評価を行っていく方法も有効であると考えられる。

(2) 産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

従前より、産業界、地域社会等と大学は、人材養成、研究開発等において連携を図ってきたが、これを更に推進していくことが必要である。その際、産業界等においては、それぞれの業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すとともに、各大学院においては、そのようなニーズを的確に踏まえた教育内容・方法等を取り入れていくことを通じて、両者の協力関係をより一層推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを図っていくことが重要である。また、大学院の地域連携活動の一層の推進を図り、大学院が人材養成を含めた地域の発展のためにその役割を積極的に果たしていくことのできる環境の整備も重要である。

【具体的取組】

- 大学院と産業界が目指すべき人材養成目標とそれに即して修得すべき専門的知識・能力の内容を共有した産学協同教育プログラムの開発・実施
- 単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施

さらに、各大学院、企業等は、博士課程修了者等の多様な進路の開拓を図るための取組を実施することが求められる。国は、大学や企業等、双方におけるこれらの努力及び社会的評価を踏まえつつ、産学官連携による人材養成の取組への支援や社会ニーズを踏まえた魅力ある大学院教育に対する支援を行うことが必要である。

【具体的取組】

- 各大学院による教育内容・方法の改善や教員の資質向上、学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の研究市場への積極的なアピール
- 企業等による大学院教育に対する自らのニーズの明確化、博士の学位の取得者等の実力を評価した人材の登用など、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置の実施

我が国経済の活力を維持し、持続的な発展を可能とするためには、産業技術力の強化を図り、国際的な競争優位性を持つ産業の育成が必要であるが、そのためには、産業界等社会のニーズを踏まえつつ、大学院において、創造性豊かな質の高い研究者等多様な人材を養成し、社会に有為な人材を輩出していく必要がある。

また、大学においては、それぞれの教育研究目的や特色に応じて、地域の発展の基盤となる優れた技術などを生み出すための学術研究を実施するとともに、社会人の再学習など生涯学習のニーズにこたえていくことも重要である。近年、大学の地域連携活動が活発化しつつあるが、大学院の高度な専門的知識を持つ人材や高いレベルの教育研究能力を活用した施策や地域活動に対する支援を行うことにより、大学院が人材養成を含めた地域の発展のためにその役割を積極的に果たしていくことのできる環境を整備することが重要である。

＜社会のニーズと大学院教育のマッチング＞

従前より、大学と産業界等は、インターンシップ、共同研究や人材交流などを通して連携を図ってきた。しかしながら、博士課程修了者の資質について、産業界等からは「専門分野以外の幅広い知識や経験」、「独創的な発想力」など必ずしも期待どおりではなく、産業界等社会のニーズと大学院教育に乖離^{かい}があるとの指摘がある。このような乖離の存在は、これまで産業界等は、採用する学生がどのような大学院教育を受けてきたかということより、採用後の社内教育を重視する「自前主義」を優先し、産業界等の大学院教育に対するニーズを大学側に具体的に示してこなかったことや、大学院の側においても、各専攻に置かれる課程がどのような人材養成を目的としているのか明確ではなく、かつ当該目的や教育内容・方法が社会のニーズを反映しているものかどうか十分に把握・検証してこなかったことにも起因しているものと考えられる。このため、今後、産業界等においては、各種教育機関の役割分担などを踏まえつつ、それぞれの専攻分野や業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すとともに、各大学院においては、そのようなニーズを的確に踏まえた教育内容・方法等の不断の改善を行っていくことを通じて、両者の協力関係をより一層推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを図っていくことが必要である。

また、今後の知識基盤社会において産業競争力を持続的に維持・強化していくためには、大学と企業等は、研究のみならず教育、すなわち人材養成の分野においても、短期的な経済情勢、国の支援策等のいかによらない、恒常的で持続可能な産学連携の体制の構築が求められる。具体的には、①大学院と産業界が、目指すべき人材養成目標とそれに即して修得すべき専門的知識・能力の内容を共有して、産学協同で教育プログラムを開発・実施することや、②単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施などが考えられる。

さらに、平成17年4月の「第3期科学技術基本計画の重要政策」（科学技術・学術審議会基本計画特別委員会中間とりまとめ）においては、基礎から応用までを見通した共同研究に取り組むような戦略的・組織的な産学官連携（協働研究型）の推進とともに、10年先をにらんだ先端的な融合領域において大学・公的研究機関・企業が協働で取り組む研究拠点形成の必要性が指摘されている。また、分野によっては、連携大学院制度等を活用しつつ、産業界等の研究者が学位論文の審査や教育課程の策定に参画するなどの協力関係を深めることも有効と考えられる。その他、それぞれの専攻分野や業種などに応じて、大学院の側と産業界側の情報交換の機会を充実させることも極めて重要であり、職能団体や学協会等はこのような場の設定に主体的な役割を果たすことが期待される。

なお、税制面においては、平成17年度から、人材養成に積極的に取り組む企業について教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する人材投資促進税制が創設されたことを踏まえ、産業界等は、このような制度の積極的な活用等により大学院教育に係る支援体制を充実することが期待される。

＜大学院修了者の進路の多様化＞

高度な知識基盤社会を支える人材として、専門応用能力を有する博士、修士の学位の取得者が、今後、社会の多様な場で活躍することが重要である。特に、博士の学位の取得者について、産業界においては、研究開発をマネジメントできるリーダーとしての役割のみならず、産学官連携プロジェクトを構築するなど産学官連携を実践する鍵^{かぎ}としての役割も期待されるが、例えば、米国と比べて民間企業への就職は少ない状況にある。また、知識基盤社会においては、最先端の学理の探求や基礎研究成果を創出し、新たな知識体系を創造・構築していく人材のみならず、社会のニーズや課題に対して、必要な知識を活用・統合しつつ、中長期的展望に立って新たな技術的価値や解決策を創出したり、基礎的な研究成果の可能性を的確に見抜き、産業化に結びつけることができる人材の活躍が求められる。

これらを踏まえ、大学院教育の改革や人材養成面での大学と産業界等との連携を強化するとともに、学生はもとより、大学、産業界等の各主体が、博士課程修了者は大学の研究者になることが当然という意識を改める必要がある。博士課程修了者等の多様な進路の開拓を図るため、各大学院においては、幅広い知識・能力に裏打ちされた高度な専門性を培い、社会のニーズの変化に対応できる人材養成を行うよう、教育内容・方法の改善や教員の資質向上、インターンシップへの参加を含む学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の研究市場への積極的なアピール等に取り組むことが求められる。企業等においては、大学院教育に対する自らのニーズを明確に示すことや、博士の学位の取得者等について、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を適正に評価して人材の登用を行うなど、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置などの知的経営に向けた構造的改革への努力が求められ、企業側のこのような意欲的な取組を評価し、顕彰することも有効であると考えられる。なお、特に修士課程及び博士課程（前期）の在籍者については、就職活動の早期化により学修時間が圧迫されることのないよう企業側にも適切な配慮が望まれる。

また、大学と産業界との連携が深まるためには、研究者や高度な専門的知識を持つ者が多様に流動することが効果的であるが、それには、そのような流動が広く行われる社会的条件が形成されることが求められ、このような方向に向けて、大学と企業等との人材交流が推進されることも必要である。

大学や企業等の双方におけるこれらの努力及び社会的評価を踏まえつつ、国は、産学官連携による人材養成の取組への支援や、社会ニーズを踏まえた魅力ある教育を行う大学院への支援を行うことが必要である。

(3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大

①学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大のための方策

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため、博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援策の充実を図ることが重要である。

【具体的取組】

- 特別研究員事業、及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充
- 学生への経済的支援制度の審査等の早期化

学生においても、高度な研究水準にある大学院等で、異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育・研究指導を受けたり、異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境に豊富に接していくことが重要であり、学生の流動性を拡大していくことが必要である。

【具体的取組】

- 大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供

さらに、社会人の大学院教育に対する期待にこたえるため、そのニーズを的確に受容し、大学院教育へのアクセスの拡大を図っていくことが重要である。

【具体的取組】

- 企業等におけるキャリアパス形成に応じた各大学院におけるリカレント教育の実施
- 社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援

<学生に対する修学上の支援の充実>

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため、博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援の充実を図ることが重要である。これまで、日本学術振興会の特別研究員事業、及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充等を行ってきており、これを引き続き推進することが必要である。今後は、これらに加え、進学意欲を持つ優秀な学生が経済的な事情から進学を断念することがないように、大学院受験前など可能な限り早期に、奨学金や授業料免除などの経済的支援制度が受けられるか否かを判断することができる措置について検討する必要がある。

なお、修学上の支援とあいまって、競争的な教育研究プロジェクト資金の活用に当たっては、教育の組織的な展開の中で優秀な学生の自主的な研究遂行能力を伸長させることを重視した支援に意を用いることも検討すべきである。また、これらの競争的研究資金の拡充や経済的支援の判断を可能な限り早期に行う仕組みなどの導

入は、各大学院が自らの教育改革に積極的に取り組むことへのインセンティブ（意欲刺激）にもつながるものと考えられる。

＜学生の流動性の拡大＞

今後の知識基盤社会にあって、グローバル化や科学技術の進展、人材の流動性の高い社会に対応できる若手研究者を養成するために、学生においても、高度な研究水準にある大学院等で、異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育・研究指導を受けたり、異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境に豊富に接していくことが重要であり、このような意味で、学生の流動性を拡大していくことが必要となる。このため、各大学院においては、必要に応じて大学院入学後に補完的な教育を提供することや学生に対する経済的支援の判断を可能な限り早期に行う仕組みの導入などを図っていくことが重要と考えられる。

＜社会人が学ぶための環境整備＞

今後の知識基盤社会の到来に向けて、多様な学修歴を持つ社会人の大学院教育に対する期待にこたえるため、そのニーズを的確に受容し、大学院教育へのアクセスの拡大を図っていくことが重要である。

これまで大学院教育へのアクセスの拡大については、夜間大学院、通信制大学院及び昼夜開講制大学院の制度の創設等の改善が図られてきた。また、近年では、学生が柔軟に修業年限を超えて履修し学位等を取得する長期履修学生制度や、修士課程短期在学コース（1年制コース）・長期在学コースの制度の創設といった整備が図られている。このほか、最近では、社会人を含めた多様な学習者の利便に資するため、本校以外の場所で教育研究を行うサテライトキャンパスの設置等も行われている。このような種々の制度的改善と社会人の大学院教育に対する期待があいまって、社会人の大学院への入学者は急激に増加しており、今後の大学院は、社会人教育を対象とした多様な制度を活用し、大学院教育へのアクセスの拡大を一層推進していくことが重要である。

また、社会人の再学習需要や経済情勢・雇用形態の変化等を踏まえ、企業等におけるキャリアパス形成に応じたりカレント教育、具体的には、企業内の再教育・研修等を目的とした大学院教育プログラムの実施や、大学院の一定のコースないし科目（群）を学んだ成果としての履修証明として、学位以外の修了証を授与することなどの積極的な普及・促進が期待される。また一方で、このような大学院における社会人受入れの一層の促進を図るためには、今後は、産業界が社会人の大学院への進学・再入学をより積極的に支援していくことが重要である。例えば、雇用関係をいったん離れてから進学・再入学し学位を取得した者に対して採用の機会を提供し、採用後は十分な処遇を用意することなど、人事・処遇を含めた職務体制・環境の見直しが求められる。さらに、十分な研究実績がある社会人の大学院教育に対する学

習需要にこたえるため、その研究歴等を勘案した上で適切な教育・研究指導を行うことなどを目的とした博士課程短期在学コースの創設の検討等を行っていくことが必要である。

②若手教員の教育研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策

大学院の教育研究機能の活性化を図っていくためには、若手教員の研究環境の改善、とりわけ、博士課程学生からポスドク、助教等といった大学における教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援措置の推進を図っていく必要がある。

【具体的取組】

- 若手教員のキャリアパスに応じた体系的な教育研究環境の整備

大学院の教育研究能力を高めていくためには、多様な場での教育活動の実践経験や豊富な研究経歴を有する大学教員・研究者が相互に刺激し合い影響されるような教育研究環境を整えていくことが重要であり、教員・研究者の流動性を拡大していくことが必要である。このような人材の流動性拡大の検討に当たっては、産学官の広い枠組みの中で社会全体の流動性の拡大を推進していくことが必要である。

【具体的取組】

- 各大学院による教員の流動性拡大に関する取組の実施
- 各大学院における教員の流動性に関する取組の競争的研究資金の審査・評価への反映
- 企業等における研究者の流動性に関する取組の実施

＜若手教員の教育研究環境の改善＞

現在、若手教員の研究上の独立性が確保され、流動的・競争的な環境の中で研究を進められるような研究体制や、研究に専念できるような研究支援体制の整備が十分ではない等、若手教員の教育研究環境の改善に関する課題が指摘されている。

大学院の教育研究機能の活性化を図っていくためには、教育機能の充実・強化とともに、大学院の施設・設備の充実や博士課程学生から博士課程修了後、流動的な環境に身を置き、自らの研究能力の向上を図るべく研鑽を積んでいるポストドクター（ポスドク）、助教等といった大学における教員としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援の推進など若手教員の教育研究環境の改善を図っていく必要がある。

安全で効果的に教育研究に専念できる教育研究環境の整備に当たっては、計画的に施設・設備の充実に努めることが必要であり、外部資金等も活用しつつ、国内外の優秀な学生や研究者を引き付ける魅力に富んだ世界水準の教育研究環境を実現していくことが望まれる。その際、若手教員の研究環境の改善を図り、大学院の教育研究機能の活性化を促進する観点では、博士課程学生、ポスドク、助教等の研究スペースの確保等、若手教員の活躍の場に配慮しつつ組織的な教育研究を展開していけるような施設マネジメントの取組が極めて重要となる。また、学内での共同利用

等を積極的に進めるなど、既存施設・設備を効果的に活用するとともに、大学の枠を超えた共同利用、重点配置等の視点も必要である。

○ 人社系大学院

今後、専門職学位課程の増設など人社系大学院の機能の分化と拡充が見込まれる中で、教員組織、教材、文献等資料、設備、スペースなどの教育研究環境の充実が極めて重要となり、これに対する国等の支援が必要である。

また、社会人学生を含め、大学院生の多様な学習ニーズにこたえるためには、マルチメディア教材や電子化図書の活用、eラーニングの導入なども有効であり、このため、学術情報も含めた情報インフラの整備が必要である。

○ 理工農系大学院

理工農系の各分野において、諸外国の学生や研究者にとっても魅力ある大学院となるよう、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、施設、設備、教育スタッフ、支援スタッフ等の確保に向けて各大学が努力するとともに、国等が各大学の取組を重点的に支援することが求められる。

科学技術の発展、生物生産活動の高度化、自然環境問題の深刻化、さらには災害問題への対応などから、今後、農場、演習林、臨海臨湖実験所、水産実験所、実習船、地震や防災等に関する研究所などの実験・実習系の附属施設が、大学院における人材育成や研究活動に果たす役割が拡大していくと考えられる。

このため、研究データ等のネットワーク化や大学を超えた実習活動に供するなど、このような附属施設について、教員や学生の共同利用を積極的に進めていくことが求められる。

また、工学分野においては、高度で創造的なものづくりをチームワークにより行う「プロジェクト・ベースド・ラーニング」(PBL)などによる実際的な技術教育が導入されてきている。このため、高度で創造的なものづくりを可能とするスペースや設備の整備など実験・実習のための施設機能の向上が望まれる。

大学院生の多様な学習ニーズにこたえるためには、マルチメディア教材や電子化図書の活用、eラーニングの導入などが有効であり、これらの情報環境の整備に努めていくことも望まれる。

○ 医療系大学院

医療系の各分野において、研究者や高度専門職業人等の人材養成機能及び学術研究機能をさらに一層充実させるためには、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、教員の増や教育スタッフ・支援スタッフ等の確保、施設・設備の整備等に伴う予算の充実など、国等による財政支援が不可欠である。

若手教員のキャリアパスについては、各大学において、任期制等を活用し、優秀な人材を適切に活用していくことが求められるが、分野によっては、米国において

導入されている任期付雇用期間中に審査を経てテニユア（終身在職権）を取得するテニユア・トラック制を適用することも効果的であると考えられ、本制度の趣旨である若手教員の自立性の確保のためには、スタートアップのための資金の支給、研究スペースの確保、研究支援体制の充実等により、テニユア・トラックにある若手教員が資質・能力を十分に発揮できるよう、研究に専念できる体制を整備していくことが不可欠である。

若手研究者への支援については、これまで特別研究員事業や間接経費を含めた競争的研究資金の拡充が図られてきているが、今後、若手教員の研究環境のより一層の改善を図るため、博士課程学生、ポスドク、助教等の教員としてのキャリアの各段階に応じた支援を図っていく必要がある。具体的には、主な支援措置として、

- ① 博士課程学生の段階にあつては、特別研究員事業や各種競争的研究資金によるTA・RA等を通じた支援
- ② ポスドクの段階にあつては、特別研究員事業やポスドクを対象を含めた各種競争的研究資金による支援
- ③ 助教にあつては、スタートアップを含めた環境整備（研究費、設備の措置等）や助教等の若手教員を対象とした各種競争的研究資金による支援

などが考えられる。

なお、このような各種支援策の推進に当たっては、大学院研究科専攻等の組織としての教育研究機能等に支障が生じることがないように、職務の分担及び連携の組織的な体制が確保されるよう配慮することが重要である。

＜教員・研究者の流動性の拡大＞

我が国の大学院の教育研究能力を高めていくためには、多様な場での教育活動の実践経験や豊富な研究経歴を有する大学教員が相互に刺激し合い、影響されるような教育研究環境を整えていくことが重要であり、教員・研究者の流動性を拡大していくことが必要である。

このような人材の流動性拡大の検討に当たっては、大学のみに閉じた議論を行うことは有効ではない。博士課程修了者は大学教員になるものといった単線のキャリアパスではなく、今後の知識基盤社会にあつては、博士課程修了者が教育研究機関のみならず広く社会の多様な場で活躍していくことや、産業界等と大学を行き来するような複合的なキャリアパスを想定し、産学官の広い枠組みの中で社会全体の流動性の拡大を推進していくことが必要となる。各大学院においては、今後とも教員の採用の公募制、任期制の導入等を進めていくとともに、各大学院の自主的な検討に基づき、採用選考・人事システム等の改革を図っていくことが必要であり、例えば、平成17年4月の「第3期科学技術基本計画の重要政策」（科学技術・学術審議会基本計画特別委員会中間とりまとめ）においても提言されている以下のような取組も考えられる。

- ① 教員を任期を付さない職に就ける際には、学士課程修了後に所属する大学等

の組織を少なくとも1回変更した者を選考することを原則とする（「1回異動の原則」）

- ② 分野によっては、若手教員が、任期制等により一定期間裁量ある自立した研究者としての経験を積んだ上で、外部審査委員の参加などによる厳格な審査を実施し、その間の業績や研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には、任期を付されず、かつ一般に上級の職に昇進させるなどの仕組みの導入（我が国の研究者のキャリアパスや各分野の教員組織等の事情に合わせたテニユア・トラック制の導入）

また、教育研究機関の組織全体を通じてのシステム改革や人材養成等を目的としている競争的研究資金制度等については、各大学院の採用選考・人事システム改革の取組、又は各種サポート体制の整備等の若手教員の自立性や流動性を高めるための取組を審査・評価の一指標とする等の方策を講じることも考えられる。

企業等は、我が国で最も多くの研究人材を抱えており、大学等との人材の流動化を進めることにより、多様な研究経歴を持つ研究人材が切磋琢磨する中で技術革新を図り、我が国の産業競争力の強化を図ることが求められている。

また、今後の知識基盤社会にあっては、新たな知見や価値を創出していく人材を数多く輩出し、知的セクターを形成する研究基盤の重層化を図っていくことが、国全体の持続的な発展のために極めて重要である。このような基盤を形成するために、大学院と社会とを往復しながら研究者等の資質・能力の向上を図っていけるような社会へと転換していくことが求められる。しかしながら、企業等における研究人材の異動回数は比較的少なく、機関を越えての人材の流動性が低いとの指摘がある。このため、例えば、

- ① 修士・博士等の学位の種類に応じた適切な採用・処遇に配慮すること、とりわけ博士の学位取得者について、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を適正に評価して人材の登用を行うこと
- ② 企業等の研究者・技術者が、一定期間大学等他の研究の場で研鑽を積むことや、博士課程へ進学、再入学して学位を取得することへの職務上のサポートや人事・処遇面に係るインセンティブを付与すること
- ③ 大学院・企業等が同様の専門分野で任期付研究者やポスドクに関する人材交流を進めること

など、今後の知識基盤社会に向けた努力が求められる。

2 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）のための方策

（１）大学院評価の確立による質の確保

事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要である。とりわけ、事後評価については、大学関係者等の協力を得ながら社会に早期に定着させ、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務となっている。

今後、事後評価の制度については、

- ① 自己点検・評価
- ② 認証評価
- ③ 評価団体の適正さを担保する仕組み

の三つの仕組みにより、大学院の特性に応じた適切な評価が多様な観点から行われる体制を整えていくことが必要である。

さらに、将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別評価」に加え、大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当である。

【具体的取組】

- 実効性ある大学院評価の展開に向けた関係機関の取組の推進
- 大学院の専門分野別自己点検・評価の促進
- 大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進

＜大学院評価の目的と方向性＞

学習者をはじめとする社会的な信頼を保持し、国際的な通用性、信頼性のある高等教育の質を確保するための新たな高等教育システムを確立していくことが重要な課題となっており、このような観点から、これまで自己点検・評価や認証評価など、大学等の質の保証に関する各般の制度が導入されてきた。

今後は、事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要である。とりわけ、事後評価については、大学関係者等の協力を得ながら社会に早期に定着させ、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務となっている。

また、今後、事後評価の制度については、

- ① 自己点検・評価
- ② 認証評価
- ③ 評価団体の適正さを担保する仕組み

の三つの仕組みにより、大学院の特性に応じた適切な評価が多様な観点から行われる体制を整えていくことが必要である。大学院評価は、大学院の教育研究水準、組織運営の一層の向上・改善に資することを目的とするものであり、各大学院におけるこれまでの教育研究活動が的確に評価され、これにより、各大学院の教育研究活動がより一層効果的・効率的な形で発展していけるようなものとする必要があり、もとより、評価自体が自己目的化することがあってはならない。

これらを踏まえ、将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別評価」に加え、大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当である。その際、大学院の専門分野別評価は、各大学院が自主的・自律的に設定した課程の目的に即して体系的な教育内容・方法が構築、実践されているかどうかを評価・改善していく考え方が基本となる。また、専門分野別評価の発展を図るに当たっては、様々な自発的展開が期待されるが、現状に照らして、まず、主として大学評価の取組の基本である自己点検・評価において、専攻単位を基本とする専門分野別評価の促進とその定着を図りながら、専門分野別の第三者評価への基盤の確立等を図っていくことが適当である。さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程（後期）については、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効であると考えられる。

現在、例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）が工学系の学士課程を中心とした技術者教育を国際的な通用性も考慮しつつ評価・認定する活動を行っているところであるが、今後は、大学関係者や学協会等により、大学院の教育の課程を対象とした専門分野別第三者評価を行う機関が形成されていくことを強く期待する。また、特色ある大学院教育を展開する場合など、統一的な第三者評価になじまない場合も考えられる。そのような場合には、当該大学院の特色、国際水準の担保の両立を実現する観点から、当該大学院が独自に各国の大学院の教員を含めた外部評価委員会を設置することなども考えられる。さらに、既に制度的に導入されている専門職大学院を対象とした認証評価機関の展開状況や独立行政法人大学評価・学位授与機構における蓄積等も踏まえつつ、国としても専門分野別第三者評価の形成・導入に関する支援方策を講じていくことが必要である。

なお、大学院における研究活動における評価の質の向上の観点からは、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）の趣旨を適切に反映した評価を行うことが適当である。

＜実効性ある大学院評価の展開に向けた関係機関の取組の推進＞

国、大学及び評価機関は、実効性ある大学院評価の展開に向けて、従来の取組に加えて、今後、主に以下のことに取り組むことが求められる。

【国の取組】

- ① 大学院教育の質を確保していくため、以下の条件整備を実施していくこと

- ・大学院の専門分野別自己点検・評価の促進
 - ・大学関係者や学協会等により大学院の専門分野別第三者評価を行う機関の形成・導入に関する支援
 - ・専門分野別評価を行う評価団体の適正さを担保する仕組みの検討
 - ・教員組織の在り方について、欧米の大学の状況等も踏まえ、例えば教員の学位保有状況などを含め、事前及び事後を通じた評価の視点やルールの明確化を検討
- ② 国公立大学等を対象とした競争的に配分される資金制度について、それぞれの資金制度の目指す目的に応じ、その審査・評価に当たって大学院の専門分野別自己点検・評価などの結果を活用していくこと
 - ③ 大学関係者をはじめ広く国民を対象として、大学の質の保証に関する趣旨、重要性について、より積極的に説明責任を果たしていくこと

【大学院の取組】

- ① 自己点検・評価や第三者評価を自らの教育研究活動の改善のサイクルの中に明確に位置付け、また、評価を行う責任体制を明確にするとともに、必要な事務体制を確立していくこと
- ② 評価に必要と考えられる情報（例えば、定員充足率、教育・研究指導の状況、学位授与率、学生の経済的支援の状況、就職先等）を、各大学院の自己点検・評価の項目等を踏まえ、活用しやすい形でシステム化していくこと

【評価機関の取組】

- ① 評価項目の不断の見直しを行うとともに、学位の国際的な通用性、信頼性を確保する観点に立って評価を行うこと
- ② 必要に応じて評価結果に対する大学の改善状況をフォローアップしていくこと
- ③ 社会に対して評価結果を分かりやすくかつ積極的に公表していくこと

＜大学院の専門分野別自己点検・評価の促進＞

各大学院において教育の課程を編成する基本となる組織である専攻単位で、課程の目的に即した教育研究活動の状況を点検・評価する専門分野別自己点検・評価を促進していくことが適当である。その際、点検・評価の項目については、現在行われている機関別自己点検・評価において各大学が設定している項目などを踏まえつつ、専門分野の別、新設・既設の別、通学制・通信制の別等の実情に応じ、各大学院の判断により適切な項目が設定されることが基本である。点検・評価結果については、各大学院が積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることなどを通して、各課程の教育内容・方法の継続的な見直しや改善を図り、自らの教育研究水準の一層の向上に努めていくことが必要である。さらに、これらの効果をより一層確かなものとするために、当該点検・評価結果について、各大学院の判断により、外部検証を行っていくことが望まれる。

大学院の専門分野別自己点検・評価は、大学全体の教育研究活動の状況とも密接な関連を持つことから、基本的には大学全体を組織体として点検・評価する機関別自己点検・評価の前段階として実施し、効率的でより充実した点検・評価とすることが望まれる。

＜大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進＞

大学院の教育の質に関しては、大学院への進学希望者、大学院修了者の雇用や共同研究を実施する企業などの大学院教育の直接の受益者等から情報提供が求められており、自己点検・評価結果等を活用し、国際的にも分かりやすくかつ積極的に公表していくことが重要である。このため、各大学院（専攻等）の専門分野別自己点検・評価などの結果に関する情報、設置認可の際の課題、人材養成の目標（課程の目的）、教育内容・方法、教員組織、学位の種類、学生の修了後の進路、学生への経済的支援の内容等の多様な項目のうち、それぞれ利用者の視点も踏まえつつ、専攻分野別に集約・整理し、大学院教育の質に関する情報として、公表していく取組が望まれる。

なお、自己点検・評価の具体的項目については、各大学が上記の考え方を踏まえ、策定するものであるが、例えば、以下のような視点が考えられる。

各大学院が行う専門分野別の自己点検・評価の項目イメージ（例）

（基本）

□課程の目的・役割：課程の目的・役割が明確であること（学則，研究科規程等での規定）

（教育研究活動の実践）

□体系的な教育課程：課程の目的等に沿った体系的な教育課程の構築

- ・課程の目的等に沿った教育内容・方法（カリキュラム）編成
- ・組織的な教育内容・方法の見直し・改善（FD）

□大学院組織：体系的な教育課程を提供するための教員・学生所属組織の構築

- ・体系的な教育課程を提供するための適切な教員・学生所属組織
- ・教員の学位の保有状況
- ・学生の進学需要，社会の人材養成需要を踏まえた入学定員・収容定員設定
- ・カリキュラムを重視した公正・透明な教員の採用方法
- ・教員の教育評価の方法と人事・処遇への反映方法

□教育・研究指導：課程制大学院制度の趣旨に沿った教育・研究指導の構築

- ・各種授業に応じた教育・研究指導の方法
- ・厳格な成績評価や修了認定の実施状況
- ・円滑な学位授与（学位授与のプロセスの明確化，課程博士の授与状況）

- 教育研究活動：特に，教育活動が活性化するための基盤の構築
- ・教員・学生の流動性向上に関する方策
 - ・学生間の競争的環境の醸成
 - ・学生の学習支援環境（施設・設備）の整備
- 学生支援：学生の経済的支援とキャリアパス形成の構築
- ・学生への経済的支援状況
 - ・優秀な学生のキャリアパス形成に関する教員の指導状況
 - ・学生の進路（就職先など）の状況（課程の目的（人材養成）との検証含む）
- 大学院運営：大学院の教育研究活動が有効に機能するための運営マネジメント（プロセス管理）の構築
- ・専攻等における教育研究活動（体系的な教育課程，大学院組織，教育・研究指導，教育研究活動，学生支援など）の状況を組織的に把握・改善する仕組み
 - ・専攻等における教育研究活動の明確な意思決定方法
- （地域・社会貢献）
- 地域・社会活動：地域・社会と連携し，貢献できる体制の整備
- ・大学院教育への社会ニーズの反映状況
 - ・地域活動に対する支援体制
 - ・社会人が学ぶための環境整備
- 情報発信：課程の目的，教育内容・方法，研究内容などの積極的な情報提供
- （点検・評価）
- 自己点検・評価：課程制大学院制度の趣旨に沿った自己点検・評価体制の構築
- ・自己点検・評価を行う組織体制
 - ・自己点検・評価項目・方法の適切な見直し

※ 本例示はあくまで参考であり，具体的な項目については，各大学においてそれぞれの特色等を踏まえて策定。

（２）国際社会における貢献と競争

①大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調

我が国の大学院が教育研究を通じた国際貢献・交流を推進することは、教育研究水準の向上等を通じて、大学院の国際的な通用性、信頼性を確保し、世界規模での競争力の強化を促進する上で大きな意義があるものである。

また、国境を越えて展開される教育の提供によるアクセスの拡大を推進するに当たっては、我が国の学位の国際的な通用性の確保に十分留意することが必要であるとともに、国際的な大学の質保証システムの構築が必要であり、それに向け、我が国は積極的に貢献すべきである。

【具体的取組】

- 各大学院における国際化戦略支援
- 国際的な大学の質保証に関する協議への参加・貢献

近年、我が国の大学院では留学生が急増している。これは、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成に効果的であるほか、留学生との交流を通じて国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現や、我が国の大学の国際化、国際競争力の強化、国際社会に対する知的貢献といった点において意義があることである。その一方で、留学生への学位授与率の低下などに見られる質の低下が懸念されており、「新たな留学生政策の展開について」（平成15年12月中央教育審議会答申）等を踏まえて、外国人学生が学ぶための環境整備を進め、留学生の質の確保と受入れ体制の充実を図っていく必要がある。

また、我が国の大学院においても、海外分校・拠点の設置、外国の教育研究機関との連携、e-ラーニング（情報通信技術を利用した履修形態）等を通じた国境を越えた教育の提供や研究の展開を行うなど、国際的な大学間の競争と協同が進展している。

我が国の大学院が、その果たすべき役割や個性・特色に応じて、海外の教育研究機関との教育研究面での連携体制を構築することにより、教育研究を通じた国際貢献・交流を推進することは、

- ・国際社会における競争と協同を通じた我が国の大学教育の魅力の向上
- ・国際的に通用する教育研究水準の確立
- ・国際的な幅広い視野を持った人材の養成
- ・我が国の知的国際貢献

等を促し、大学院の国際的な通用性、信頼性を確保し、世界規模での競争力の強化を促進する上で意義があるものであり、国としても、各大学院における国際化戦略を支援していくことが重要である。

国境を越えて展開される教育の提供によるアクセスの拡大を推進するに当たって

は、我が国の学位の国際的な通用性の確保に十分留意することが必要であるとともに、各国の大学制度、各大学の適格認定を含めた評価、教育内容、学位の通用性などについて学習者が判断できるように国際的な大学の質の保証に関する情報ネットワークを構築することが急務である。こうした国際的協議に我が国は積極的に参加・貢献すべきである。

我が国の大学と外国の大学の双方で学位を得られるようなプログラムの開発も期待されるが、各大学院におけるこのようなプログラムの検討に当たっては、我が国の課程制大学院制度の趣旨、学位制度等の在り方を踏まえ、我が国の大学院が授与する学位としてふさわしいものとなるよう留意する必要がある。また、我が国の大学院に、世界各国から優秀な留学生が集う条件の一つとして、我が国の大学院に関する情報が海外からも一元的に把握できるような積極的な情報発信を行っていくことが挙げられる。さらに、一つの授業をセメスター（学期）ごとに完結させる制度であるセメスター制の導入や秋期入学など、留学生を円滑に受け入れるための工夫を行うことも必要である。留学生が学ぶための環境を整備し、積極的に受け入れることは、今後の知識基盤社会の中でますます重要となる我が国と諸外国との間の親密な人的ネットワークを形成することとなり、相互理解の増進や友好関係の深化を図る上で重要である。

②国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援

今後更に国際競争力のある大学づくりを推進するため、創造性・柔軟性豊かな質の高い研究者の養成が期待される卓越した教育研究拠点に対する重点的支援を一層強力に展開することが重要である。

このため、「21世紀COEプログラム」の実績を踏まえ、より充実・発展した形で拠点形成が推進するよう、今後の在り方を検討し、具体化していく必要がある。

国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進するため、大学の構造改革の一環として、第三者評価に基づく競争原理により世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援する「21世紀COEプログラム」が平成14年度から実施されている。今後更に、国際競争力のある大学づくりを推進し、世界に伍する教育研究を積極的に展開するため、国際的にも魅力ある教育実施体制と高度な学術研究を基盤として、創造性・柔軟性豊かな質の高い研究者の養成が期待される、卓越した教育研究拠点に対する重点的支援を一層強力に展開することが重要である。

本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においても、大学の機能別分化の一つとして「世界的研究・教育拠点」が挙げられており、このような大学全体の構造改革の方向性の中で、「21世紀COEプログラム」の評価・検証を踏まえ、その質的な向上を図るべく、今後の在り方を検討するものとして、ポスト「21世紀COEプログラム」を検討し、より充実・発展した形で具体化していく必要がある。その際、今後、我が国が、大学のみならず国全体の国際競争力を強化し、持続的に発展していく観点から、国公立大学を通じた競争的環境の下で、国際的にも魅力ある世界的な教育研究拠点（人材養成の場）の形成を重点的に図る、との最も基本的な考え方は堅持していくことが適当である。具体的には、①大学における優れた研究者養成機能の活性化、②独創的・先端的な基礎研究水準の向上、③我が国の知的・文化的価値の創造・充実に資するため、プログラム終了後の将来的な発展も見据えてその研究基盤の重層化、豊富化を図ることを目的とすることが適当である。このため、その対象を特定の学問分野、研究領域等に偏った重点支援の方法ではなく、基礎研究の場の多様性の確保、学際・融合・新領域の創成等の観点から、すべての学問分野を範囲として、世界最高水準の卓越した教育研究の実施が期待される拠点への重点的支援を実施すべきである。

また、国際的な場でリーダーシップを発揮できるなど世界水準の人材養成を行う教育研究拠点の形成を進めるに当たっては、大学院の組織編成を柔軟に行い、学内・学外との連携を強化して、国内外の優秀な研究者、学生が協同で教育研究を進められる体制の整備が求められる。そのための様々な工夫・試みも必要であり、施設・設備の共同利用の促進などを含めた教育研究機能の充実を図っていくことを通じて、国外のトップレベルの研究者や第一線で活躍している研究者にとっても魅力ある大

学院を形成していくことが重要である。

なお、このような拠点への重点的支援を行うに当たっては、国は、大学の教育研究活動に係る直接的な支援のみならず、これら世界最高水準の拠点に対する施設・設備の整備や拠点形成の国際化への対応、学生への経済的支援の実施などの関連施策を併せて充実していくことも重要である。

第3章 大学院教育の改革を推進するための計画と社会的環境の醸成

1 大学院教育の改革に向けて早急に取り組むべき施策

今後の大学院教育の改革の方向性、展開方策等について、国は、今後5年間程度の期間において早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図っていくとともに、各大学は、それを踏まえつつ、大学院教育の充実を図っていくことが望まれる。

これまでに述べた今後の大学院教育の改革の方向性、展開方策等を名実ともに実現し、実効性を持って機能させるためには、国、大学等の関係者が本答申の趣旨・内容を理解し、組織的な検討と取組が活発に行われなければならない。このため、国は、大学院における今後5年間程度の体系的かつ集中的な取組計画（大学院教育振興プラットフォーム（仮称））を策定し、それに基づいた施策展開に努めていくことが適当であり、大学院教育の実質化に係る諸改革（課程の目的の明確化、教員組織等の編成など）や教育課程、研究指導の確立と大学院教育の質の確保などについて、例えば、数値目標や年次目標、定性的な指標等を組み合わせて掲げることが必要である。その際、各大学院における自主性・自律性に配慮し、一律の数値目標等が多様な取組を阻害することがないように留意するとともに、その進捗状況等に応じ、機動的に見直しを図っていくことが重要である。また、地域社会、産業界等の幅広い理解と支援を得たものとしていく必要があることにも留意する必要がある。

この「大学院教育振興プラットフォーム（仮称）」は、生涯学習社会における学校教育の体系的位置付けを踏まえた大学改革の一環として実施していくことが基本であるが、科学技術創造立国を掲げる我が国としては、高度な人材養成の中核機関である大学院が今後の我が国の科学技術の振興の基盤をなすという視点を持つとともに、現在、策定に向けて検討中の「第3期科学技術基本計画」との関係に留意して進めていく必要がある。さらに、国公私立大学それぞれの特色や教育研究目的、中期的な目標計画等に則して、世界的研究教育拠点の機能や高度専門職業人養成の機能といった、大学院の教育研究機能に重点を置く大学は、この「大学院教育振興プラットフォーム（仮称）」の策定・実施に合わせ、自らの大学院の教育改革計画を策定・公表していくことも効果的であり、その場合、国の各種支援の実施に当たっては、その支援の目的に応じ、各大学院の教育改革計画について、その実現可能性、将来性等を、審査・評価の一指標としていくことも考えられる。

2 大学院教育の改革を推進するための社会的環境の醸成

＜高等教育への支援の拡充＞

本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で述べたとおり、高等教育機関は、国公立を通じ、その特色に応じて、教育・文化、科学技術・学術、医療、産業・経済等社会の発展の基盤として中核的な機能を有する極めて重要な存在であり、人文・社会科学、自然科学の各分野におけるバランスのとれた教育研究の推進が欠かせない。高等教育に関しては、学生個人と共に、高等教育を受けた人材によって支えられる現在及び将来の社会もまた受益者である。これを踏まえ、大学院教育を含めた高等教育に要する費用は、学生個人のほかに、産業界等を含む社会全体も負担すべきものであり、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。とりわけ、今後の知識基盤社会にあって、大学院の教育研究機能の強化は、科学技術・学術の振興や産業・経済の発展等と密接な関連を持つ。大学院が、社会の多様なニーズに的確に対応しながらその役割を果たしていくための基盤をより一層確かなものとしていくためには、授業料等の自己資金、公的資金、外部資金等の多様な資金の適切な組み合わせによる各大学院の財政的基盤の一層の充実が必要なことは論をまたない。

高等教育の重要性にかんがみ、各国で高等教育への投資を充実しつつある。例えば、英国では、授業料を増額する一方で、高等教育に対する財政支出の対GDP比を0.7%から0.8%へと増加させつつある。我が国においては、私立大学が高等教育の普及と発展に大きな役割を果たしてきたという沿革もあり、伝統的に私費負担の割合が高く、高等教育に対する公財政支出の対GDP比は0.5%と、諸外国に比べて極めて低い状況にある。^{*1} 高等教育への公財政支出については、GDPに対する公財政支出の割合や教育制度の相違など国により様々な条件が異なるため単純な比較は困難であるが、今後、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近付けていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、高等教育の社会的価値や重要性について国民（＝納税者）の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

＜高等教育機関の多様な機能に応じたきめ細やかなファンディング・システムの構築＞

今後の財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確にするにしても、適切な評価に基づいてそれぞれにふさわしい適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかな

^{*1} また、学生納付金、生活費や奨学金等の財政支援を基に学生の経済的な負担を算出すると、欧米各国に比べ日本は負担が大きいとの指摘もある。

ファンディング・システムが構築されることが必要である。また、競争的に配分される資金制度で行われる世界的な教育研究拠点の形成や優れた人材養成を目的とした魅力ある教育取組などの大学院教育の改革が一過性のものに終わらず、各大学院において組織的な不断の改善の取組が行われることにより、その成果が大学の更なる発展につながるよう、支援に努めていくことも重要である。その際、競争的資源配分の間接経費を充実することなどにより、学長のリーダーシップの発揮による大学の組織的な教育研究環境の充実を支援することも必要である。

＜自己資金調達と外部資金導入に係る環境醸成と条件整備＞

高等教育機関への公財政支出の拡充を図る一方で、産業界等には、国内の大学を投資対象として一層積極的に評価・活用することが求められる。そのためには、我が国の大学の教育研究水準や経営状態等に関する大学側からの適時適切な情報の提供が不可欠であるが、より効率的な投資行動のため、産業界等の側にも最新の正確な情報を能動的に収集する努力が自ずと求められる。共同研究の実施や寄附講座の開設などの大学における産業界等からの外部資金の受入れは着実に増加してきているが、大学におけるバランスのとれた財政基盤を確立し、社会のニーズにこたえた教育研究活動を活発に行っていくためには、起債等自己資金の調達や寄附金、技術移転等も含めこれまで以上に資金面を含めた産学官の連携を促進していくことが重要であり、企業等が投資しやすい環境の醸成に努めていく必要がある。また、各企業の人材養成、経営・研究開発戦略において、共同研究や共同教育プログラム等を産学官連携の柱の一つとして明確に位置付けることも期待される。

今後の知識基盤社会にあって、短期的な経済情勢や国の支援策のいかんによらず産業競争力を持続的に維持・強化していける産学官連携の体制の構築が求められる。なお、研究面については、平成15年度から特別共同試験研究税額控除制度が設けられ、また、教育・人材養成面については、平成17年度から人材投資促進税制が創設された。企業側には、産学官連携の体制の構築に当たり、このような税制面の優遇措置を積極的に活用していくことが期待される。

大学院教育振興プラットフォーム(仮称)のイメージ(案)

1 今後の大学院教育の改革の方向性

各大学院における教育の実質化、学位の国際的な通用性、信頼性の向上を図り、また世界的な教育研究拠点の形成等により、国際的に魅力ある大学院教育の構築を進める。

具体的には、次に掲げる改革の方向性に沿った施策を実施する。

- ◆各課程ごとの人材養成機能(目的・役割)の明確化
- ◆大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)と円滑な学位授与
- ◆国際的な通用性、信頼性の向上(大学院教育の質の確保)
- ◆組織的基盤の充実と卓越した教育研究拠点の形成(世界規模での競争力の強化)
- ◆若手教員(研究者)等の教育研究環境の改善(キャリアパス等に対応した体系的な支援の実施)

2 実施期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

※ただし、制度改正については、できるだけ早期の実現を目指す。

3 具体的な取組施策

(1) 大学院教育の実質化

① 教育機能の抜本的充実

- ◎課程の目的、単位の考え方の明確化
- ◎修士課程及び博士課程(前期)の修了要件の見直し
- ◎FDの実施
- 優れた大学院教育の組織的展開・普及
- 各大学院における取組状況を広く情報提供

② 学生への経済的支援

- ◎奨学金の審査の早期化
- 特別研究員、TA、RA等の資金制度の活用

③ 若手教員(研究者)の教育研究環境の改善

- キャリアパスに応じた体系的支援
- 世界水準の教育研究環境の実現

など

(2) 国際的な通用性、信頼性の向上

① 実効性ある大学院評価の取組を推進

- ◎成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施
- 専門分野別自己点検・評価の促進
- 専門分野別第三者評価機関の形成・導入
- 専門分野別自己点検・評価結果の整理・公表

② 国際貢献・交流活動の活性化

- 各大学院の国際化戦略支援

など

(3) 産業界等と連携した人材養成機能の強化

① 産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチング

- 産学協同教育プログラムの開発・実施
- 実践的なインターンシップの実施

② 産業界等と大学等の人材の流動化

- ◎博士課程短期在学コースの創設
- 大学院入学後の補完的な教育プログラム等の実施

など

(4) 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成

- 21世紀C0Eプログラムの充実とポスト21世紀C0Eプログラムの具体化

◎：主として制度改正に関する事項 ○：主として取組支援に関する事項

※ 大学院教育振興プラットフォームの名称について

プラットフォームは、駅の乗降台ほか、綱領、演説者、システムを構築・展開してゆく基盤となるコンピュータ技術などの意味を持つ。ここでは、国、大学、産業界等が協同で、大学院教育の振興を図る基盤を構築するための目的、計画、方針等を要約して列挙したものを表す言葉としてこの名称を使用した。

用語に関する参考資料

（１）大学院教育関係

【インターンシップ】

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。

【オフィスアワー】

授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時まで）のことであり、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することが出来る。

【課程制大学院制度】

現行の大学院は、一定の教育目標、修業年限及び教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場として位置付けられており、そのような教育目標、修業年限及び課程を有し、当該課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする大学院制度を課程制大学院制度という。

【キャリアパス】

キャリアは「仕事」、パスは「進路」の意。一般に、ある人がその仕事において、どのような学修歴・職歴や職種・地位を経て昇進していくのか経路を示したもの。

【GP（Good Practice：グッド プラクティス）】

本来、「優れた取組」という意味であるが、各大学が自らの大学教育に工夫を凝らした優れた取組で他の大学でも参考となるようなものを公募により選定する文部科学省の事業の通称。「特色ある大学教育支援プログラム」（特色GP）と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（現代GP）等がある。国公立を通じた競争的環境の下で、第三者による公正な審査により選定し、取組の内容を社会に広く情報提供するという点に特徴がある。

【主専攻・副専攻制】

主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる取組をいう。なお、本取組は、学内で規程が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

【高度専門職業人】

「理論と実務の架橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。

〔参考〕「大学院における高度専門職業人養成について（答申）」（平成14年中央教育審議会）

専門職大学院は、社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成が求められる各般の専攻分野で設置が期待される。国家資格等の職業資格と関連した専攻分野だけでなく、社会的に特定の高度な職業能力を有する人材の養成が必要とされている専攻分野、国際的に共通の水準の人材養成が必要とされるような分野等における設置が考えられる。現時点で、既に専門職大学院として設置されている経営管理、公衆衛生・医療経営などのほか、法務、知的財

産、公共政策（行政）、技術経営などの分野で高度専門職業人養成に特化した大学院が構想されている。更に、将来的にはより広い分野で多様なニーズが増大していくことも想定されることから、専門職大学院の設置の対象は特定の専攻分野のみに限定しないこととする。

【コースワーク】

学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。

【TA（ティーチングアシスタント）】

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

【テニュア・トラック制】

任期制等により一定期間、若手研究者が裁量ある自立した研究者としての経験を積んだ上で、外部審査委員の参加などによる厳格な審査を実施し、その間の業績や教員・研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には、任期を付さずかつ一般に上級の職を与える仕組み。

【特別研究員事業】

将来の学術研究を担う若手研究者を養成・確保するため、博士課程（後期）在学者及び博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する独立行政法人日本学術振興会の事業。昭和60（1985）年度から実施。

【21世紀COEプログラム】

第三者評価による競争原理の導入により、国公立大学を通じて世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する文部科学省の事業。「大学の構造改革の方針」（平成13（2001）年6月）に基づき、平成14（2002）年度から実施。

【FD（Faculty Development：ファカルティ ディベロップメント）】

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【ポストドク】

主に博士課程修了後、研究者としての能力を更に向上させるため、引き続き研究機関などで研究事業に従事する者。

【リカレント教育】

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

【RA（リサーチアシスタント）】

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として

参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

（２）学位関係

【学位】

「学位は、大学の学部又は大学院教育修了相当の知識・能力の証明として、大学又は大学に準じた性格の機関（我が国の場合、大学評価・学位授与機構）が授与するものである。もともと、中世ヨーロッパにおける大学制度の発足当時から、大学がその教育の修了者に対し授与する大学の教授資格として発足し、国際的通用性のある大学教育修了者相当の能力証明として発展してきた。この歴史的経緯の中で、学位は学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するという原則が国際的にも定着しており、逆に学位授与権は大学の本質的な機能と考えられてきたのである。学位の種類についても、修士のような中間段階の学位については国により多少差異があるものの、学部教育の修了者に対し与えられる学士を第一学位、大学院博士課程修了者に与えられる博士を最高学位とするのが通例となっている。」

〔逐条学校教育法第5次改訂版 鈴木勲編著（平成14年10月） 学陽書房 682-683頁〕

「大学の卒業者又は大学院の課程（修士課程又は博士課程）の修了者、あるいはこれらに準ずる者に対し、大学又は大学院教育修了相当の一定水準の知識・能力の証明として授与されるものである。沿革的には、中世ヨーロッパにおける大学発足以来、大学の教授等の専門職業資格的なものとして発生したが、今日では、高等教育修了相当の一定の能力の修得を社会的に証明するものとなっている。」

〔教育法令辞典 銭谷眞美編集代表（平成9年6月） ぎょうせい 39頁〕

【課程博士】

学位規則（昭和28年文部省令第9号）第4条第1項に規定する者、すなわち、博士課程の修了の要件は、大学院に5年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとされており、この課程を修了した者に対し授与する学位のことをいわゆる「課程博士」と呼んでいる。

【論文博士】

学位規則第4条第2項に規定する者、すなわち、大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する学位のことをいわゆる「論文博士」と呼んでいる。

【修了】

「学校その他の教育機関において、所定の学科を修め終えることをいう。修業を完了したことの義である。（中略）通常、「卒業」というのと同意義であるが、場合によつては、「修了」の用語は、ある課程の一部についても、使われることがある。」

〔法令用語辞典第8次改訂版 吉国一郎ほか共編（平成13年7月） 学陽書房 373頁〕

【満期退学／単位取得（後）退学】

大学院の場合では、大学院の課程の修了要件のうち、当該課程に在学中に、論文の審査及び試験に合格することのみ満たすことが出来ず、当該課程を退学することの呼称として使われることがある。

なお、大学院の博士課程を満期退学又は単位取得後退学後、当該大学院に博士論文を提出し、

大学院の博士論文の審査に合格した者は、学位規則第4条第2項に規定する者（いわゆる「論文博士」）として扱うことになる。

【標準修業年限】

標準修業年限とは、修業年限を標準的なものとして定めるものであり、教育を行う側においては、教育課程そのものを当該年限の在学期間による修了を標準として編成するが、各学生の具体の修了要件に係る在学期間については、当該年限を標準としつつ、その能力に応じて弾力的に取り扱うことができるという考え方である。

（昭和49年 大学院設置基準の制定及び学位規則の一部を改正する省令の制定について（通達））

注）標準修業年限は、研究科又は専攻ごとに5年以外の年限を修業年限として定めることを認める趣旨ではない。

【ジョイントディグリー】

ある分野で学位を授与された後に別の分野で教育を受けて学位を授与されるというように、一定期間（例えば、修士課程では4年未満に設定しているもの）において複数の学位を取得できるという履修形態を指す。なお、本形態は、学内で規程が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

人社系大学院の目的とそれに沿った教育研究の在り方について

〔人社系ワーキング・グループ報告書〕

1. 人社系大学院の目的・役割

＜博士課程の目的・役割＞

- 人社系大学院の博士課程においては、従来、教員養成分野を除いて、その前期・後期を通じ、研究者を養成することを基本に大学院教育を行ってきた。
最近では、以下のように、様々な事情から大学院に多様な学生が進学し、特に博士課程（前期）について、学生が求める教育機能が多様化しつつある。
 - ・ 社会学分野の博士課程（前期）では、社会調査士の資格取得を目指す学生が多い。
 - ・ 心理学分野において、修士の学位は臨床心理士の資格取得に不可欠となっている。
 - ・ 教員養成分野の修士課程は現職の教員の再教育機能を、また、近年設置された教員養成分野の博士課程は、大学教員の養成機能を期待されている。
 - ・ 経済学分野では、多様な動機の下に様々な学生が進学することから、これに対応した教育機能の整備が期待されている。
- このため、区分制博士課程では、当面、同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラムと、博士課程（前期）を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。
- 研究者養成プログラムでは、将来、それぞれの専門領域において研究者として自立できるだけの幅広い専門的知識と、様々な研究手法（研究に必要なフィールドワークや文献調査のデザイン等）や研究遂行能力、さらには専門分野を超える幅広い視野を修得させる必要がある。
その場合、5年一貫制博士課程のみならず、区分制博士課程においても、その前期・後期を通じて一貫した体系的な教育課程を編成することが求められる。
- 国際的に見て、我が国の大学院に占める人社系の割合は極めて低く、このことが、我が国の大学の人材養成機能や研究機能の更なる充実・強化や、ひいては社会の発展を目指す上での一つの大きな障害となり得る可能性を十分考慮し、中長期的に人社系の大学院の拡充に向けての積極的な取組が必要である。

- この点、人社系大学院は、世界的な規模での経済不安、環境問題、政治対立等の現代的諸問題の分析・解決への積極的な貢献が求められており、例えば、歴史、言語、民族、文化等を中心としてきた地域研究の分野は、これらの領域に加え、国際政治、開発経済等の領域とも連携・統合しつつ、各地域ごとの人材育成・研究の拠点としての大学院の整備を進めることにより、各分野の研究者や国際機関等における専門家等の育成が期待される。

＜修士課程及び専門職学位課程の目的・役割＞

- 「大学院部会における審議経過の概要」（平成16年8月12日）では、修士課程の目的・機能の一つとして、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材層の養成を示している。このような人材の養成に当たっては、主として人社系大学院の修士課程が中核的な役割を果たすことが期待される。その際、生涯学習の機会を広く国民に提供する観点から、特に社会人等の受入れを念頭に置いた専攻を設置することなども必要である。
- さらに、近年、特に東アジア地域において、急速な経済成長等を背景に環境破壊、ゴミ処理、食品安全等が深刻な社会問題となっており、人社系大学院の修士課程においては、こうした国々の行政官等を留学生として受け入れ、再教育する役割が求められている。同様に、国内の公共部門における人材養成への取組も期待されている。
- 専門職学位課程は、社会の各分野において国際的に通用する高度専門職業人の養成に特化した課程であるが、とりわけ社会科学分野を中心に、今後、その大幅な拡充が期待される。その際、設置の構想段階から、大学と関係の業界や職能団体とが十分に連携しつつ、社会の要請を十分に見極めるとともに、同時に、大学院における専門職学位課程としてふさわしい教育水準が維持されることが重要である。
- なお、経済・経営・商学分野、臨床心理分野をはじめ、社会科学分野を中心に、既存の修士課程については、社会的な要請や産業界のニーズを的確に把握しつつ、各研究科・専攻が養成しようとする人材像を明確にしていく中で、必要に応じ、専門職学位課程への転換を積極的に進めることが期待される。また、国においても、制度創設から間がない専門職大学院制度の普及・定着を図るために、積極的な支援を講じる必要がある。

2. 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導の在り方

(1) 教育・研究指導の在り方について

＜博士課程及び修士課程に共通する教育・研究指導の在り方＞

- 人社系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると学生の教育がそれぞれ特定の研究室の担当教員による個人的な指導に過度に依存する傾向も見られた。しかし、先に示したように各課程の目的と教育内容を明確にしつつ、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、各専攻において授業内容を体系的に編成するなど、組織的に教育を計画することが求められる。
- 人社系大学院の各専攻における教育プログラムを、課程制大学院の趣旨にふさわしいコースワークとして機能させ、体系的な教育を提供するためには、例えば以下のように、組織的に教育活動を展開することが必要である。
 - ・ 各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
 - ・ 幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム
 - ・ 自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム
(例えば、各分野ごとに研究テーマを設定し、それに応じて研究に必要なフィールドワークや文献調査のデザインを行わせる 等)
 - ・ 最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて、その前提となる研究計画の作成や研究の途中経過のまとめなど、研究過程の中間的な段階を設定し、それぞれ設定された水準を満たすことを求める仕組み
- 大学院に進学する学生の学力の実態を踏まえるとともに、特に他分野出身の学生の学修歴にも配慮して、大学院に進学後間もない段階で、専門分野に関する基礎的な教育を行い、当該分野に関する知識及び研究を遂行するための方法論を確立させることが必要である。
- 大学院修了後、それぞれの専門分野において活躍するためには、当該専門分野に関する学習の基礎を培うとともに、幅広い視野や基本的な思考力を持つことも必要である。このため、知識基盤社会を支える人材にふさわしい豊かな教養や論理的思考力を養う観点から、大学院修了までの間に、例えば、哲学、倫理学等の分野についても履修することが望まれる。
- なお、教育学の分野においては、例えば、教育行政学を専攻する学生には地方公共団体と連携したフィールドワークを、また、教育方法論を専攻する学生には研究授業を求めることが考えられる。また、教員に求められる資質が高度化しつつある現状を踏まえ、

教員養成系大学院の現職教育機能を向上させるためには、各大学院と地域の教育委員会や学校との連携を一層深めることが不可欠である。

＜博士課程における教育・研究指導の在り方＞

- 優れた研究者を養成する観点から、博士課程の前期・後期の5年間を通じた体系的な教育課程を編成し、その上で、博士課程（後期）にあっては、個別教員による適切な指導に重点を置くなどの工夫が必要である。
- 分野によっては、必要に応じて、博士の学位を取得するまでの間に、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供したり、国内外の学術雑誌に英語論文を投稿するよう促すことが有効である。
- 大学院生の進路の多様化に対応するため、5年一貫制博士課程であっても、博士の学位を取得することなく退学しようとする者に対し、必要に応じて、適切な進路指導を行うとともに、少なくとも修士の学位の取得を支援する取組を講じることも必要である。

（２）修得単位数に関する大学院設置基準の改正について

- 大学院において修得すべき単位数及び単位計算方法については、大学院設置基準の定めによるところであるが、特に現在は、学部単位計算方法（一つの講義・演習につき、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位となっていることなど）に準じている。

今後、大学院におけるコースワークの充実を図る観点から、分野の特性に基づき、例えば、研究者として必要な研究手法や研究能力を身に付けるためのフィールドワークや文献調査のデザインを定期的に行わせるような場合、講義と実習を合わせて1単位とするなど、単位の考え方を見直すとともに、修得すべき総単位数などについても併せて見直す必要がある。

（３）博士課程（前期）の修了要件及び同後期課程への進学について

- 博士課程の学生の大学院における学修の集大成は博士論文の作成であることを踏まえ、博士課程（前期）の修了時においては、修士論文作成による過度の負担を軽減しつつ、5年間の教育が有機的につながりを持って行われることが求められる。

このためには、博士課程（後期）に進学するに当たって、①修士の学位を取得してい

ることを要件としないこと、②修士の学位の取得を要件とするが、修士の学位の取得に当たっては口頭試問等により修士論文の作成を求めないこと、という二つの方法が考えられる。

なお、その場合であっても、論文を読み、それをまとめる訓練を積むことは研究者としての資質を涵養^{かん}する上で重要なことであり、その意味では、従来の修士論文の執筆が研究者としてのトレーニングを積む上で大きな役割を果たしてきたことに留意して、新しい教育・研究指導の工夫を検討すべきである。

- 修士課程又は専門職学位課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程（後期）に進学した学生に対しては、研究者として必要とされる実験・論文作成をはじめとする研究手法について、補完的な指導を適切に実施するなどの配慮が求められる。
- 人社系の博士課程（前期）を終えた段階で就職を希望する学生のためのプログラムにおいては、原則として修士論文の作成を求めることが適当であるが、分野によっては修士論文と同等の教育又は研究の成果をもって修了要件として設定できることとすることが求められる。

（４）博士課程の修了要件及び学位の取扱いについて

- 人社系の大学院における教育効果をより高め、学位授与の円滑化を図るとともに、学位取得に至るまでに必要とされる学修や研究活動の内容・成果を学生が事前に理解できるようにするためには、学位論文に係る研究についての中間発表、学生の研究遂行能力を適切に把握するための専門分野及び周辺分野の理解度に関する口頭試験の実施、論文公聴会、論文審査会等の中間的な段階を適切に設定していくことが有効である。
- 課程の修了に必要な単位は修得したが、標準修業年限内に博士論文を提出せずに退学したことを、いわゆる「満期退学」又は「単位取得後退学」と呼称し、制度的な裏付けがあるかのような取扱いは、課程制大学院の本来の趣旨にかんがみると適切ではない。今後、課程制大学院の趣旨の徹底を図り、自立した研究者として一定の能力を備えていると認められる者を厳格に認定し、認定された者に対しては積極的に学位を授与することを通じ、学位の質を維持しながら、このような取扱いを順次解消していくよう関係者に促すことが必要である。
- 一部の大学においては、博士課程退学後、一定期間以内に博士の学位を取得した者を「課程博士」として取り扱っている。このような取扱いの背景には経済的事情等がある

ことが考えられるが、例えば、①各大学の判断により、標準修業年限を超えて在学する必要のある学生に対して授業料負担の軽減措置を講じつつ、何らかの形で博士課程への在籍関係を保ったまま論文指導を継続して受けられるよう工夫すること、あるいは、②課程修了後、課程博士の趣旨を損なわない範囲で、分野の特性に応じて一定期間内（例えば、3年を超えない範囲）で課程博士を授与するための統一的な基準を学協会等で定めること、などにより、学位制度や課程制大学院の趣旨にのっとった取扱いが行われるよう、改善、努力が求められる。

（５）論文博士制度について

- 我が国の「論文博士」の制度は独自のものであって、これまで、学位制度の上で大きな役割を果たしてきた。しかしながら、今後、課程制大学院の実質化を進めていくという観点、また、学位の国際的通用性を確保するという観点から、これを廃止することについての検討が必要である。

その際、各大学院において「博士候補（仮称）」制度（学位取得プロセスにおいて、学生が一定レベルに達し、学位取得の見込みがあると認められる場合、そのことを明らかにする制度）を設ける等の工夫を講じるなど、制度の変更に伴う諸問題の緩和方策の検討が必要である。

- これに併せて、様々な事情により博士課程在学中に学位論文を提出できない場合があり、また、学問分野によっては学位論文の作成に相当の時間を要する場合もあるため、現に論文博士の制度を前提として研究を続けている者もいること等から、課程博士の授与状況を踏まえ、廃止に至るまでの条件整備や期間について検討することも必要である。さらに、日本学術振興会において、アジア諸国を対象とした「論文博士号取得希望者に対する支援事業」が実施されていることとの整合性についても整理が必要である。
- 研究者として自立して研究活動を行い得る能力を身に付けた者に博士の学位を授与するという考え方を再認識した上で、各大学において博士論文の要求水準の在り方についても検討することが期待される。

（６）教員の教育・研究指導能力の向上方策について

- 大学院の教育を実施するに際しては、各教員の間で学生に対する教育の在り方についての共通理解を図るとともに、当該専攻としての指導能力を高める必要がある。このため、教員に対する研修などのファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施が必要であり、その上で、教員に対する評価としては、研究実績だけでなく、教育に対する能力

の評価が求められる。

- 大学教員を目指す大学院生の教育力を育てるとともに、学部教育の活性化を図るため、大学院生にTA（ティーチング・アシスタント）等として、学部生などを対象とする教育支援活動を経験させる機会を確保することが必要である。
- 各大学においては、大学院の教員組織を、課程制大学院としての体系的かつ組織的な教育活動を実施するのにふさわしいものとなるよう見直すことが求められる。また、博士課程においては、研究能力の育成のみならず、学生に対する優れた指導力を備えた大学教員の育成という視点にも十分配慮した教育を行うことが求められる。
- 教員の資質を向上させ、教育研究を活性化させる観点から、積極的に任期制を導入すること、教授等についてテニユア制度を導入し適切に運用すること、また、可能な限り教授等の採用について幅広く公募制を導入することなど、教員人事の工夫・改善を講じることが求められる。
- 専門職大学院の拡充を図っていくためには、優れた実務家を大学教員として活用することが不可欠だが、その際には、専門職大学院の教員として必要な教授能力等を身に付けるための研修の機会を充実するなどの工夫が必要である。

3. 学生に対する経済的支援

- 優秀な学生の博士課程への進学を促すため、学費免除の予約手続を見直すことや、予約奨学金の拡充を図ることが必要である。
- 今後、特に創設間もない専門職大学院制度の活性化を図るためには、国公立大学を問わず、各専門職大学院が個性や特色を発揮しながら、互いに競い合える環境づくりを進めていくことが重要である。このような観点から、学生に対する経済的支援や、大学に対する支援策などを適切に講じていくことが求められる。
- 理工農の分野や医療の分野では、大学院生に対する経済的支援が、従来からの（独）日本学生支援機構による奨学金に加え、国立大学の運営費交付金や私学助成に含まれるTA・RAの経費や競争的資金に含まれるTA・RAにより行われるようになってきている。そのような状況の下、人社系の特質を踏まえ、大学院生に対する経済的支援を拡充すべきである。

4. 大学院の教育研究環境の整備

- 今後、専門職学位課程の増設など人社系大学院の機能の分化と拡充が見込まれる中で、教員組織、教材、文献等資料、設備、スペースなどの教育研究環境の充実が極めて重要となり、これに対する国等の支援が必要である。
- また、社会人学生を含め、大学院生の多様な学習ニーズにこたえるためには、マルチメディア教材や電子化図書を活用、e-Learningの導入なども有効であり、このため、学術情報も含めた情報インフラの整備が必要である。
- なお、すべての大学で、あらゆる学問分野の大学院を設置し、そのいずれについても高い教育研究水準を維持していくことは、必ずしも容易でなく、むしろ、各大学の判断によって、特定の分野に焦点を当てたり、養成すべき人材像を特化したりすることにより、個性豊かで多様な人社系大学院の設置を促すための制度上の措置や財政上の支援策を講じる必要がある。

5. 大学院評価の在り方

- 各大学院の人材養成の目的に沿った教育の課程の組織的展開の強化が一層図られるよう、実効性ある大学院評価を早期に確立していくことが必要である。
- 評価の実効性を高めるためには評価の客観性が不可欠であり、そのためには、各大学院において、授業の受益者である学生による授業評価と、特定課題への対応について評価する評価委員会等による評価を適切に行い、その結果を公表することが重要である。
- 学校教育法に基づく認証評価制度においては、現在、専門職学位課程だけが、大学全体とは別に対象とされている。大学とは別の大学院だけの事後評価、あるいは分野別の大学院の事後評価については、当面、学協会が中心となって専門分野別事後評価のシステム作りに取り組むことが期待される。また、このようなシステムを構築しようとする団体に対する財政支援の検討を行うことも必要である。
さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程（後期）に限って、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効である。

- 専門職大学院が設置されているにもかかわらず、認証評価団体が存在しない分野がある状況を解消し、すべての専門職大学院について、関係する業界や職能団体と十分に連携した認証評価団体による評価を実施できる体制を整えることが強く求められる。
- 大学院の評価においては、最低水準の保証を行う評価のほかに、水準の高い取組を見付け、これを普及させるための評価を確立するとともに、教育活動、研究活動の双方にわたって多面的な評価が行われることが必要である。

6. その他

- 例えば工学分野では、学協会を母体として（財）日本工学教育協会が結成され、大学院教育についても様々な活動を展開している。人社系の各分野においても同様の形で、学協会を母体にした大学院教育の改善、充実のための取組を促すとともに、このような活動に対しても競争的研究資金を配分できるようにすることが有効である。

理工農系大学院の目的とそれに沿った教育研究の在り方について ～国際的な水準における理工農系大学院の確立を目指して～ [理工農系ワーキング・グループ報告書]

理工農系の大学院は、今後、我が国が国際競争力を持って国際社会をリードし、また、国際社会に貢献する上での基盤となる高度な人材養成や学術研究の中核を担っていくことが期待される。このため、教育内容・方法の充実、国際的な通用性・信頼性の向上等を図ることを重要な観点として、いかにして教育研究機能の強化を推進していくべきかについて検討を行った。

1. 理工農系大学院の目的・役割

<博士課程の目的・役割>

○ 理工農系大学院は、従来、研究者として自立するに必要な研究能力を備え、理学、工学、農学における特定の専門分野についての深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としてきた。

しかし、今日、理工農系の大学院には、これら研究者の養成のみならず、産業界等における高度な技術者や高度な政策立案を担い得る行政職員など、社会の各般において、高度な研究能力と豊かな学識に裏打ちされた知的な人材の育成についても大きな役割を果たすことが求められており、その機能は多様化している。

○ このような状況を踏まえ、理工農系大学院は、研究者養成を主たる目的とするのか、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成を主たる目的とするのか、およそ専攻単位程度で目的と教育内容を明確にすることが必要である。

その際、当該専攻の規模によっては、同一の専攻の中に、前期・後期を通じた研究者養成のための教育プログラムと、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成のための教育プログラムを併存させるなどの工夫が必要である。

○ また、研究者の活動領域は、大学等における学術研究の場面だけではなく、産業界等における研究開発等の場面にも大きく広がってきており、研究者養成を主たる目的とする場合であっても、当該分野の特性に応じて、専門分野の深い研究能力のみならず、関連領域を含めた幅広い知識や社会の変化に対応できる素養を身に付けさせることが重要

である。

- 他方、高度な技術者等の養成を主たる目的とする場合には、授業科目の履修と論文作成指導による自然科学の基礎知識の教授とともに、知識を実際に活用していく訓練を通じて、科学的知識とそれを展開していく能力を身に付けさせることが必要である。

＜修士課程の目的・役割＞

- 1990年代以降、技術者等への就職が学部修了段階から修士課程修了段階に移行してきており、修士課程における高度専門職業人養成の役割が今後一層拡大していくと考えられる。
- また、今日、人々の日常生活のあらゆる場面が科学技術と深いつながりを持ち、科学技術社会を幅広く支える多様な人材の養成が求められており、修士課程は、そうした人材養成の役割を果たすことも必要である。
- 全ての大学において高い研究水準を有する博士課程を設置することは実際には困難であり、各大学の判断によって、大学院の目的と機能を修士課程における高度専門職業人養成に特化し、必要に応じて、学士課程と修士課程を通じた一貫的な教育活動を展開することも有効である。

2. 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導の在り方

（1）教育・研究指導の在り方について

＜修士課程及び博士課程（前期）に共通した教育・研究指導の在り方＞

（理工農系の各分野に共通する事項）

- 従来、多くの理工農系大学院においては、学生に対する教育と教員の研究活動が渾然一体とな行われ、学生に対する教育が研究室の中で完結するような手法が中心となってきた。しかし、この方法は、個々の教員の指導能力に大きく依拠するため、場合によっては、専門分野のみの閉鎖的な教育にとどまり、産業界等で求められる幅広い基礎知識や社会人として必要な素養が涵養されにくいなどの課題が指摘されている。

今後は、個々の教員による指導はもとより、各研究科・専攻における組織としての計画的な教育に力点を置いていくことが、より効果的な場合が多いと考えられる。

○ 理工農系大学院における教育プログラムが、専門的知識と幅広い視野を習得させるものとするためには、例えば以下のように、各研究科や専攻において組織的に教育活動を実施することが必要である。

- ・ 各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
- ・ 幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム

（例えば、進学後間もない学生に対して、様々な分野の教員が関与して多様な考え方に接する機会を提供する など）

- ・ 自立した研究者や技術者等として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム

（例えば、毎週学生にテーマを与え、それに応じた実験のデザインを行わせることや、実験・実習・ホームワーク・フィールドワーク等を講義と適切に組み合わせた効果的な授業の展開 など）

○ また、学術研究活動・産業経済活動のいずれにおいても、国際的に活躍し得る人材を育成する観点から、英語をはじめとする語学教育の充実に一層努めていくことが必要である。

○ 理工農系の人材には、科学技術と社会との関係や社会の安全に関しても高い素養を持つことが求められる。このため、倫理や法規制など、幅広い社会科学的分野について、学部段階・修士課程段階のそれぞれの専門教育の内容・程度に応じて適切に教育されることが重要である。

（特定の分野に関する事項）

○ 工学系、農学系の大学院にあつては、将来、各研究分野や企業活動において中核的な役割を果たす高度な実践的能力を備えた人材育成を図っていくことが重要である。このため、必要に応じて企業、行政機関、試験・研究機関、NPO、国際機関等の実践的環境下における長期インターンシップや、これらの機関との連携によるプロジェクト方式による訓練などを積極的に取り入れることが効果的である。

○ 農学や環境科学などの分野では、自然環境のシステムの法則性を理解し、諸現象を総合的に把握できるようにすることが重要である。このため、必要に応じて、例えば、農地、森林、水域、都市など、実際のフィールドにおける活動を積極的に取り入れることが効果的である。

＜博士課程（後期）における教育・研究指導の在り方＞

（理工農系の各分野に共通する事項）

- 優れた研究者を養成する観点から、前期・後期の5年間を通じて体系的な教育課程を編成し、その上で、後期課程にあっては、教員の研究活動に参画させるなどの工夫を講じることが必要である。
- 学生の国際性を涵養する観点からは、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供することが有効である。なお、このような取組については、博士課程（後期）のみならず、修士課程においても有効である。
- 修士課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程（後期）へ進学した学生に対しては、研究者として必要な実験・論文作成をはじめとする研究手法などについて、適切な補完的な教育を実施するなどの配慮が求められる。

（特定の分野に関する事項）

- 実験物理学等の分野では、従来、大規模な実験装置を用いた研究活動の場合、ともすれば、その一部分を学生に分担させることなどにより研究指導が行われてきたが、そのような場合であっても、幅広い視野と関連分野の基礎知識を備えた研究者を養成するという観点からの指導が必要である。

（２）修得単位数に関する大学院設置基準の改正について

- 大学院における現在の単位の考え方は、大学院設置基準の定めによっているが、特に単位の計算方法については、学部における計算方法（一つの講義・演習につき、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることなど）に準じている。
- 今後、大学院におけるコースワークの充実を図り、より高い教育効果を得られるようにしていく観点から、実験・実習と講義・演習とに分けられている現在の単位の計算方法について、例えば、講義と実習を合わせて1単位とするなど、その考え方を見直すとともに、修得すべき総単位数などについても併せて検討することが必要である。

(3) 博士課程の修了要件について

- 博士課程の学生の大学院における集大成は、博士論文の作成であることを踏まえ、5年間の教育が有機的につながりを持って行われるようにする観点から、必要に応じて、前期課程の修了時においては、修士論文に代わる一定の学修の成果を求めることで足りることとするなど現行制度を改める必要がある。

(4) 修士課程の修了要件について

- 高度専門職業人養成を主たる目的とする場合や教育研究分野の特性によっては、より実践的な研究成果を修了要件とすることが適当と考えられる（芸術や体育等の分野において行われている）。今後は、このような取扱いを多様な分野にも拡大していくことも求められる。

(5) 論文博士制度について

- 諸外国における博士の学位は、博士課程において必要な教育を修めた者に授与されるという現状を勘案すれば、日本における論文博士の制度は独自のものである。学位の国際的通用性の観点から、課程制大学院の趣旨を踏まえた教育内容・方法の充実が図られることを前提として、論文博士制度は廃止の方向で検討することが必要である。
- なお、企業や公的機関の研究所等で経験を積み、その研究成果を基に博士の学位の取得を希望する者が相当数いることや、アジア諸国においては、自国で研究を続けその成果を基に我が国の大学における博士の学位取得を目指している者もいる。これらを踏まえて、廃止に至るまでの条件整備や期間についての検討とともに、相当の研究経験を有している社会人等を対象に、大学院において一定の体系的な教育を提供し、学位の授与に結び付ける仕組み等についての十分な検討が、併せて必要である。

(6) 教員の教育・研究指導能力の向上方策について

- 教員の教育・研究指導能力の向上のためには、まず、その前提として、各専攻において、当該大学院の教育についての共通理解を深めることが必要である。このため、教員に対する研修などのファカルティ・ディベロップメント(FD)を適切に実施するとともに、教員に対する評価としては、研究実績だけでなく、教育実績や教育能力を評価する

ことが必要である。

また、大学教員の教育能力の向上を図るためには、在外研修や外国で研究に参加する機会等を活用しつつ、諸外国の大学院における実際の教育活動に関する知見を広げることとも有効である。

（７）学生の流動性の確保について

- 学生の流動性を高めるためには、その大前提として、各大学院の教育が、ともすれば特定の教員との狭い個人的な人間関係に過度にゆだねられている現状を改め、各研究科・専攻において、より体系的・組織的な教育活動を展開していく努力が不可欠である。

その上で、他大学や他分野からも受験しやすいように入試科目を整備するとともに、e-Learningの効果的な活用による単位互換の推進、補完的な授業科目の設定など、多様な学修歴を有する学生の受け入れを促進するための工夫をすることが必要である。

一方、流動性を促進させることで学生の研究の進^{ちよく}捗を阻害しないよう留意することも必要である。

3. 学生に対する経済的支援

- 我が国の大学院が国内外から魅力ある存在であるためには、大学院生の経済的負担を諸外国に比して遜色^{そん}のない程度にとどめるようにすることが重要であり、とりわけ博士課程（後期）の学生については、自立した生活が可能となるよう支援を充実すべきである。

- 進学意欲を持つ優秀な学生が、進路選択に当たって、経済的な事情から大学院に進むことを断念することがないよう、大学院を受験する前に経済的支援を決定するなど、学生が安心して進学できるようにすることが必要である。

- 現在、大学院生に対する経済的支援は、日本学生支援機構による奨学金や留学生給与の支給、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金に含まれるTA・RA、さらには、日本学術振興会による特別研究員制度（DC）、科学研究費補助金や21世紀COEプログラム等の競争的資金に含まれるTA・RAなどがある。

今後ともこのような種々の支援を併存する形とするのか、あるいは、競争的環境の下で優れた大学院教育の展開を推進しつつ、学生への支援が充実したものとなるよう、大学に対して競争的に配分される教育資金や研究資金に含まれることを主としていくの

か検討する必要がある。

4. 大学院修了者のキャリアパスの多様化の促進方法

- 大学院修了者のキャリアパスの多様化を促進する観点から、日ごろ学生を指導している教員が各学生の適性を見極め、学生が在学中から自らのキャリアについて考えるための機会を適切に提供するように努めることが必要である。

- このため、在学中の早い段階で、企業等の実践的な環境下において、自らの専門の位置付けを理解させるための長期のインターンシップへ参加させるなど、産学連携による教育を進めていくことが効果的である。

また、大学院修了者のキャリアパスを多様化させるためには、研究者や高度な技術者等が多様に流動する社会が構築されることが重要であり、大学においても企業等との人材交流に努めていくことが望まれる。

5. 教育研究環境の整備

- 理工農系の各分野において、諸外国の学生や研究者にとっても魅力ある大学院となるよう、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、施設、設備、教育スタッフ、支援スタッフ等の確保に向けて各大学が努力するとともに、国等が各大学の取組を重点的に支援することが求められる。

その際、教育スタッフや支援スタッフについては、量的な整備のみならず、質的な整備（例えば、国外や企業などにおける勤務経験を有する教員、特色のある技術を習得した技術職員、理工農分野の研究について専門的知識を有する事務職員の確保など）に努めていくことも必要である。

- 科学技術の発展、生物生産活動の高度化、自然環境問題の深刻化、さらには災害問題への対応などから、今後、農場、演習林、臨海臨湖実験所、水産実験所、実習船、地震や防災等に関する研究所などの実験・実習系の附属施設が、大学院における人材育成や研究活動に果たす役割が拡大していくと考えられる。

このため、研究データ等のネットワーク化や大学を超えた実習活動に供するなど、このような附属施設について、教員や学生の共同利用を積極的に進めていくことが求められる。

- また、工学分野においては、高度で創造的なものづくりをチームワークにより行う「プロジェクト・ベースド・ラーニング」(PBL)などによる実地的な技術教育が導入されてきている。このため、高度で創造的なものづくりを可能とするスペースや設備の整備など実験・実習のための施設機能の向上が望まれる。
- 大学院生の多様な学習ニーズにこたえるためには、マルチメディア教材や電子化図書の活用、e-Learningの導入などが有効であり、これらの情報環境の整備に努めていくことも望まれる。

6. 大学院評価の在り方

- 大学院教育の内容、水準に関する国際通用性を踏まえて、各大学院が、それぞれの人材養成の目的に沿って、その教育を充実していくことを促すため、実効性ある大学院評価を早期に確立していくことが必要である。
- 学校教育法に基づく認証評価制度においては、現在、専門職学位課程だけが、大学全体とは別に対象とされている。大学とは別の大学院だけの事後評価、あるいは分野別の大学院の事後評価については、当面、学協会が中心となって専門分野別事後評価のシステム作りに取り組むことが必要である。また、このようなシステムを構築しようとする団体に対する財政支援の検討も必要である。これらを通じて大学院教育の質に関する第三者評価の普及、定着が望まれる。

さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程(後期)に限って、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効と考えられる。

7. その他

- 将来に向け、国際的に優れた研究者育成を進めていくためには、例えば、21世紀COEプログラムで形成された拠点を活用し、他大学や企業等に属する研究者の参加も含め、指導スタッフの一層の充実を図り、世界の最先端を行く大学院教育展開の基盤となる仕組みを構築することについて検討されることが望まれる。

医療系大学院の目的とそれに沿った教育等の在り方について

〔医療系ワーキング・グループ報告書〕

1. 医療系大学院の目的・役割について

- 医療系大学院は、従来、研究者として自立するに必要な研究能力を培い、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としていた。しかし、現在における医療系大学院は、これら研究者のみならず、医師・歯科医師など高度の専門性を必要とされる業務に必要な能力と研究マインドを涵養^{かん}することも求められるようになってきており、医療系大学院が果たすべき機能は多様化している。
- このような状況を踏まえ、今後における医療系大学院の在り方としては、およそ専攻単位程度で、研究者養成を主たる目的としているのか、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成を主たる目的としているのか、その目的と教育内容を明確にすることが必要である。

特に、医学・歯学系大学院にあつては、専攻や分野の別を超えて、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成のそれぞれの目的に応じて、研究科として二つの教育課程を設けて、大学院学生に選択履修させることが適当である。
- この場合、研究者養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、医学・生命科学等の領域で研究者として将来自立できるだけの幅広い専門的知識と、研究に必要な実験のデザインなどの研究手法や研究遂行能力を修得させることが適当である。
- また、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な技能・態度等を修得させるほか、当該専門分野で、研究マインドを持ち、主として患者を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させることが必要である。
- 研究遂行上又は職業上必要な資格の取得（遺伝子実験、放射線取扱いなど）や、関連学会における認定資格（専門医など）の取得のための講習や研修と、医学・歯学系大学院博士課程における教育とは、本来、趣旨・目的を異にするものであるが、専門分野の資格取得のための本人の負担等を考慮すると、大学院の教育課程の中に当該資格取得に必要な教育内容を取り込む工夫も適当と考えられる。

2. 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導の確立について

(1) 教育・研究指導の在り方について

① 各分野共通の教育・研究指導の在り方

- 医療系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると大学院学生が所属する各研究室の指導教員に教育を任せ切りにするという傾向も見られた。しかしながら、先に示したように大学院の目的と教育内容を明確にし、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、専攻単位で組織的に教育活動を計画することが重要である。
- また、専攻を単位とする組織的な教育活動が、動物実験や遺伝子実験、放射線の取扱いなど、単に様々な診療上や研究上の規制に対応した知識・技術のみを修得させるのではなく、体系的な教育を提供するという課程制大学院の趣旨に沿ったふさわしいものとなるよう、関係者が努力していくことが強く求められる。
- 具体的には、幅広い視野と当該専門分野での専門的知識を修得させるため、例えば次のような、専攻を単位とする組織的な教育活動が効果的と考えられる。
 - ・ 幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する組織的な教育活動
 - ・ 各専門分野に関する専門知識を身に付けるための体系的かつ組織的な教育活動
 - ・ 自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための組織的な教育活動
(例えば、各分野毎に研究テーマを設定し、それに応じて実験のデザインを行わせる など)
- このほか、単位の認定や最終試験による課程修了資格の認定において客観性を確保することや、学外や関連分野の教員等も交えた学位論文審査を実施することが適当である。
- さらに、各専攻等の目的や教育内容等に応じて、大学院入学者選抜の在り方を見直すことも求められる。

② 各分野毎における教育・研究指導の在り方

(i) 医学・歯学系大学院（博士課程）について

○ 研究者養成を主たる目的とする教育課程においては、研究者としての基本的素養を身に付けさせるという観点から、例えば、遺伝子に関する技術、RIの取扱い、タンパク質解析、細胞培養、統計処理、研究計画・デザインの立案など、研究者に求められる医学・生命科学研究の遂行に必要な基本的知識・技術をコースワークで修得させることが必要である。

○ 優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成を主たる目的とする教育課程においては、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な診断・検査技法、手術手技、態度を修得させるほか、例えば、医の倫理、臨床心理、医師と患者関係、安全管理、臨床研究方法、臨床教育法・指導法など、臨床医・臨床歯科医に求められる資質や能力を涵養するために必要な内容をコースワークに盛り込むなど、体系的かつ組織的な教育活動が必要である。

また、併せて、疾病の成因、新しい安全な診断・検査・治療法の開発・評価、臨床疫学など、患者に対する診療を通じた臨床研究のテーマを課し、博士論文作成のための研究指導を行わなければならない。

このほか、先に示したように、コースワークの中に、関連学会における認定資格（専門医など）の取得に必要な教育内容を取り込むこともできるが、この場合、大学院博士課程としての教育課程であることと、当該資格取得のための教育内容との整合性を図る必要があることに留意すべきである。

○ また、医学・歯学系大学院が、その教育課程を、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成の二つに分けて明確化するに当たり、それぞれの課程の教育・研究指導体制が硬直化することのないよう、教育・研究指導教員が、双方のコースワークに携わることができるようにするほか、学生による双方の教育課程からの単位選択の自由度を一定程度確保するなど、相互の連携を保つような配慮が求められる。

(ii) 医学・歯学系大学院（修士課程）について

○ 医学・歯学系の修士課程の大学院は、医学部・歯学部卒業者以外を対象とし、当該課程修了後に医学・歯学系の博士課程に進むことを想定して設置されているが、実際には、課程本来の目的に沿って、4年の医学・歯学の博士課程と合わせた研究者養成のプロセスを担っている面と、医学・歯学に関する専門知識を有し、幅広く医療関連分野で活躍する高度専門職業人の育成を担っているという両面があり、このような現状に対応した教育が必要である。

(iii) 薬学系大学院について

- 現行4年間の修業年限である薬学の学部教育は、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする場合、修業年限が6年（それ以外は現行のまま4年）とされ、平成18年度入学者から適用される。

- このことにより、4年制の基礎薬学等に係る学部を母体とする大学院は、5年制（区分制又は一貫制）の博士課程として研究者養成を主たる目的とすることが予想されるが、新たな制度が適用されたことに伴い、その教育内容については、今後、関係者により検討されることとなっている。

この場合において、幅広い基礎知識の修得ができるようにする観点から、例えば、医薬品評価学、薬剤疫学、医薬品情報学などをコースワークに盛り込む工夫が必要であるほか、研究者として自立するために必要なプロジェクト企画力などの涵養も重要であることを十分踏まえた検討がなされることを期待する。

また、臨床現場の薬剤師業務に精通した基礎薬学研究者の養成が必要とされていることにも留意する必要がある。

- 6年制の臨床薬学等に係る学部を母体とする大学院は、4年一貫の博士課程として優れた研究能力等を備えた臨床薬剤師の養成を主たる目的とすることが予想されるが、その教育内容については、臨床を通じた薬学研究の在り方を中心に検討されることとなっている。その際、専門薬剤師として活躍するための高度専門職業人養成プログラムの在り方についても検討がなされることを期待する。

(iv) 看護学系・医療技術系大学院について

- 看護学系・医療技術系分野の区分制博士課程（前期）にあっては、1専攻当たりの学生数が小さい場合などは、同一専攻の中で、博士課程（後期）修了後に教育研究職に就く者のための研究者養成プログラムと、前期課程修了後に専門職に就く者のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

この場合、看護学系・医療技術系分野は特に実践性が求められることから、いずれのプログラムにおいても、専門職業人としての一定の実務経験を経てから入学させることが望ましい。

- 研究者養成プログラムにおいては、研究者としての基本的研究手法を身に付けることが重要なことから、例えば、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究手法（面接法、参加観察法、質問紙法及び収集データの分析に必要な応用統計学など）、研究倫理など、研究デザインや研究手法に関するコースワークを整備し、論文作成を通して、

研究者に求められる批判力，論理性，表現力の涵養が重要である。また，実践的な研究テーマと基礎的な研究テーマの両方が教育できるような体系的な教育プログラムが必要である。

- 高度専門職業人養成プログラムにおいては，看護や医療技術の現場において，将来指導的立場で活躍できる人材を養成する観点から，例えば，患者の主体性を尊重したマネジメント論やコミュニケーション論，看護倫理学，実践現場での教育方法論，コンサルテーション論，装具等の作成技術論等のコースワークや実践体験を含んだプログラムを整備し，当該専門領域に係る学際的な知識，実践能力，教育能力を育成する体系的な教育プログラムでなければならない。

また，専門領域での認定資格等に係わる教育を大学院の教育課程の中に効果的に取り込む工夫も求められる。

- 博士課程（後期）においては，研究者の育成を主たる目的とすることから，研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークを含んだ教育プログラムとすることが適当である。

(Ⅴ) 公衆衛生分野の大学院について

- 医療疫学，医療経済，予防医療，国際保健，病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については，高齢化等の進展に対応して，また，医学，歯学，薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも，公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。

- このため，欧米の状況も踏まえ，２年制の専門職大学院として，大学院の整備を進めていくことが必要であり，また，それに必要な教員の養成やカリキュラムの開発，修了者の社会での活躍の場の拡大など，関連する施策を進めていくことが求められる。また，その場合の教育内容については，各専門領域に共通するコア科目の修得と，各専門領域における専門科目の修得とを組み合わせるような工夫が必要である。

- 博士課程（後期）においては，当該分野における研究者養成とこの分野の教育者の育成を主たる目的とし，その目的にふさわしい教育内容とすることが適当である。

(２) 修得単位数に関する大学院設置基準の改正について

- 大学院において修得すべき単位数及び単位の数え方については，大学院設置基準の

定めによるところであるが、特に、現在の単位の数え方は、学部の単位の数え方（一つの講義・演習につき、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位となっていることなど）に準じている。

- 今後、大学院におけるコースワークの充実を図る観点から、例えば、研究テーマに応じた実験のデザインなどを各週ごとに行うことにより、合わせて1単位とするなど1単位の考え方を見直すとともに、修得すべき総単位数などについても併せて見直すことが必要である。

（３）教員の教育・研究指導能力の向上方策について

- 大学院が教育の場であることを再認識し、教育内容・方法の充実を図るためには、教員に対し、大学院の教育を実施するに際しての、学生に対する教育の在り方や、指導能力を高めるため、各専攻において、当該大学院の教育についての共通理解を高めることが重要である。併せて、教員に対する研修などのファカルティ・ディベロップメント（FD）の努力も必要である。
- 教員に対する評価としては、研究実績や教育に関する資質・能力に加えて、臨床医学系、臨床歯学系分野等の大学院の教育・研究や機能を高める観点から、担当教員の臨床に係る実績や、臨床を通じた研究成果の評価が重要である。
- サバティカル制度の導入等により、教員が自らの研究・教育能力を高めるため、国内外の優れた大学院教育に直接触れる機会を確保することも効果的であると考えられる。

（４）論文博士制度について

- 諸外国における博士の学位が、博士課程において必要な教育プログラムを修めた者に授与されるという現状を勘案した場合、学位の国際的通用性の観点からみても、日本における論文博士の制度は独自のものである。このため、課程制大学院の実質化が図られることを前提として、論文博士制度を廃止する方向で検討を進める必要がある。
その際、各大学院において「博士候補（仮称）」制度（学位取得プロセスにおいて、学生が必要単位を修得して一定レベルに達し、学位論文審査による学位取得の見込みが一定期間内にあると認められる場合、そのことを明らかにする制度）を設ける等の工夫を講じるなど、制度の変更に伴う諸問題の緩和方策についても検討することとす

る。

- これに併せて、現に論文博士の制度を前提として研究を続けている者がいること等から、課程博士の授与状況を踏まえた十分な経過措置期間の設定や、(独)日本学術振興会において、アジア諸国を対象とした「論文博士号取得希望者に対する支援事業」が実施されていることとの整合性についても整理する。

3. 学生に対する経済的支援について

- 医療系大学院においては、他の分野と異なり、大学院入学前において、臨床研修や一定の実務経験を必要とすることなどから、学生に対する経済的支援の充実が不可欠である。

特に、進路選択に当たって、経済的な事情から大学院に進むことを断念することがないように、大学院受験前に経済的支援が予約されるような措置を講ずるなど、学生が安心して進学できるようにする制度の検討が強く求められる。

- 現在、大学院学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構による奨学金や留学生給与の支給、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金に含まれるTA、RAによるもの、さらには日本学術振興会の特別研究員制度(DC)、科研費補助金等の競争的資金や21世紀COEに包含されるTA、RAなどがあるが、今後ともこのような各種四つのタイプを併存する形とするのか、あるいは競争的に配分される教育資金や研究資金に包含されることを主としていくのか検討する必要がある。

- 臨床医学・歯学系大学院の学生が、附属する大学病院において医師・歯科医師として診療を行うことは、当該大学院における教育や臨床研究の一環であるという面があるものの、大学院学生の経済的基盤として、大学病院以外の病院での診療によって実質的に生計を支えていることの弊害等を考えると、当該大学病院における診療内容に応じた適切な処遇を図ることが緊急の課題である。また、人材確保の観点から研究者養成を主たる目的とする専攻に所属する優れた学生に対しての大学院修了後の処遇についても十分配慮する必要がある。

4. 教育・研究環境の整備について

- 医療系の各分野において、研究者や高度専門職業人等の人材養成機能及び学術研究機能を更に一層充実させるためには、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、教員の増や教育スタッフ・支援スタッフ等の確保、施設・設備の整備等に伴う予算の充実など、国などによる財政支援が不可欠である。
- また、現在、医療倫理、医療疫学、レギュラトリーサイエンス分野等の教育者・研究者が必要とされており、この分野の人材養成の充実が急務となっているほか、教育スタッフ・支援スタッフ等について、例えば外部資金や産学連携、あるいは遺伝子組換え実験等における様々な社会的・倫理的規制などについて、一定水準の知識や高い専門性を有するスタッフの育成が大学関係者から求められている。

5. 大学院評価の在り方について

- 各大学院の人材養成の目的に沿った教育の実質化が一層図られるよう、実効性ある大学院評価を早期に確立していくことが重要である。
 - 学校教育法に基づく認証評価制度においては、現在、専門職学位課程だけが、大学全体とは別に対象とされている。大学とは別の大学院だけの事後評価、あるいは分野別の大学院の事後評価については、当面、学協会が中心となって専門分野別事後評価のシステム作りに取り組む必要がある。
- さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程（後期又は4年制一貫）に限って、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効と考えられる。

6. メディカル・スクール等について

- 米国等におけるメディカル・スクール、デンタル・スクール制度を、我が国に導入することについては、現在進められている医学・歯学の学部教育改革の状況や、卒後初期臨床研修制度及び後期専門研修制度との関連、さらにこの制度の導入による基礎医学・歯学研究への影響などを十分踏まえる必要があるほか、大学学部教育全体への影響など、

多角的な検討と十分な議論を必要とすることから、今後、中期的な課題として関係者による十分な検討が必要である。

附 属 資 料

新時代の大学院教育

—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—

附属資料

(1) 新時代の大学院教育 答申 (概要)

(2) 新時代の大学院教育 答申 (要旨)

(3) 参考資料

(大学院の現状等に関する資料)

- 1 大学院の現状
- 2 我が国の大学院制度の変遷と大学院重点化
- 3 大学院の目的・役割

(大学院組織に関する資料)

- 4 大学院の組織編制の多様化
- 5 大学院大学の設置状況
- 6 連合大学院の設置状況
- 7 専門職大学院の設置状況
- 8 研究科以外の基本組織の設置状況

(課程制大学院制度に関する資料)

- 9 大学院の課程の目的等の主な変遷
- 10 大学院の規程における各課程の目的・役割に関する現行記載例
- 11 これからの大学院における課程・学位のイメージ
- 12 大学院におけるファカルティ・デベロップメント(FD)実施状況・シラバス作成状況
- 13 修士論文の審査に代わる特定の課題についての研究成果の審査 (例)
- 14 大学と企業による共同教育プログラムの開発例
- 15 大学院におけるインターンシップの実施状況

(学位授与に関する資料)

- 16 我が国の学位制度の主な変遷
- 17 博士学位授与数の推移と授与率
- 18 課程博士を出していない研究科数
- 19 外国人留学生の博士学位授与数の推移と授与率
- 20 諸外国における学位制度 (上級学位: 大学院段階)
- 21 学位取得者の国別・専攻分野別構成 (上級学位: 大学院段階)
- 22 国家資格と学位との関係 (主なもの)
- 23 大学評価・学位授与機構における学位授与状況

(大学院の規模に関する資料)

- 24 大学院規模の国際比較
- 25 大学院における社会人の入学者数等の推移
- 26 大学院における留学生数 (在学者) の推移
- 27 大学院の入学者数と延べ入学志願者数の比

- 28 大学院入学者数の実績（修士課程，博士課程）
- 29 大学院の入学定員の充足率
- 30 修士課程，博士課程，専門職学位課程の年齢別入学者数

（大学院学生の動向等に関する資料）

- 31 大学院への進学者（学部卒業者の進路状況）
- 32 出身大学別分野別大学院入学状況
- 33 大学院における社会人学生の占める割合
- 34 大学院において社会人が学ぶための環境整備
- 35 大学院の修了者数等の推移
- 36 産業別・職業別就職者数（修士課程，博士課程）
- 37 日米の博士号取得者の活動実態の比較
- 38 大学院学生の生活状況
- 39 大学院学生に対する主な経済的支援
- 40 TA,RA 経費の予算額の推移
- 41 ポストドクター等に対する支援
- 42 大学院における国費・私費別留学生数の推移

（大学院の教員に関する資料）

- 43 大学の教員組織の在り方
- 44 諸外国における大学教員の職の在り方
- 45 教員 1 人当たりの大学院学生数
- 46 教員 1 人当たりの学生数の国際比較（高等教育）
- 47 研究者の流動性
- 48 教員の任期制の導入状況等

（大学院における研究者養成機能の充実にに関する資料）

- 49 我が国の大学の研究ポテンシャル等
- 50 競争的研究資金
- 51 21 世紀 COE プログラム，「魅力ある大学院教育」イニシアティブ概要
- 52 科学技術に関わる人材の多様なキャリアパスの例
- 53 米国における取得学位別・学位取得後経過年数別の平均年収

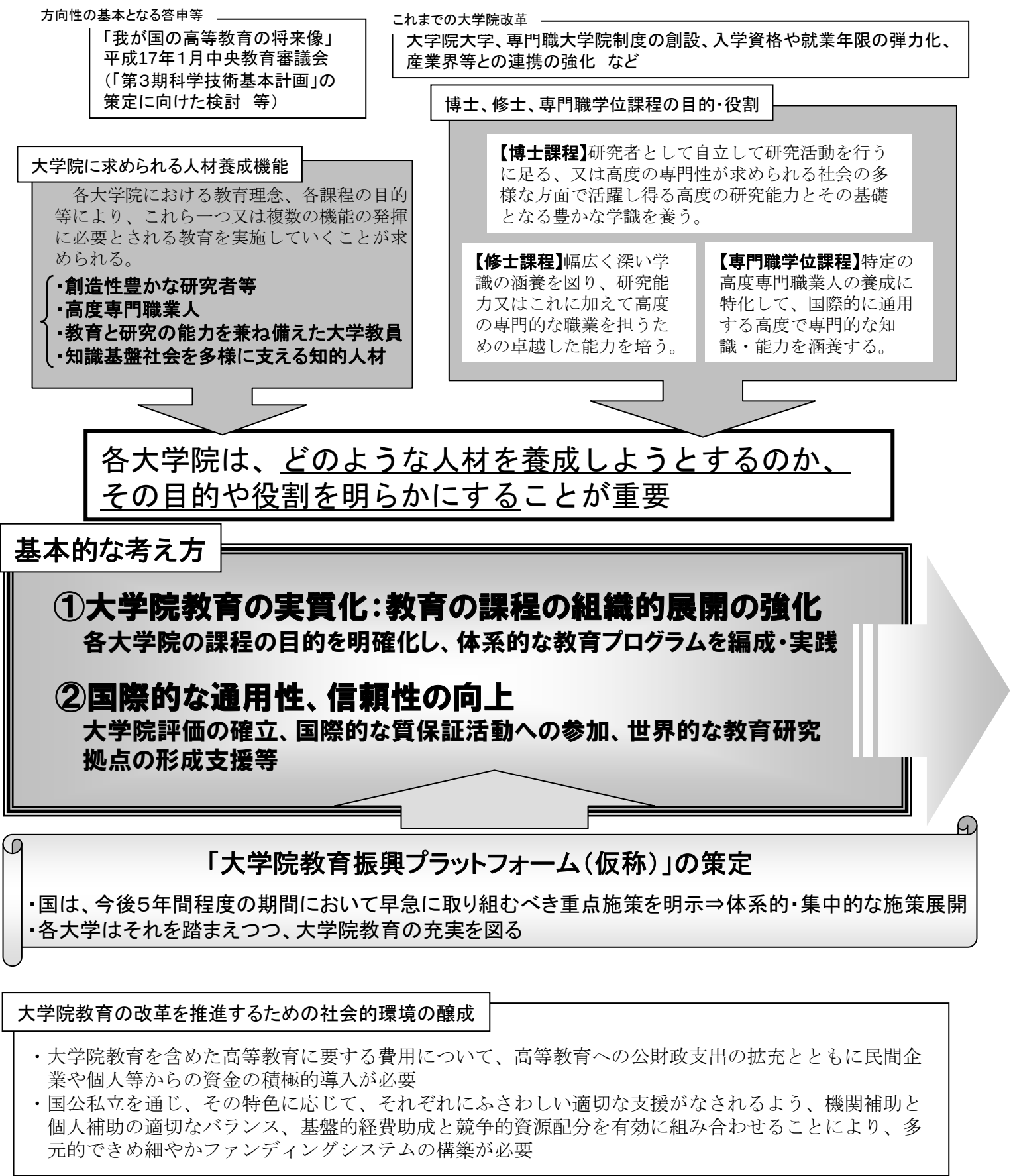
（その他）

- 54 高等教育の質の保証
- 55 諸外国における大学の設置認可，質保証制度の状況
- 56 高等教育財政
- 57 大学における企業等からの研究資金の導入状況
- 58 大学院の教育研究に対する企業等の税額控除制度
- 59 大学院教育等に関する民間企業等のアンケート
- 60 国立大学等施設緊急整備 5 か年計画の概要

（参考）

中央教育審議会に対する文部科学大臣の諮問（平成 13 年 4 月 11 日）
大学院部会のこれまでの審議経過の概要
各ワーキング・グループにおける審議経過について
委員名簿

新時代の大学院教育 – 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて –
中央教育審議会答申(平成17年9月5日)の概要



量的規模の方向性：全体として、着実な増加傾向になると予想される
人文・社会科学、自然科学の各分野のバランスのとれた発展を目指すことが重要
（人材需要の変化への対応：国が一元的に調整するのではなく、各大学院が、自らの果たすべき役割を基に対応することが基本）

① 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）

- (1) 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立
- ① コースワークの充実・強化
- ◎学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要。特に、博士課程においては、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階がつながりをもつ体系的な教育の課程の編成が重要。
 - ・大学院の課程の単位の考え方の明確化
 - ・修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し
 - ・豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制、ジョイントディグリー）
 - ・博士課程の短期在学コースの創設の検討
 - ・各大学院における教育の実質化の取組に対する国の重点的支援と情報提供の推進
- ② 円滑な博士の学位授与の促進
- ◎課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進。
 - ・教員の意識改革の促進、教育のプロセスの明確化と適切な教育・研究指導
 - ・学位論文等の積極的な公表、論文審査方法の改善などによる学位水準の確保
 - ・現行の「論文博士」の在り方の検討
- ③ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策
- ・課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修(FD)
 - ・成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定、教員の教育研究活動の評価
- (2) 産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化
- ◎産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチング、地域連携活動の推進と地域の発展への貢献、博士課程修了者等の多様なキャリアパスの開拓
 - ・産学協同教育プログラム、単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施
 - ・各大学院による学生のキャリアパス形成に関する指導、研究市場への積極的なアピール
 - ・企業等による博士の学位の取得者等の実力を評価した人材の登用
- (3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大
- ① 学生
- ◎博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援策の充実、学生の流動性の拡大、社会人の大学院教育へのアクセスの拡大
 - ・特別研究員事業、及びTA・RA等としても活用できる競争的研究資金の拡充
 - ・学生への経済的支援制度の審査等の早期化
 - ・大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供、リカレント教育の実施
 - ・社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援
- ② 若手教員
- ◎教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援措置の推進、流動性の拡大
 - ・若手教員のキャリアパスに応じた体系的な教育研究環境の整備
 - ・各大学院、企業等による研究者の流動性拡大に関する取組の実施

② 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）

- (1) 大学院評価の確立による質の確保
- ◎事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要であり、とりわけ事後評価については、以下の3つの仕組みにより、早期に定着、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務。
 - ① 自己点検・評価（大学院の専門分野別自己点検・評価の促進）
 - ② 認証評価（将来的には、「機関別評価」（大学全体を評価）に加え、「専門分野別評価」を導入）
 - ③ 評価団体の適正さを担保する仕組み
- (2) 国際社会における貢献と競争
- ①教育研究を通じた国際貢献・協調（国際化戦略支援、国際的な大学の質保証に関する協議への参加）
 - ②国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援：ポスト「21世紀COEプログラム」の具体化

新時代の大学院教育

－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－ 答申（要旨）

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第1節 基本的な考え方について

大学院は学校教育法に基づく教育機関である。今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

具体的には、

- ① 各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図る。その際、特に博士課程にあっては、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実を図る。
- ② 大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

1 大学院に求められる人材養成機能

今後の知識基盤社会において、大学院が担うべき人材養成機能を次の四つに整理し、人材養成機能ごとに必要とされる教育を実施することが必要である。

- ① 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
- ② 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
- ③ 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

2 博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。我が国の大学院教育を国際的な通用性、信頼性のあるものとしていくためには、この「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、各課程の目的に応じて、教育研究分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

【博士課程】研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度

専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

3 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備

大学院教育の組織的展開を強化していくためには、各大学院のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的な教育の課程の提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要である。

このため、これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに、国による支援を推進する必要がある。

【具体的取組】

- ・ 各大学院の人材養成に係る目的の明確化（大学院設置基準の改正）
- ・ 各大学院における教育の実質化の取組に対する国の重点的支援と情報提供の推進
- ・ 「助教」の新設に伴う大学院の教員組織体制の見直し
- ・ 博士課程、修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化（大学院設置基準の改正）

4 知識基盤社会にふさわしい大学院教育の規模の確保

今後の大学院教育の量的規模の方向性については、社会人、留学生の入学者を含め、高度専門職業人養成に対する期待など進学需要の増加傾向に合わせ、全体として、着実な増加傾向になると予想される。この傾向は、今後の知識基盤社会の到来を展望すると、一般的には望ましいものと考えられる。また、社会・経済・文化の発展や科学技術の進展等、時代の動向や要請に的確にこたえとともに、人文・社会科学、自然科学の各分野のバランスのとれた発展を目指すことが重要である。

第2章 新時代の大学院教育の展開方策

1 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための方策

（1）課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立

① コースワークの充実・強化

社会のニーズに対応した人材の養成を行うためには、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要である。

特に、博士課程は、5年間を通した体系的な教育の課程を編成し、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要となる。

これと関連して、各大学院においては、その人材養成目的や特色に応じてアドミッション・ポリシーを明確にし、それを適切に反映した入学者の選考上の工夫を行うことが重要である。

【具体的取組】

- ・ 大学院の課程の単位の考え方の明確化（大学院設置基準の改正）
- ・ 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し（大学院設置基準の改正）
- ・ 豊かな学識を養うための複合的な履修取組（主専攻・副専攻制，ジョイントディグリー）の導入
- ・ 博士課程の短期在学コースの創設の検討
- ・ 国によるコースワーク充実のための情報提供等

② 円滑な博士の学位授与の促進

課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進する。

【具体的取組】

- ・ 各大学院における円滑な学位授与を促進するための改善策等の実施（学位授与に関する教員の意識改革の促進，学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備とそれを踏まえた適切な教育・研究指導の実践など）
- ・ 各大学院における学位の水準の確保等に関する取組の実施（学位論文等の積極的な公表，論文審査方法の改善など）
- ・ 国による各大学院の学位授与に関する取組の把握・公表の実施

なお、現行のいわゆる「論文博士」については、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位を取得したいと希望する者もいまだ多いことなども踏まえつつ、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討し、それら学位の取得を希望する者が大学院における研究指導の機会が得られやすくなるような仕組みを検討していくことが適当である。

③ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

今後の大学院教育の組織的展開が有効に機能するよう、各大学院における課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修(FD)の実施が必要である。また、大学院の課程の修了時における質の確保等を図る観点から、成績評価基準等の明示等について、大学院設置基準に規定を置くことが適当である。

これらの取組に加え、各大学院は、教員の教育研究活動について評価を行うことによって、教育・研究指導能力の向上に資することが重要である。

【具体的取組】

- ・ 大学院の課程におけるFDの実施（大学院設置基準の改正）
- ・ 大学院の課程における成績評価基準の明示と厳格な成績評価・修了認定の実施（大学院設置基準の改正）
- ・ 各大学院における教員の教育研究活動の評価の実施

（２）産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

従前より、産業界、地域社会等と大学は、人材養成、研究開発等において連携を図ってきたが、これを更に推進していくことが必要である。その際、産業界等においては、それ

それぞれの業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すとともに、各大学院においては、そのようなニーズを的確に踏まえた教育内容・方法等を取り入れていくことを通じて、両者の協力関係をより一層推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを図っていくことが重要である。また、大学院の地域連携活動の一層の推進を図り、大学院が人材養成を含めた地域の発展のためにその役割を積極的に果たしていくことのできる環境の整備も重要である。

【具体的取組】

- ・ 大学院と産業界が目指すべき人材養成目標とそれに即して修得すべき専門的知識
- ・ 能力の内容を共有した産学協同教育プログラムの開発・実施
- ・ 単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施

さらに、各大学院、企業等は、博士課程修了者等の多様な進路の開拓を図るための取組を実施することが求められる。国は、大学や企業等、双方におけるこれらの努力及び社会的評価を踏まえつつ、産学官連携による人材養成の取組への支援や社会ニーズを踏まえた魅力ある大学院教育に対する支援を行うことが必要である。

【具体的取組】

- ・ 各大学院による教育内容・方法の改善や教員の資質向上、学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の研究市場への積極的なアピール
- ・ 企業等による大学院教育に対する自らのニーズの明確化、博士の学位の取得者等の実力を評価した人材の登用など、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置の実施

（３）学修・研究環境の改善及び流動性の拡大

① 学生に対する修学上の支援及び流動性の拡大のための方策

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため、博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援策の充実を図ることが重要である。

【具体的取組】

- ・ 特別研究員事業、及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充
- ・ 学生への経済的支援制度の審査等の早期化

学生においても、高度な研究水準にある大学院等で、異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育・研究指導を受けたり、異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境に豊富に接していくことが重要であり、学生の流動性を拡大していくことが必要である。

【具体的取組】

- ・ 大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供

さらに、社会人の大学院教育に対する期待にこたえるため、そのニーズを的確に受容し、大学院教育へのアクセスの拡大を図っていくことが重要である。

【具体的取組】

- ・ 企業等におけるキャリアパス形成に応じた各大学院におけるリカレント教育の実施
- ・ 社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援

② 若手教員の教育研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策

大学院の教育研究機能の活性化を図っていくためには、若手教員の研究環境の改善、とりわけ、博士課程学生からポスドク、助教等といった大学における教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援措置の推進を図っていく必要がある。

【具体的取組】

- ・ 若手教員のキャリアパスに応じた体系的な教育研究環境の整備

大学院の教育研究能力を高めていくためには、多様な場での教育活動の実践経験や豊富な研究経歴を有する大学教員・研究者が相互に刺激し合い影響されるような教育研究環境を整えていくことが重要であり、教員・研究者の流動性を拡大していくことが必要である。このような人材の流動性拡大の検討に当たっては、産学官の広い枠組みの中で社会全体の流動性の拡大を推進していくことが必要である。

【具体的取組】

- ・ 各大学院による教員の流動性拡大に関する取組の実施
- ・ 各大学院における教員の流動性に関する取組の競争的研究資金の審査・評価への反映
- ・ 企業等における研究者の流動性に関する取組の実施

2 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）のための方策

（１）大学院評価の確立による質の確保

事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要である。とりわけ、事後評価については、大学関係者等の協力を得ながら社会に早期に定着させ、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務となっている。

今後、事後評価の制度については、

- ① 自己点検・評価
- ② 認証評価
- ③ 評価団体の適正さを担保する仕組み

の三つの仕組みにより、大学院の特性に応じた適切な評価が多様な観点から行われる体制を整えていくことが必要である。

さらに、将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別評価」に加え、大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当である。

【具体的取組】

- ・ 実効性ある大学院評価の展開に向けた関係機関の取組の推進

- ・ 大学院の専門分野別自己点検・評価の促進
- ・ 大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進

（２）国際社会における貢献と競争

① 大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調

我が国の大学院が教育研究を通じた国際貢献・交流を推進することは、教育研究水準の向上等を通じて、大学院の国際的な通用性、信頼性を確保し、世界規模での競争力の強化を促進する上で大きな意義があるものである。

また、国境を越えて展開される教育の提供によるアクセスの拡大を推進するに当たっては、我が国の学位の国際的な通用性の確保に十分留意することが必要であるとともに、国際的な大学の質保証システムの構築が必要であり、それに向け、我が国は積極的に貢献すべきである。

【具体的取組】

- ・ 各大学院における国際化戦略支援
- ・ 国際的な大学の質保証に関する協議への参加・貢献

② 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援

今後更に国際競争力のある大学づくりを推進するため、創造性・柔軟性豊かな質の高い研究者の養成が期待される卓越した教育研究拠点に対する重点的支援を一層強力に展開することが重要である。

このため、「21世紀COEプログラム」の実績を踏まえ、より充実・発展した形で拠点形成が推進するよう、今後の在り方を検討し、具体化していく必要がある。

第3章 大学院教育の改革を推進するための計画と社会的環境の醸成

1 大学院教育の改革に向けて早急に取り組むべき施策

今後の大学院教育の改革の方向性、展開方策等について、国は、今後5年間程度の期間において早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図っていくとともに、各大学は、それを踏まえつつ、大学院教育の充実を図っていくことが望まれる。

2 大学院教育の改革を推進するための社会的環境の醸成

大学院教育を含めた高等教育に要する費用は、学生個人のほかに、産業界等を含む社会全体も負担すべきものであり、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

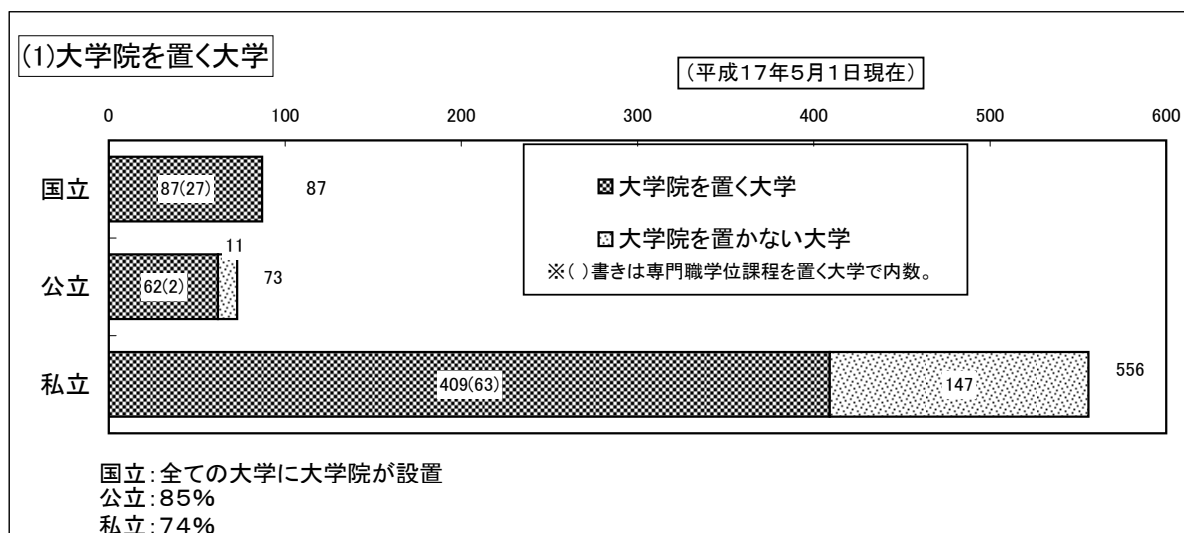
また、各機関に適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。

さらに、自己資金調達と外部資金導入に係る環境醸成と条件整備が求められ、短期的な経済情勢や国の支援策のいかんによらず産業競争力を持続的に維持・強化していける産学

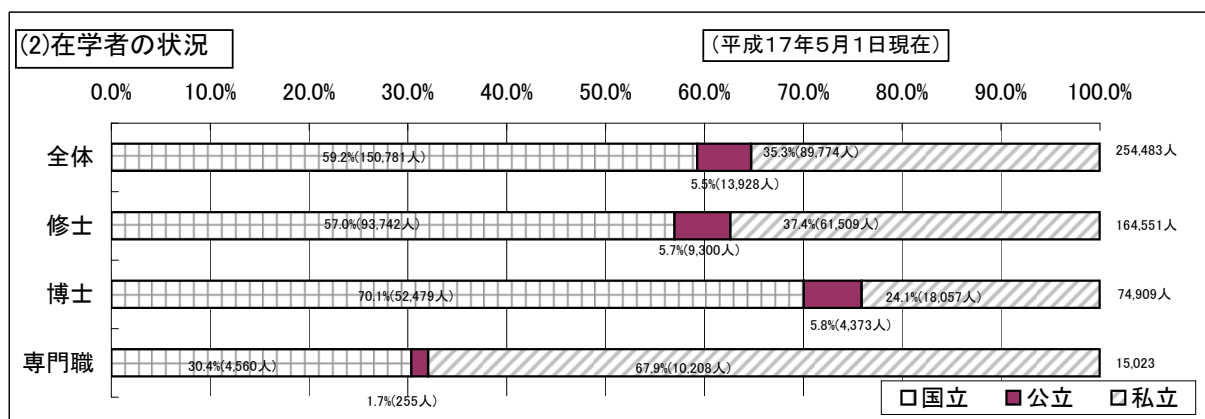
官連携の体制の構築が求められる。

【参考資料】

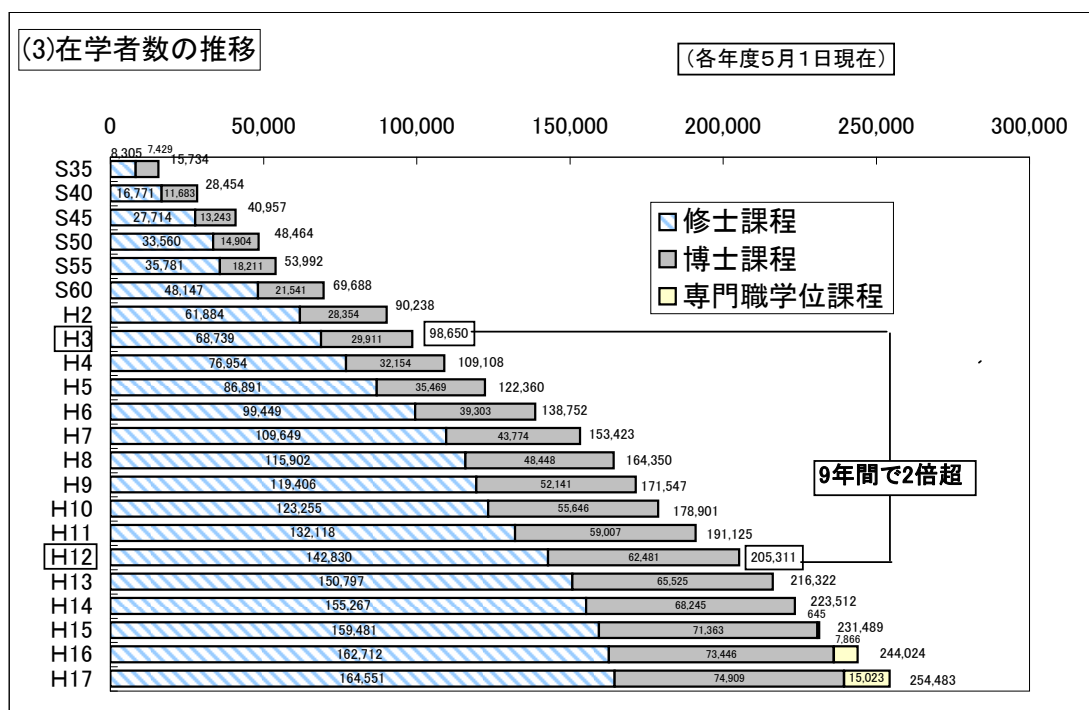
1 大学院の現状



出典: 全国大学一覧(平成17年度)



出典: 学校基本調査速報(平成17年度)



出典: 学校基本調査

※在学者数

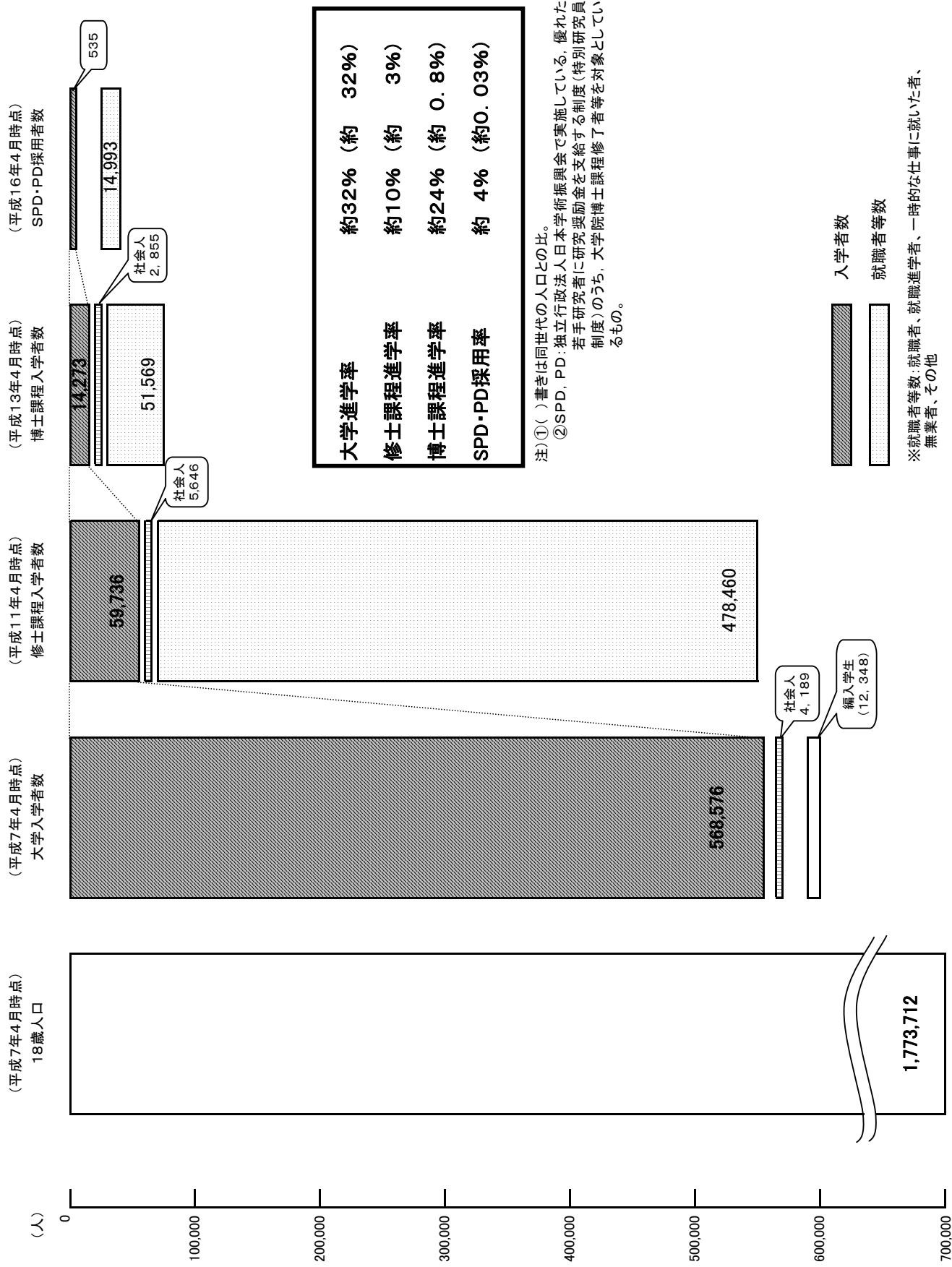
「修士課程」: 修士課程, 区分制博士課程(前期2年課程)及び5年一貫制博士課程(1, 2年次)

「博士課程」: 区分制博士課程(後期3年課程), 医歯獣医学の博士課程及び5年一貫制博士課程(3~5年次)

通信教育を行う課程を除く

		昭和58年度 占有率		平成5年度 占有率		平成15年度 占有率	
		10年間 伸び率		10年間 伸び率		10年間 伸び率	
【修士＋博士】		在学者数 (国公私)		62,000人		----- 2.0倍 ----->	
				122,358人		----- 1.9倍 ----->	
				231,489人			
		国		61.2%		2.1	
		公		4.4%		1.8	
		私		34.4%		1.8	
				64.1%		2.1	
				4.1%		1.8	
				31.8%		1.8	
				33.1%			
【修士課程】		在学者数 (国公私)		42,525人		----- 2.0倍 ----->	
		国		62.4%		2.0	
		公		3.7%		2.0	
		私		33.9%		2.0	
				62.5%		1.7	
				3.7%		2.7	
				33.8%		2.0	
				37.0%			
【博士課程】		在学者数 (国公私)		19,475人		----- 1.8倍 ----->	
		国		58.7%		2.1	
		公		5.8%		1.6	
		私		35.5%		1.4	
				67.8%		2.1	
				5.2%		2.2	
				27.0%		1.8	
				70.5%			
				5.7%			
				23.8%			

- ・在学者数は、10年間で2倍のペース
- ・大学院全体の国公私立のシェアーは、ほぼ変化がない（国立 約6割、私立 約3割）
- ・博士課程のシェアーは、国立が増加（11.8ポイント）、私立が減少（－11.7ポイント）（学生数はともに増加）
- ・修士課程のシェアーは、国立が減少（－4.9ポイント）、私立が増加（3.1ポイント）（ " " ）



2 我が国の大学院制度の変遷と大学院重点化

年	大 学 院 制 度	大学院の量的整備	
		研 究 科 数	在 学 者 数
明治19年	帝国大学令 大学院の目的 「……大学院ハ學術技芸ノ <u>うんおふ にくぎやう</u> 進奥ヲ攷究シ……」	明治19年	23人
大正7年	大学令 大学院の概念 「学部ニハ研究科ヲ置クベシ、數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ…… 大学院ヲ設クルコトヲ得」		
昭和22年	学校教育法の制定 大学院の概念 従来の研究科の集合体としての大学院という概念に代えて、教育研究組織としての課程制大学院という概念を導入	昭和30年 174研究科	10,174人
昭和49年	①大学院設置基準の制定 従来の大学基準協会による大学院基準に代わるものとして、初めて法令で課程の設置と区分、修士課程及び博士課程の目的、修業年限等を制度化 ②学位規則の改正 大学院の課程を修了した者に学位を授与することとするよう、課程の修了と学位の関係を明確化	昭和50年 551研究科	48,464人
昭和51年	学校教育法の一部改正 ①大学院大学の制度化 ②大学院の入学資格に修士課程修了者を追加 →博士後期課程のみの独立研究科、独立専攻の設置を想定し独立研究科、独立専攻に関わる法令を整備		
昭和60年 昭和62年	複数学部を基礎とした学際的・総合的な大学院（いわゆる総合大学院）を設置（固有の教育定員と固有の施設を措置） 国公立大学の大学院の設備整備を対象とした大学院最先端設備費を導入（はじめて固有の設備を整備）		
平成元年	大学院設置基準の一部改正 博士課程の目的 「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」 ↓ 「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」	平成元年 809研究科	85,263人
平成3年		平成3年 872研究科	98,650人
平成11年	学校教育法の一部改正 研究科を学部と同等の基本的な組織として法令上明確化 大学院設置基準の一部改正 専門大学院の制度化（修士課程の一形態） 「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程」	平成11年 1,194研究科	191,125人
平成12年		平成12年 1,231研究科	205,311人
平成14年	学校教育法の一部改正 大学院の目的 「學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与」	平成15年 1,377研究科 専門職大学院 10研究科	230,844人 645人
平成17年	↓ 専門職大学院の制度化	平成17年 1,483研究科 専門職大学院 117研究科	239,460人 15,023人

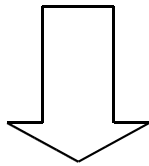
3 大学院の目的・役割

- 大学院の果たすべき役割については、昭和59年の「臨時教育審議会」、昭和62年に創設された「大学審議会」、中央省庁等改革によりその任務が引き継がれた「中央教育審議会大学分科会」において、これまで審議検討を実施。
- これらの答申等を踏まえ、大学院に関する政策を実施。

1. 学校教育法上の大学院の位置づけ

大学には、大学院を置くことができる。(学校教育法第62条)

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。(学校教育法第65条)



専門職大学院の創設を機に、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を大学院の目的・役割の一つとして明確化

(平成15年度～)

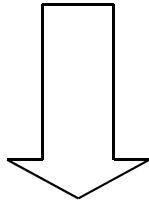
大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
(学校教育法第65条第1項)

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。(学校教育法第65条第2項)

2. 課程制大学院における各課程の目的・役割

○ 博士課程

専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
(昭和49年大学院設置基準)



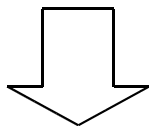
社会の多様化、複雑化等に対応し、博士課程において、大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成する必要から明確化

(平成元年度～)

専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 (平成元年大学院設置基準)

○ 修士課程

広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
(昭和49年大学院設置基準)



専門職学位課程の創設に伴い、修士課程の目的を整理

(平成15年度～)

広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
(平成15年大学院設置基準)

○ 専門職学位課程

高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
(平成15年専門職大学院設置基準)

専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。
(平成15年専門職大学院設置基準)

3. 大学院の目的・役割に関する答申

○ 大学院制度の弾力化について(昭和63年大学審議会)

大学院は、あらゆる学問分野にわたり、基礎研究の推進を通じて学術研究の基礎を培うとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものであり、大学における教育研究の高度化はもとより、将来にわたって、我が国の学術研究水準の向上や社会・経済・文化の発展を図る上で、極めて重要な使命を担っている。

○ 大学院の整備充実について(平成3年大学審議会)

大学院は、基礎研究の中心として学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という機能を担うものである。大学院が担うこれらの役割は、近年における学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・複雑化、国際化、情報化等の変化に伴い、次のように重要性を増しつつある。

- (1) 学術研究の推進と国際的貢献
- (2) 優れた研究者の養成
- (3) 高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成と再教育
- (4) 国際化の進展への対応

○ 大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ (平成8年大学審議会)

今社会が必要としているものは、細分化された個々の領域における研究と、それらを統合・再編成した総合的な学問とのバランスのとれた発展であり、学術研究の著しい進展や社会経済の変化に対応できる、幅の広い視野と総合的な判断力を備えた人材の養成である。大学院は、これらの課題にこたえていく上で、中心的な役割を担わなければならない。このような観点から、今大学院に求められるのは、以下の三点である。

- (1) 学術研究の高度化と優れた研究者養成機能の強化
- (2) 高度専門職業人の養成機能・社会人の再教育機能の強化
- (3) 教育研究を通じた国際貢献

○ 21世紀の大学像と今後の改革方策について(平成10年大学審議会)

大学院は基礎研究を中心として学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものである。一層変化が激しく複雑化していく21世紀の社会を迎えるに当たり、これからの大学院に特に求められることは、①学術研究の高度化と優れた研究者の養成機能の強化、②高度専門職業人の養成機能、社会人の再学習機能の強化、③教育研究を通じた国際貢献の3点であり、・・・。

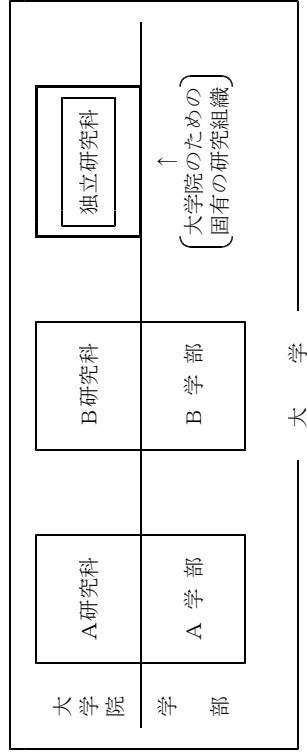
大学院は、それぞれの課程の目的・役割を明確化していくことが課題となっており、とりわけ修士課程にあっては、研究者養成の一段階又は高度専門職業人の養成などその役割の方向性を明らかにし、それに即して、学部段階で培われた専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力に立ち、専門性を一層向上させていくことが重要である。また、博士課程にあっては、基礎的・先駆的な学術研究の推進、世界的な学術研究の拠点、優れた研究者の養成などの中核的機関としての基本的な役割が極めて重要である。

4 大学院の組織編制の多様化

独立研究科

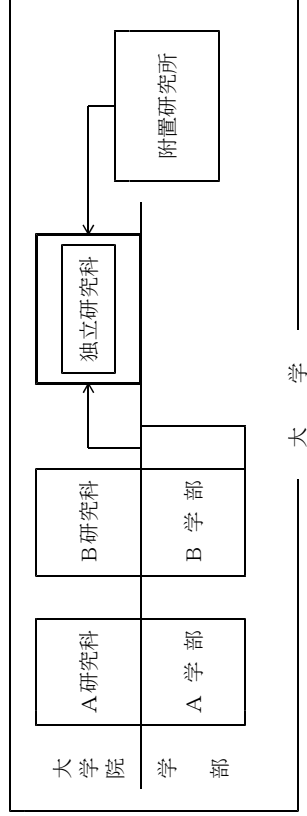
類型 1（主として大学院担当を本務とする教員によって組織される場合）

（例：一橋大学言語社会研究科）



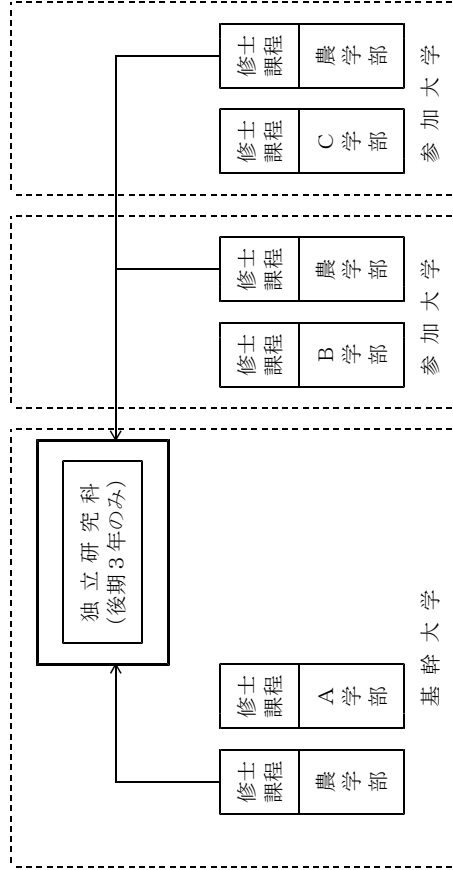
類型 3（主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合）

（例：東京工業大学総合理工学研究科）



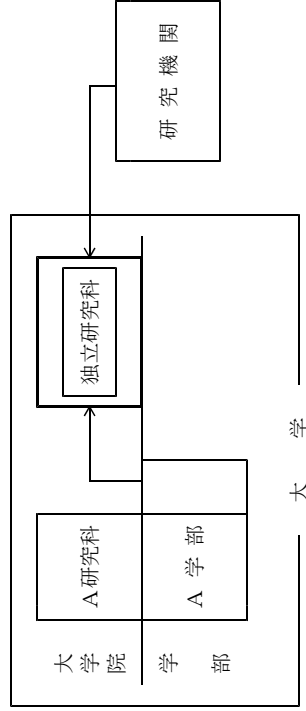
類型 2（主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合）

（例：東京農工大学連合農学研究科）



類型 4（大学以外の研究機関が参加する場合）

（例：電気通信大学情報システム学研究科）

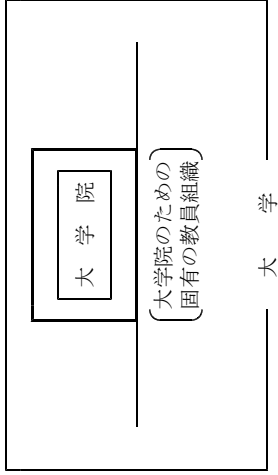


（注）類型 2，3，4 においても，大学院のための固有の教員組織を設ける場合もある

独立大学院

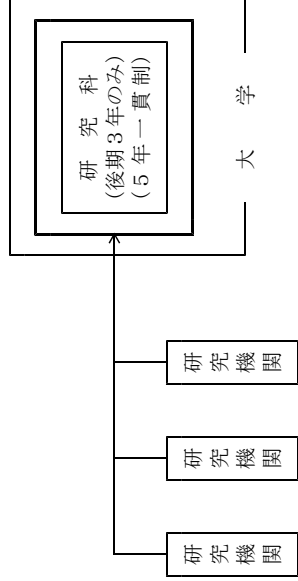
類型 A（大学院担当を本務とする教員によって組織される場合）

（例：北陸先端科学技術大学院大学）



類型 B（主として研究機関等を基礎とする場合）

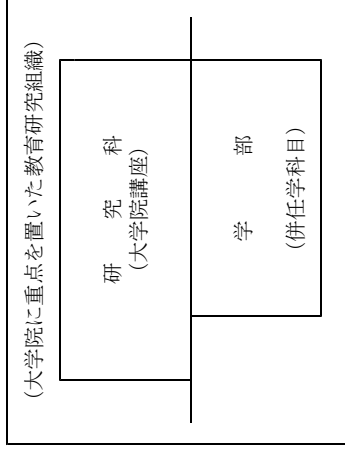
（例：総合研究大学院大学）



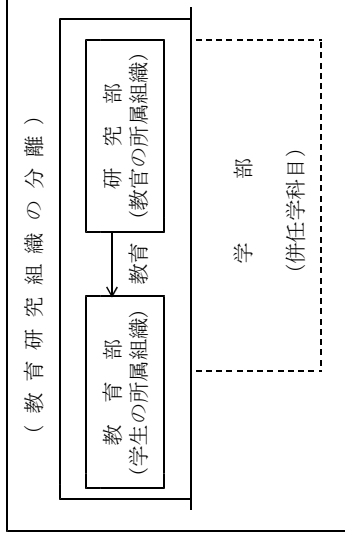
（注）類型Bにおいても、大学院のための固有の教員組織を設ける場合もある。

大学院講座化

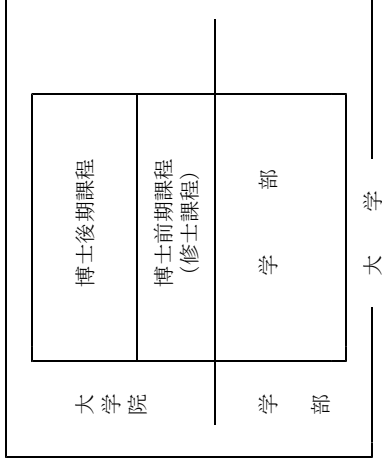
（例：東京大学法学部政治学研究科）



研究科以外の基本組織



一般的な大学院の整備



5 大学院大学の設置状況

○国立

大 学 名	設置年度	研 究 科 名	課 程	備 考
総合研究大学院大学	昭和63年度	文 化 科 学 研 究 科 物 理 科 学 研 究 科 高エネルギー加速器研究科 複合生命科学研究所 先導科学研究所	博 士 " " " "	後期3年だけの博士課程 " " " 5年一貫制 後期3年だけの博士課程
北陸先端科学技術大学院大学	平成2年度	情 報 科 学 研 究 科 材 料 科 学 研 究 科 知 識 科 学 研 究 科	博 士 " "	
奈良先端科学技術大学院大学	平成3年度	情 報 科 学 研 究 科 バイオサイエンス研究科 物質創成科学研究科	博 士 " "	
政策研究大学院大学	平成9年度	政 策 研 究 科	博 士	
4 大学		13 研究科		

○公立

大 学 名	設置年度	研 究 科 名	課 程	備 考
情報科学芸術大学院大学	平成13年度	メ デ ィ ア 表 現 研 究 科	修 士	
1 大学		1 研究科		

○私立

大 学 名	設置年度	研 究 科 名	課 程	備 考
国際大学	昭和57年度	国 際 関 係 学 研 究 科 国 際 経 営 学 研 究 科	修 士 "	
国際仏教学大学院大学	平成8年度	仏 教 学 研 究 科	博 士	5年一貫制
桐朋学園大学院大学	平成11年度	音 楽 研 究 科	修 士	
大宮法科大学院大学	平成16年度	法 務 研 究 科	専門職学位	
情報セキュリティ大学院大学	平成16年度	情 報 セキュリティ研究科	専門職学位	
京都情報大学院大学	平成16年度	応 用 情 報 技 術 研 究 科	専門職学位	
ビジネス・フレイクスル -大学院大学(*)	平成17年度	経 営 学 研 究 科 (通信教育課程)	専門職学位	
光産業創成大学院大学	平成17年度	光 産 業 創 成 研 究 科	博 士	後期3年だけの博士課程
神戸情報大学院大学	平成17年度	情 報 技 術 研 究 科	専門職学位	
9 大学		10 研究科		

(*)：株式会社が設置しているもの

出典：全国大学一覧（平成17年度）

6 連合大学院の設置状況

大学院に2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を置く大学

○国立

大学名	研究科名	参加大学
岩手大学	連合農学研究科	帯広畜産大学、弘前大学、山形大学
東京学芸大学	連合学校教育学研究科	埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学
東京農工大学	連合農学研究科	茨城大学、宇都宮大学
岐阜大学	連合農学研究科	静岡大学
	連合獣医学研究科	帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学
兵庫教育大学	連合学校教育学研究科	上越教育大学、岡山大学、鳴門教育大学
鳥取大学	連合農学研究科	島根大学、山口大学
山口大学	連合獣医学研究科	鳥取大学、宮崎大学、鹿児島大学
香川大学	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	愛媛大学
愛媛大学	連合農学研究科	香川大学、高知大学
鹿児島大学	連合農学研究科	佐賀大学、宮崎大学、琉球大学
10大学	11研究科	

○私立

大学名	研究科名	参加大学
東海大学	理工学研究科	九州東海大学、北海道東海大学
	地球環境科学研究科	
	生物科学研究科	
1大学	3研究科	

7 専門職大学院の設置状況

平成17年4月1日現在

区 分		大 学 院 名		研究科・専攻名	学位	入学定員
(会計)						人
	国立	北海道大学大学院	経済学研究科 会計情報専攻	会計学修士(専門職)	20	
		東北大学大学院	経済学研究科 会計専門専攻	会計修士(専門職)	40	
	私立	千葉商科大学大学院	会計ファイナンス研究科 会計ファイナンス専攻	会計ファイナンス修士(専門職)	70	
		青山学院大学大学院	会計プロフェッション研究科 会計プロフェッション専攻	会計修士(専門職)	80	
		中央大学大学院	国際会計研究科 国際会計専攻	国際経営修士(専門職) ファイナンス修士(専門職)	100	
		法政大学大学院	イノベーション・マネジメント研究科 アカウティング専攻	会計修士(専門職)	50	
		明治大学大学院	会計専門職研究科 会計専門職専攻	会計修士(専門職)	80	
		早稲田大学大学院	会計研究科 会計専攻	会計修士(専門職)	100	
		関西学院大学大学院	経営戦略研究科 会計専門職専攻	会計学修士(専門職)	100	
		LEC東京リーガルマインド大学大学院	高度専門職研究科 会計専門職専攻	会計修士(専門職)	60	
合 計		10大学 10専攻			700	
(ビジネス・MOT)					人	
	国立	小樽商科大学大学院	商学研究科 アントレプレナーシップ専攻	経営管理修士(専門職)	35	
		筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 国際経営プロフェッショナル専攻	国際経営学修士(専門職)	30	
		東京農工大学大学院	技術経営研究科 技術リスクマネジメント専攻	技術経営修士(専門職)	40	
		東京工業大学大学院	イノベーションマネジメント研究科 技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	30	
		一橋大学大学院	国際企業戦略研究科 経営・金融専攻	経営修士(専門職)	99	
		神戸大学大学院	経営学研究科 現代経営学専攻	経営学修士(専門職)	54	
		香川大学大学院	地域マネジメント研究科 地域マネジメント専攻	経営修士(専門職)	30	
		山口大学大学院	技術経営研究科 技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	15	
		九州大学大学院	経済学府 産業マネジメント専攻	経営修士(専門職)	45	
		私立	東京理科大学大学院	総合科学技術経営研究科 総合科学技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	50
	青山学院大学大学院		国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻	経営管理修士(専門職)	100	
	芝浦工業大学大学院		工学マネジメント研究科 工学マネジメント専攻	技術経営修士(専門職)	28	
	日本工業大学大学院		技術経営研究科 技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	30	
	法政大学大学院		イノベーション・マネジメント研究科 イノベーション・マネジメント専攻	経営管理修士(専門職) 情報技術修士(専門職)	60	
	明治大学大学院		グローバル・ビジネス研究科 グローバル・ビジネス専攻	経営管理修士(専門職)	80	
	同志社大学大学院		ビジネス研究科 ビジネス専攻	ビジネス修士(専門職)	70	
	早稲田大学大学院		ファイナンス研究科 ファイナンス専攻	ファイナンス修士(専門職)	125	
			アジア太平洋研究科 国際経営学専攻	経営管理学修士(専門職) 技術経営学修士(専門職)	150	
	関西学院大学大学院		経営戦略研究科 経営戦略専攻	経営管理修士(専門職)	100	
	ビジネス・ブレークスルー大学院大学	経営学研究科 経営管理専攻 (通信教育課程)	経営学修士(専門職)	82		
合 計		18大学 20専攻			1,253	
区 分		大 学 院 名		研究科・専攻名	学位	入学定員
(公共政策)						人
	国立	北海道大学大学院	公共政策学教育部 公共政策学専攻	公共政策学修士(専門職)	30	
		東北大学大学院	法学研究科 公共法政策専攻	公共法政策修士(専門職)	30	
		東京大学大学院	公共政策学教育部 公共政策学専攻	公共政策学修士(専門職)	100	
		一橋大学大学院	国際・公共政策教育部 国際・公共政策専攻	国際・行政修士(専門職) 公共経済修士(専門職)	55	
	私立	徳島文理大学大学院	総合政策研究科 地域公共政策専攻	公共政策修士(専門職)	10	
		早稲田大学大学院	公共経営研究科 公共経営学専攻	公共経営修士(専門職)	50	
合 計		6大学 6専攻			275	
(公衆衛生)						人
	国立	京都大学大学院	医学研究科 社会健康医学系専攻	社会健康医学修士(専門職)	24	
		九州大学大学院	医学系教育部 医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士(専門職)	20	
合 計		2大学 2専攻			44	
(知的財産)						
	私立	東京理科大学大学院	総合科学技術経営研究科 知的財産戦略専攻	知的財産修士(専門職)	80	
		大阪工業大学大学院	知的財産研究科 知的財産専攻	知的財産修士(専門職)	30	
合 計		2大学 2専攻			110	
(その他)						人
	国立	東京大学大学院	工学系研究科 原子力専攻	原子力修士(専門職)	15	
		九州大学大学院	人間環境学府 実践臨床心理学専攻	臨床心理学修士(専門職)	30	
	私立	天使大学大学院	助産研究科 助産専攻	助産修士(専門職)	40	
		京都情報大学院大学	応用情報技術研究科 ウェブビジネス技術専攻	情報技術修士(専門職)	80	
		日本社会事業大学大学院	福祉マネジメント研究科 福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント修士(専門職)	80	
		宝塚造形芸術大学大学院	デザイン経営研究科 デザイン経営専攻	デザイン経営修士(専門職)	40	
		神戸情報大学院大学	情報技術研究科 情報システム専攻	情報システム修士(専門職)	45	
		株式会社 デジタルハリウッド大学院大学	デジタルコンテンツ研究科 デジタルコンテンツ専攻	コンテンツマネジメント修士(専門職)	80	
合 計		8大学 8専攻			410	
総 合 計		35大学 48専攻			1,580	

※ 大学数は、重複を除いた数字である。

(法科大学院)

平成17年4月1日現在

	区 分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員 人
1	国 立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100
2	"	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	100
3	"	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	40
4	"	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50
5	"	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300
6	"	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100
7	"	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究所 法曹実務専攻	50
8	"	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60
9	"	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
10	"	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	40
11	"	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
12	"	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80
13	"	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200
14	"	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100
15	"	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100
16	"	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30
17	"	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
18	"	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
19	"	香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	30
20	"	九州大学大学院	法務学教育部 実務法学専攻	100
21	"	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30
22	"	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30
23	"	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
	国立計	23大学		1,760 人
21	公 立	首都大学東京大学院	社会科学研究所 法曹養成専攻	65
22	"	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75
	公立計	2大学		140 人
23	私 立	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
24		東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50
25	"	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
26	"	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100
27	"	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60
28	"	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50
29	"	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
30	"	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65
31	"	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260
32	"	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50
33	"	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50
34	"	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100
35	"	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
36	"	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
37	"	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
38	"	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
39	"	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300
40	"	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50
41	"	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
42	"	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100
43	"	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100
44	"	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200
45	"	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80
46	"	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70
47	"	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300
48	"	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
49	"	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	60

	区 分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員
				人
50	私 立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70
51	"	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
52	"	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
53	"	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35
54	"	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
55	"	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
56	"	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
57	"	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
58	"	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150
59	"	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150
60	"	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
61	"	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
62	"	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130
63	"	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
64	"	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125
65	"	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60
66	"	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60
67	"	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
68	"	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
69	"	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
70	"	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50
71	"	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	50
	私立計	49大学		3,925 人
	合 計	74大学		5,825 人

8 研究科以外の基本組織の設置状況

【平成12年度設置】2大学 15教育部等 16研究部等

区分	大 学 名	教 育 部	研 究 部
国立	東京大学	学 際 情 報 学 府	情 報 学 環
	九州大学	人 文 科 学 府	人 文 科 学 研 究 院
		比 較 社 会 文 化 学 府	比 較 社 会 文 化 研 究 院
		人 間 環 境 学 府	人 間 環 境 学 研 究 院
		法 学 府	法 学 研 究 院
		経 済 学 府	経 済 学 研 究 院
		理 学 府	言 語 文 化 研 究 院
		数 理 学 府	理 学 研 究 院
		医 学 系 学 府	数 理 学 研 究 院
		歯 学 府	医 学 研 究 院
		薬 学 府	歯 学 研 究 院
		工 学 府	薬 学 研 究 院
		シ ス テ ム 情 報 科 学 府	工 学 研 究 院
		総 合 理 工 学 府	シ ス テ ム 情 報 科 学 研 究 院
		生 物 資 源 環 境 科 学 府	総 合 理 工 学 研 究 院
			農 学 研 究 院

【平成13年度設置】2大学 3教育部等 4研究部等

区分	大 学 名	教 育 部	研 究 部
国立	千葉大学	医 学 薬 学 府	医 学 研 究 院
	横浜国立大学	工 学 教 育 部	薬 学 研 究 院
		環 境 情 報 教 育 部	工 学 研 究 部
			環 境 情 報 研 究 部

【平成14年度設置】3大学 3教育部等 3研究部等

区分	大 学 名	教 育 部	研 究 部
国立	東北大学	教 育 情 報 学 教 育 部	教 育 情 報 学 研 究 部
	京都大学	地 球 環 境 学 教 育 部	地 球 環 境 学 研 究 部
私立	北里大学	感 染 制 御 科 学 府	北 里 生 命 科 学 研 究 所 【平成13年度設置済】

【平成15年度設置】4大学 6教育部 4研究部

区分	大 学 名	教 育 部	研 究 部
国立	東京医科歯科大学	生 命 情 報 科 学 教 育 部	疾 患 生 命 科 学 研 究 部
	山梨大学	医 学 工 学 総 合 教 育 部	医 学 工 学 総 合 研 究 部
	九州大学	シ ス テ ム 生 命 科 学 府	
		芸 術 工 学 府	芸 術 工 学 研 究 院
	熊本大学	医 学 教 育 部	医 学 薬 学 研 究 部
		薬 学 教 育 部	

※九州大学芸術工学府・芸術工学研究院は、統合により平成15年10月設置

【平成16年度設置】4大学 9教育部等 3研究部等

区分	大 学 名	教 育 部	研 究 部
国立	東京大学	公 共 政 策 学 教 育 部	公 共 政 策 学 連 携 研 究 部
	東京農工大学	工 学 教 育 部	共 生 科 学 技 術 研 究 部
		農 学 教 育 部	
		生 物 シ ス テ ム 応 用 科 学 教 育 部	
	徳島大学	医 科 学 教 育 部	ヘルスハ`イオサイエンス研究部
		口 腔 科 学 教 育 部	
		薬 科 学 教 育 部	
		栄 養 生 命 科 学 教 育 部	
	九州大学	法 務 学 府	

【平成17年度設置】3大学 5教育部等 5研究部等

区分	大 学 名	教 育 部	研 究 部
国立	北海道大学	公 共 政 策 学 教 育 部	公 共 政 策 学 連 携 研 究 部
		水 産 科 学 院	水 産 科 学 研 究 院
		環 境 科 学 院	地 球 環 境 科 学 研 究 院
	一橋大学	国 際 ・ 公 共 政 策 教 育 部	国 際 ・ 公 共 政 策 研 究 部
	九州大学	人 間 環 境 学 府	人 間 環 境 学 研 究 院

国 立	13大学 40教育部等 34研究部等
私 立	1大学 1教育部等 1研究部等
合 計	14大学 41教育部等 35研究部等

9 大学院の課程の目的等の主な変遷

		課程の目的等			
		大学院	修士課程	博士課程	専門職学位課程
昭和２２年	学校教育法の制定	大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。	【課程の目的】 修士の学位を与える課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。	【課程の目的】 博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。	
昭和２４年	大学院基準の制定 (大学基準協会決定)				
昭和２８年	学位規則の制定				
昭和３０年	大学院基準の改正				
昭和３４年	医学に関する大学院基準の制定 歯学に関する大学院基準の制定 (大学基準協会決定)				
昭和４９年	大学院設置基準の制定		研究能力に加え、「高度の専門職業等に必要の高度な能力」を追加 【課程の目的】 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。	課程の目的を「研究者として自立しうる研究能力」とした 【課程の目的】 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。	
平成元年	大学院設置基準の改正			「社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力」を追加 【課程の目的】 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。	
平成１５年	学校教育法改正 大学院設置基準の改正 専門職大学院設置基準の制定	①大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ②大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	専門職学位課程の創設に伴い、修士課程の目的を整理 【課程の目的】 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。	【課程の目的】 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。	

10 大学院の規程における各課程の目的・役割に関する現行記載例

○ A 大学大学院（総合大学）

	学 則	研 究 科 規 程 な ど
修士課程	（課程） 第 2 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。	規定なし
博士課程	（課程） 第 3 条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。	規定なし

○ B 大学大学院（理工系大学）

	学 則	研 究 科 規 程 な ど
修士課程	（目的） 第 2 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と応用の研究能力を養うことを目的とする。	大学院○○研究科教育委員会規程（抄） （設置） 第 2 条 大学院○○研究科に教育委員会を置く。 （審議事項） 第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 一 教育の理念及び将来構想に関する事項 二 教育課程に関する事項
博士課程	（目的） 第 2 条 博士後期課程は、専攻分野について、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とする。	

○ C 大学大学院（教員養成系単科大学）

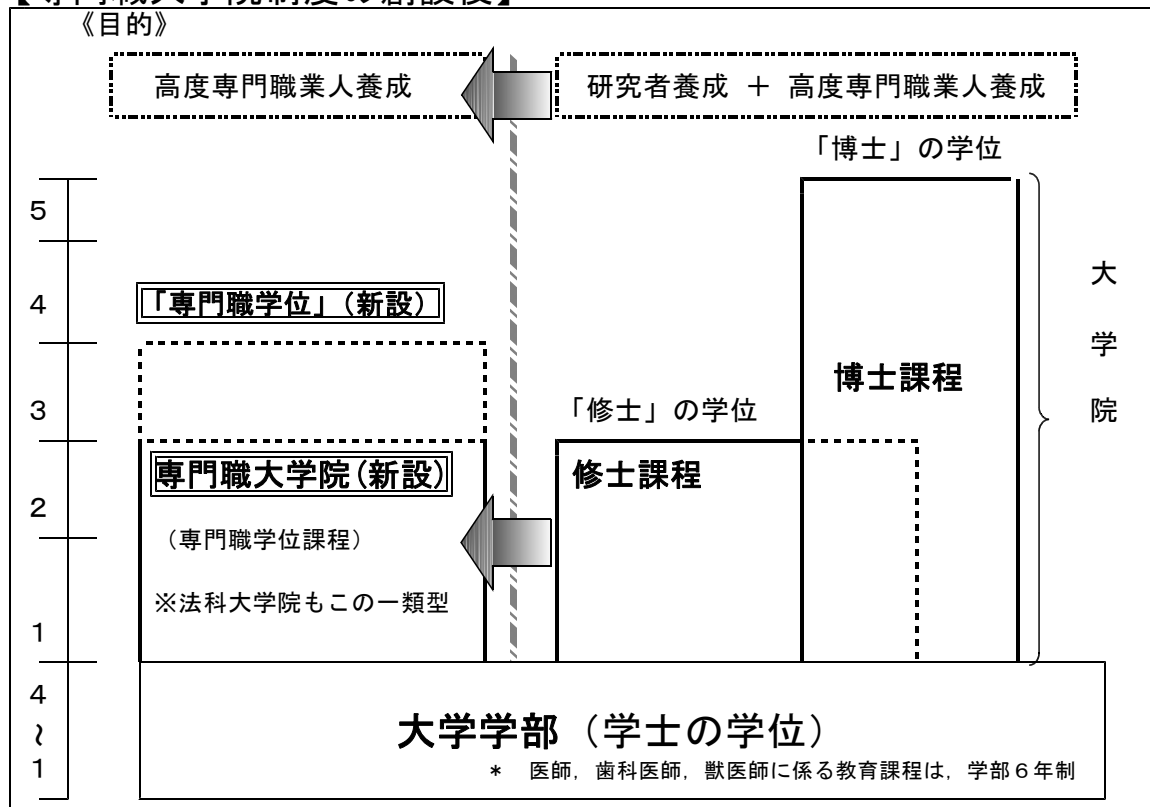
	学 則
修士課程	(目的) 第 条 本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

○ D 大学大学院（大学院大学）

	学 則
修士課程	(課程及び課程の目的) 第 条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
博士課程	(課程及び課程の目的) 第 条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
	(研究科) 第 条 大学院に、次に掲げる研究科を置く。 (1) 情報科学研究科 情報科学の高度な基礎研究を推進するとともに、情報処理、通信、情報システム、情報生命等の研究開発に携わる人材を組織的に養成する。 (2) バイオサイエンス研究科 分子・細胞レベルの最先端の手法を駆使して、多様な生物現象を解明するための基礎研究を推進するとともに、生体機能、生体物質、生体情報等の活用に関する研究開発に携わる人材を組織的に養成する。 (3) 物質創成科学研究科 物質の構造と機能を分子・原子・電子レベルまでに立ち返って解明し、物質科学の創造的な基礎研究を推進するとともに、新機能物質の創成に携わる人材を組織的に養成する。

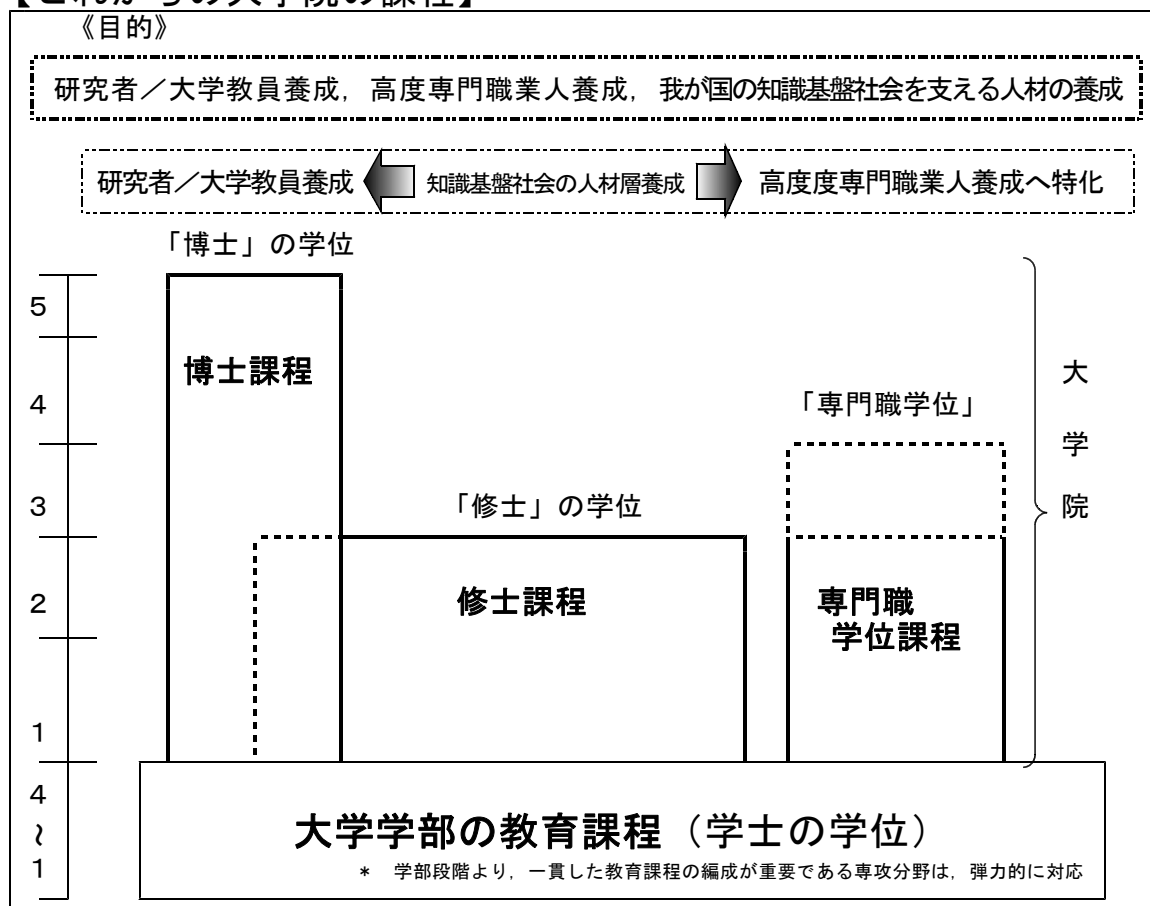
1 1 これからの大学院における課程・学位のイメージ

【専門職大学院制度の創設後】



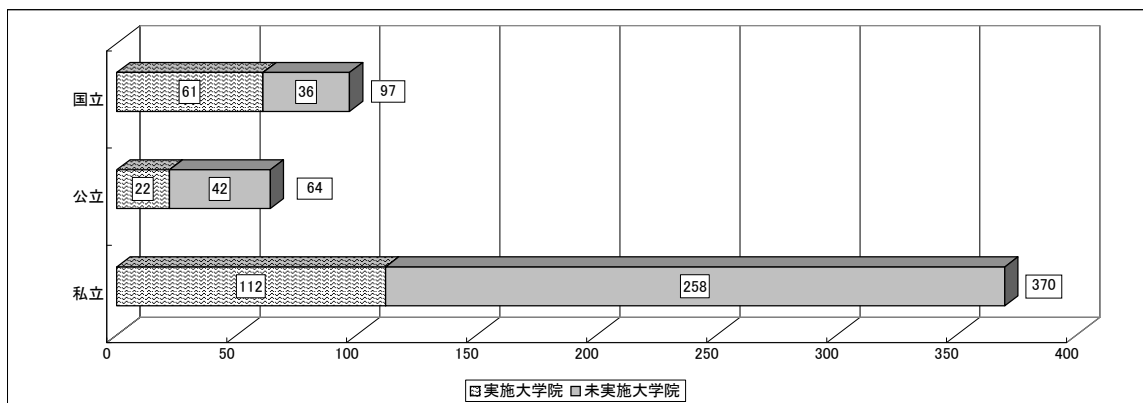
大学院に求められる機能の多様性を踏まえ、各課程の役割・目的を大綱的に整理・明確化

【これからの大学院の課程】



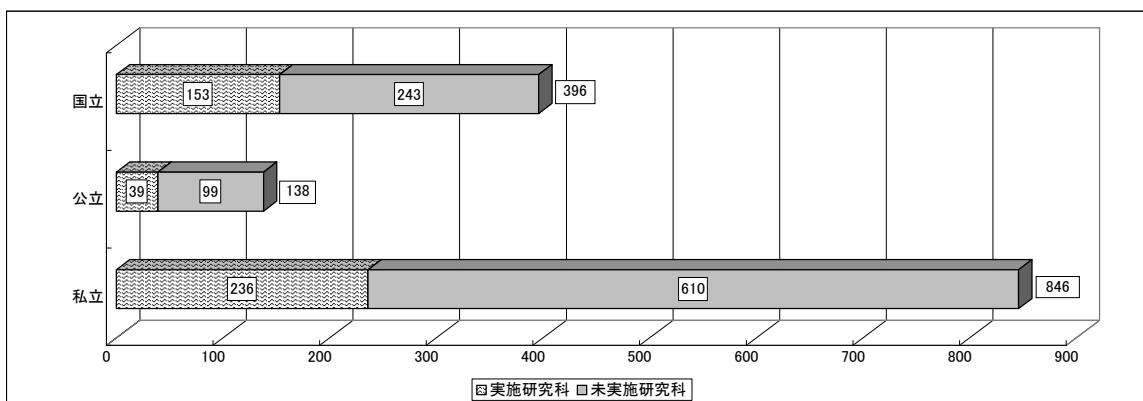
12 大学院におけるファカルティ・デベロップメント (FD) 実施状況 (平成15年度)

OFDを実施している大学院



* 放送大学を除く

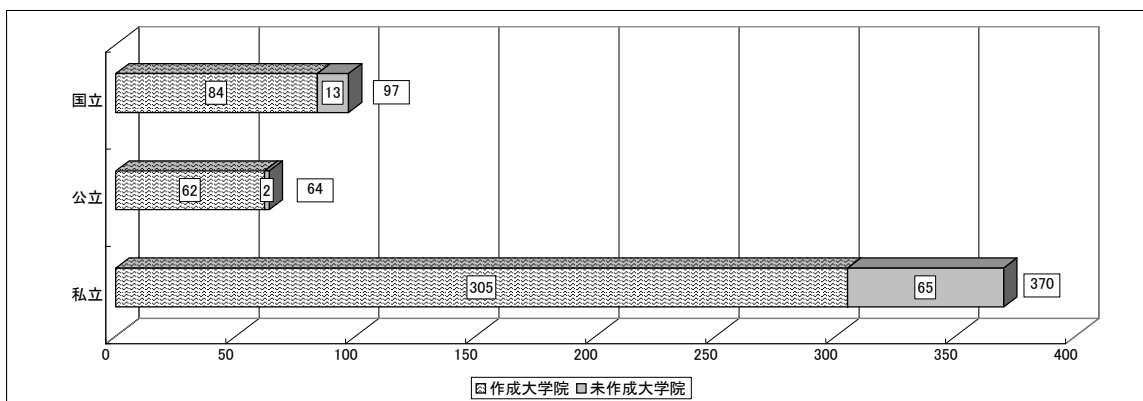
OFDを実施している研究科



* 放送大学を除く

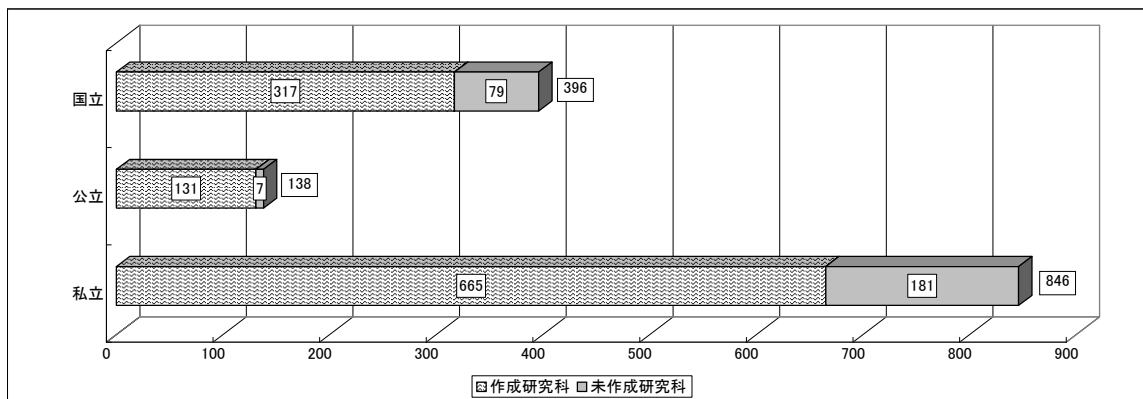
大学院におけるシラバス作成状況 (平成15年度)

○シラバスを作成している大学院



* 放送大学を除く

○シラバスを作成している研究科



* 放送大学を除く

1 3 修士論文の審査に代わる特定の課題についての研究成果の審査（例）

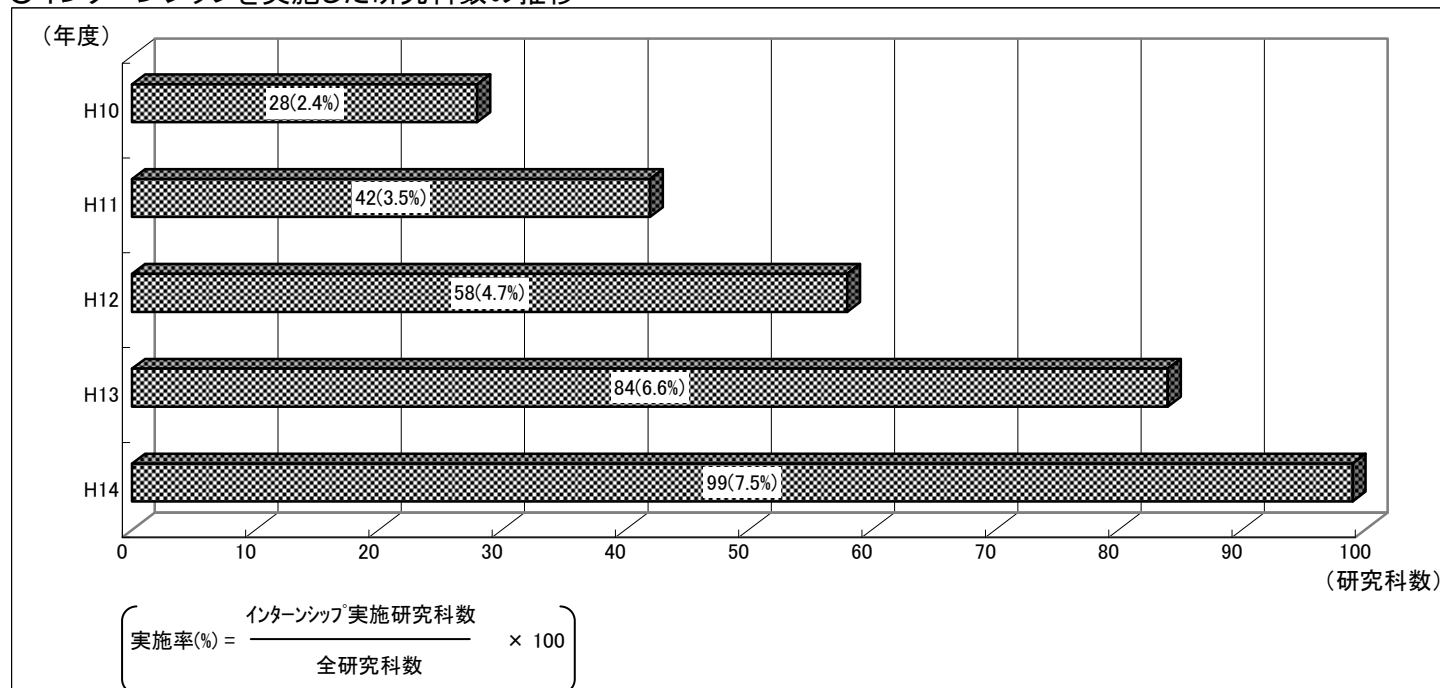
大学名	研究科等	対象とする学生	特定の課題についての成果と審査方法等
北海道教育大学	教育学研究科	現職教員 ただし、教科教育 専攻音楽教育専修 及び美術教育専修 に所属する者は希 望した学生	・演奏、作品、教材開発、実践研究報告等及びそれらの関連論文 ・審査方法は、通常の論文審査と同様
筑波大学	経営・政策科学研究科	希望した学生	・特定課題研究報告書の作成 ・特定課題報告書は、A4用紙15ページ以上20ページ以内を目安（日本語1,200字/ページ、英語：300語/ページ）、特定課題研究担当教員が審査を実施 ・最終試験として、研究発表、学力確認、報告書の審査を実施
東京大学	法学政治学研究科	希望した学生	・リサーチペーパーの作成 ・リサーチペーパーは2万字以内を目安、1名（研究指導教員）で審査を実施 ・最終試験として審査委員を含む3名以上の教授・助教授が出席し、発表、質疑を実施
国際大学	国際経営学研究科 国際経営学専攻	MBAプログラムの学生	・2年次において、「国際経営特別演習」を履修 ・同科目において、研究指導教員よりレポート提出の指導を受け、全て英文のレポート約20ページを作成し、審査を実施
東京芸術大学	美術研究科 絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻	全ての学生	・修士作品を提出しようとする者は、2年次の10月末日までにその題目を研究科長に届け出る ・最終試験は、作品を中心として筆記又は口述試験を実施
武蔵工業大学	工学研究科 建築学専攻	研究指導教員の許可を得た学生	・レポートの提出（作品（図面、建物模型など）がある場合はレポートと一緒に提出可能） ・審査方法は、通常の論文審査と同様

14 大学と企業による共同教育プログラムの開発例

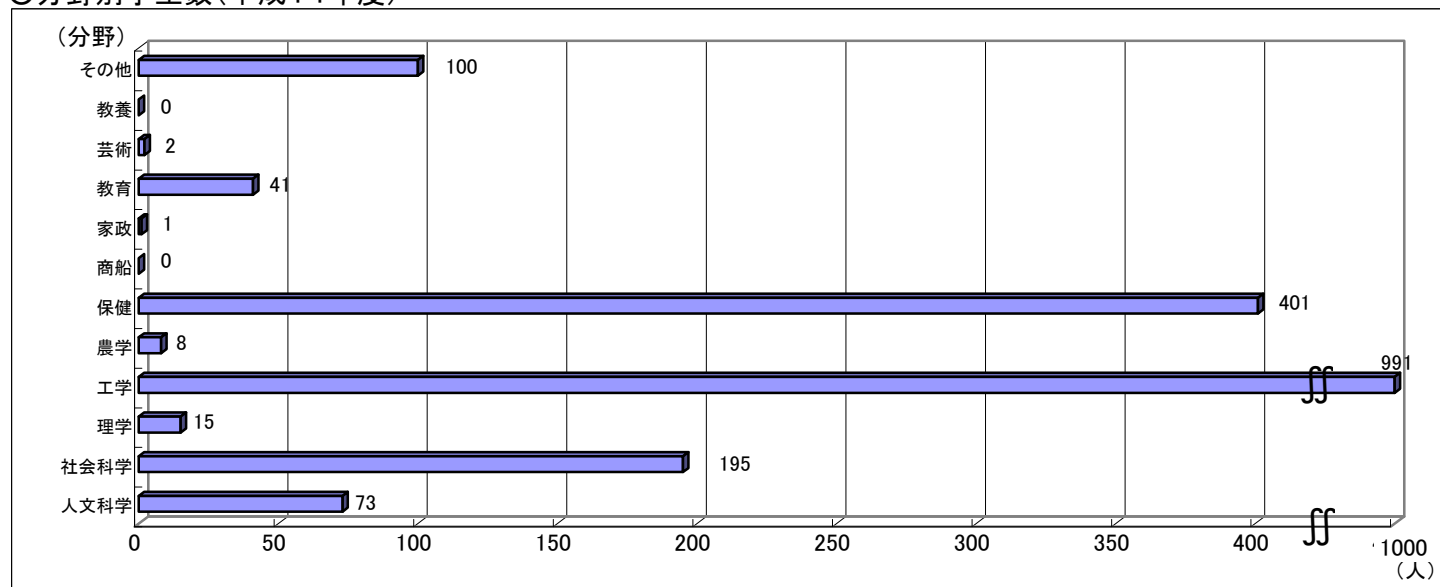
大学名	研究科名	共同企業等	事業名及び概要
茨城大学	工学研究科	製造関連企業等	【「知的財産創出活用学」プログラムの開発】 ①社会にとって有益な知識の創出，②大学や研究機関に埋もれている知識の発掘，③知識の価値を正しく評価し最適な形で権利化する技術，④知識を実業に結び付け経済的な価値を生み出させる手法を系統的にまとめたカリキュラムの作成のため，企業の知的財産担当者の協力により実情調査，カリキュラム化及び教材開発
筑波大学	ビジネス科学研究科	情報通信関連企業等	【「ビジネスリスマネジメント」コース教育プログラムの開発】 近い将来管理職としての役割を期待されている人材を対象として，ビジネスリスクの基本知識の教育から，ケーススタディによる実践的知識の取得，さらにゲーミングシミュレーションによる模擬体験を通しての分析能力の取得までを視野に入れ，企業の技術者の協力による教育プログラムの開発
名古屋大学	生命農学研究科	医療関連企業等	【バイオ分野の知的財産と研究開発戦略に関するプログラムの開発】 知的財産権の基礎，バイオ分野の知的財産，バイオ企業の研究開発に焦点を絞り，企業の専門家の協力により教材の開発
北陸先端科学技術大学院大学	知識科学研究科，情報科学研究科，材料科学研究科	製造関連企業等	【技術革新専門職業人養成プログラムの開発】 科学知識創造論，知的資産戦略論，技術経営方法論，次世代科学技術戦略論など社会経営系と科学技術開発系の相互乗り入れ科目を開発するため世界における先進的教育プログラムの調査研究，技術経営に関する研究セミナーの開催，産業界と連携した社会のニーズの調査，産業界と共同の模擬講義など，企業の人材育成担当者などの協力により教育プログラムを開発

15 大学院におけるインターンシップの実施状況

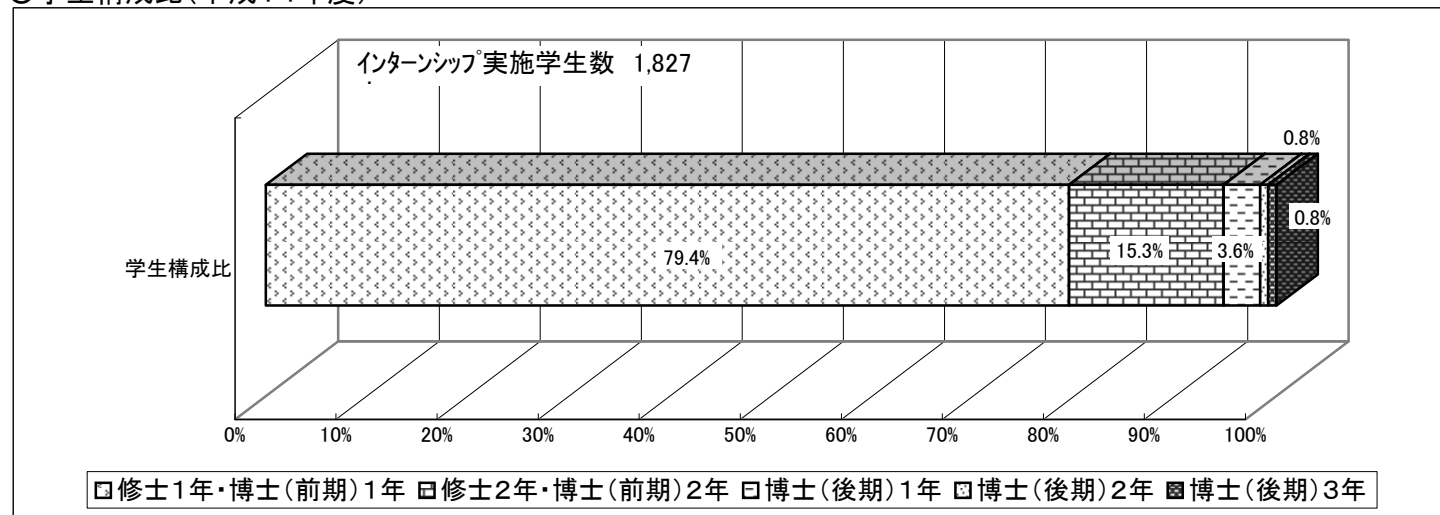
○インターンシップを実施した研究科数の推移



○分野別学生数(平成14年度)



○学生構成比(平成14年度)



16 我が国の学位制度の主な変遷

年	学 位 制 度				備 考
		学位の種類	博士の種類等	授与要件等	授与権者
明治20年	学位令の制定	博士、大博士	法学、医学、工学、文学、理学	[授与要件] ・博士の学位は、大学院に入り定期の試験を経た者に授与するほか、これと同等以上の学力のある者に帝国大学評議会の議を経て授与 ・大博士の学位は、博士会に付して学問上特に功績あると認めた者に閣議を経て授与	文部大臣
明治31年	学位令の改正	大博士の廃止			
大正9年	学位令の改正	博士	文部大臣の認可を経て大学が定める 規定の9種類のほか、経済学、経営学、商学、政治学、神学を加える	[授与要件] ①研究科において2年以上研究に従事し、論文を提出し、学部教員会の審査に合格した者 ②論文を提出し、学部教員会において前記の者と同等以上の学力ありと認められた者 [論文公表] ・学位を授与された者は、当該論文を印刷公表	文部大臣の認可を経て大学が授与
(昭和22年)	学校教育法制定				
昭和28年	学位規則の制定	博士、 修士	博士の種類は、別に定める ※修士の種類は、文学修士等18種類とする	[授与要件] ・博士の学位は、大学院に4年以上在学して所定の単位を修得し、かつ博士論文の審査及び試験に合格した者、又は博士論文の審査及び試験に合格し、かつ前記の者と同等以上の学力ありと確認された者に授与 ・修士の学位は、大学院に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査及び試験に合格した者に授与 [論文公表] ・博士の学位を授与された者は、その論文を印刷公表 ・学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学名を付記	大学院を置く大学
昭和31年	学位規則の改正		博士の種類は、17種類とする		
(昭和49年)	大学院設置基準制定				
昭和49年	学位規則の改正	博士、 修士	学術博士を設けた	学位の意義 ・博士の学位……「独創的研究によって新領域を開拓し、研究指導する能力」⇒「 自立して研究活動を行うに必要な高度の能力 」 ・修士の学位……「 高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力 」追加 [論文審査の協力] ・他の大学院等の教員に学位論文審査の協力を依頼可能	大学院を置く大学
平成3年	学位規則の改正	博士、 修士 、 学士	学位の種類の廃止	[改正内容] ①学士を学位に位置付け ②学位授与機構の新設 ③修士及び博士の種類を廃止	大学
平成15年	学位規則の改正	博士、 修士 、 学士 、 専門職学位	※「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」を新たに定めた	[改正内容] ・専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する学位（専門職学位課程）として「 修士（専門職） 」及び「 法務博士（専門職） 」を新設	大学

17 博士学位授与数の推移と授与率

区 分	3 年度	14年度	博士授与率の11年前との比較			論文博士の占める割合の推移	
			3年度①	14年度②	②／①	3年度 	14年度
人 文	(117) 159	(278) 739	4.7	27.0	5.7	74%	38%
社 会	(133) 200	(226) 751	11.0	33.2	3.0	67%	30%
教 育	(24) 49	(62) 191	16.3	34.6	2.1	49%	32%
理	(306) 892	(236) 1,651	63.1	80.2	1.3	34%	14%
工	(1,111) 2,094	(936) 3,921	78.1	87.7	1.1	53%	24%
農	(485) 870	(358) 1,258	76.7	75.5	1.0	56%	28%
保 健	(3,853) 6,356	(2,717) 6,853	86.1	79.7	0.9	61%	40%
そ の 他	(77) 265	(149) 950	100.0	48.2	0.5	29%	16%
合 計	(6,106) 10,885	(4,962) 16,314	64.5	67.3	1.1	56%	30%

(注)

1. 本表は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき授与した学位（いわゆる新制博士）の授与数を示すものである。
2. () 内は、いわゆる論文博士の数で内数である。
3. その他には、学術を含む。
4. 授与率については、当該年度の学位（課程博士）授与数を3年前（保健は4年前）の入学者数で割った数値。

(参 考)

○修 士

区 分	3 年度	14年度	修士授与率の11年前との比較		
			3年度①	14年度②	②／①
合 計	29,550	68,766	96.2	97.8	1.0

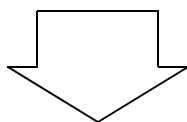
(注)

1. その他には、学術を含む。
2. 授与率については、当該年度の学位授与数を2年前の入学者数で割った数値。

1 8 課程博士を出していない研究科数

○平成4年度末までに課程博士を出していない研究科数等

区 分	国 立	公 立	私 立	全 体
課程博士を出していない研究科数 ／ 博士課程の全研究科数	0 ／ 1 9 4	1 ／ 3 3	6 5 ／ 3 3 9	6 6 ／ 5 6 6
課程博士を出していない 研究科数の全体に占める割合	0 %	3 . 0 %	1 9 . 2 %	1 1 . 7 %



○平成14年度末までに課程博士を出していない研究科数等

区 分	国 立	公 立	私 立	全 体
課程博士を出していない研究科数 ／ 博士課程の全研究科数	0 ／ 2 4 7	3 ／ 6 3	3 2 ／ 5 3 9	3 5 ／ 8 4 9
課程博士を出していない 研究科数の全体に占める割合	0 %	4 . 8 %	5 . 9 %	4 . 1 %

(注) 学年進行中の研究科を除く

19 外国人留学生の博士学位授与数の推移と授与率

区分	5年度	10年度	12年度	13年度	14年度	博士授与率			推移
						5年度⇔10年度	⇔12年度	⇔13年度	
人			(19)	(14)					
文			(20)	(19)					
社			46	43					
会			(14)	(12)					
教			57	84					
育			(46)	(39)					
そ			159	164					
の			(2)	(4)					
他			15	8					
文系			(10)	(4)					
理系			41	29					
理			(8)	(7)					
学			133	136					
工			(10)	(8)					
学			84	82					
農			(114)	(37)					
学			(41)	(138)					
保			421	425					
健			(15)	(12)					
合			210	201					
計			(40)	(74)					
			405	405					
			(160)	(177)					
			1,412	1,413					
			1,333						
			(1)	(141)					
			1,103	1,389					

(注) 1. ()内は、いわゆる論文博士の数で内数である。
2. 授与率については、当該年度の学位(課程博士)授与数を3年前(保健は4年前)の外国人留学生の入学者数で割った数値。

(参考)

区分	5年度	10年度	12年度	13年度	14年度	修士授与率			推移
						5年度⇔10年度	⇔12年度	⇔13年度	
合計	2,833	3,009	3,588	3,679	4,223	97%	82%	75%	78%

(注) 授与率については、当該年度の学位授与数を2年前の入学者数で割った数値。

20 諸外国における学位制度（上級学位：大学院段階）

国名	学位の種類（大学院レベル）	標準的な修業年限	学位授与の要件
アメリカ合衆国	<u>Doctor（博士）</u> ① 学問的学位 Ph. D (Doctor of Philosophy)・・・専攻領域における学識と研究能力を有することを証明する最高の学位 ② 職業学位 D.Ed. (教育博士), D. B. A. (経営学博士), D. Eng. (工学博士) など	学士号取得後、 3～5年 ＊ Bachelor (学士) は、通常フルタイムで4年間の課程修了で授与	○ 博士の教育課程で、博士論文の審査合格 ・ 所定科目を履修後、博士論文の作成能力を判断するための試験を研究領域全般にわたり実施 ・ 作成能力があると判断された者が論文を作成 ・ 論文作成後、論文で扱った領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、合格した者に授与。 ○ Ph. D. については、修士課程の修了を条件とすることも多い ○ 修士の教育課程の履修
	<u>Master（修士）</u> ① 学問的学位 M. A. (文学修士), M. S. など ② 職業学位 M. B. A. (経営学修士), M. Ed. (教育学修士) など	学士号取得後、 1～2年	
	<u>First-Professional Degree（第一職業専門学位）</u> D. D. S. (歯学), M. D. (医学), D. Phar. (薬学), D. V. M. (獣医学), J. D. (法学), M. Div. (神学) など	6年以上 （2年以上の一般教育含む） 例） M. D. 4(－載)+4(専門)+3(実習週) J. D. 3(－載)+3(専門) D. D. S. /D. V. M. 2(－載)+4(専門)	○ 分野ごとに定められる教育課程の履修
イギリス	<u>Doctor of Philosophy (Ph. D. : 博士)</u> （＊ 名誉学位的な性格がある）	学士号取得後、 2～3年 ＊ Bachelor (学士) の課程の修業年限は、一般的には3年（医歯系では5年以上）	○ 博士の教育課程で、博士論文の審査合格 ○ 審査は、研究の独自性が評価の基準となり、一般に2名以上の審査員により審査（うち、1名は学外者） ○ 公刊された著書・論文の審査により授与
	<u>Higher Doctorate（上級博士）</u> （＊ 名誉学位的な性格がある）		
	<u>Master（修士）</u> 研究活動中心の研究コース：Master of Philosophy その他教育コース：Master of Arts (文学修士), Master of Science (理学修士) など	学士号取得後、 1～2年	○ 筆記試験の成績、研究活動についての報告及び口頭試問による審査（学外審査委員も加えた審査） ○ 研究活動中心の研究コースの場合、論文審査がある
フランス	<u>Doctorats（博士）</u>	・通算8年 ＊ Licence (学士) は、通算3年（大学第2期課程第1学年）の課程修了により授与	○ 博士の教育課程で、博士論文の審査合格（学外審査委員を含む）

フ ラ ン ス	<u>Master (修士)</u>	通算 5 年		○ 修士の教育課程で、修士論文の審査合格																															
【参考 1】フランスの大学課程と国家免状																																			
<table><tr><td rowspan="2">大学課程</td><td>年</td><td colspan="2">国 家 免 状</td><td rowspan="2">グランゼコールの免状</td></tr><tr><td>学 位</td><td colspan="2">学 位 以 外 の 資 格</td></tr><tr><td rowspan="2">第 3 期課程 (4 年間)</td><td>8</td><td>博 士</td><td>研究指導者資格</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>修 士</td><td>研究深化免状 (D E A) 高等専門教育免状 (D E S S) 技術研究免状</td><td>高級技術者免状 商科学校卒業証書</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 期課程 (2 年間)</td><td>4</td><td></td><td>メトリーズ</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>学 士</td><td>ガイド通訳国家免状</td><td></td></tr><tr><td>第 1 期課程 (2 年間)</td><td>2</td><td></td><td>大学一般教育免状 (D E U G) 大学科学技術教育免状 (D E U S T)</td><td></td></tr></table>					大学課程	年	国 家 免 状		グランゼコールの免状	学 位	学 位 以 外 の 資 格		第 3 期課程 (4 年間)	8	博 士	研究指導者資格		5	修 士	研究深化免状 (D E A) 高等専門教育免状 (D E S S) 技術研究免状	高級技術者免状 商科学校卒業証書	第 2 期課程 (2 年間)	4		メトリーズ		3	学 士	ガイド通訳国家免状		第 1 期課程 (2 年間)	2		大学一般教育免状 (D E U G) 大学科学技術教育免状 (D E U S T)	
大学課程	年	国 家 免 状		グランゼコールの免状																															
	学 位	学 位 以 外 の 資 格																																	
第 3 期課程 (4 年間)	8	博 士	研究指導者資格																																
	5	修 士	研究深化免状 (D E A) 高等専門教育免状 (D E S S) 技術研究免状	高級技術者免状 商科学校卒業証書																															
第 2 期課程 (2 年間)	4		メトリーズ																																
	3	学 士	ガイド通訳国家免状																																
第 1 期課程 (2 年間)	2		大学一般教育免状 (D E U G) 大学科学技術教育免状 (D E U S T)																																
ド イ ッ	<u>Doktor (博士)</u>	○ 課程としての大学院は、未だ完全に制度化されてはいない		○ 博士試験の合格者に授与																															
	<u>Master (修士)</u>			○ 博士試験を受けるためには、修士、ディプローム、マギスタ一のいずれかの学位取得が条件																															
				○ 修士試験の合格者に授与 (修士試験は、通常一つの科目について行われる)																															
(参考) 日 本	<u>博士</u>	学士号取得後、 5 年		○ 博士の教育課程で、博士論文の審査合格																															
	<u>修士</u>	学士号取得後、 2 年		○ 修士の教育課程で、修士論文の審査合格 (修士論文を特定課題の研究成果の審査に代えることが可能)																															
	<u>専門職学位</u>	学士号取得後、 1 ～ 2 年 (法科大学院は、3 年)		○ 専門職学位の教育課程の履修																															

「諸外国の高等教育」より文部科学省大学振興課作成

2 1 学位取得者の国別・専攻分野別構成（上級学位：大学院段階）

単位：人

国名	年度	学位の種類	計	人文・芸術	法経等	理学	工学	農学	医・歯・薬・保健	教育・教員養成	家政	その他
日本	2000	修士	60,836	5,629 (9.3%)	8,328 (13.7%)	5,724 (9.4%)	26,957 (44.3%)	3,661 (6.0%)	2,841 (4.7%)	4,593 (7.5%)	245 (0.4%)	2,858 (4.7%)
		博士	16,076	644 (4.0%)	610 (3.6%)	1,586 (9.8%)	3,964 (24.7%)	1,241 (7.7%)	7,053 (43.9%)	127 (0.8%)	17 (0.1%)	834 (5.2%)
		計	76,912	6,273 (8.2%)	8,938 (11.6%)	7,310 (9.5%)	30,921 (40.2%)	4,902 (6.4%)	9,894 (12.9%)	4,720 (6.1%)	262 (0.3%)	3,692 (4.8%)
アメリカ合衆国	2000	第一職業専門学位	79,707	5,026 (6.3%)	37,904 (47.6%)	-	-	-	36,429 (45.7%)	-	-	348 (0.4%)
		修士	468,476	47,800 (10.2%)	168,205 (35.9%)	14,799 (3.2%)	47,981 (10.2%)	4,281 (0.9%)	43,617 (9.3%)	129,066 (27.6%)	2,801 (0.6%)	9,926 (2.1%)
		博士	44,904	10,659 (23.7%)	6,292 (14.0%)	9,600 (21.4%)	6,500 (14.5%)	1,139 (2.5%)	2,855 (6.4%)	6,716 (14.9%)	388 (0.9%)	755 (1.7%)
イギリス	2000	計	593,087	63,485 (10.7%)	212,401 (35.8%)	24,399 (4.1%)	54,481 (9.2%)	5,420 (0.9%)	82,901 (14.0%)	135,782 (22.9%)	3,189 (0.5%)	11,029 (1.9%)
		修士	116,500	9,900 (8.5%)	40,500 (34.7%)	11,200 (9.6%)	9,900 (8.5%)	800 (0.7%)	6,900 (5.9%)	28,400 (24.3%)	-	9,200 (7.8%)
		博士	11,500	1,500 (12.9%)	1,500 (12.9%)	4,100 (35.4%)	1,800 (15.5%)	300 (2.6%)	1,600 (13.8%)	500 (4.3%)	-	300 (2.6%)
フランス	2000	計	128,100	11,400 (8.9%)	42,000 (32.8%)	15,200 (11.9%)	11,700 (9.1%)	1,100 (0.9%)	8,500 (6.6%)	28,800 (22.5%)	-	9,400 (7.3%)
		修士	60,524	15,066 (24.9%)	23,330 (38.5%)	11,200 (9.6%)	9,900 (8.5%)	800 (0.7%)	4,777 (7.9%)	-	-	354 (0.6%)
		博士	10,469	2,436 (23.3%)	1,894 (18.1%)	4,100 (35.4%)	1,800 (15.5%)	300 (2.6%)	504 (4.8%)	-	-	30 (0.3%)
ドイツ	2000	計	70,993	17,502 (24.7%)	25,214 (35.5%)	15,200 (11.9%)	11,700 (9.1%)	1,100 (0.9%)	5,281 (7.4%)	-	-	384 (0.5%)
		修士	26,017	2,696 (10.4%)	3,261 (12.5%)	7,366 (28.4%)	2,398 (9.2%)	1,003 (3.9%)	8,618 (33.1%)	295 (1.1%)	65 (0.3%)	295 (1.1%)

(注)・日本：当該年度の4月から翌年3月までの修士号及び博士号取得者数を計上したものである。

・アメリカ：標記年9月から始まる年度における学位取得者数。第一職業専門学位は、従前は「学士」相当とみなされてきたが、1970年代にその内容・水準が上昇し、1981年度の本国統計から「上級学位」相当と明示されるようになった。

・イギリス：標記年(暦年)における大学及び高等教育カレッジの上級学位取得者数。1995年まで含まれていなかった公開大学を含み、また、「その他」に含まれていた建築は「工学」に含めたため、それ以前の数値とは対応しない。「その他」は図書館学・情報科学及び学際研究である。外国入学生を含む。

・フランス：標記年9月から始まる年度における学位取得者数。大学第3期課程(第5学年以上)で取得する各種博士号並びに相当水準学位の授与件数。なお、1985年度に学位制度が改革されたため、それ以前の年度とは対応しない。

・ドイツ：標記年の冬学期及び翌年の夏学期におけるドクター試験合格者数。

・学位取得者の最も多い分野(修士：、博士：、第一職業専門学位：)

・学位取得者の2番目に多い分野(修士：、博士：、第一職業専門学位：)

出典：教育指標の国際比較(平成17年度)

2.2 国家資格と学位との関係（主なもの）

分野	資格	取得した学位	学位取得による試験科目免除条件等	(参考) 根拠法令
法曹	裁判官、検察官又は弁護士 (国家資格)	専門職学位	○ <u>受験資格</u> 法科大学院の課程を修了した者	→ 司法試験法 第4条第1項第1号
会計・ファイナンス	公認会計士 (国家資格)	博士	○ <u>短答式による試験免除</u> 商学又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	→ 公認会計士法 第9条第1項第1号及び第2号
			○ <u>論文式による一部試験免除</u> 商学、法学又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	→ 公認会計士法 第10条第1項第1号、第2号及び第4号
		専門職学位	○ <u>短答式による一部試験免除</u> (平成18年1月1日より) 商学に属する科目などに関する研究により修士(専門職)の学位を授与された者	→ 公認会計士法 第9条第2項第2号
		修士	○ <u>試験科目の一部免除</u> 税法又は会計学に属する科目などに関する研究により修士の学位を授与された者 ※国税審議会の認定が必要	→ 税理士法 第7条第2項及び第3項
知的財産	弁理士 (国家資格)	博士	○ <u>試験科目の一部免除</u> 税法又は会計学に属する科目などに関する研究により博士の学位を授与された者	→ 税理士法 第8条第1項第1号及び第2号
		専門職学位	○ <u>試験科目の一部免除</u> 税法又は会計学に属する科目などに関する研究により修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位を授与された者 ※国税審議会の認定が必要	→ 税理士法 第7条第2項及び第3項
		修士	○ <u>論文式による一部試験免除</u> 選択問題(建築構造、流体力学、制御工学、通信工学、有機化学、薬学、民事訴訟法など)に関する分野の研究により修士又は博士の学位を有する者	→ 弁理士法 第11条第3号
		博士		
その他	国会議員の政策担当秘書 (国家資格)	博士	○ <u>選考採用審査認定を受けることができる資格</u> 博士の学位を授与されている者	→ 国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第19条第2号

分野	資格	取得した学位	学位取得による試験科目免除条件等	(参考) 根拠法令
教員養成	小学校教諭 (国家資格)	学 士	○ <u>授与資格（１種免許状）</u> 大学で教科に関する科目８単位以上、教職に関する科目４１単位以上及び教科又は教職に関する科目１０単位以上を修得し、 <u>学士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
		修 士	○ <u>授与資格（専修免許状）</u> １種免許状を取得し、大学院の課程において教科又は教職に関する科目２４単位以上を修得し、 <u>修士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
	中学校教諭 (国家資格)	学 士	○ <u>授与資格（１種免許状）</u> 大学で教科に関する科目２０単位以上、教職に関する科目３１単位以上及び教科又は教職に関する科目８単位以上を修得し、 <u>学士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
		修 士	○ <u>授与資格（専修免許状）</u> １種免許状を取得し、大学院の課程において教科又は教職に関する科目２４単位以上を修得し、 <u>修士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
	高等学校教諭 (国家資格)	学 士	○ <u>授与資格（１種免許状）</u> 大学で教科に関する科目２０単位以上、教職に関する科目２３単位以上及び教科又は教職に関する科目１６単位以上を修得し、 <u>学士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
		修 士	○ <u>授与資格（専修免許状）</u> １種免許状を取得し、大学院の課程において教科又は教職に関する科目２４単位以上を修得し、 <u>修士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
	盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭 (国家資格)	学 士	○ <u>授与資格（１種免許状）</u> 大学で特殊教育に関する科目２３単位以上を修得し、 <u>学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状を有する者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
		修 士	○ <u>授与資格（専修免許状）</u> 大学院の課程において特殊教育に関する科目２４単位以上修得し、 <u>修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
	幼稚園教諭 (国家資格)	学 士	○ <u>授与資格（１種免許状）</u> 大学で教科に関する科目６単位以上、教職に関する科目３５単位以上及び教科又は教職に関する科目１０単位以上を修得し、 <u>学士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項
		修 士	○ <u>授与資格（専修免許状）</u> １種免許状を取得し、大学院の課程において教科又は教職に関する科目２４単位以上を修得し、 <u>修士の学位を授与された者</u>	→ 教育職員免許法 第５条第１項

分野	資格	取得した学位	学位取得による試験科目免除条件等	(参考) 根拠法令
医学	獣医師 (国家資格)	学士	○ <u>受験資格</u> 学校教育法に基づく大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者	→ 獣医師法 第12条第1項第1号
	医師 (国家資格)	学士	○ <u>受験資格</u> 学校教育法に基づく大学において医学の正規の課程を修めて卒業した者	→ 医師法 第11条第1号
	歯科医師 (国家資格)	学士	○ <u>受験資格</u> 学校教育法に基づく大学において歯学の正規の課程を修めて卒業した者	→ 歯科医師法 第11条第1号
	薬剤師 (国家資格)	学士	○ <u>受験資格</u> (平成18年4月1日から) 学校教育法に基づく大学において薬学の正規の課程(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする課程)を修めて卒業した者	→ 薬剤師法 第15条第1号
	保健師 (国家資格)		○ <u>受験資格</u> 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において6月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者	→ 保健師助産師看護師法 第19条第1号
	助産師 (国家資格)		○ <u>受験資格</u> 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において6月以上助産に関する学科を修めた者	→ 保健師助産師看護師法 第20条第1号
	看護師 (国家資格)		○ <u>受験資格</u> 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者	→ 保健師助産師看護師法 第21条第1号

23 大学評価・学位授与機構における学位授与状況

(1) 短期大学・高等専門学校卒業生数及び専門学校修了者等

(単位:人)

学位(学士) の専攻分野 の名称	学士の学位授与者数														合計
	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	
文学			1	5	19	36	41	45	42	35	24	26	27	22	323
教育学			1	2	15	21	47	115	124	134	89	111	165	182	1,006
神学						1	3	1	2	1	1	1	1		11
社会学				1	5	8	12	5	3	5	2	1	1	4	47
教養学芸			1		2	2	8	19	22	12	20	11		7	104
社会科学				1			3	4	3		1		4	3	19
法学		2		1	3	2	6	6	3	3	3	2	7	3	41
政治学					1	2		1	1	3	1		1		10
経済学			1		3	1	6	3	6	4	2	2	6		34
商学		1		6	4	4	2	3	7	7	3	1	3	3	44
経営学			1	1	2	2	7	5	6	7	6	9	13	8	67
理学			1	4	5	5	5	4	12	6	8	11	10	11	82
薬学													1		1
看護学			21	39	84	104	131	153	155	191	240	239	251	248	1,856
保健衛生学			4	39	95	167	294	254	324	304	375	351	311	278	2,796
鍼灸学						1	3	2	16	7	11	15	6	17	78
栄養学				4	7	35	79	106	164	172	205	241	241	254	1,508
工学			46	126	197	281	366	409	513	602	754	840	968	1,126	6,228
芸術工学					1	2	23	24	22	34	28	31	28	32	225
農学						1			17	15	14	14	15	17	93
水産学														1	1
家政学					2	10	11	7	6	3	4	2	2	1	48
芸術学			39	114	165	170	205	209	234	222	263	289	270	280	2,460
体育学						1	3	7	3	3	2	5	7	6	37
合計	0	3	116	343	610	856	1,255	1,383	1,686	1,770	2,056	2,203	2,339	2,503	17,123

(2) 大学評価・学位授与機構の認定する教育施設(各省庁の大学校)の課程の修了者

(単位:人)

学位の専攻分野の名称	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
①学士															
人文科学													28	21	49
社会科学	45	41	52	49	70	79	81	93	67	66	69	65	57	50	884
理学	11	41	45	42	41	46	40	42	45	38	37	39	42	46	555
医学	68	70	64	64	61	61	66	67	68	53	62	50	65	54	873
工学	522	491	483	506	550	567	526	518	497	460	482	546	531	442	7,121
水産学	154	185	161	187	175	152	169	180	158	160	149	168	184	184	2,366
海上保安	39	45	41	40	37	40	45	42	42	39	38	20	44	40	552
看護学														89	89
合計	839	873	846	888	934	945	927	942	877	816	837	888	951	926	12,489
②修士															
社会科学									21	19	17	17	16	15	105
理学		3	2	3	6	4	3	3	8	10	9	6	9	8	74
工学		78	73	83	84	96	86	79	78	75	77	84	82	83	1,058
水産学						8	10	8	13	7	11	8	5	11	81
合計	0	81	75	86	90	108	99	90	120	111	114	115	112	117	1,318
③博士															
医学	10	13	13	14	14	15	16	17	20	20	19	16	21	19	227
理学														2	2
工学														3	3
合計														24	232

2 4 大学院規模の国際比較

1. 学部学生に対する大学院学生の比率

区 分		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	日 本
学部学生数に対する大学院生比率	1991 年 (平成3年)	% 12.4 (15.4)	% 22.6 (37.2)	% 19.3	% 4.8 [6.2]
	2000 年 (平成12年)	13.7 (16.4)	17.6 (39.7)	20.5	8.3 [9.4]
学 部 学 生 数	1991 年 (平成3年)	人 7,221,412 (12,439,287)	人 328,000 (341,000)	人 942,923	人 2,052,335 [2,026,331]
	2000 年 (平成12年)	7,922,926 (13,155,393)	922,000 (1,017,700)	1,067,904	2,471,755 [2,447,994]
大学院学生数	1991 年 (平成3年)	人 893,917 (1,919,666)	人 74,000 (127,000)	人 181,570	人 98,650 [124,654]
	2000 年 (平成12年)	1,086,674 (2,072,275)	162,600 (404,200)	218,660	205,311 [229,072]

(注) アメリカ合衆国：学部学生数は、学士号取得課程在学者数及び非学位取得課程在学者数の合計であり、第1職業専門学位取得課程在学者は大学院学生数に含まれる。

() 内はパートタイム学生を含めた数値である。

イ ギ リ ス：連合王国。学部学生数は、第一学位（学士相当）のみの数値である。

() 内はパートタイム学生を含めた数値である。

フ ラ ン ス：国立大学の「学部」（第1・2期課程）及び「大学院」（第3期課程）の在学者。技術短期大学部（2年）の在学者は含まない。

日 本：大学院学生数は、修士・博士課程の学生数の合計である。なお、学部学生数には、短期大学、通信制、放送大学在学者は含まれていない。

[] は、医歯獣医学分野の学部学生数(5・6年次のみ)を大学院学生数に含めた際の数値である。

2. 人口千人当たりの大学院学生数

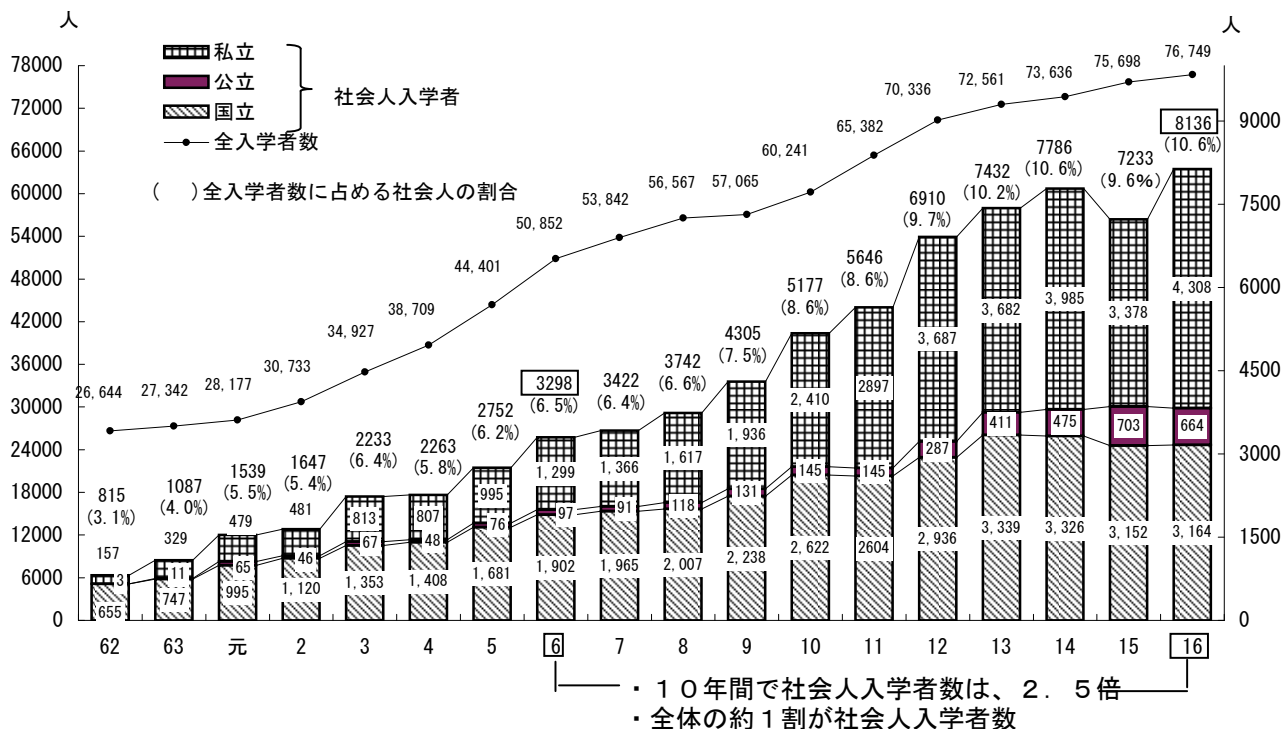
区 分		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	日 本
人 口 比	1991 年 (平成3年)	人 3.54 (7.61)	人 1.28 (2.20)	人 3.19	人 0.80 [1.00]
	2000 年 (平成12年)	3.86 (7.66)	2.72 (6.76)	3.70	1.62 [1.80]
大学院学生数	1991 年 (平成3年)	人 893,917 (1,919,666)	人 74,000 (127,000)	人 181,570	人 98,650 [124,654]
	2000 年 (平成12年)	1,086,674 (2,156,896)	162,600 (404,200)	218,660	205,311 [229,072]
全 人 口	1991 年 (平成3年)	千人 252,177	千人 57,801	千人 56,893	千人 124,043
	2000 年 (平成12年)	281,422	59,756	59,035	126,926

(注) 同上

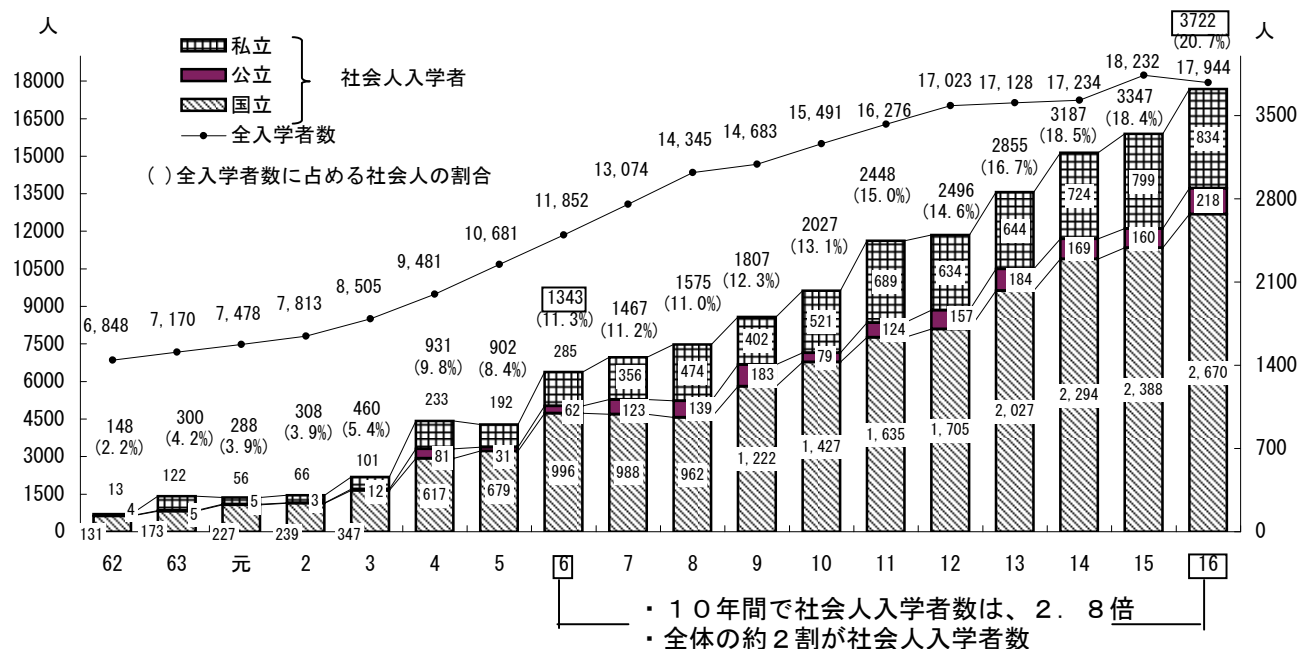
出典：教育指標の国際比較

2 5 大学院における社会人の入学者数等の推移

①大学院修士課程への社会人の入学者数



②大学院博士課程への社会人の入学者数

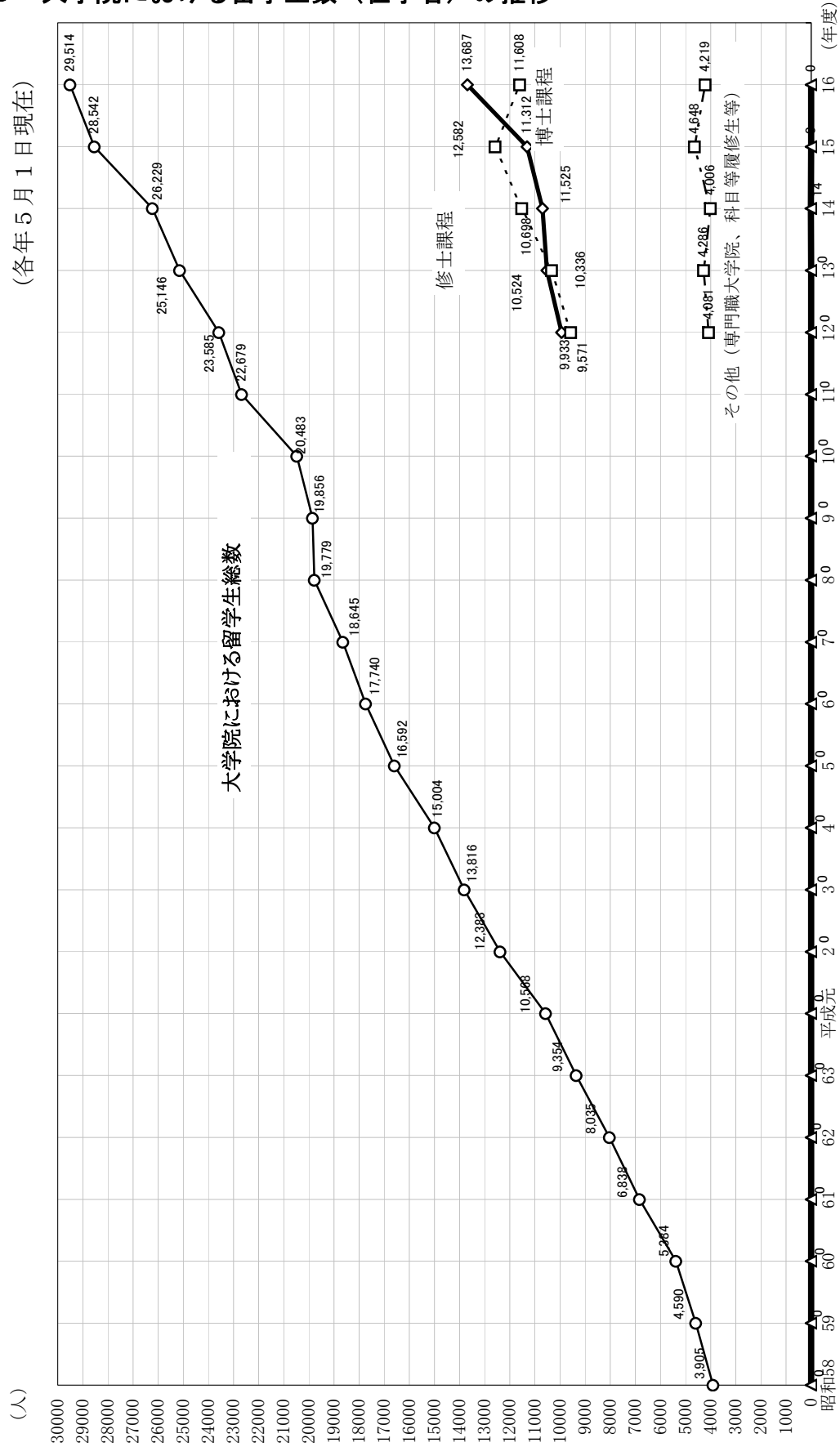


(参 考)

専門職学位課程への入学者数：平成16年度 7,231人, うち社会人 2,050人 (28.4%)

文部科学省大学振興課調べ

26 大学院における留学生数（在学者）の推移

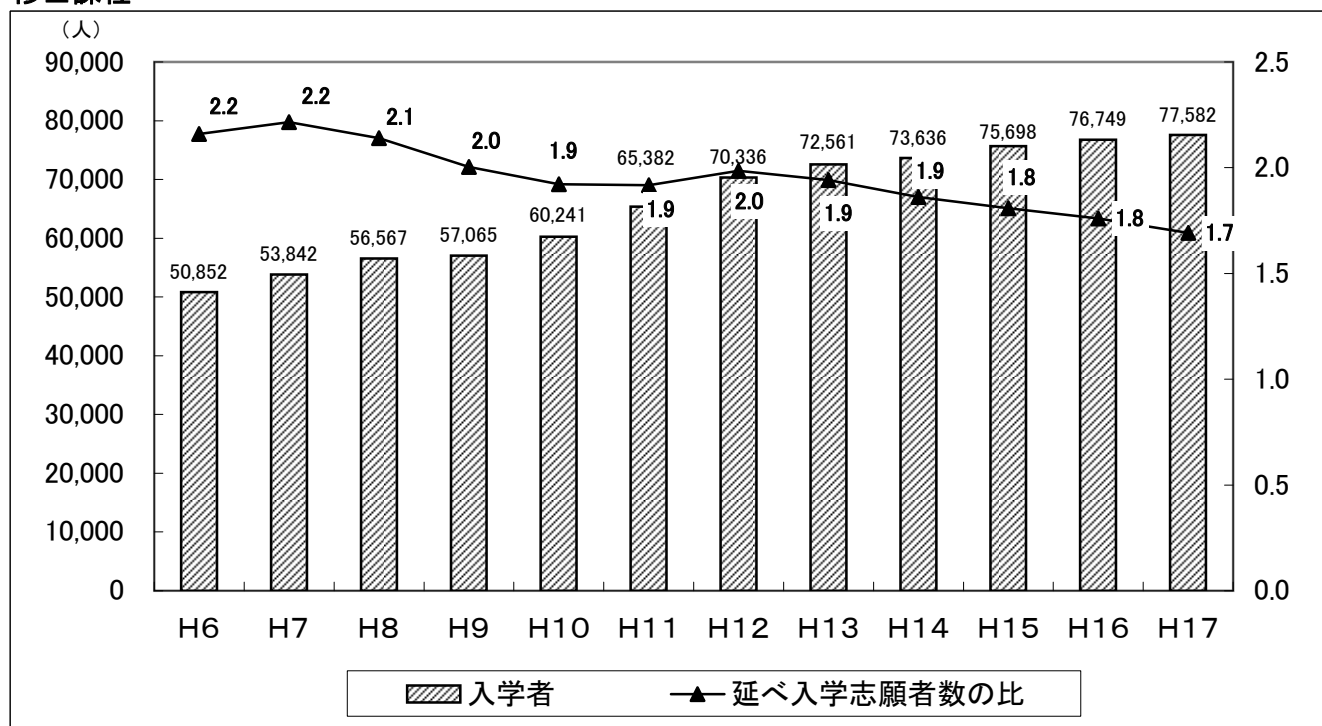


※ここにおいて外国人留学生とは、我が国の大学院において教育を受ける外国人学生で、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。

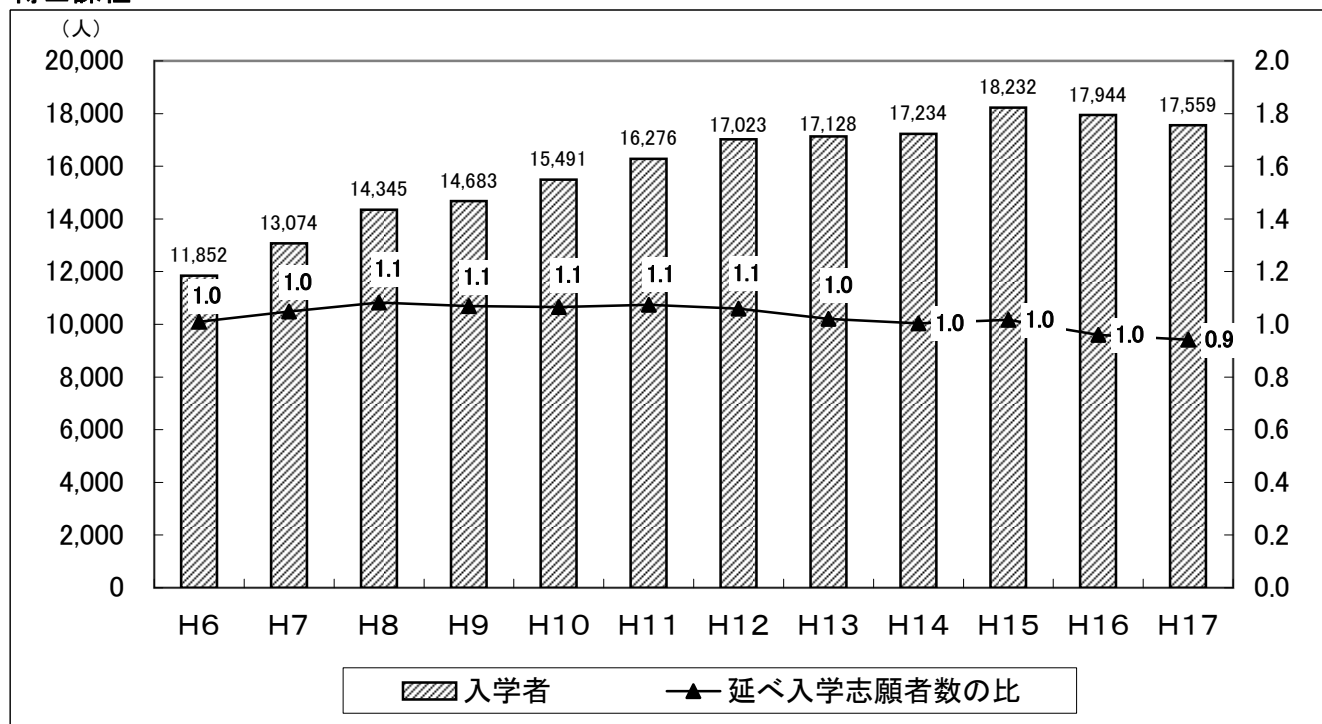
文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構調べ

27 大学院の入学者数と延べ入学志願者数の比

修士課程



博士課程



(注) ○入学者数, 入学定員について

「修士課程」: 修士課程, 区分制博士課程(前期2年課程)及び5年一貫制博士課程

「博士課程」: 区分制博士課程(後期3年課程)及び医歯獣医学の博士課程

(参考) 延べ入学志願者数の比 = $\frac{\text{延べ入学志願者数}}{\text{入学定員}}$

出典: 学校基本調査
全国大学一覧

28 大学院入学者数の実績（修士課程，博士課程）

○修士課程

単位：人

年度	大学卒業生総数	入学者数								
		総数	人文	社会	理学	工学	農学	保健	教育	その他
1980	378,666	16,844	2,036	1,573	1,858	7,572	1,257	774	948	826
1981	386,057	17,857	2,151	1,621	1,922	7,902	1,419	838	1,125	879
1982	382,466	19,717	2,129	1,758	2,050	8,585	2,168	884	1,273	870
1983	369,069	20,549	2,143	1,806	2,124	8,870	2,349	937	1,441	879
1984	372,247	22,201	2,125	1,857	2,174	9,884	2,469	1,016	1,728	948
1985	373,302	23,594	2,220	1,982	2,357	10,687	2,442	1,045	1,888	973
1986	376,260	25,164	2,327	2,094	2,557	11,422	2,610	1,107	1,965	1,082
1987	382,655	26,644	2,315	2,271	2,775	12,275	2,855	1,169	1,964	1,020
1988	382,828	27,342	2,380	2,401	2,968	13,109	1,904	1,232	2,225	1,123
1989	376,688	28,177	2,337	2,553	3,125	13,459	1,929	1,333	2,283	1,158
1990	400,103	30,733	2,400	2,927	3,291	14,697	2,104	1,376	2,684	1,254
1991	428,079	34,927	2,692	3,457	3,614	16,741	2,433	1,500	2,978	1,512
1992	437,878	38,709	3,046	3,849	3,935	18,471	2,701	1,742	3,173	1,792
1993	445,774	44,401	3,458	4,463	4,668	20,942	3,102	1,880	3,668	2,220
1994	461,898	50,852	3,828	5,505	5,274	23,463	3,332	2,073	4,170	3,207
1995	493,277	53,842	4,230	6,112	5,669	24,339	3,366	2,193	4,555	3,378
1996	512,814	56,567	4,414	6,466	6,014	25,454	3,502	2,426	4,780	3,511
1997	524,512	57,065	4,526	7,014	5,881	25,350	3,379	2,500	4,655	3,760
1998	529,606	60,241	4,716	8,068	5,971	26,095	3,491	2,728	4,741	4,431
1999	532,436	65,382	5,039	8,946	6,270	28,145	3,767	3,048	4,925	5,242
2000	538,683	70,336	5,251	10,039	6,285	30,031	3,938	3,424	5,212	6,156
2001	545,512	72,561	5,481	10,357	6,273	30,003	3,877	4,146	5,541	6,883
2002	547,711	73,636	5,320	9,726	6,675	30,352	3,980	4,566	5,395	7,622
2003	544,894	75,698	5,382	9,510	6,864	31,424	4,030	5,075	5,255	8,158
2004	548,897	76,749	5,674	8,686	6,791	32,054	4,086	5,353	5,277	8,828
2005	551,016	77,582	5,783	8,747	6,843	31,840	4,025	5,755	5,390	9,199

単位：％

年度	大学院進学率(総数)	各分野の大学院入学者の割合							
		人文	社会	理学	工学	農学	保健	教育	その他
1980	4.45	0.54	0.42	0.49	2.00	0.33	0.20	0.25	0.22
1981	4.63	0.56	0.42	0.50	2.05	0.37	0.22	0.29	0.23
1982	5.16	0.56	0.46	0.54	2.24	0.57	0.23	0.33	0.23
1983	5.57	0.58	0.49	0.58	2.40	0.64	0.25	0.39	0.24
1984	5.96	0.57	0.50	0.58	2.66	0.66	0.27	0.46	0.25
1985	6.32	0.59	0.53	0.63	2.86	0.65	0.28	0.51	0.26
1986	6.69	0.62	0.56	0.68	3.04	0.69	0.29	0.52	0.29
1987	6.96	0.60	0.59	0.73	3.21	0.75	0.31	0.51	0.27
1988	7.14	0.62	0.63	0.78	3.42	0.50	0.32	0.58	0.29
1989	7.48	0.62	0.68	0.83	3.57	0.51	0.35	0.61	0.31
1990	7.68	0.60	0.73	0.82	3.67	0.53	0.34	0.67	0.31
1991	8.16	0.63	0.81	0.84	3.91	0.57	0.35	0.70	0.35
1992	8.84	0.70	0.88	0.90	4.22	0.62	0.40	0.72	0.41
1993	9.96	0.78	1.00	1.05	4.70	0.70	0.42	0.82	0.50
1994	11.01	0.83	1.19	1.14	5.08	0.72	0.45	0.90	0.69
1995	10.92	0.86	1.24	1.15	4.93	0.68	0.44	0.92	0.68
1996	11.03	0.86	1.26	1.17	4.96	0.68	0.47	0.93	0.68
1997	10.88	0.86	1.34	1.12	4.83	0.64	0.48	0.89	0.72
1998	11.37	0.89	1.52	1.13	4.93	0.66	0.52	0.90	0.84
1999	12.28	0.95	1.68	1.18	5.29	0.71	0.57	0.92	0.98
2000	13.06	0.97	1.86	1.17	5.57	0.73	0.64	0.97	1.14
2001	13.30	1.00	1.90	1.15	5.50	0.71	0.76	1.02	1.26
2002	13.44	0.97	1.78	1.22	5.54	0.73	0.83	0.99	1.39
2003	13.89	0.99	1.75	1.26	5.77	0.74	0.93	0.96	1.50
2004	13.98	1.03	1.58	1.24	5.84	0.74	0.98	0.96	1.61
2005	14.08	1.05	1.59	1.24	5.78	0.73	1.04	0.98	1.67

※ 1. その他には、商船、家政、芸術、その他が含まれている

2. 入学者数は、修士課程、区分制博士課程（前期2年課程）及び5年一貫制博士課程

（参考）大学院進学率 $\frac{\text{入学者数総数}}{\text{大学卒業生総数}}$ 各分野の大学院入学者の割合 $= \frac{\text{各分野の入学者数}}{\text{大学卒業生総数}}$

○博士課程

単位:人

年度	大学卒業生総数	入学者数								
		総数	人文	社会	理学	工学	農学	保健	教育	その他
1980	378,666	4,669	723	492	657	638	294	1,696	123	46
1981	386,057	4,753	757	496	622	625	272	1,800	128	53
1982	382,466	4,914	726	511	623	635	293	1,945	120	61
1983	369,069	5,322	802	513	646	650	287	2,236	132	56
1984	372,247	5,749	808	558	695	715	328	2,445	143	57
1985	373,302	5,877	803	538	689	832	358	2,448	138	71
1986	376,260	6,645	829	552	701	1,089	417	2,820	148	89
1987	382,655	6,848	837	557	845	1,062	402	2,906	141	98
1988	382,828	7,170	900	559	802	1,244	495	2,899	145	126
1989	376,688	7,478	899	607	929	1,258	502	2,973	153	157
1990	400,103	7,813	917	606	929	1,399	580	3,076	165	141
1991	428,079	8,505	930	642	1,021	1,715	675	3,206	160	156
1992	437,878	9,481	1,066	742	1,076	2,010	775	3,395	193	224
1993	445,774	10,681	1,047	813	1,317	2,410	844	3,660	207	383
1994	461,898	11,852	1,142	868	1,399	2,711	912	4,056	206	558
1995	493,277	13,074	1,266	1,000	1,614	3,082	1,017	4,184	231	680
1996	512,814	14,345	1,398	1,225	1,697	3,248	987	4,490	329	971
1997	524,512	14,683	1,503	1,333	1,686	3,238	1,110	4,482	338	993
1998	529,606	15,491	1,593	1,371	1,736	3,229	1,102	4,799	348	1,313
1999	532,436	16,276	1,602	1,514	1,786	3,310	1,143	5,189	347	1,385
2000	538,683	17,023	1,710	1,581	1,764	3,402	1,192	5,339	373	1,662
2001	545,512	17,128	1,663	1,562	1,608	3,399	1,160	5,395	377	1,964
2002	547,711	17,234	1,587	1,681	1,630	3,274	1,112	5,561	374	2,015
2003	544,894	18,232	1,648	1,700	1,650	3,571	1,092	6,001	429	2,141
2004	548,897	17,944	1,661	1,594	1,769	3,524	1,063	5,756	412	2,165
2005	551,016	17,559	1,621	1,571	1,621	3,359	1,057	5,695	417	2,218

単位: %

年度	大学院進学率(総数)	各分野の大学院入学者の割合							
		人文	社会	理学	工学	農学	保健	教育	その他
1980	1.31	0.20	0.14	0.18	0.18	0.08	0.48	0.03	0.01
1981	1.27	0.20	0.13	0.17	0.17	0.07	0.48	0.03	0.01
1982	1.30	0.19	0.13	0.16	0.17	0.08	0.51	0.03	0.02
1983	1.38	0.21	0.13	0.17	0.17	0.07	0.58	0.03	0.01
1984	1.50	0.21	0.15	0.18	0.19	0.09	0.64	0.04	0.01
1985	1.59	0.22	0.15	0.19	0.23	0.10	0.66	0.04	0.02
1986	1.79	0.22	0.15	0.19	0.29	0.11	0.76	0.04	0.02
1987	1.83	0.22	0.15	0.23	0.28	0.11	0.78	0.04	0.03
1988	1.91	0.24	0.15	0.21	0.33	0.13	0.77	0.04	0.03
1989	1.95	0.23	0.16	0.24	0.33	0.13	0.78	0.04	0.04
1990	2.04	0.24	0.16	0.24	0.37	0.15	0.80	0.04	0.04
1991	2.26	0.25	0.17	0.27	0.46	0.18	0.85	0.04	0.04
1992	2.37	0.27	0.19	0.27	0.50	0.19	0.85	0.05	0.06
1993	2.50	0.24	0.19	0.31	0.56	0.20	0.85	0.05	0.09
1994	2.71	0.26	0.20	0.32	0.62	0.21	0.93	0.05	0.13
1995	2.93	0.28	0.22	0.36	0.69	0.23	0.94	0.05	0.15
1996	3.11	0.30	0.27	0.37	0.70	0.21	0.97	0.07	0.21
1997	2.98	0.30	0.27	0.34	0.66	0.23	0.91	0.07	0.20
1998	3.02	0.31	0.27	0.34	0.63	0.21	0.94	0.07	0.26
1999	3.10	0.31	0.29	0.34	0.63	0.22	0.99	0.07	0.26
2000	3.21	0.32	0.30	0.33	0.64	0.23	1.01	0.07	0.31
2001	3.22	0.31	0.29	0.30	0.64	0.22	1.01	0.07	0.37
2002	3.20	0.29	0.31	0.30	0.61	0.21	1.03	0.07	0.37
2003	3.34	0.30	0.31	0.30	0.65	0.20	1.10	0.08	0.39
2004	3.28	0.30	0.29	0.32	0.64	0.19	1.05	0.08	0.40
2005	3.22	0.30	0.29	0.30	0.62	0.19	1.05	0.08	0.41

※ 1. その他には、商船、家政、芸術、その他が含まれている

2. 入学者数は、区分制博士課程(後期3年課程)及び医歯獣医学の博士課程

(参考) 大学院進学率 $\frac{\text{入学者数総数}}{\text{(総数)} = 2\text{年度前の大学卒業生総数}}$

各分野の大学院入学者の割合 $= \frac{\text{各分野の入学者数}}{2\text{年度前の大学卒業生総数}}$

出典: 学校基本調査

29 大学院の入学定員の充足率

○修士課程

(各年5月1日現在)

区分		人文学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	計
H10	入学定員(A)	5,457	9,045	6,223	20,174	3,222	2,494	456	4,453	1,110	2,773	55,407
	入学者(B)	4,716	8,068	5,971	26,113	3,491	2,728	443	4,741	1,284	2,686	60,241
	充足率(B/A)	86.4%	89.2%	96.0%	129.4%	108.3%	109.4%	97.1%	106.5%	115.7%	96.9%	108.7%
H11	入学定員(A)	5,798	9,600	6,230	21,366	3,272	2,943	477	4,631	1,144	3,234	58,695
	入学者(B)	5,039	8,946	6,270	28,156	3,767	3,048	472	4,925	1,307	3,452	65,382
	充足率(B/A)	86.9%	93.2%	100.6%	131.8%	115.1%	103.6%	99.0%	106.3%	114.2%	106.7%	111.4%
H12	入学定員(A)	6,061	10,449	6,849	21,867	3,342	3,243	515	4,866	1,228	3,519	61,939
	入学者(B)	5,251	10,039	6,285	30,046	3,938	3,424	486	5,212	1,437	4,218	70,336
	充足率(B/A)	86.6%	96.1%	91.8%	137.4%	117.8%	105.6%	94.4%	107.1%	117.0%	119.9%	113.6%
H13	入学定員(A)	6,329	10,892	6,874	22,730	3,445	3,729	507	5,215	1,292	4,264	65,277
	入学者(B)	5,481	10,357	6,273	30,015	3,877	4,146	463	5,541	1,513	4,895	72,561
	充足率(B/A)	86.6%	95.1%	91.3%	132.1%	112.5%	111.2%	91.3%	106.3%	117.1%	114.8%	111.2%
H14	入学定員(A)	6,496	11,512	7,170	23,214	3,451	4,115	520	5,328	1,448	4,757	68,011
	入学者(B)	5,320	9,726	6,675	30,370	3,980	4,566	477	5,395	1,669	5,458	73,636
	充足率(B/A)	81.9%	84.5%	93.1%	130.8%	115.3%	111.0%	91.7%	101.3%	115.3%	114.7%	108.3%
H15	入学定員(A)	6,636	11,515	7,162	24,242	3,487	4,466	567	5,361	1,517	5,626	70,579
	入学者(B)	5,382	9,510	6,864	31,436	4,030	5,075	485	5,255	1,851	5,810	75,698
	充足率(B/A)	81.1%	82.6%	95.8%	129.7%	115.6%	113.6%	85.5%	98.0%	122.0%	103.3%	107.3%
H16	入学定員(A)	6,876	11,177	7,244	25,387	3,361	4,832	573	5,374	1,607	6,290	72,721
	入学者(B)	5,674	8,686	6,791	32,070	4,086	5,353	522	5,277	1,938	6,352	76,749
	充足率(B/A)	82.5%	77.7%	93.7%	126.3%	121.6%	110.8%	91.1%	98.2%	120.6%	101.0%	105.5%
H17	入学定員(A)	7,166	11,436	7,556	25,962	3,362	5,122	587	5,282	1,737	6,740	74,950
	入学者(B)	5,783	8,747	6,843	31,840	4,025	5,755	512	5,390	2,082	6,605	77,582
	充足率(B/A)	80.7%	76.5%	90.6%	122.6%	119.7%	112.4%	87.2%	102.0%	119.9%	98.0%	103.5%

○博士課程

(各年5月1日現在)

区分		人文学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	計
H10	入学定員(A)	1,595	2,082	2,008	4,418	918	5,572	140	313	75	1,132	18,256
	入学者(B)	1,593	1,371	1,736	3,229	1,102	4,799	97	348	69	1,147	15,491
	充足率(B/A)	99.9%	65.9%	86.5%	73.1%	120.0%	86.1%	69.3%	111.2%	92.0%	101.3%	84.9%
H11	入学定員(A)	1,665	2,265	2,124	4,609	927	5,716	139	324	81	1,209	19,059
	入学者(B)	1,602	1,514	1,786	3,310	1,143	5,189	78	347	71	1,236	16,276
	充足率(B/A)	96.2%	66.8%	84.1%	71.8%	123.3%	90.8%	56.1%	107.1%	87.7%	102.2%	85.4%
H12	入学定員(A)	1,739	2,417	2,145	4,840	984	6,069	88	348	115	1,424	20,169
	入学者(B)	1,710	1,581	1,764	3,402	1,192	5,339	61	373	117	1,484	17,023
	充足率(B/A)	82.1%	65.4%	82.2%	70.3%	121.1%	88.0%	69.3%	107.2%	101.7%	104.2%	84.4%
H13	入学定員(A)	1,802	2,464	2,127	4,979	967	6,347	91	358	129	1,799	21,063
	入学者(B)	1,663	1,562	1,608	3,399	1,160	5,395	75	377	128	1,761	17,128
	充足率(B/A)	92.3%	63.4%	75.6%	68.3%	120.0%	85.0%	82.4%	105.3%	99.2%	97.9%	81.3%
H14	入学定員(A)	1,851	2,585	2,176	5,020	974	6,449	96	360	129	1,935	21,575
	入学者(B)	1,587	1,681	1,630	3,274	1,112	5,561	68	374	153	1,794	17,234
	充足率(B/A)	85.7%	65.0%	74.9%	65.2%	114.2%	86.2%	70.8%	103.9%	118.6%	92.7%	79.9%
H15	入学定員(A)	1,899	2,624	2,198	5,264	986	6,512	101	380	144	2,057	22,165
	入学者(B)	1,648	1,700	1,650	3,571	1,092	6,001	88	429	183	1,870	18,232
	充足率(B/A)	86.8%	64.8%	75.1%	67.8%	110.8%	92.2%	87.1%	112.9%	127.1%	90.9%	82.3%
H16	入学定員(A)	1,950	2,522	2,232	5,361	1,017	6,743	106	398	165	2,070	22,564
	入学者(B)	1,661	1,594	1,769	3,524	1,063	5,756	107	412	177	1,881	17,944
	充足率(B/A)	85.2%	63.2%	79.3%	65.7%	104.5%	85.4%	100.9%	103.5%	107.3%	90.9%	79.5%
H17	入学定員(A)	1,991	2,553	2,244	5,428	1,080	6,804	107	402	189	2,256	23,054
	入学者(B)	1,621	1,571	1,621	3,359	1,057	5,695	94	417	183	1,941	17,559
	充足率(B/A)	81.4%	61.5%	72.2%	61.9%	97.9%	83.7%	87.9%	103.7%	96.8%	86.0%	76.2%

(3) 専門職学位課程

(各年5月1日現在)

区分		人文学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	計
H15	入学定員(A)	-	584	-	-	-	42	-	-	-	28	654
	入学者(B)	-	486	-	-	-	43	-	-	-	43	572
	充足率(B/A)	-	83.2%	-	-	-	102.4%	-	-	-	153.6%	87.5%
H16	入学定員(A)	-	6,858	-	-	-	84	-	-	-	228	7,170
	入学者(B)	-	6,959	-	-	-	72	-	-	-	200	7,231
	充足率(B/A)	-	101.5%	-	-	-	85.7%	-	-	-	87.7%	100.9%
H17	入学定員(A)	30	8,100	-	60	-	84	-	-	-	343	8,617
	入学者(B)	32	5,574	-	34	-	82	-	-	-	260	5,982
	充足率(B/A)	106.7%	68.8%	-	56.7%	-	97.6%	-	-	-	75.8%	69.4%

(注) 1. 「修士課程」とは、修士課程、区分制博士課程(前期2年の課程)及び一貫制博士課程(医・歯・獣医学を除く)をいう。

2. 「博士課程」とは、区分制博士課程(後期3年の課程)及び医・歯・獣医学の博士課程をいう。

3. 分野別の区分は学校基本調査の専攻別区分とした。

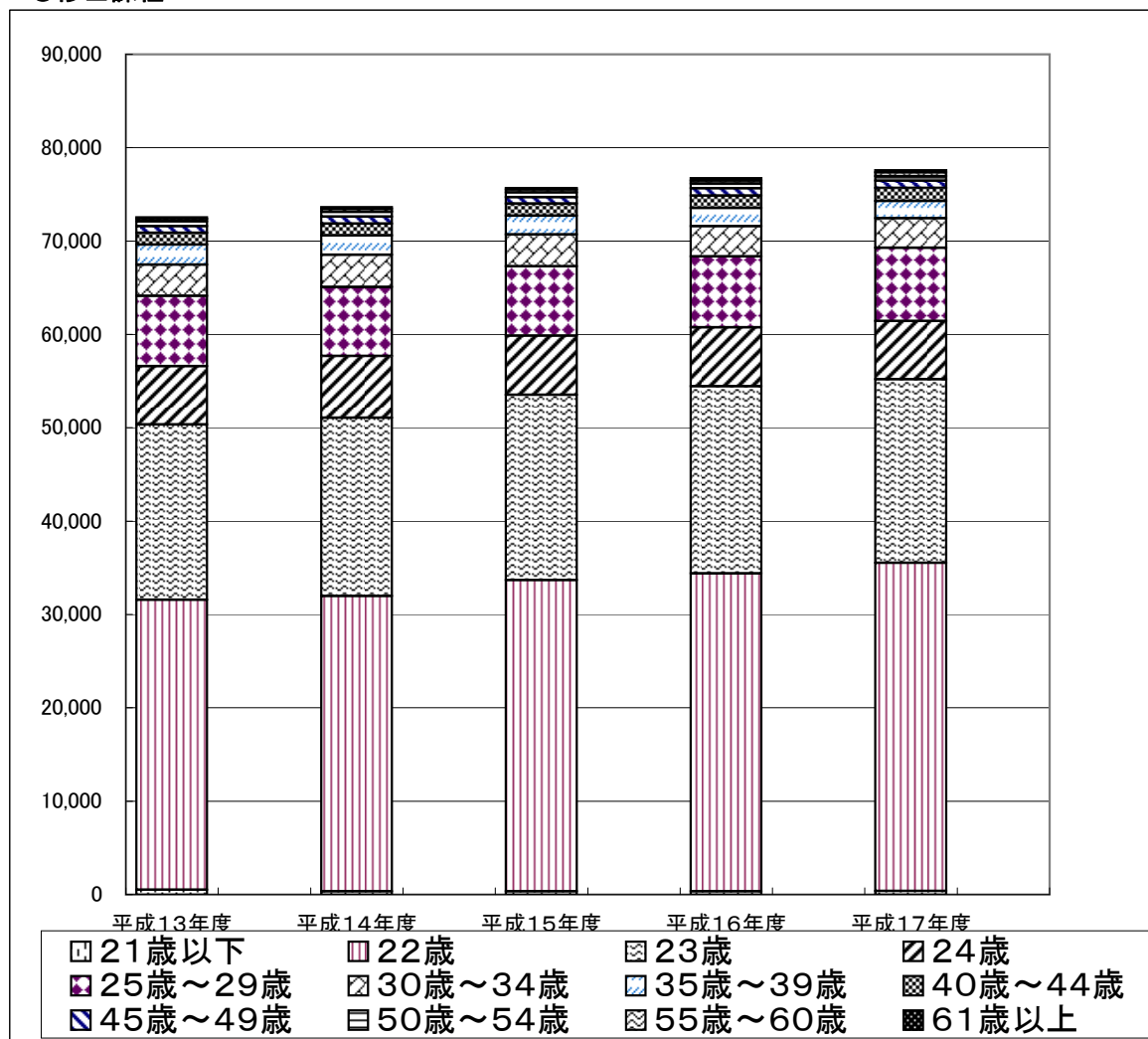
(参考)

$$\text{充足率} = \frac{\text{入学者}}{\text{入学定員}}$$

出典：全国大学一覧
学校基本調査

30 修士課程, 博士課程, 専門職学位課程の年齢別入学者数

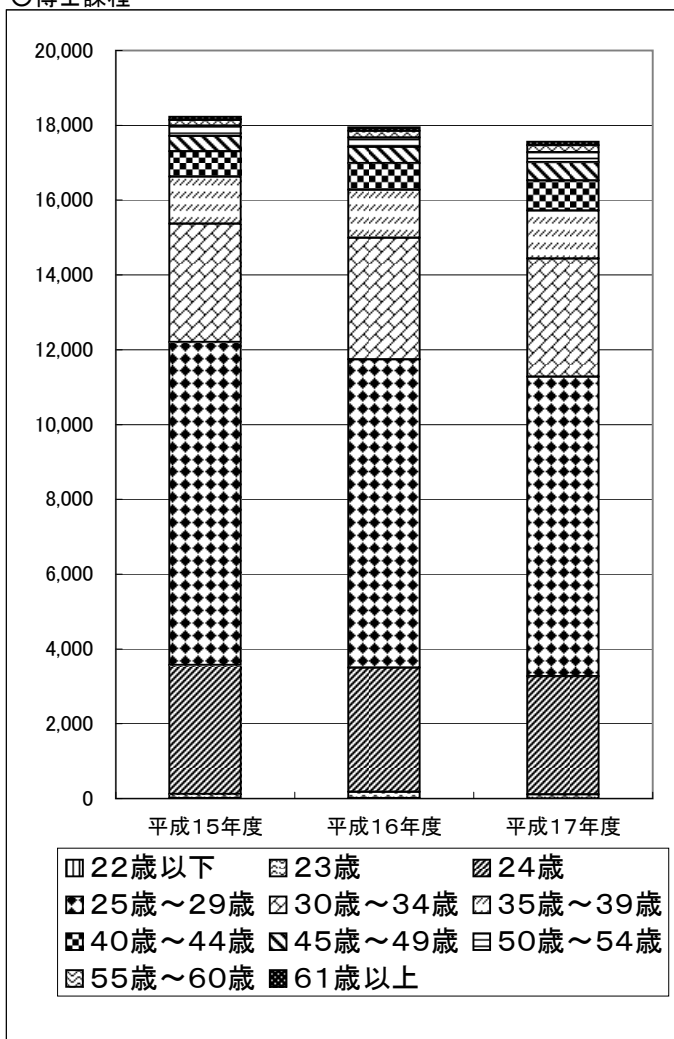
○修士課程



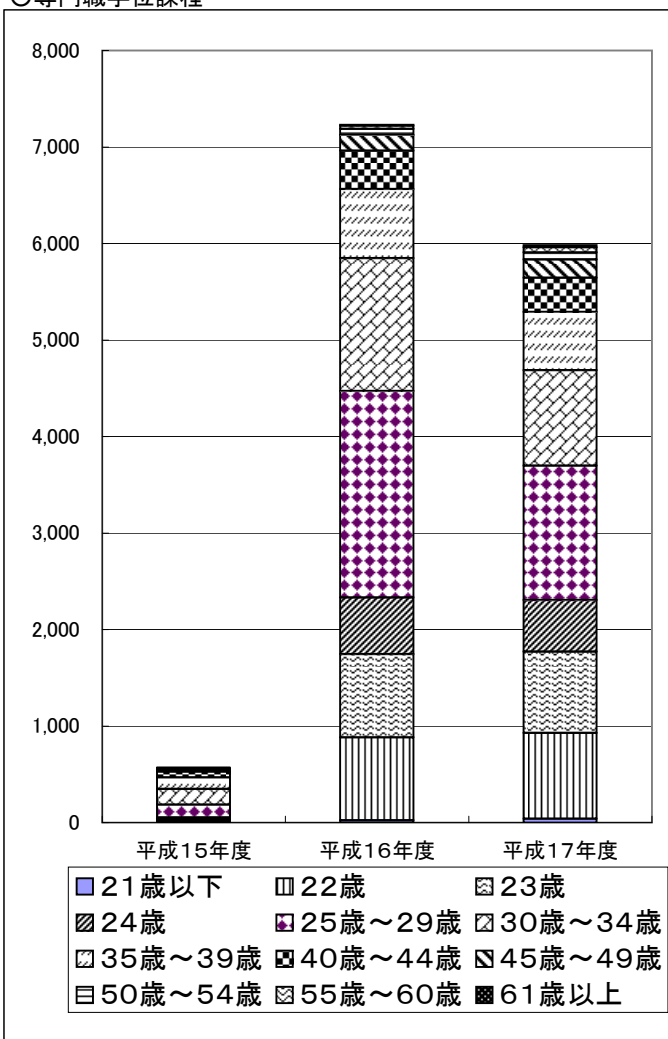
区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
21歳以下	508 (0.70%)	333 (0.45%)	340 (0.45%)	336 (0.44%)	369 (0.48%)
22歳	31,067 (42.82%)	31,655 (42.99%)	33,343 (44.05%)	34,059 (44.38%)	35,155 (45.31%)
23歳	18,787 (25.89%)	19,079 (25.91%)	19,850 (26.22%)	20,040 (26.11%)	19,679 (25.37%)
24歳	6,214 (8.56%)	6,614 (8.98%)	6,320 (8.35%)	6,298 (8.20%)	6,230 (8.03%)
25歳~29歳	7,532 (10.38%)	7,407 (10.06%)	7,440 (9.83%)	7,636 (9.95%)	7,824 (10.08%)
30歳~34歳	3,365 (4.64%)	3,420 (4.64%)	3,402 (4.49%)	3,231 (4.21%)	3,190 (4.11%)
35歳~39歳	2,157 (2.97%)	2,088 (2.84%)	2,019 (2.67%)	1,950 (2.54%)	1,829 (2.36%)
40歳~44歳	1,250 (1.72%)	1,280 (1.74%)	1,282 (1.69%)	1,298 (1.69%)	1,402 (1.81%)
45歳~49歳	707 (0.97%)	750 (1.02%)	714 (0.94%)	793 (1.03%)	795 (1.02%)
50歳~54歳	522 (0.72%)	549 (0.75%)	510 (0.67%)	511 (0.67%)	475 (0.61%)
55歳~60歳	258 (0.36%)	275 (0.37%)	300 (0.40%)	328 (0.43%)	389 (0.50%)
61歳以上	194 (0.27%)	186 (0.25%)	178 (0.24%)	269 (0.35%)	245 (0.32%)
計	72,561 (100.00%)	73,636 (100.00%)	75,698 (100.00%)	76,749 (100.00%)	77,582 (100.00%)

出典: 学校基本調査

○博士課程



○専門職学位課程



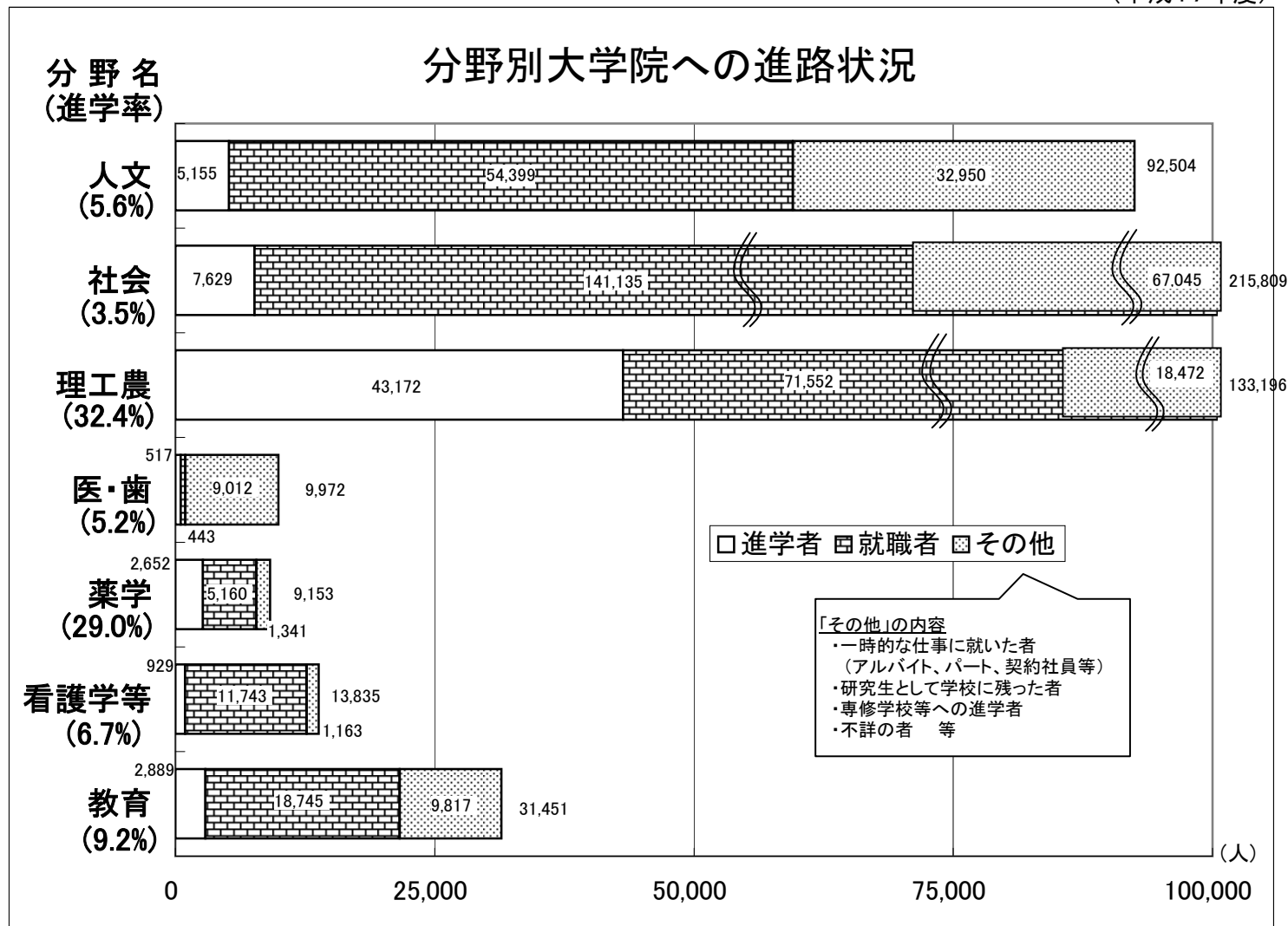
区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
22歳以下	11 (0.06%)	12 (0.07%)	4 (0.02%)
23歳	109 (0.60%)	171 (0.95%)	107 (0.61%)
24歳	3,445 (18.90%)	3,321 (18.51%)	3,157 (17.98%)
25歳～29歳	8,642 (47.40%)	8,238 (45.91%)	8,015 (45.65%)
30歳～34歳	3,167 (17.37%)	3,253 (18.13%)	3,156 (17.97%)
35歳～39歳	1,258 (6.90%)	1,279 (7.13%)	1,281 (7.30%)
40歳～44歳	670 (3.67%)	715 (3.98%)	807 (4.60%)
45歳～49歳	410 (2.25%)	433 (2.41%)	486 (2.77%)
50歳～54歳	274 (1.50%)	246 (1.37%)	268 (1.53%)
55歳～60歳	157 (0.86%)	181 (1.01%)	185 (1.05%)
61歳以上	89 (0.49%)	95 (0.53%)	93 (0.53%)
計	18,232 (100.00%)	17,944 (100.00%)	17,559 (100.01%)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
21歳未満	0 (0%)	24 (0.33%)	39 (0.65%)
22歳	21 (3.67%)	857 (11.85%)	890 (14.88%)
23歳	18 (3.15%)	864 (11.95%)	842 (14.08%)
24歳	15 (2.62%)	588 (8.13%)	534 (8.93%)
25歳～29歳	131 (22.90%)	2,138 (29.57%)	1,392 (23.27%)
30歳～34歳	164 (28.67%)	1,377 (19.04%)	988 (16.52%)
35歳～39歳	119 (20.81%)	715 (9.89%)	606 (10.13%)
40歳～44歳	58 (10.14%)	400 (5.53%)	353 (5.90%)
45歳～49歳	25 (4.37%)	163 (2.26%)	191 (3.19%)
50歳～54歳	15 (2.62%)	60 (0.83%)	73 (1.22%)
55歳～60歳	5 (0.87%)	35 (0.48%)	53 (0.88%)
61歳以上	1 (0.18%)	10 (0.14%)	21 (0.35%)
計	572 (100.00%)	7,231 (100.00%)	5,982 (100.00%)

出典: 学校基本調査

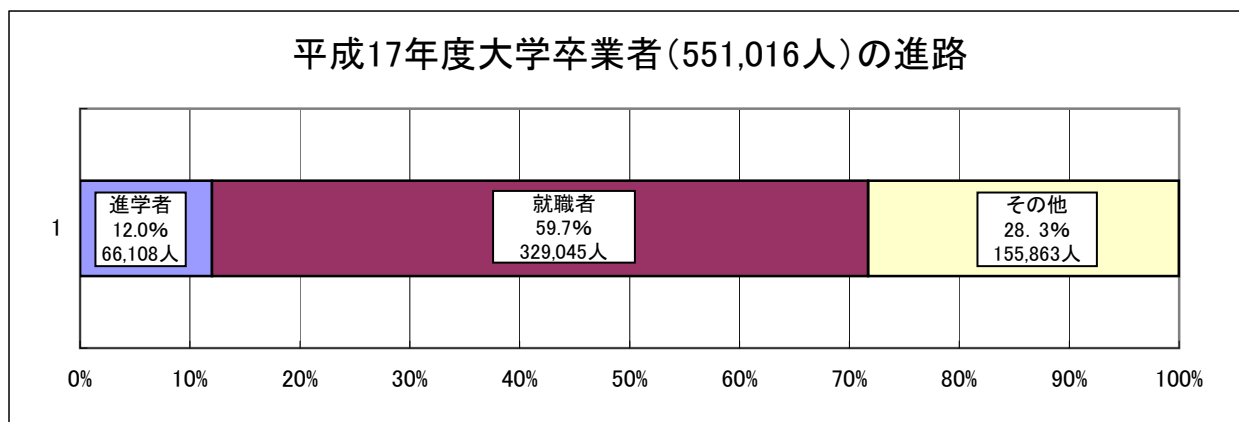
3 1 大学院への進学者（学部卒業者の進路状況）

（平成17年度）



（注）商船、家政、芸術分野は含まれていない。

（参考）



（注）その他には、大学の学部・短期大学の本科、大学・短期大学の専攻科及び別科への進学者、臨床研修医（予定者を含む）、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳の者、進学も就職もしていない者等が含まれる。

※ 「進学者」のうち、就職している者については「就職者」として算出。

出典：学校基本調査速報(平成17年度)

3 2 出身大学別分野別大学院入学状況

(平成16年度)

		修士課程	博士課程
人 文 科 学	当 該 大 学	56.9% (3,228人)	78.4% (1,302人)
	他 大 学 等	43.1% (2,446人)	21.6% (359人)
社 会 科 学	当 該 大 学	44.0% (3,824人)	72.6% (1,157人)
	他 大 学 等	56.0% (4,862人)	27.4% (437人)
教 育	当 該 大 学	46.9% (2,474人)	68.4% (282人)
	他 大 学 等	53.1% (2,803人)	31.6% (130人)

理 工 農 学	当 該 大 学	84.8% (36,396人)	72.0% (4,574人)
	他 大 学 等	15.2% (6,535人)	28.0% (1,782人)

保 健	当 該 大 学	59.9% (3,208人)	58.8% (3,387人)
	他 大 学 等	40.1% (2,145人)	41.2% (2,369人)

全 体	当 該 大 学	70.7% (54,237人)	68.0% (12,201人)
	他 大 学 等	29.3% (22,512人)	32.0% (5,743人)

(注)他大学等には、「外国の学校卒」と「その他」が含まれる。

人文、社会、教育の分野

修士課程 ……自大学出身の割合が約4割～約6割

博士課程 ……自大学出身の割合が増加して約7割～約8割

理工農の分野

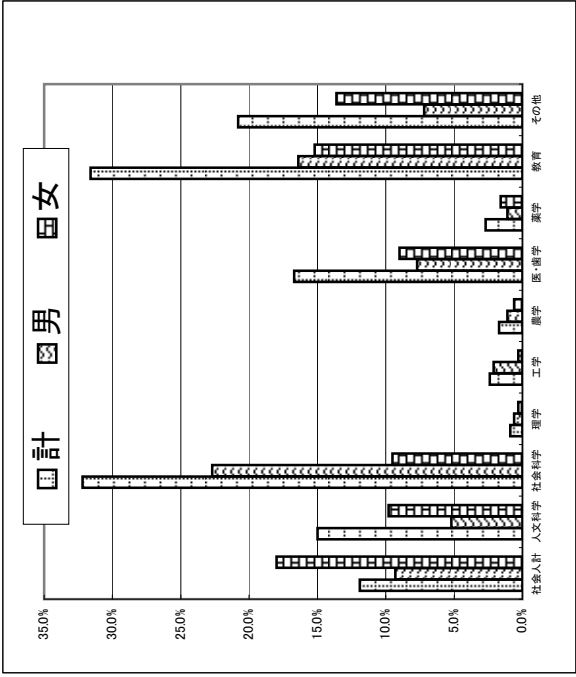
修士課程 ……8割以上が自大学出身

博士課程 ……自大学出身の割合が減少して約7割

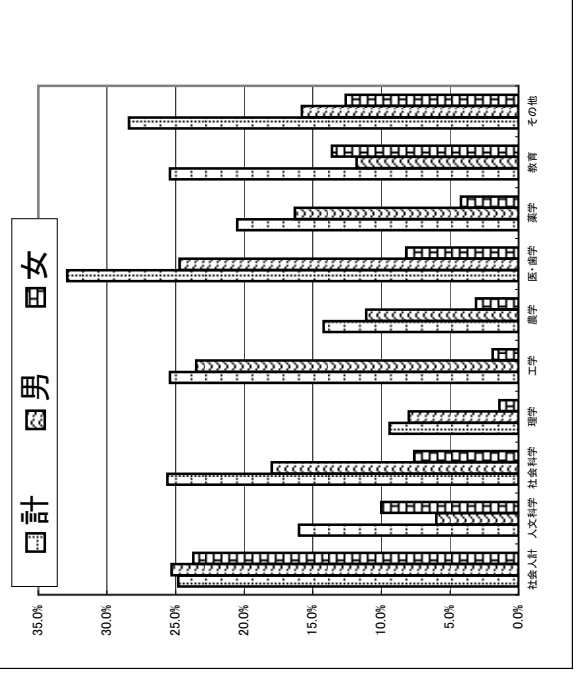
出典:学校基本調査(平成16年度)

3 3 大学院における社会人学生の占める割合

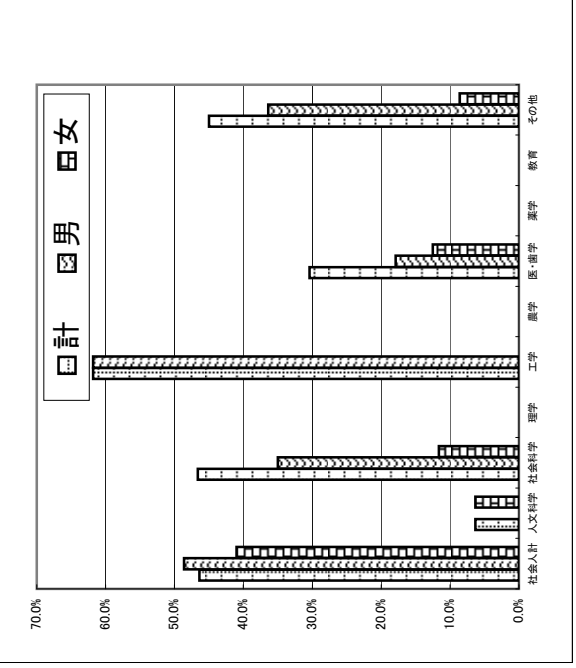
(修士課程)



(博士課程)



(専門職学位課程)



区分	在学者計	社会人計		うち社会人								その他
		計	割合	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	医・歯学	薬学	教育	
修士課程	計	164,551	19,584	2,022	6,626	125	1,590	139	255	138	3,652	5,037
	男	115,253	11,933	1,506	4,678	85	1,362	91	118	56	1,897	2,088
	女	49,298	7,651	516	1,948	39	228	48	137	82	1,755	1,740
博士課程	計	74,909	18,599	1,228	1,937	608	3,533	611	6,627	271	471	3,313
	男	52,672	13,335	460	1,362	518	3,275	479	4,969	215	219	1,838
	女	22,237	5,264	768	575	90	258	132	1,658	56	252	1,475
専門職学位課程	計	15,023	6,978	2	6,692	21	61.8%	17	30.4%	4.2%	13.6%	246
	男	10,822	5,255	0	5,025	21	61.8%	10	17.9%	0	7	47
	女	4,201	1,723	2	1,667	0	0.0%	7	12.5%	4.2%	13.6%	47

* ①社会人とは、5月1日現在において職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他経常的な収入を目的とする仕事に就いている者。ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。

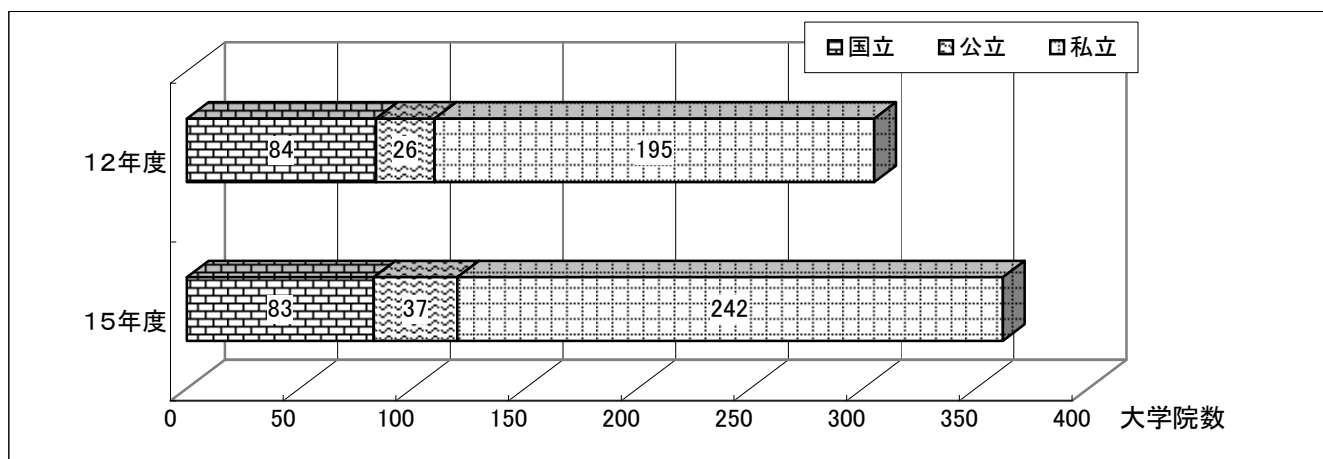
②数字下の%は、当該専攻分野に在学する学生)のうち社会人学生の占める割合。

3 4 大学院において社会人が学ぶための環境整備

区分		入学者選抜	教育方法の改善				教育制度・内容の改善	社会との接点の改善
			時間的アクセスの改善		空間的アクセスの改善	履修期間・方法の改善		
制度・概要	社会人特別選抜	【概要】 社会人を対象に、小論文や面接等を中心に行う入学者選抜	①夜間大学院 ②昼夜開講制大学院	通信制大学院	サテライト教室	①科目等履修生制度 ②短期在学コース ③長期在学コース ④長期履修学生制度	専門職大学院	公開講座
			【概要】 ① 社会人の通学上の利便のため、専ら夜間において教育を行うもの ② 社会人の通学上の利便のため、夜間その他特定の時間等に教育を行うもの	【概要】 印刷教材等による授業、放送授業によって行うもの	【概要】 社会人等の受講の便宜を図るために駅前等で大学院の授業等が受講できる本校以外の教育の場	【概要】 ① 社会人等に対しパートタイムによる学習機会を拡充し、その学習の成果に適切な評価を与えるため、大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し単位を与えることができる制度 ②、③ 大学院に二年を超える標準修業年限又は一年以上二年未満の標準修業年限の課程を設けるもの （※法科大学院を除く） ④ 学生が、職業等を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認められる制度	【概要】 社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を行う大学院制度	【概要】 大学の正規の教育課程そのものではなく、大学のサービスタク動として、地域等から要望のある特定の事項について一定時間の講義等を行うもの
			① 平成 元年度 ② 昭和 4 9年度	平成 1 0 年度	平成 7 年度	① 平成 5 年度 ②、③ 平成 1 1 年度 ④ 平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	
			① 平成 1 5 年度 ② 平成 1 5 年度	平成 1 5 年度	平成 1 5 年度	① 平成 1 5 年度 ②、③ 平成 1 5 年度 ④ 平成 1 5 年度		
① 平成 5 年度 ② 平成 5 年度	平成 1 3 年度	平成 7 年度	① 平成 5 年度 ④ 平成 1 4 年度					
導入時期	修士		① 平成 1 5 年度 ② 平成 1 5 年度	平成 1 0 年度	平成 7 年度	① 平成 1 5 年度 ②、③ 平成 1 5 年度 ④ 平成 1 5 年度	【平成17年度】 専門職大学院 (法政大学除外) 国立 14 大学院 公立 18 大学院 株式会社 3 大学院 法科大学院 国立 23 大学院 公立 2 大学院 私立 49 大学院	【平成15年度】 国立 95 大学 公立 74 大学 私立 489 大学
	専門職学位		① 平成 1 5 年度 ② 平成 1 5 年度	平成 1 5 年度	平成 1 5 年度	① 国立 83 大学院 公立 37 大学院 私立 242 大学院		
	博士 (後期)		① 平成 5 年度 ② 平成 5 年度	平成 1 3 年度	平成 7 年度	① 国立 9 大学院 公立 2 大学院 私立 14 大学院 ② 国立 77 大学院 公立 35 大学院 私立 165 大学院		
導入状況		【平成15年度】 国立 83 大学院 公立 37 大学院 私立 242 大学院	【平成17年度】 国立 9 大学院 公立 2 大学院 私立 14 大学院 ② 国立 77 大学院 公立 35 大学院 私立 165 大学院	【平成17年度】 国立 18 大学院 私立 *放送大学を除く	【平成15年度】 国立 21 大学院 公立 8 大学院 私立 38 大学院	① 国立 89 大学院 (1,175人) 公立 51 大学院 (113人) 私立 442 大学院 (3,558人) ② 国立 5 大学院 公立 14 大学院 ③ 国立 3 大学院 公立 7 大学院 ④ 国立 22 大学院 (214人) 公立 1 大学院 (0人) 私立 25 大学院 (67人)	【平成17年度】 専門職大学院 (法政大学除外) 国立 14 大学院 公立 18 大学院 株式会社 3 大学院 法科大学院 国立 23 大学院 公立 2 大学院 私立 49 大学院	【平成15年度】 国立 95 大学 公立 74 大学 私立 489 大学

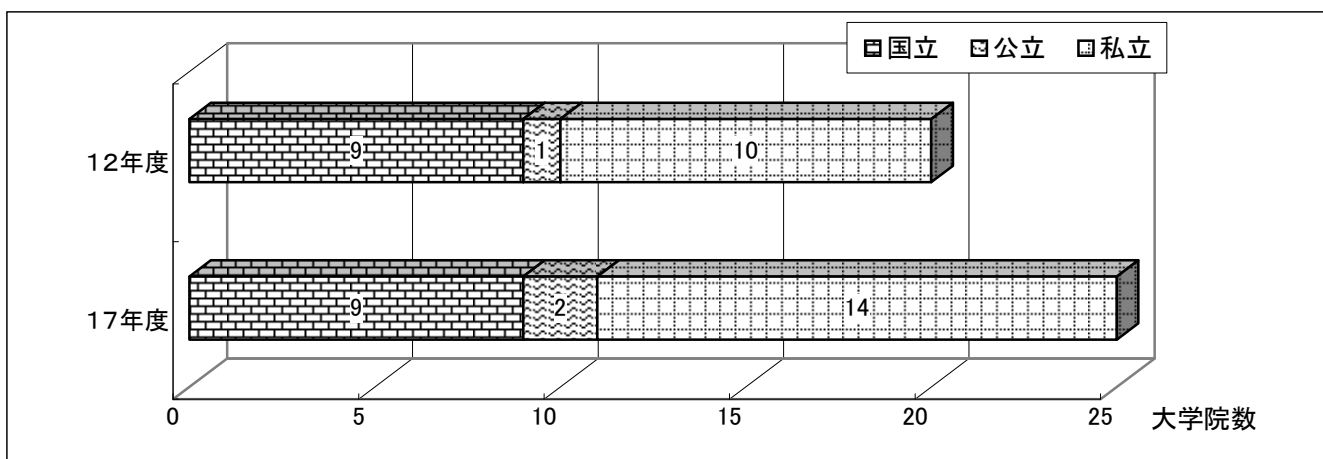
1. 社会人特別選抜

社会人特別選抜を実施する大学院は増加している。



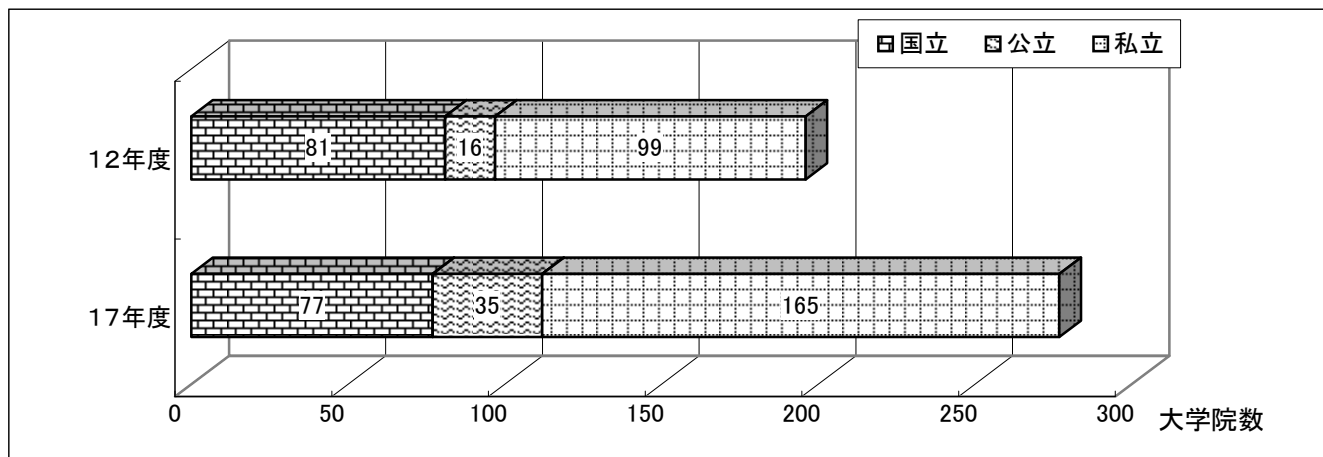
2. 夜間大学院

夜間大学院を置く大学院数は増加している。



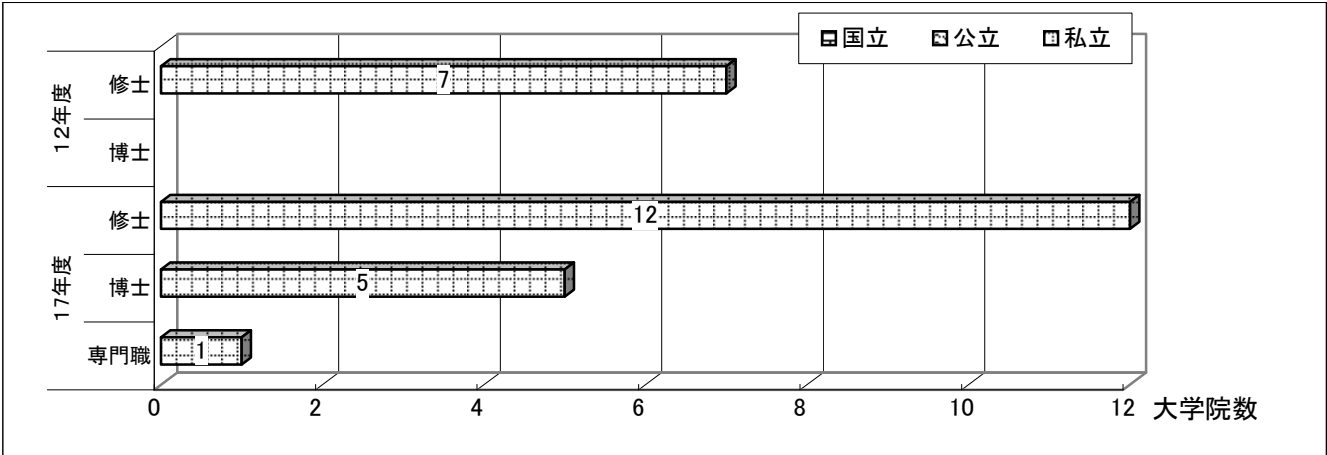
3. 昼夜開講制

昼夜開講制を実施する大学院数は増加している。



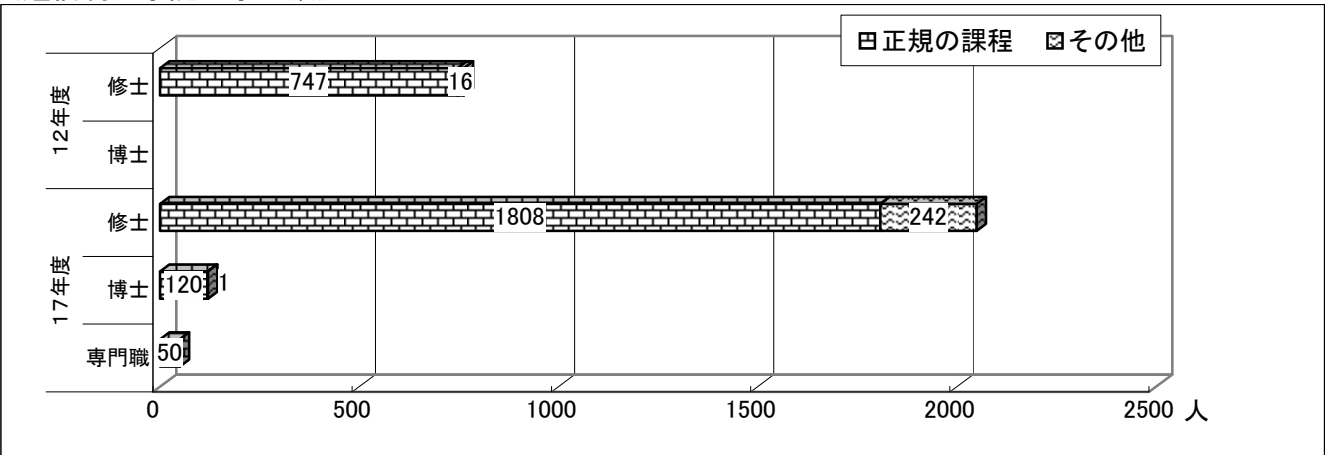
4. 通信教育の状況

通信制大学院を置く大学院数や学生数は増加している。
(通信制大学院を置く大学院)



* 放送大学を除く

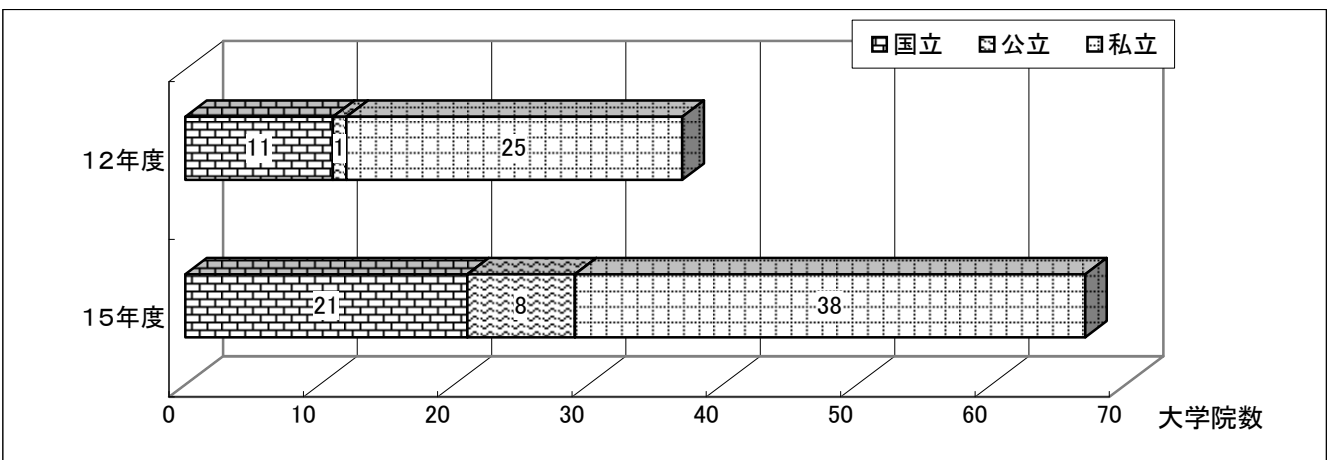
(通信制大学院の学生数)



* 放送大学を除く

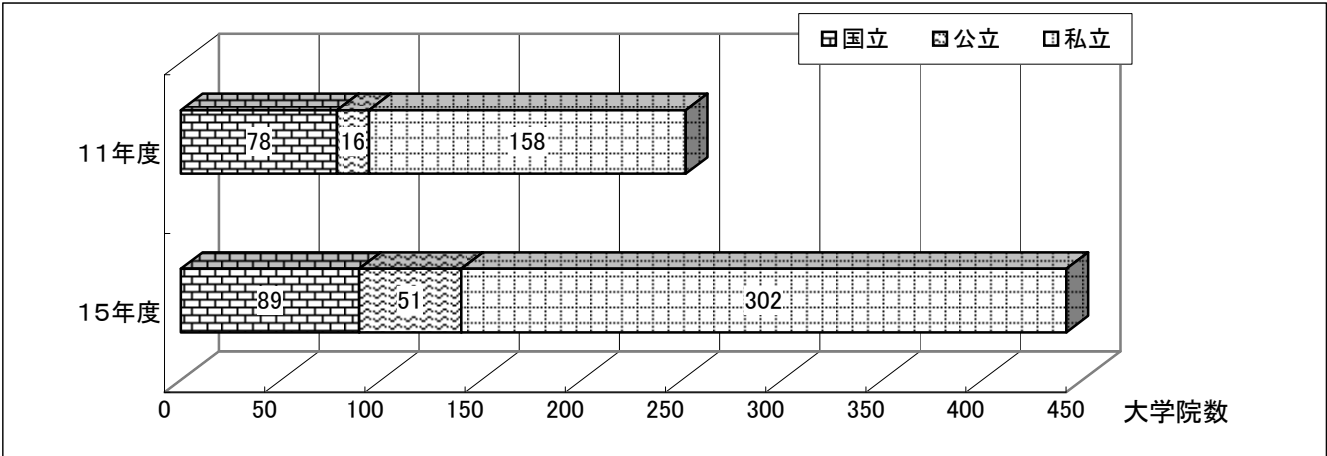
5. サテライト教室

サテライト教室を置く大学院数は増加している。



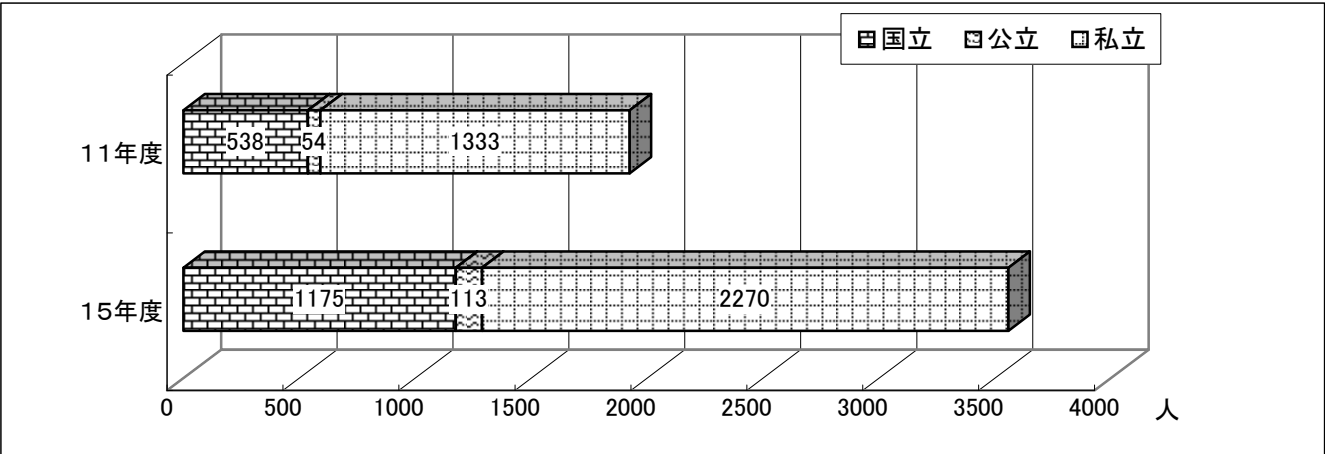
6. 科目等履修生制度をおく大学

科目等履修生制度を置く大学院数や学生数は年々増加している。
(科目等履修生制度を置く大学院)



* 放送大学を除く

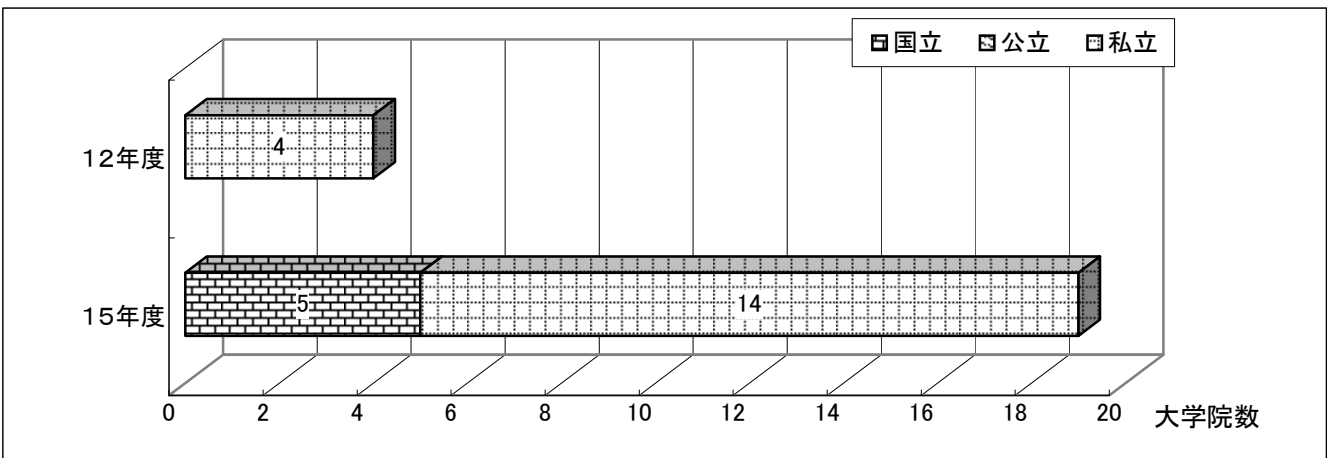
(科目等履修生制度を活用する大学院学生数)



* 放送大学を除く

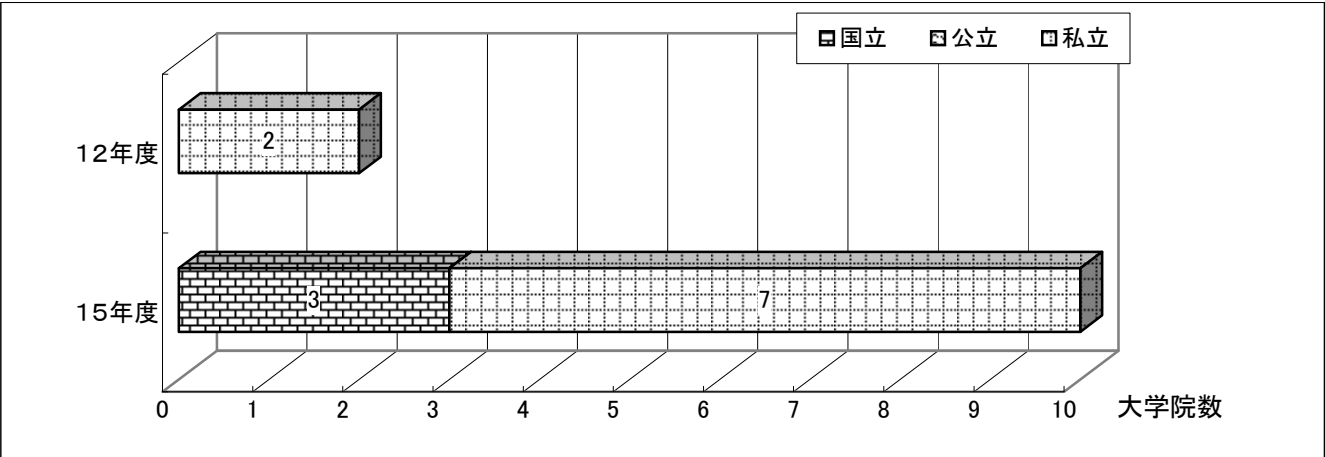
7. 短期在学コース(修士課程、専門職学位課程)

短期在学コースを置く大学院数は増加している。



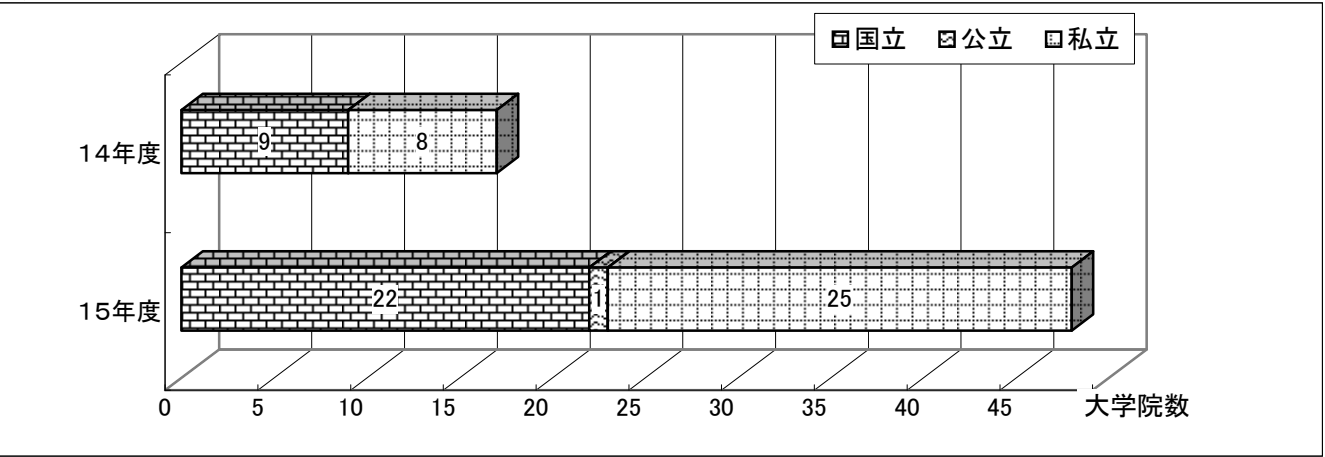
8. 長期在学コース(修士課程、専門職学位課程)

長期在学コースを置く大学院数は増加している。

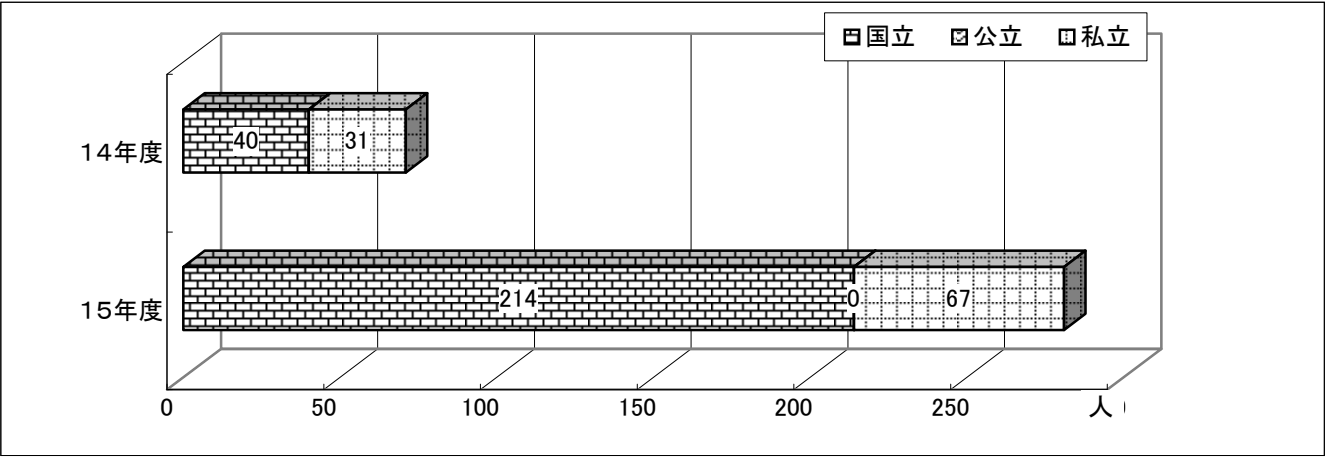


9. 長期履修学生制度

長期履修学生制度を置く大学院数及び大学院学生数は増加している
(長期履修学生制度を置く大学院数)

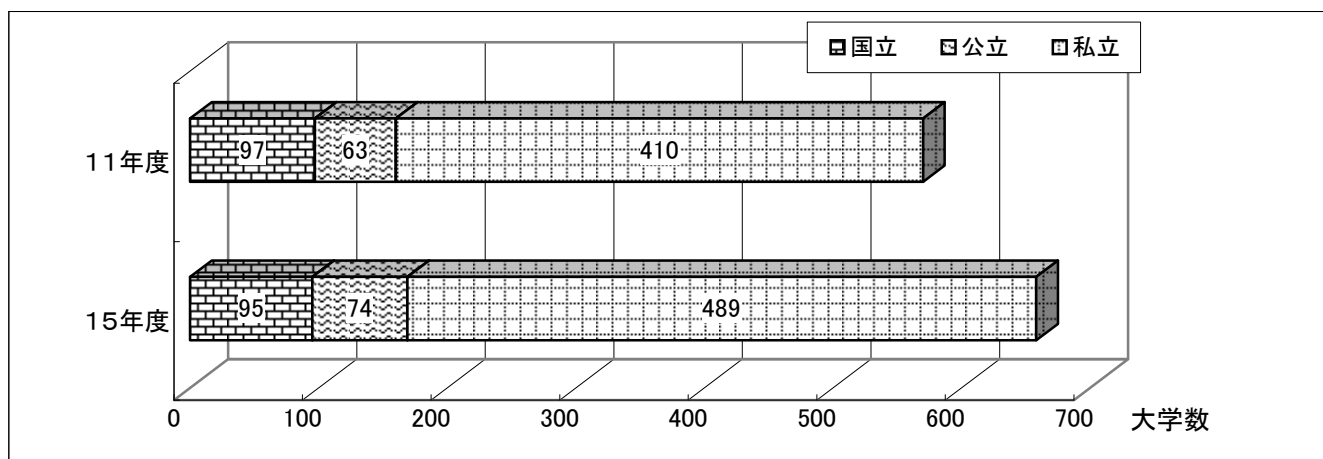


(長期履修学生制度を活用する大学院学生数)



10. 公開講座

公開講座を開設する大学は年々増加している。



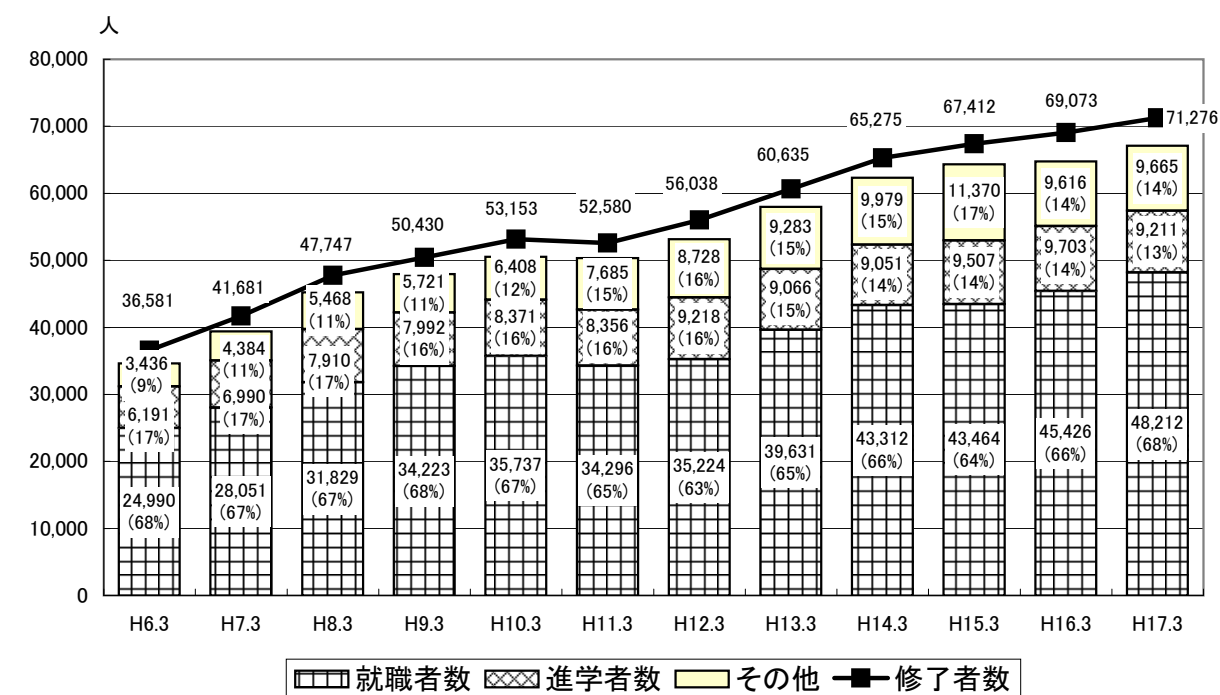
平成11年度 開設講座数… 16,099講座
受講者数 …728,257人

平成15年度 開設講座数… 19,240講座
受講者数 …943,579人

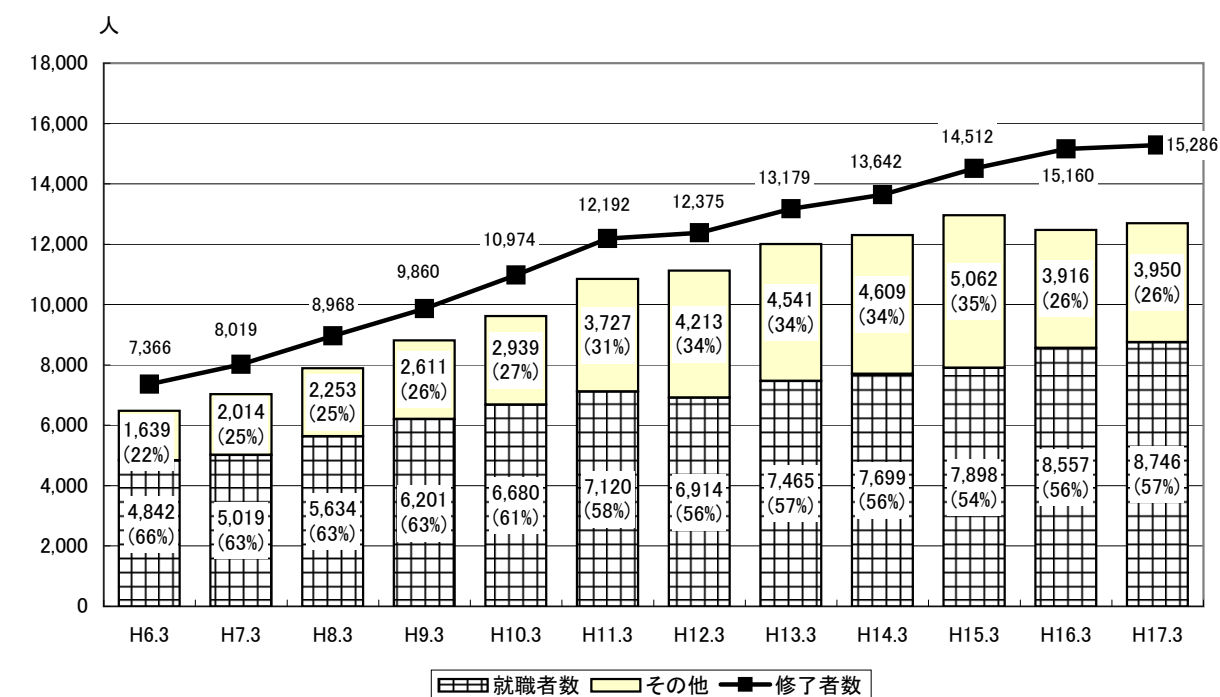
文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」
全国大学一覧(平成17年度), 文部科学省大学振興課調べ

3 5 大学院の修了者数等の推移

(1) 修士課程



(2) 博士課程



注) その他には、ポスドクを含む。

出典: 学校基本調査

※ 「進学者」のうち、就職している者については「就職者」として算出。

3 6 産業別・職業別就職者数（修士課程, 博士課程）

○修士課程

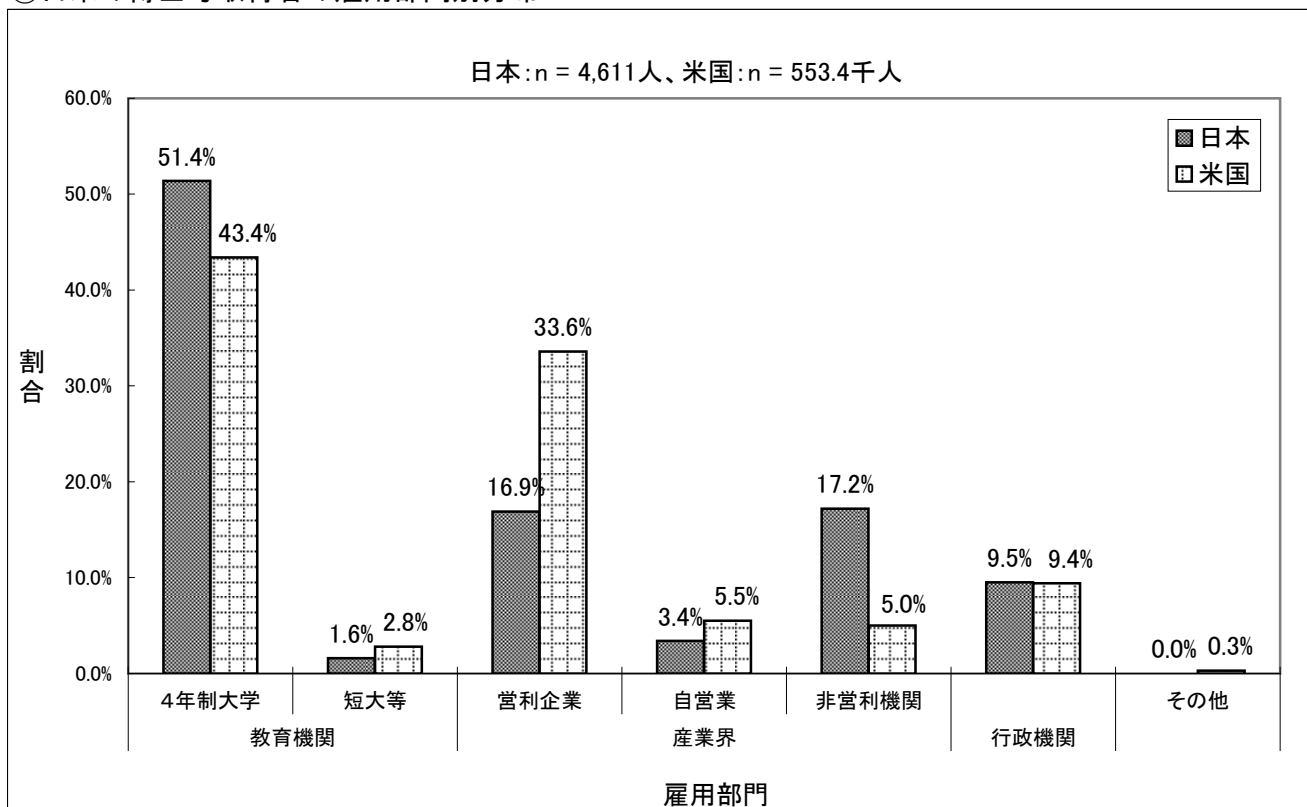
区 分	計	産 業 別						職 業 別						その他					
		建設業	製造業	情報通信業	輸送業	卸売業・小売業	金融・保険業	教育・学習支援業	サービス業 (他に分類されないもの)	公務 (他に分類されないもの)	専門的・技術的職業従事者								
											計	技術者	教員		保健医療従事者	その他従事者			
平成17年度	48,212 (100.0)	2,067 (4.3)	22,447 (46.6)	4,805 (10.0)	581 (1.2)	1,355 (2.8)	858 (1.8)	4,635 (9.6)	4,722 (9.8)	2,231 (4.6)	4,511 (9.4)	38,598 (80.1)	28,249 (58.6)	3,631 (7.5)	2,061 (4.3)	4,657 (9.7)	5,134 (10.6)	1,376 (2.9)	3,104 (6.4)
-																			
人文科学	1,512	16	113	112	16	80	24	509	252	136	254	765	43	340	32	350	488	87	172
社会科学	4,507	46	743	357	98	290	396	331	989	595	662	752	183	169	66	334	2,560	304	891
理 学	4,014	43	1,995	680	22	107	118	314	989	158	180	3,346	2,669	252	21	404	315	148	205
工 学	25,781	1,702	16,156	3,073	389	393	205	254	1,822	659	1,128	23,848	22,000	163	50	1,635	473	476	984
農 学	2,449	68	1,154	124	11	129	38	120	304	228	273	1,718	1,194	78	24	422	337	153	241
保 健	3,188	2	872	27	-	189	3	391	247	118	1,339	2,996	533	310	1,667	486	62	50	80
商 船	22	-	10	-	5	-	-	3	-	2	2	14	13	1	-	-	-	-	8
家 政	237	12	53	9	-	9	2	64	33	22	33	173	60	46	41	26	48	11	5
教 育	2,869	5	86	67	7	42	11	2,158	138	115	240	2,459	79	1,976	91	313	222	40	148
芸 術	455	35	91	24	1	9	2	151	105	5	32	349	53	85	1	178	55	13	38
そ の 他	3,178	138	1,174	332	32	107	59	340	435	193	230	2,178	1,422	211	69	476	574	94	332

○博士課程

区 分	計	産 業						別			職 業					業 別				
		建 設	製 造	情 報 通 信	輸 送	卸 売 業・小 売 業	金 融・保 険 業	教 育・学 習 支 援 業	サ ー ビ ス 業 (他に分類され ないもの)	公 務 (他に分類され ないもの)	そ の 他	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業			従 事 者		其 他			
												計	技 術 者	教 員	保 健 医 療 従 事 者	其 他 従 事 者				
平成17年度	8,746 (100.0)	100 (1.1)	1,173 (13.4)	114 (1.3)	9 (0.1)	45 (0.5)	33 (0.4)	3,053 (34.9)	1,239 (14.2)	255 (2.9)	2,725 (31.2)	8,195 (93.7)	1,188 (13.6)	2,446 (28.0)	2,389 (27.3)	2,172 (24.8)	191 (2.2)	25 (0.3)	335 (3.8)	
（人文科学 社会科学 理 学 工 学 農 学 保 健 家 政 教 育 芸 術 その他）	406	1	3	3	—	2	1	320	49	14	13	364	5	275	6	78	26	2	14	
	538	—	13	7	2	8	18	342	73	23	52	380	4	303	6	67	75	4	75	
	737	9	179	17	1	5	2	238	243	14	29	697	154	148	—	395	15	5	20	
	1,929	73	632	65	3	15	3	593	322	92	131	1,761	738	457	5	561	36	8	124	
	554	6	54	1	—	6	3	209	178	45	42	524	75	123	22	304	9	3	18	
	3,589	—	166	3	—	6	—	805	212	19	2,378	3,570	87	701	2,338	444	4	2	13	
	29	—	3	—	—	—	—	24	1	1	—	29	2	23	—	4	—	—	—	
	157	—	2	—	1	—	—	125	7	3	19	146	1	118	4	23	1	—	10	
	19	—	—	1	—	—	—	17	1	—	—	18	1	16	—	1	—	—	—	
	788	11	121	17	2	3	6	380	153	44	51	706	121	282	6	297	24	1	57	

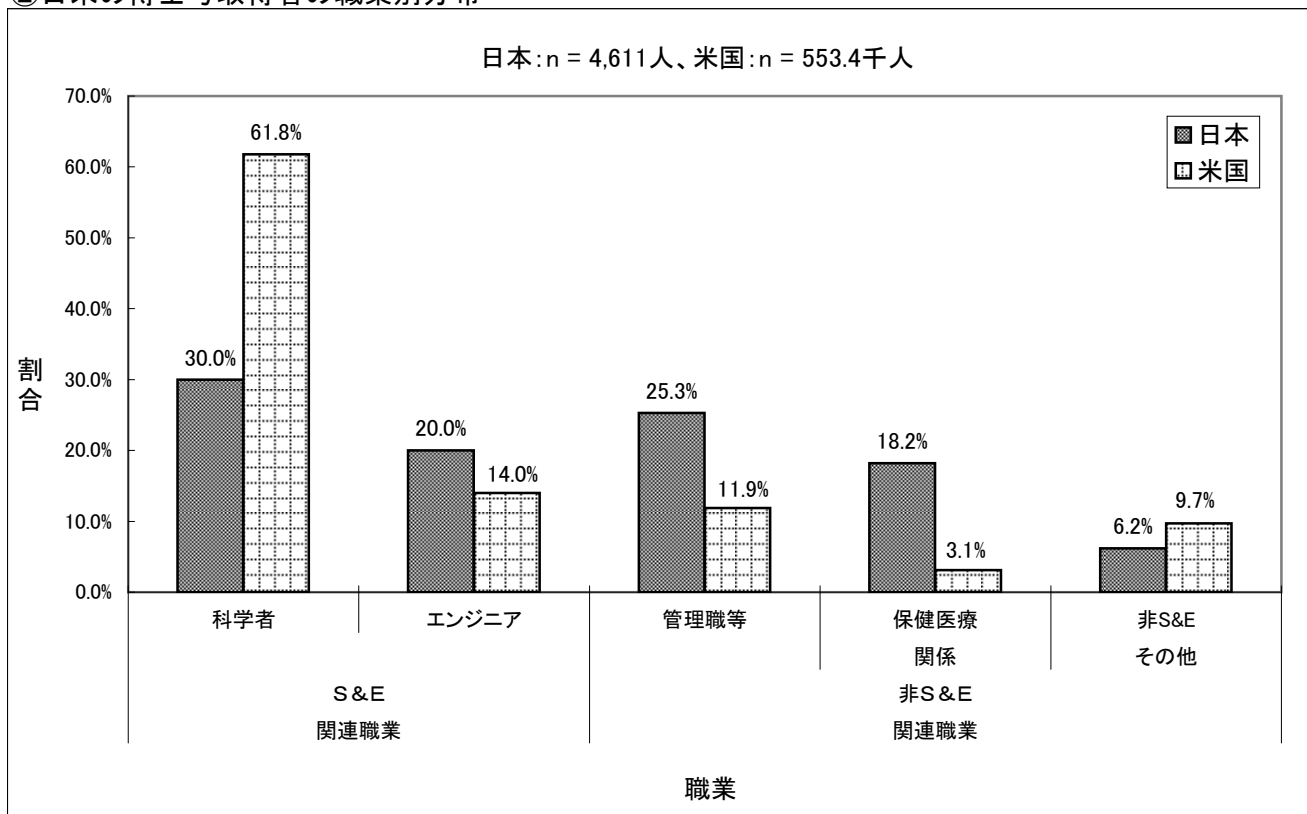
3 7 日米の博士号取得者の活動実態の比較

①日米の博士号取得者の雇用部門別分布



*「産業界の保健医療関係」は、「営利企業」「自営業」と回答したものを含めて全て「非営利」に区分

②日米の博士号取得者の職業別分布



38 大学院学生生活状況

1 年間学生生活費 (平成14年度)

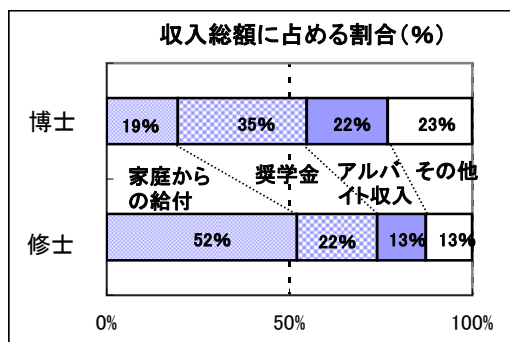
(単位:円)

区分		修士課程	博士課程
学費	授業料	552,700	460,000
	その他の学校納付金	56,400	30,700
	修学費	76,700	158,900
	課外活動費	24,700	34,600
	通学費	71,300	84,000
	計	781,800	768,200
生活費	食費	302,000	421,000
	住居・光熱費	354,000	473,800
	保健衛生費	46,800	63,500
	娯楽・嗜好費	172,000	211,200
	その他の日常費	168,800	219,200
	計	1,043,600	1,388,700
合計		1,825,400	2,156,900
年間生活費に対する学費の割合		42.8%	35.6%

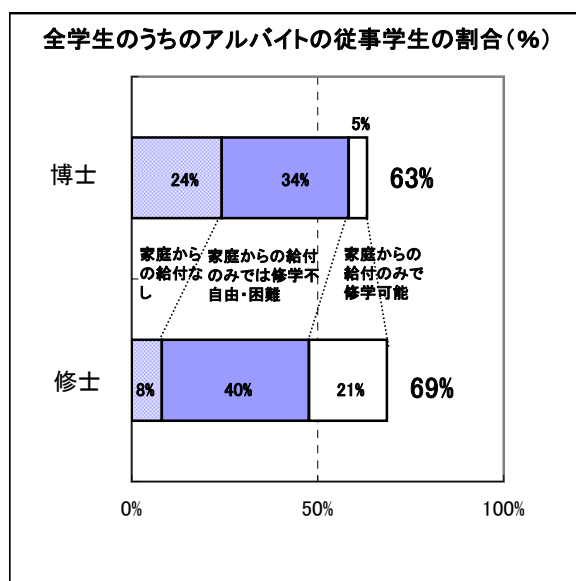
2 収入及びその構成割合 (平成14年度)

(単位:円)

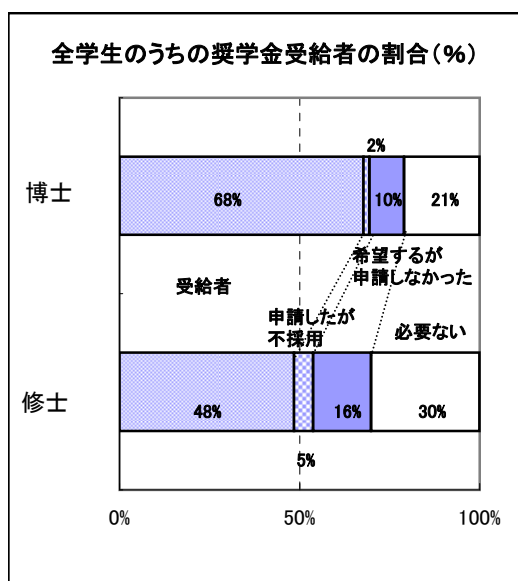
区分	修士課程	博士課程
家庭からの給付	1,098,300	539,800
奨学金	465,500	979,700
アルバイト収入	280,600	617,800
その他	268,300	640,100
収入総額	2,112,700	2,777,400



3 家庭からの給付程度別アルバイトの従事学生 (平成14年度)



4 奨学金受給希望・受給状況 (平成14年度)



出典:平成14年度学生生活調査報告

5 高等教育費の学生負担の国際比較

①スウェーデン	(1.6%)	⑨加国	(21.3%)
②蘭国	(7.8%)	⑩独国	(21.3%)
③フィンランド	(8.4%)	⑪オーストリア	(21.5%)
④アイルランド	(15.0%)	⑫オーストラリア	(21.9%)
⑤ベルギー(フランドル語圏)	(16.5%)	⑬伊国	(23.3%)
⑥ベルギー(仏語圏)	(18.3%)	⑭英国	(24.5%)
⑦米国	(18.9%)	⑮ニュージーランド	(33.4%)
⑧仏国	(21.2%)	⑯日本	(44.9%)

():負担額(教育費+生活費-奨学金)/GDP

各国の教育担当省等の統計に基づき、高等教育における学生負担額の国民一人当たりのGDPに占める割合を算出

出典: Global Higher Education Rankings 2005(The Educational Policy Institute)

39 大学院学生に対する主な経済的支援

給付型 ← → 貸与型

区分	フェローシップ	ティーチング・アシスタント (TA)		リサーチ・アシスタント (RA)		奨学金
		国立大学	私立大学	国立大学	私立大学	
制 度 等	特別研究員事業 (独立行政法人日本学術振興会)	国立学校特別会計 (平成15年度以前)	私立大学等経常費補助金	国立学校特別会計 (平成15年度以前)	私立大学等経常費補助金	奨学金事業 (独立行政法人日本学生支援機構)
予 算 額	8, 254 百万円 (17年度)	4, 414 百万円 (15年度)	1, 500 百万円 (17年度)	1, 843 百万円 (15年度)	800 百万円 (17年度)	1, 111 億円 (17年度)
支 援 人 数	博士 3, 640人 (17年度、数値は予算数) (5%)	9, 281人 (15年度、数値は予算数) (13%)	9, 091人 (17年度、数値は予算数) (4%)	4, 267人 (15年度、数値は予算数) (6%)	678人 (17年度、数値は予算数) (1%)	28, 363人 (17年度、数値は予算数) (39%)
	修士 専門職 学位 4, 384人 (15年度、数値は予算数) (3%)					65, 573人 (17年度、数値は予算数) (38%)

* 1) 支援人数欄の()内のパーセンテージは、国公私立全体の当該課程在学者(平成16年度)に対する支援人数の割合(参考:修士課程 162,712人、専門職学位課程 7,866人、博士課程 73,446人(平成16年度学校基本調査報告書))
2) 各種経済的支援が学生に供給されている場合がある。
3) TA、RAの資金としては、運営費交付金や私立大学等経常費補助金に加え、21世紀COEプログラムなども活用されている。
4) 私立大学のRA(予算額)は、ポストドクター等分を含む。
5) 国立学校特別会計において国立大学・大学共同利用機関に措置されているTA、RA経費については、平成16年度以降法人化に伴い、「国立大学法人運営費交付金」に移行し、各法人の裁量により運用。

【参考】米国における博士課程の大学院学生に対する主要援助措置の状況 (2001(平成13年)年、科学及び工学分野のみ、フルタイム学生のみ)

区分	フェローシップ	トレーニング	ティーチング・アシスタント(TA)	リサーチ・アシスタント(RA)	その他支援	自己負担
支援人数	32, 176人 (9%)	14, 155人 (4%)	67, 992人 (19%)	99, 724人 (28%)	23, 884人 (7%)	117, 184人 (33%)

独立行政法人日本学術振興会による特別研究員事業（フェローシップ）

1. 概要

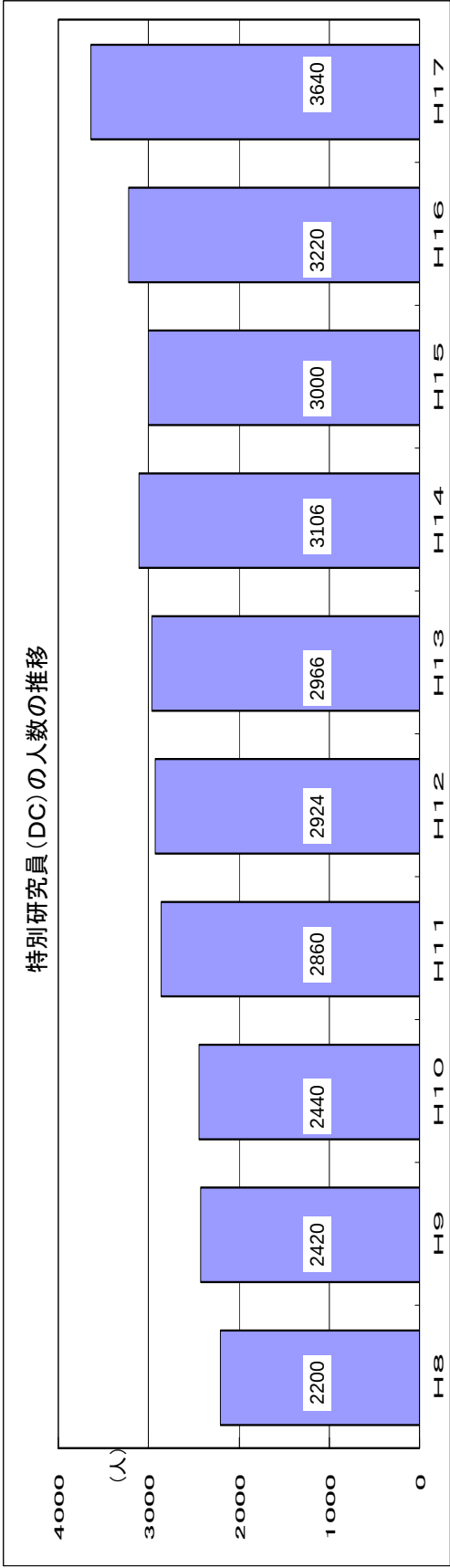
優れた若手研究者に対して，自由な発想を基に主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる機会を与えるため，優れた研究能力を有する若手研究者（博士課程学生，ポストドクター）を日本学術振興会において「特別研究員」として採用している。採用された「特別研究員」には，生活費に相当する「研究奨励金」が支給される（返納義務はなし）とともに，研究遂行に必要な経費として「科学研究費補助金（特別研究員奨励費）」への申請資格が付与される。

(特徴)

- ① 優れた若手研究者が主体的に研究課題，研究の場を選びながら研究に専念できる。
- ② 多様な学問分野における研究者養成に資するよう，人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象。
- ③ 支援対象者に応じた多様な採用区分を設けている。博士課程学生に対する支援については，以下のとおり区分。
 - ア．特別研究員（DC1）（博士課程後期1年次生，支援期間：3年間）
 - イ．特別研究員（DC2）（博士課程後期2年次以上生，支援期間：2年間）
 - ウ．特別研究員（21COE）（「21世紀COEプログラム」選定拠点である大学院の博士課程後期学生，支援期間：2年間又は3年間）
- ④ 約10倍近い競争環境の下，優秀な博士課程学生等を採用。

2. 待遇等（平成17年度）

- 特別研究員（DC）（研究奨励金，研究費についてはDC1，DC2，21COEともに共通）
 - 採用期間：2年間又は3年間
 - 研究奨励金：月額 200,000円
 - 研究費：科学研究費補助金（特別研究員奨励費）から年額150万円以内交付



*①H8～H17は当初予算。
②H15以降の人数には，21世紀COEプログラムに係るものを含む。

ティーチング・アシスタント（TA）

大学に雇用され、セミナーの指導、実験・実習の指導、試験の実施、学部学生の講義等を担当し、その対価として、一定額の給付金が支給されるもの。

一 国立学校特別会計（運営費交付金）における制度概要

1. 概要

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務を行わせ、学部教育等におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する優秀な学生

3. 待遇等（平成15年度）（国立大学）

待遇：月額43,200円程度

博士 1,080円程度／時間

修士 1,080円程度／時間

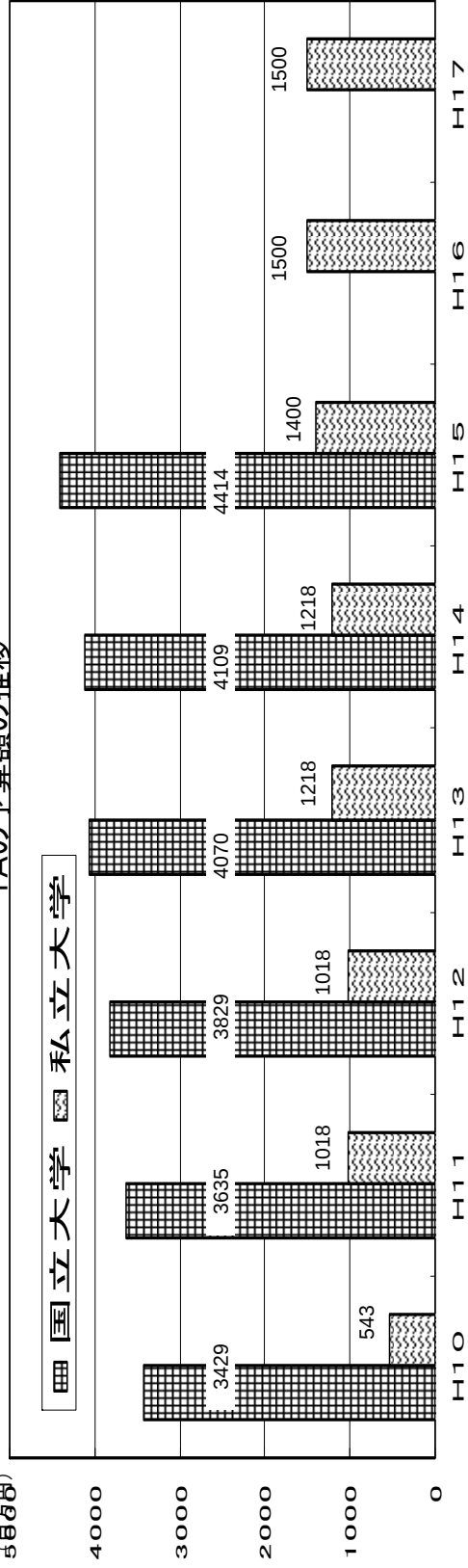
期間：1年間（更新可）

＊国立学校特別会計において国立大学・大学共同利用機関に措置されているTA経費については、平成16年度以降、法人化に伴い、「国立大学法人運営費交付金」に移行し、各法人の裁量により運用。

＊私立大学については、TAの活用に係る所要額の一部を、学校法人に対し補助。

（参考）

TAの予算額の推移



＊①国立大学の額は、国立学校特別会計における予算額。

②私立大学の額は、私立大学等経常費補助金における予算額。

リサーチ・アシスタント（RA）

大学教員の研究補助者として雇用されるもので、雇用された大学院学生の給与と授業料などの経費が支給される。学生の研究補助事業に対する対価として支払われるもの。

一 国立学校特別会計（運営費交付金）における制度概要

1. 概要

国立大学・大学共同利用機関の研究プロジェクト等に優秀な博士後期課程在学者を研究補助者として参画し、研究プロジェクトの効果的な推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図る。

＊ 研究プロジェクト等とは、特定の研究課題やテーマについて、一定期間編成される研究チームが共同して取り組む課題性を持った研究活動を指す。（特定の研究経費を利用した研究プロジェクトに限らず、複数の研究経費を複合した学内プロジェクト的な臨機応変に組織される研究活動を含む。）

2. 対象者

大学院博士課程に在籍する学生

3. 待遇等（平成15年度）（国立大学）

待遇：月額86,000円程度

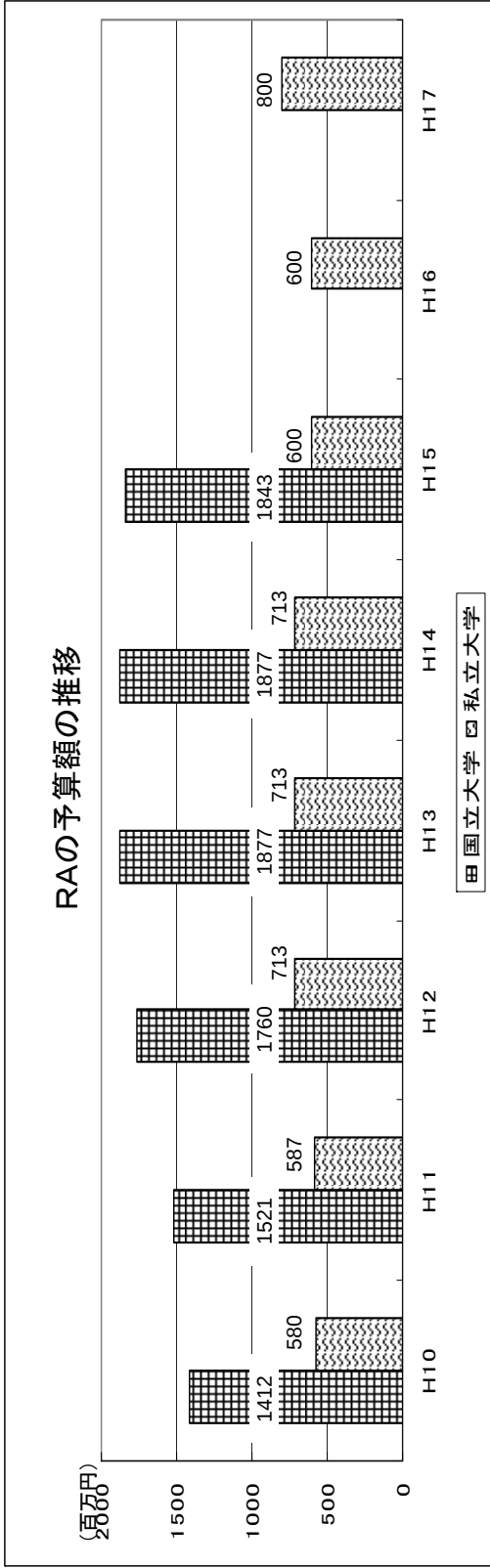
博士 1,080円程度／時間

期間：1年間（週20時間程度を上限とし、通算200時間程度以上が標準）

＊ 国立学校特別会計において国立大学・大学共同利用機関に措置されているRA経費については、平成16年度以降、法人化に伴い、「国立大学法人運営費交付金」に移行し、各法人の裁量により運用。

＊ 私立大学については、RAの活用に係る所要額の一部を、学校法人に対し補助。

（参考）



＊①国立大学の額は、国立学校特別会計における予算額。

②私立大学の額は、私立大学等経常費補助金における予算額。

③私立大学のRAは、ポストドクター等を含む。

独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業

1. 概要

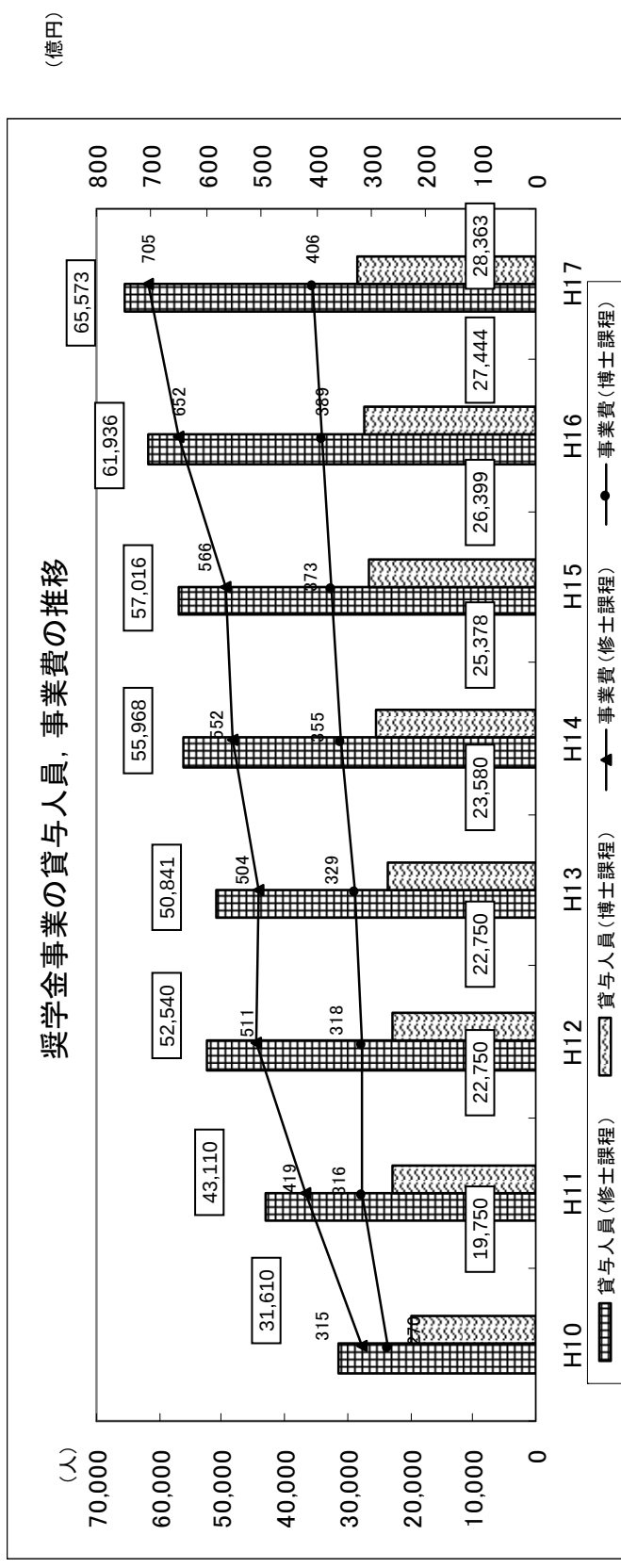
経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うことにより、教育の機会均等に寄与し、豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とする。

2. 対象者

大学・短大、高専，**大学院**，専修学校専門課程生

【大学院学生に対する奨学金事業】(予算ベース)

平成17年度	貸与人員	93,936 人(4,556人増)
	事業費	1,111 億円(69億円増)



授業料免除制度（国立大学）

1. 概要

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者、その他やむを得ない事情がある者を対象として、その納付を、免除することにより、学修継続を容易にし、教育を受ける機会の確保を図ることを目的とする。

2. 要件

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、

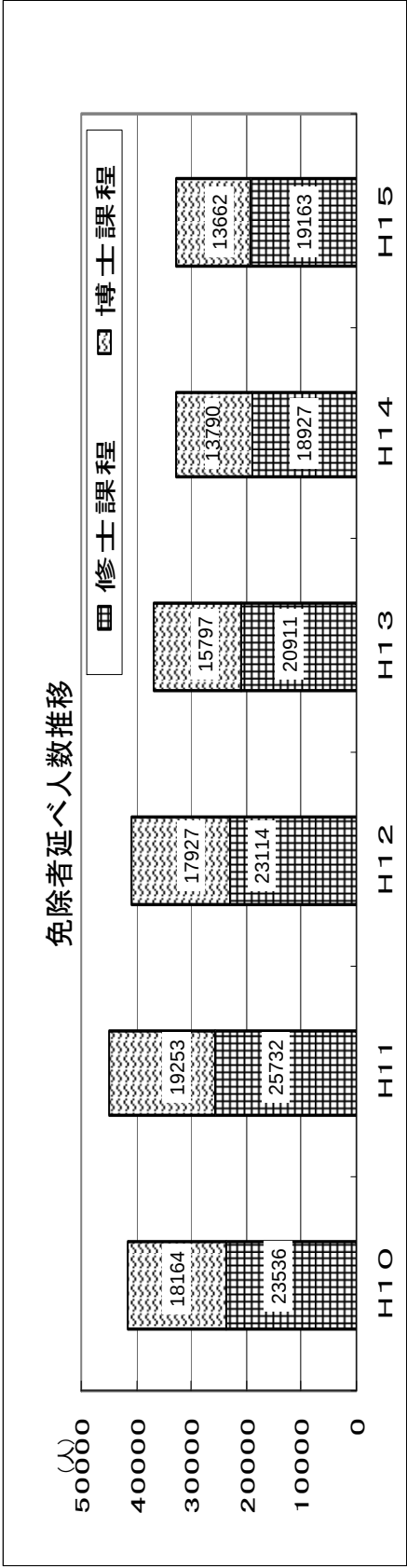
- ・学業優秀と認められる場合
- ・休学、死亡、風水害等やむを得ない事情があると認められる場合

＊ 「風水害等」とは、授業料の各期ごとの納期前6か月以内（新入学者は入学前1か月以内）に、学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合を指す。

3. 手続き

各国立大学長に対して申請

＊ 平成16年度以降は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」において、国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする旨規定されているが、具体的な仕組みについては、国立大学法人が設定。



＊ 「免除者延べ人数」...授業料納付時期（年2回）ごとに免除対象となる者の審査を行っているため、延べ人数となっている。

40 TA, RA経費の予算額, 予算員数の推移

○予算額

(単位:百万円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
TA					
国立大学	4,070	4,109	4,414	－	－
私立大学	1,218	1,218	1,400	1,500	1,500
合 計	5,288	5,327	5,814	1,500	1,500
RA					
国立大学	1,877	1,877	1,843	－	－
私立大学	713	713	600	600	800
合 計	2,590	2,590	2,443	600	800

※①私立大学の額は、私立大学等経常費補助金における予算額であり、私立大学のRAは、ポストドクター等支援経費を含む。

②国立大学の額は、国立学校特別会計における予算額であり、国立大学法人に移行した平成16年度以降についてはデータがない。

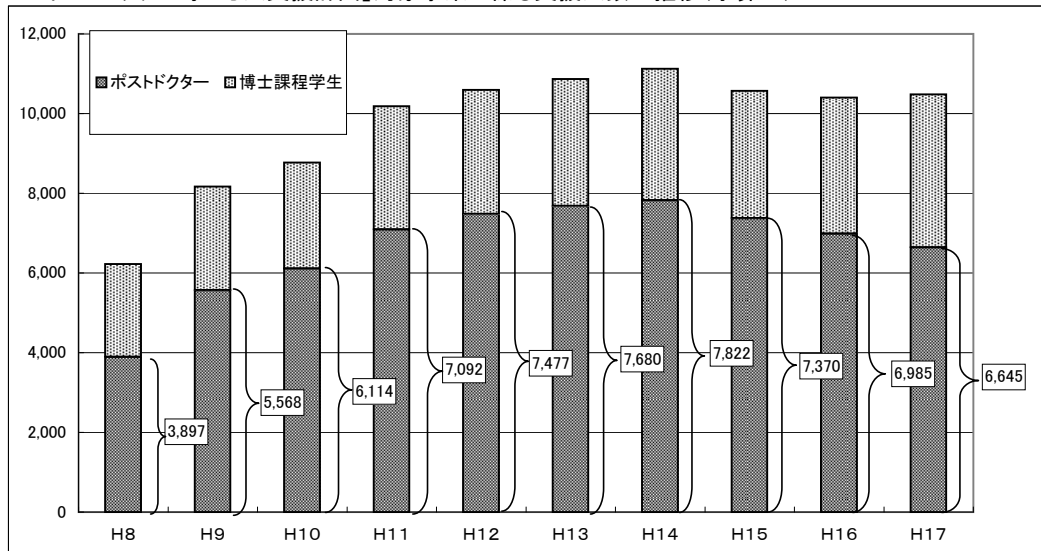
○予算員数

(単位:人)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
TA					
国立大学	12,333	12,450	13,665	－	－
私立大学	7,382	7,382	8,484	9,091	9,091
合 計	19,715	19,832	22,149	9,091	9,091
RA					
国立大学	4,267	4,267	4,267	－	－
私立大学	495	557	469	507	678
合 計	4,762	4,824	4,736	507	678

4 1 ポストドクター等に対する支援

1. 「ポストドクター等1万人支援計画」対象事業に係る支援人数の推移(予算上)



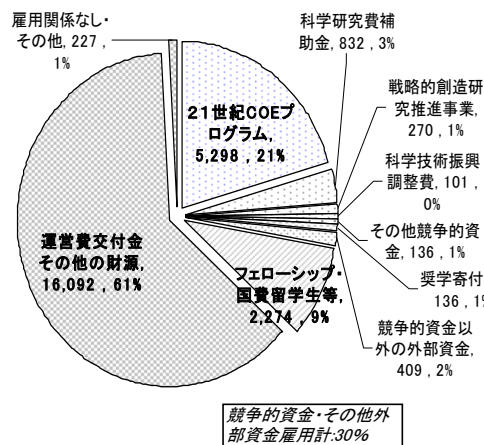
支援形態	所管省庁	主な事業	H16予算(人)	H17予算(人)
フェローシップ型	文科省	特別研究員(大学院博士課程修了者等)(JSPS)	1,486	1,412
	経産省	産業技術フェローシップ(NEDO)	98	57
		小計	1,584	1,469
独立行政法人等雇用型	文科省	基礎科学特別研究員制度(理研)、博士研究員流動化促進費(原研)等	357	364
プロジェクト雇用型	文科省	戦略的創造研究推進事業(JST)、地域結集型共同研究事業(JST)等	1,050	909
	厚労省	厚生労働科学研究推進事業(公益法人)(リサーチ・レジデント事業等)	489	401
	農水省	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業(生物系特定産業技術・研究推進機構)等	243	263
	経産省	地域新生コンソーシアム研究開発制度(本省)	131	未定
		小計	1,913	1,573
国立大学等雇用型	文科省	非常勤研究員(国立大学等)ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー非常勤研究員(国立大学)	961 ※2	961 ※2
海外派遣	文科省	海外特別研究員(JSPS)	380	410
外国人招へい	文科省	外国人特別研究員(JSPS)	1,790	1,868
合計			6,985	6,645

※1 常勤研究者等、ポストドクター以外の者を含むものもある。

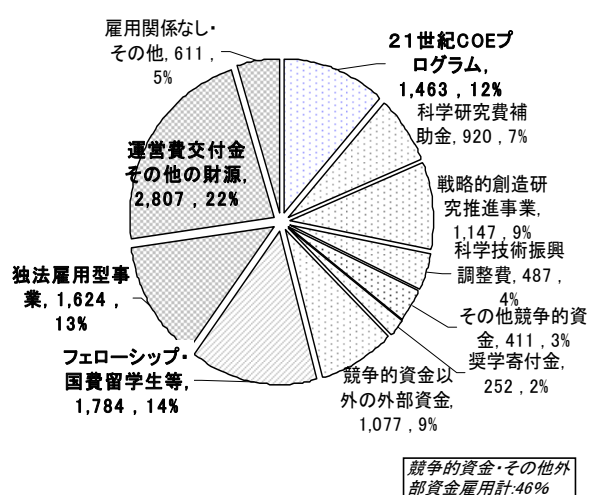
※2 国立学校特別会計における事業については、国立大学等の法人化に伴い、経費が国立大学運営費交付金に移行。予算上人数計上されていないが、当該運営費交付金において、実質的に前年度と同水準以上の支援が可能となるよう必要な経費が措置されていることから、H15と同人数をH16及びH17に計上してある。

2. ポストドクター等の雇用・支援状況

博士課程学生の雇用財源別内訳(16年度)



ポストドクターの雇用財源別内訳(16年度)



出典 大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査

(注)競争的資金…広く一般の研究者等(研究開発に従事している者又はそれらの者から構成されるグループをいう。)を対象に研究開発課題を募り、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づき採択された課題を実施するための研究資金を配分する制度。

4 2 大学院における国費・私費別留学生数の推移

		平成5年度	平成10年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		留学生数(a)	留学生数(b)	留学生数(c)	留学生数(d)	留学生数(e)	留学生数(f)
大 学 院	国費	5,345	6,647	7,301	7,046	7,664	7,631
	私費	11,247	13,836	17,845	19,183	20,878	21,883
合 計 (c)		16,592	20,483	25,146	26,229	28,542	29,514

文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構調べ

43 大学の教員組織の在り方

経緯

○平成8年 大学審議会答申
助手の職務内容、名称の見直しを含
めた早期検討が必要

○平成13年（第二期）科学技術基本計画
【閣議決定】
助教・助手の位置付けの見直しを図る

○平成13年 中教審への文科大臣諮問
助教・助手の位置付けをはじめ教員組
織の在り方について検討

○平成15年11月～平成17年1月

中教審の「大学の教員組織の在り方に関する検
討委員会」等で検討

○平成17年1月

「我が国の高等教育の将来像」において答申

学校教育法上の職の 種類と職名・職務内容

講 師
教授又は
助教に
準ずる職
務に従事
する

教 授
〔学生を教授し、その
研究を指導し、又は
研究に従事する〕

助 教 授
〔教授の職務を助ける〕

助 手
〔教授及び助教の職務を助ける〕

囲いの中の色の意味
□ 主たる職務が教育研
究である職
□ 主たる職務が教育研
究の補助である職
□ 主たる職務が教育研
究か教育研究の補助
等か曖昧な職

学校教育法上の職の 種類と職名・職務内容

講 師
教授又は
助教に
準ずる職
務に従事
する

教 授
〔学生を教授し、
その研究を
指導し、又は
研究に従事
する〕
+
〔特に優れた
知識、能力
及び実績を
有する者〕

准 教 授
〔優れた知識、
能力及び実
績を有する
者〕
+
〔（同 上）〕

助 教
〔知識及び
能力を有
する者〕
+
〔（同 上）〕

例えば、博士課程修了後、PDを
経た者などを想定

新しい制度

職を囲む線種の意味
□ 必ず置かなければなら
ない職
□ 基本的には置かなけれ
ばならないが、教育研究
組織として適切な場合は
置かないことができる職
□ 大学の判断により置くか
どうかを決めることがで
きる職

各大学の判断により、例えば、主任
助手等の職を設けることや専門性
の高い職務を担う職との間で人事
交流を行うことも考えられる。

助 手
〔所属組織の教育研究
の円滑な実施に必要
な業務を行う〕

大学設置
基準上の
教員組織

講座制・学科目制を例示し、その
内容を詳細に規定

大学設置
基準上の
教員組織

（講座制・学科目制に関する諸規定を削除して）
各教員の役割の分担及び連携の組織的な体制
の確保や責任の明確化についての規定を新設

4 4 諸外国における大学教員の職の在り方

アメリカ

教 授 (Professor)	
准 教 授 (Associate Professor)	
助 教 授 (Assistant Professor)	
研究機関 企業 等	専任講師 (Instructor)
	Research Associate Research Fellow
ポストク	
博士号取得期間	

イギリス

教 授 (Professor)	
准 教 授 (Reader) ※上級講師のうち業績の優れた者	
上 級 講 師 (Senior Lecturer)	
講 師 (Lecturer)	
ポストク期間	
博士号取得期間 (2～3年)	

フランス

教 授 (Professeur)	
助 教 授 (Maître de conférences)	
試補助教授 (原則1年間)	
非常勤教育研究補佐員	
博士号取得期間	

ドイツ

教 授 (Professor) [W3]	
教 授 (Professor) [W2]	
准教授 (JuniorProfessor) (6年以下)	学 術 協 力 者
ポストク期間 (3年以下)	大学外 あるいは外国 での研 究 活 動
博士号取得期間 (通常3年)	博士号取得期間 (期限なし)

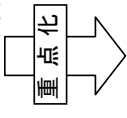
資料：「諸外国の教育の動き 2001」文部科学省，「諸外国の高等教育」文部科学省，「主要国における若手研究者の育成」日本学術振興会より作成

4 5 教員一人あたりの大学院学生数

(単位:人)

区分	国立				公立				私立				計			
	教員数		在学者数		教員数		在学者数		教員数		在学者数		教員数		在学者数	
	大学院所属	学部所属で大学院の授業も担当	計	教員1人あたり	大学院所属	学部所属で大学院の授業も担当	計	教員1人あたり	大学院所属	学部所属で大学院の授業も担当	計	教員1人あたり	大学院所属	学部所属で大学院の授業も担当	計	教員1人あたり
平成元年度	①	189	22,323	22,512	54,425	2.4	3	2,382	2,385	3,640	1.5	200	12,840	13,040	27,198	2.1
	②	399	24,508	24,907	54,425	2.2	3	2,932	2,935	3,640	1.2	207	13,036	13,243	27,198	2.1

平成3年度



① 1.5倍

② 1.6倍

2.5倍

2.5倍

1.7倍

1.5倍

1.9倍

1.6倍

3.0倍

3.0倍

1.6倍

1.8倍

2.0倍

2.6倍

1.3倍

1.3倍

1.7倍

2.5倍

1.5倍

1.8倍

2.5倍

1.4倍

3.4

3.0

※1. 教員数は、①副学長、教授、助教授及び講師の数、②副学長、教授、助教授、講師及び助手の数である。

2. 大学院所属の教員数は、大学院に所属する本務教員を指す。学部所属で大学院の授業も担当する教員数とは、学部にも所属する本務教員が、当該大学の大学院の授業も担当する教員を指す。

(参考)

教員1人あたり学部学生数

(単位:人)

区分	国立						公立						私立						計					
	教員数			在学者数			教員数			在学者数			教員数			在学者数			教員数		在学者数			
	学部所属	大学院所属で学部の授業も担当	計	教員1人あたり	学部所属	大学院所属で学部の授業も担当	計	教員1人あたり	学部所属	大学院所属で学部の授業も担当	計	教員1人あたり	学部所属	大学院所属で学部の授業も担当	計	教員1人あたり	学部所属	大学院所属で学部の授業も担当	計	教員1人あたり	学部所属	大学院所属で学部の授業も担当	計	
平成元年度	①	32,102	83	32,185	424,144	13.2	4,041	0	4,041	53,379	13.2	45,759	35	45,794	1,451,614	31.7	81,902	118	82,020	1,929,137	23.5			
	②	43,725	101	43,826	424,144	9.7	5,904	0	5,904	53,379	9.0	59,349	35	59,384	1,451,614	24.4	108,978	136	109,114	1,929,137	17.7			
平成13年度	①	26,167	10,377	36,544	466,341	12.8	7,056	365	7,421	97,453	13.1	60,754	475	61,229	1,923,339	31.4	93,977	11,217	105,194	2,487,133	23.6			
	②	32,095	12,211	44,306	466,341	10.5	9,497	475	9,972	97,453	9.8	75,985	493	76,478	1,923,339	25.1	117,577	13,179	130,756	2,487,133	19.0			

※1. 教員数は、①副学長、教授、助教授及び講師の数、②副学長、教授、助教授、講師及び助手の数である。

2. 学部所属の教員数とは、学部にも所属する本務教員を指す。大学院所属で学部の授業も担当する教員数は、大学院にも所属する本務教員が、当該大学の学部の授業も担当する教員を指す。

出典：学校教員統計調査(平成13年度)

4 6 教員一人当たり学生数の国際比較（高等教育）

○教員に対する学生の比率

区 分		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	日 本
教員一人当たり 学生比率	1995 年 (平成 7 年)	人 14.8 (8.7)	人 9.9 (8.8)	人 30.2 (23.2)	人 9.5 (6.1)	人 19.4 (9.9)
	1999 年 (平成11年)	14.9 (8.5)	10.4 (8.7)	25.8 (18.5)	9.6 (7.3)	18.7 (9.8)
大学の学生数	1995 年 (平成 7 年)	人 8,129,000	人 1,107,841	人 1,441,281	人 1,289,762	人 3,045,165
	1999 年 (平成11年)	8,786,000	1,178,730	1,369,173	1,330,798	3,078,956
大学の教員数	1995 年 (平成 7 年)	人 551,000 (932,000)	人 111,458 (126,582)	人 47,780 (62,048)	人 135,916 (211,340)	人 156,886 (307,799)
	1999 年 (平成11年)	591,000 (1,028,000)	113,790 (135,750)	53,124 (73,972)	138,881 (182,439)	164,389 (315,617)
		教 授 161,309 (27.3%)	教 授 11,680 (10.3%)	教 授 17,536 (33.0%)	教 授 24,205 (17.4%)	教 授 63,868 (38.9%)
		准教授 128,826 (21.8%)	准教授及び 上級講師 21,510 (18.9%)	助教授 30,053 (56.6%)	助手等 14,210 (10.2%)	助教授 39,026 (23.7%)
		助教授 134,791 (22.8%)	講 師 41,670 (36.6%)	助 手 1,417 (2.7%)	学術・芸術 協力者 96,162 (69.2%)	講 師 22,455 (13.7%)
		講 師 96,146 (16.3%)	その他 38,950 (34.2%)	その他 4,118 (7.8%)	特別任務教 員 4,304 (3.1%)	助 手 39,040 (23.7%)
		その他 69,865 (11.8%)	—	—	—	—

(注) アメリカ合衆国：すべての高等教育機関（州立及び私立）についての数値である。学生数は非学位取得課程の学部，大学院を含む。（ ）内はパートタイム教員を含めた数値である。

イギリス：大学及び高等教育カレッジの数値である。学生数は大学院及び非学位課程を含む。（ ）内はパートタイム教員を含めた数値である。

フランス：国立大学についての数値であり，大学付設の技術短期大学部及び大学院を含む。グランゼコール，リセ付設グランゼコール準備級等を含まない。（ ）内はパートタイム教員を含めた数値である。

日 本：大学及び短期大学についての数値である。（ ）内は非常勤教員を含めた数値である。

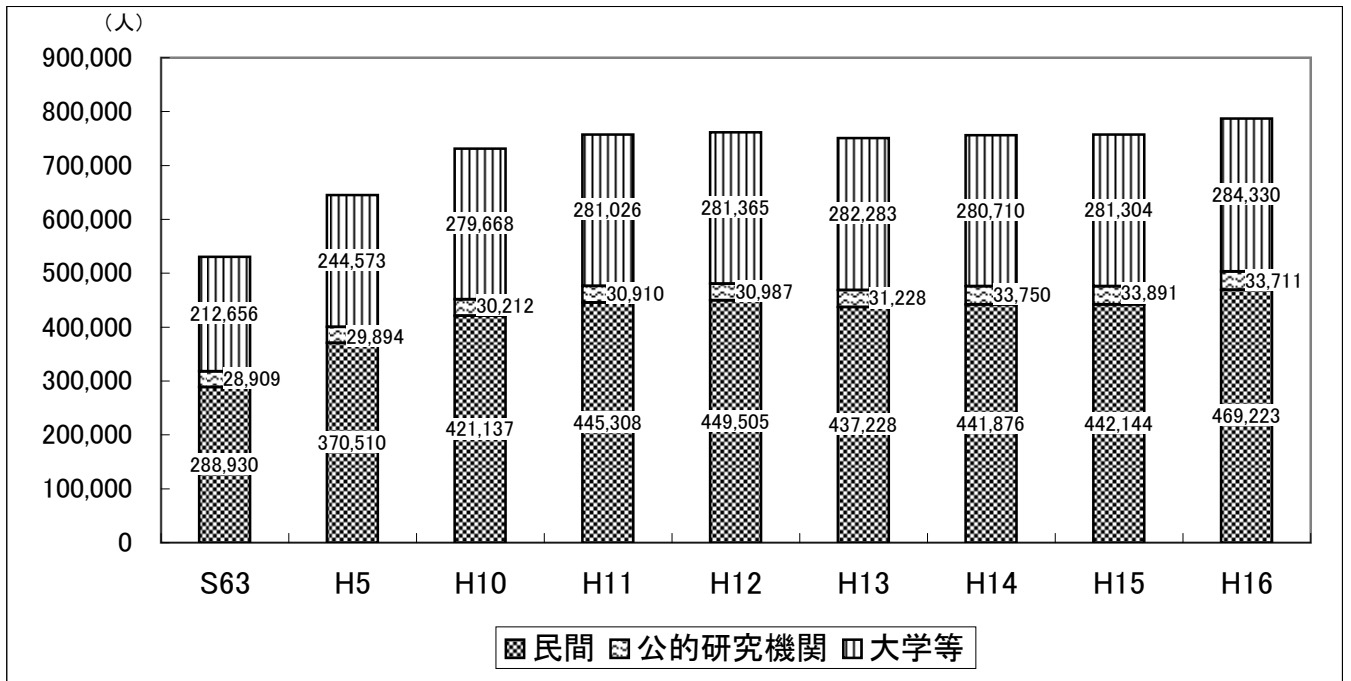
ド イ ツ：すべての高等教育機関についての数値である。（ ）内は非常勤教員を含めた数値である。

教員の構成欄の（ ）内の数値は，教員数に占める割合である。

大学の教員数欄において，四捨五入した数を使用している箇所があり，教員の構成の合計が一致しない場合がある。

4 7 研究者の流動性

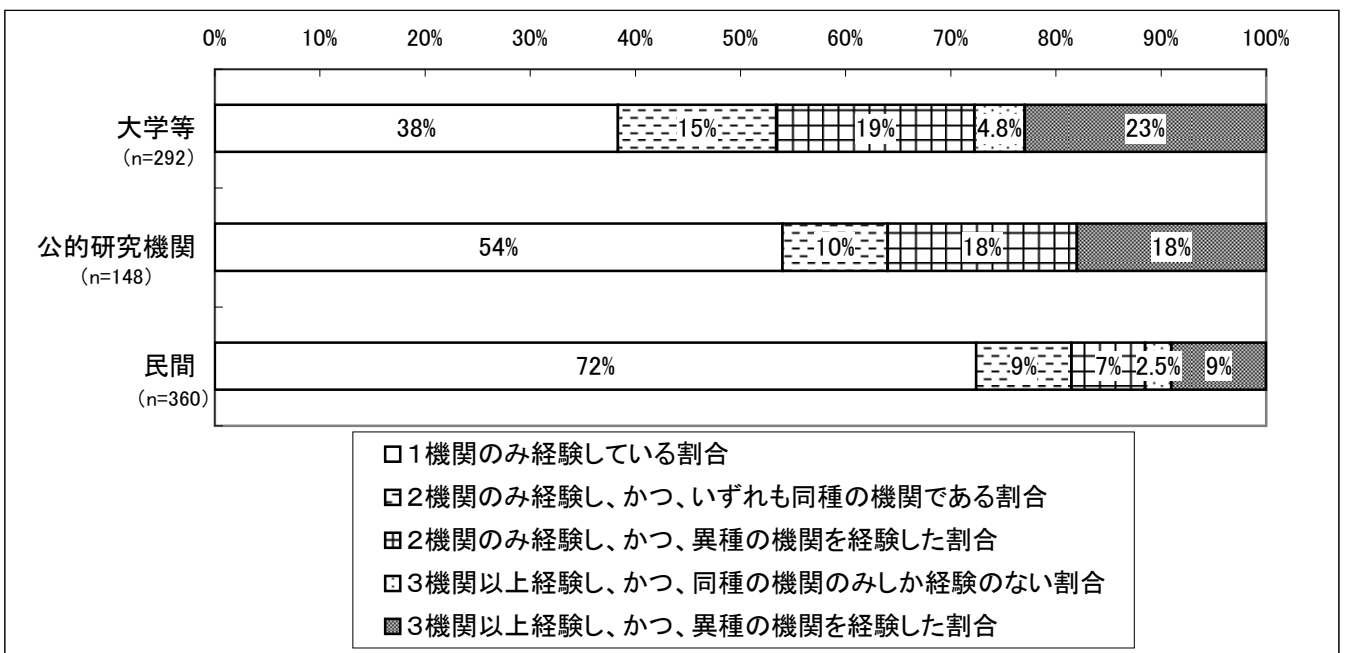
1. 組織別研究者数の推移



- (注) 1. 各年次とも4月1日現在である。(ただし、平成14年以降は3月31日)
 2. 大学等において「研究者」とは、「教員」、「医局員・その他の研究員」、「大学院博士課程の在学者」である。
 「教員」: 教授、助教授、講師、助手
 「その他の研究員」: 教員、医局員及び大学院博士課程の在学者以外の者で、大学(短期大学を除く)の課程を修了した者又はこれと同等以上の専門的知識を有し、特定のテーマをもって研究を行っている者
 3. 民間研究者数には特殊法人・独立行政法人で、独立採算性を有しているもの、公的研究機関研究者数には、特殊法人・独立行政法人で、独立採算性を期待されていないものが含まれている。
 4. 平成9年からソフトウェア業が、平成14年度から卸売業等が調査対象となっている。

出典: 科学技術要覧(平成16年度版)

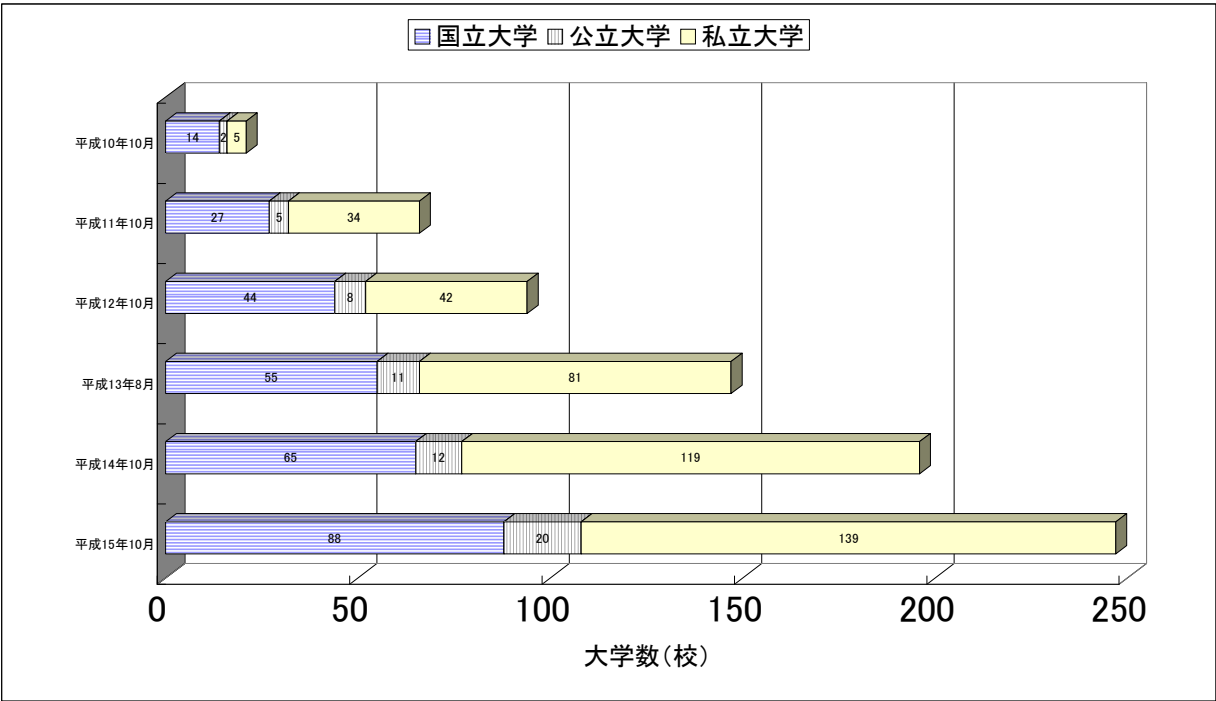
2. 研究者の流動経験状況



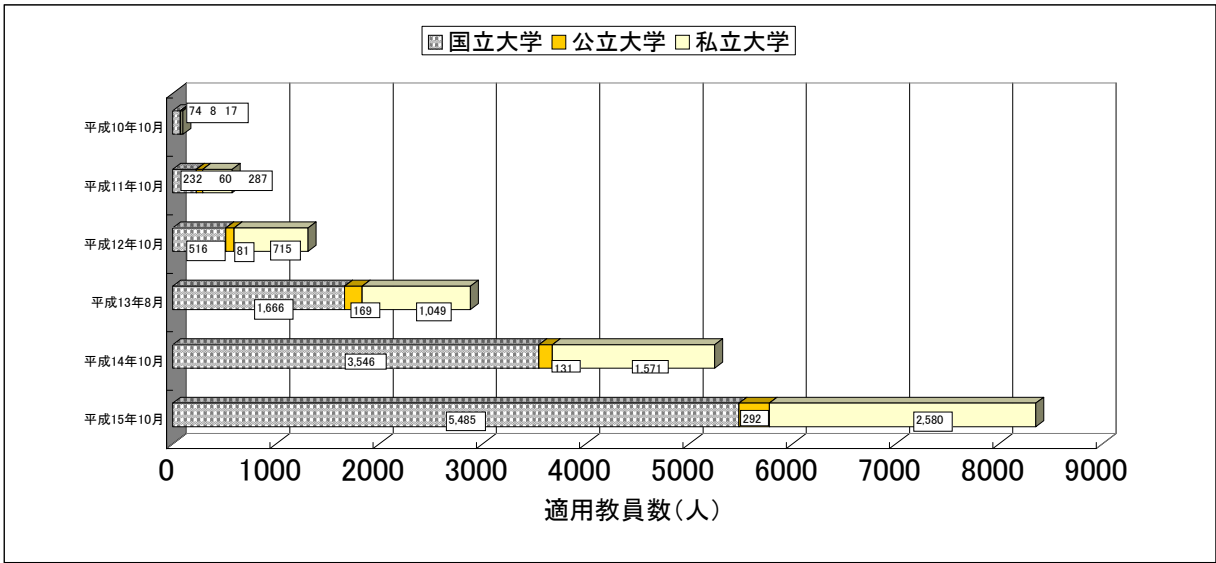
出典: 文部科学省「我が国の研究活動の実態に関する調査(平成13年度)」

4 8 教員の任期制の導入状況等

(1) 大学数



(2) 適用教員数



(注) 上記は、大学の教員等の任期に関する法律に基づく任期制の導入状況である。私立大学においては、この法律に基づかない任期制を採用しているところもある。

・役職別

平成15年10月1日現在

(単位：人)

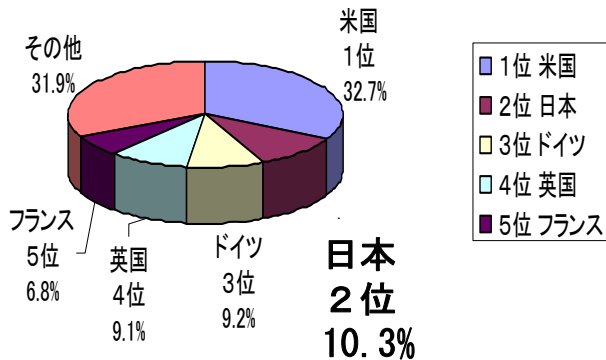
	教授		助教授		講師		助手		合計	
国立大学	1,255	(5.9%)	964	(5.6%)	490	(9.4%)	2,776	(16.4%)	5,485	(9.1%)
公立大学	105	(2.8%)	57	(2.1%)	87	(5.4%)	87	(3.1%)	336	(3.1%)
私立大学	561	(1.5%)	222	(1.3%)	1,119	(8.6%)	1,119	(6.5%)	3,021	(3.6%)
合計	1,921	(3.1%)	1,243	(3.4%)	1,696	(8.6%)	3,982	(10.8%)	8,842	(5.7%)

(注) %は、設置者別職名別教員数全体に占める割合

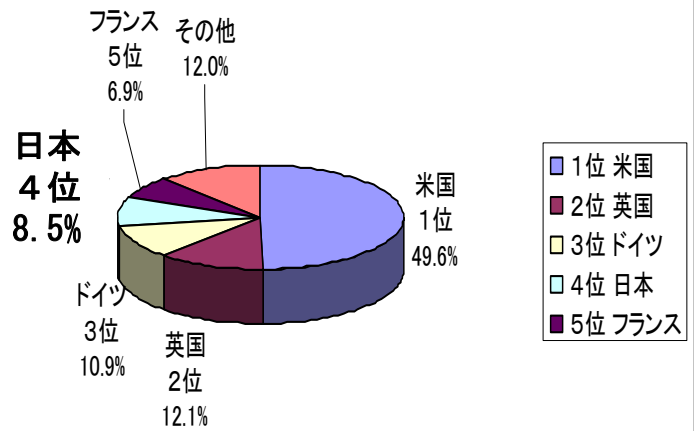
文部科学省大学振興課調べ(平成17年2月)

49 我が国の大学の研究ポテンシャル等

論文数のシェア(量の面)



論文被引用回数のシェア(質の面)



(米国科学情報研究所「National Science Indicators, 1981-1999」より)

学問分野別の論文被引用回数 (1993～2003年)

【物理学】(587機関中)

- 1 東京大
- 16 東北大
- 19 大阪大

【化学】(746機関中)

- 2 京都大
- 3 東京大
- 13 大阪大
- 14 東工大
- 17 東北大
- 29 北海道大

【生物学・生化学】(570機関中)

- 5 東京大
- 22 京都大
- 27 大阪大

【材料科学】(509機関中)

- 1 東北大
- 6 京都大
- 9 大阪大
- 13 東工大
- 17 東京大



【物理学】で東京大学が世界1位
【材料科学】で東北大学が世界1位

(ISI「日本の論文の引用動向 日本の研究機関ランキング」より)

○ 大学教育への企業側の満足度(理解度)は低い

「大学教育」のランキング 2003年版グループⅠ(人口2千万人超[30ヶ国])

- 1 アメリカ
- 2 オーストラリア
- 3 カナダ
- 4 マハラシュトラ(インド)
- 5 マレーシア

30 日本

(参考)2003年版グループⅡ
(人口2千万人未満)

- 1 フィンランド
- 2 アイスランド
- 3 イスラエル
- 4 シンガポール
- 5 アイルランド

○「産学間技術移転」のランキング 13位/30

○「基礎研究の優位性」のランキング 4位/30

○「国内特許登録件数」のランキング 1位/30

○「外国特許の取得件数」のランキング 1位/30

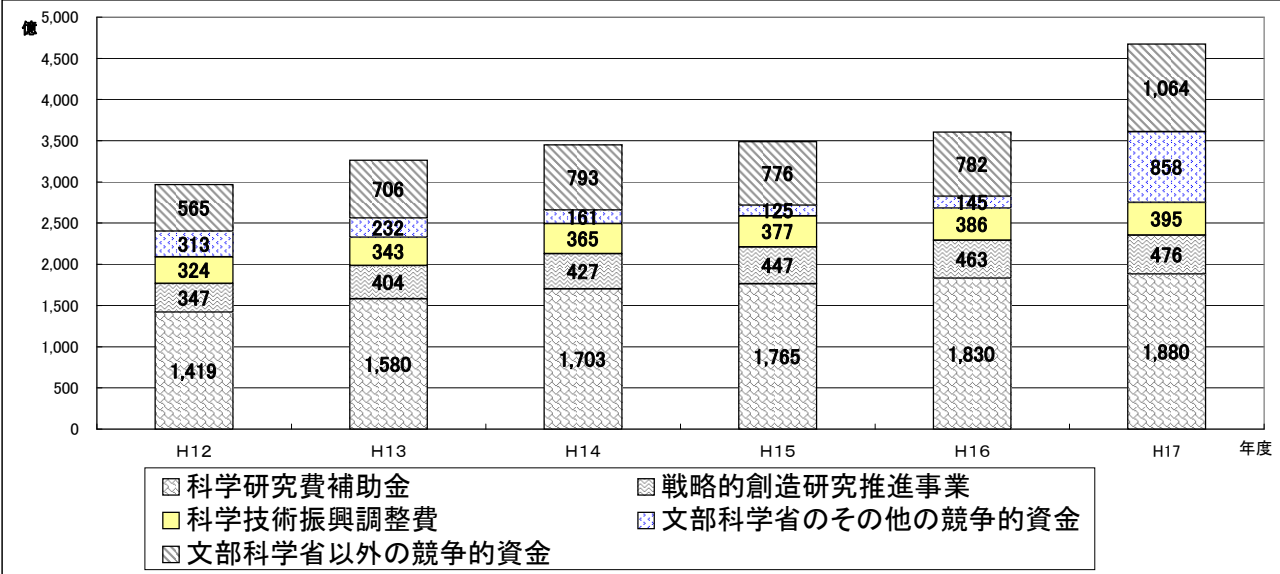
○「特許と著作権の保護」のランキング 7位/30

IMD(国際経営開発研究所:International Institute for Management Development)による「世界競争力ランキング」中の「大学教育」等の評価(各国のビジネスマンに対する自国の大学教育等についてのアンケート(六段階評価)の結果を順位化したもの)。59の国・地域を、グループⅠ:人口2千万人超、グループⅡ:人口2千万人未満に分けて結果を分析。

出典:「新時代の産学官連携の構築に向けて」

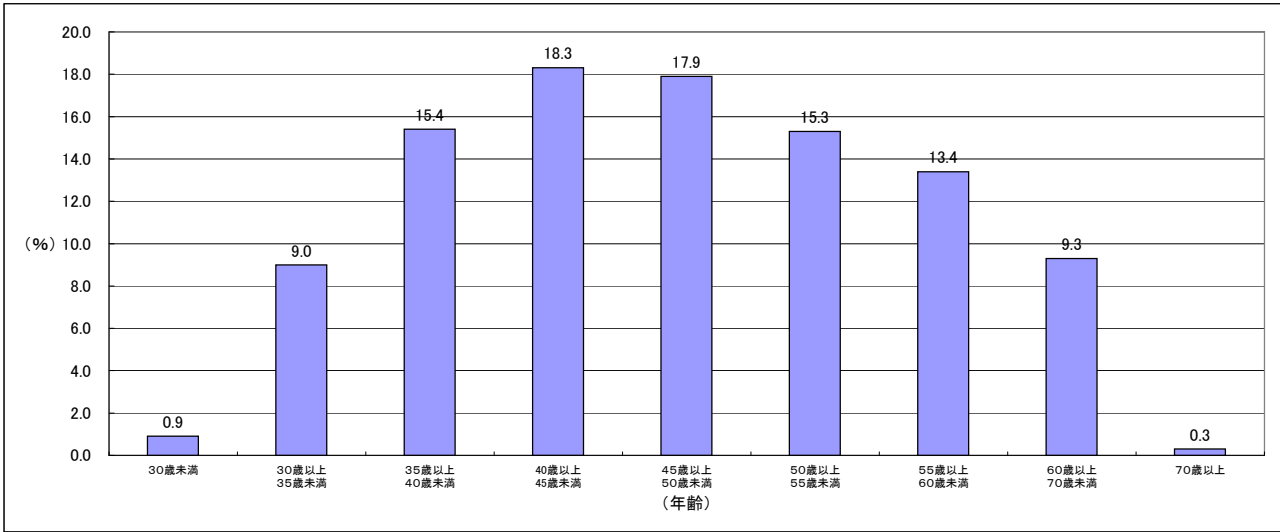
50 競争的研究資金

1. 推移



(注) 文部科学省のその他の競争的研究資金は、21世紀COEプログラム(H17年度～)、キーテクノロジー研究開発の推進(H17年度～)、地球観測システム構築推進プラン(H17年度～)、原子力システム研究開発委託費(H17年度～)、独創的革新技術開発研究提案公募制度／革新技術開発研究事業(H12年度～)、大学発ベンチャー創出推進のための事業(H14年度～)、先端計測分析技術・機器開発(H16年度～)、独創的シーズ展開事業(H17年度～)、重点地域研究開発推進事業(H17年度～)、地域結集型共同研究事業(H17年度～)を指す。
文部科学省以外の競争的研究資金は、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の競争的研究資金を指す。
(文部科学省作成)

2. 配分総額の年代分布



資料:「政府研究開発データベースによる競争的資金制度配分実績報告(平成15年度)」

(参考)文部科学省における若手研究者向け競争的研究資金

グラントの名称	対象者	期間	1件当たりの金額／年	予算(H17年度)
科学研究費補助金「若手研究」等	(若手研究) 37歳以下	2～3年	3,000万円以下 (期間中の総額)	267億円
	(特別研究員奨励費) 日本学術振興会の特別研究員	3年以内	300万円以下	
※科学技術振興調整費 若手任期付研究員支援	35歳以下の 任期付	任期内5年限度	500万円～1,500万円 程度	17億円
原子力システム研究開発委託費 若手対象型研究開発	40歳以下	3年以内	1000万円～3000万円	121億円の内数

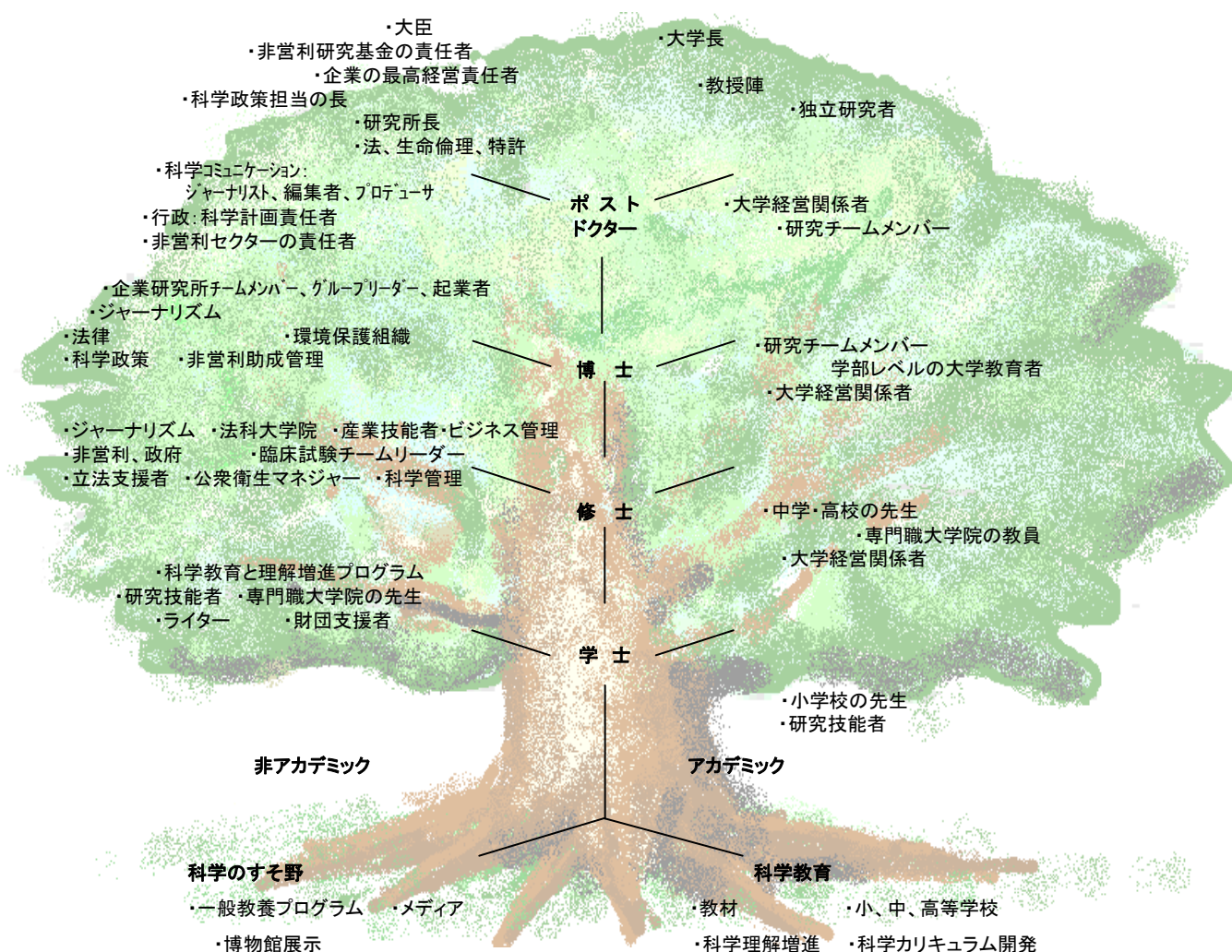
※ 科学技術振興調整費における若手任期付研究員支援は平成16年度以降は新規募集は行っていない。



5 1 2 1 世紀COEプログラム, 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ概要

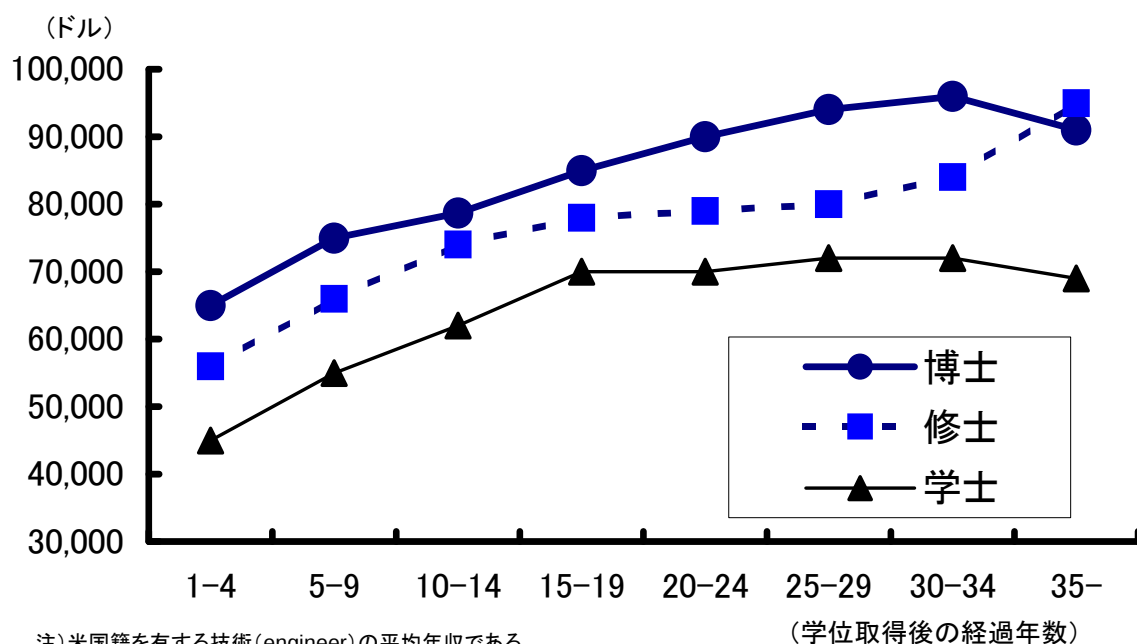
区 分	2 1 世紀COEプログラム(平成14年度～)	「魅力ある大学院教育」イニシアティブ(平成17年度～)									
趣 旨	第三者評価に基づく競争原理により, 国公立大学を通じて, 世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し, もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進。	現代社会の新たなニーズにこたえられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため, 大学院における意欲的かつ独創的な教育の取組を重点的に支援。									
概 要	○ 主として研究上のポテンシャルの高い大学の研究教育拠点に対し, 高度な人材育成機能も加味した, 重点的支援を実施。 ・対象: 大学院(博士課程)レベルの専攻 ・申請: 学長を中心としたマネジメント体制の下, いかにして世界的な研究教育拠点に育成するかという大学としての戦略に基づき, 学長から申請。 ・審査: 日本学術振興会を中心に運営されている「21世紀COEプログラム委員会」(委員長: 江崎 玲於奈 芝浦工業大学学長)において第三者評価。 ・年次計画 : 1件当たり年間1千万～5億円を5年間継続的に交付。事業開始2年経過後に中間評価, 期間終了時に事後評価を実施。	○ 若手研究者に新たに求められる資質, 自立して研究活動を行うための能力を組織的かつ体系的に修得させるための教育プログラムを重点的に支援し, 研究者養成機能の強化を推進。 ・対象: 研究者養成を目的とした修士課程及び博士課程(専攻単位) ・申請: 学内における組織的な検討体制の下, 研究科長が学長を通じて申請。 ・審査: 日本学術振興会に設置される「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会(委員長: 石 弘光 中央大学 総合政策学部特任教授)において第三者評価。 ・年次計画 : 1件当たり年間5千万円程度を上限として, 2年間継続的に交付。期間終了時に事後評価を実施。									
備 考	採択実績: 93大学 274拠点 <table border="1"><tr><td>14年度公募</td><td>【生命科学】. 【化学, 材料化学】. 【情報, 電気, 電子】. 【人文科学】. 【学際, 複合, 新領域】</td><td>(実績) ・申請 163大学 464件 ・採択 50大学 113件</td></tr><tr><td>15年度公募</td><td>【医学系】. 【数学, 物理学, 地球科学】. 【機械, 土木, 建築, その他工学】. 【社会科学】. 【学際, 複合, 新領域】</td><td>(実績) ・申請 225大学 611件 ・採択 56大学 133件</td></tr><tr><td>16年度公募</td><td>【革新的な学術分野】</td><td>(実績) ・申請 186大学 320件 ・採択 24大学 28件</td></tr></table>	14年度公募	【生命科学】. 【化学, 材料化学】. 【情報, 電気, 電子】. 【人文科学】. 【学際, 複合, 新領域】	(実績) ・申請 163大学 464件 ・採択 50大学 113件	15年度公募	【医学系】. 【数学, 物理学, 地球科学】. 【機械, 土木, 建築, その他工学】. 【社会科学】. 【学際, 複合, 新領域】	(実績) ・申請 225大学 611件 ・採択 56大学 133件	16年度公募	【革新的な学術分野】	(実績) ・申請 186大学 320件 ・採択 24大学 28件	研究者養成に関する具体的な取組(例) 学生が, 自立して研究活動を行うための知識・能力を習得するための, ・海外, 企業など, 多様な研究活動の場を通じて研鑽を積むプログラム ・学生が自ら研究課題を設定し研究活動を実施するなど学生の創造力, 自立的研究遂行能力を高めるプログラム ・研究プロジェクトをリードできる資質・能力を培うプログラム ・新分野, 異分野にも対応できる柔軟な発想力を養うプログラム
14年度公募	【生命科学】. 【化学, 材料化学】. 【情報, 電気, 電子】. 【人文科学】. 【学際, 複合, 新領域】	(実績) ・申請 163大学 464件 ・採択 50大学 113件									
15年度公募	【医学系】. 【数学, 物理学, 地球科学】. 【機械, 土木, 建築, その他工学】. 【社会科学】. 【学際, 複合, 新領域】	(実績) ・申請 225大学 611件 ・採択 56大学 133件									
16年度公募	【革新的な学術分野】	(実績) ・申請 186大学 320件 ・採択 24大学 28件									

5 2 科学技術に関わる人材の多様なキャリアパスの例



出典：「科学技術と社会という視点に立った人材養成を目指して
—科学技術・学術審議会人材委員会 第三次提言—（平成16年7月）」

5 3 米国における取得学位別・学位取得後経過年数別の平均年収



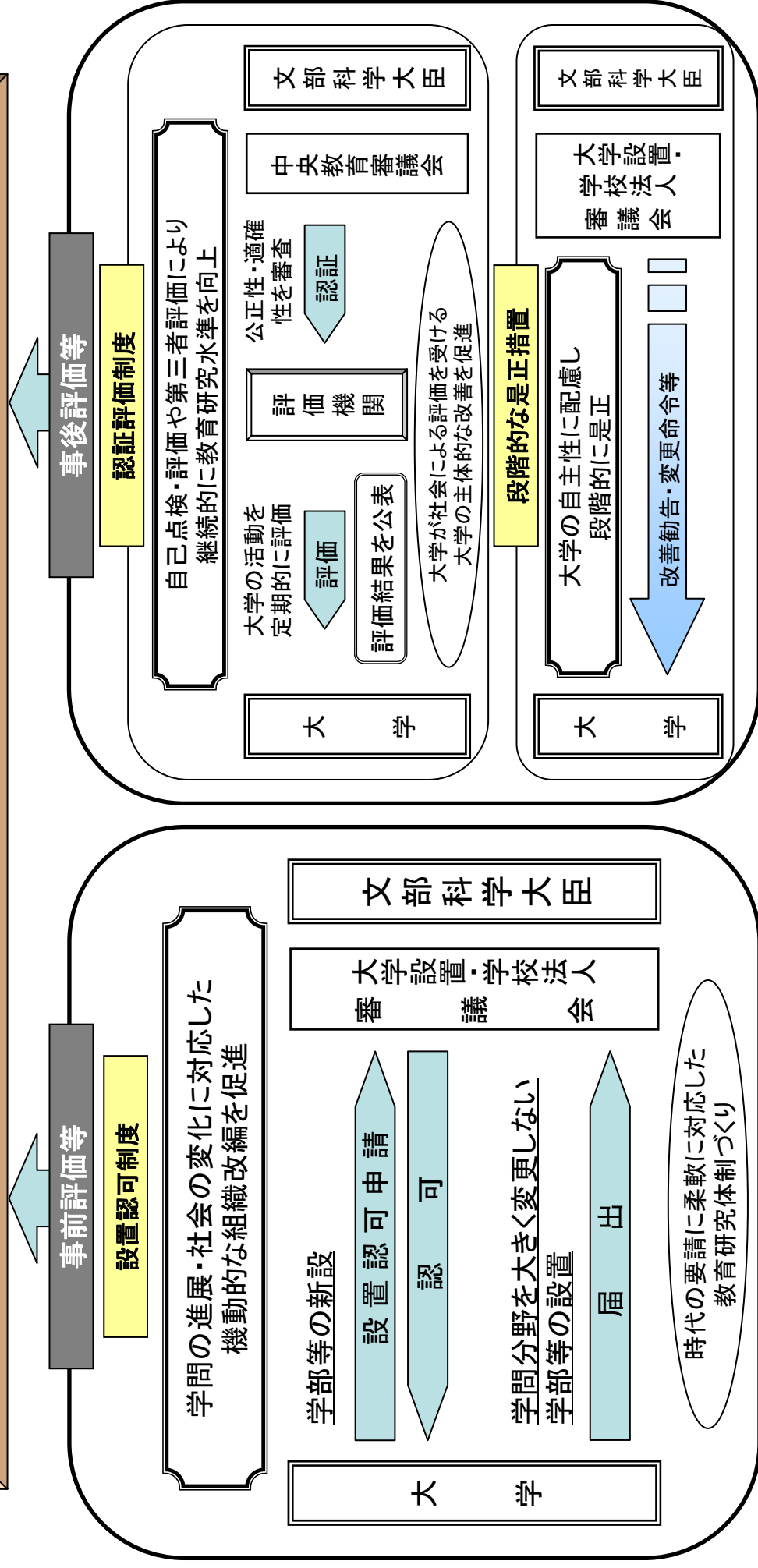
注) 米国籍を有する技術 (engineer) の平均年収である。

資料：米国科学財団「Science and Engineering Indicators 2002」
平成15年版科学技術白書

5 4 高等教育の質の保証

- 【基本的な考え方】 ○一定の事前評価は必要⇒設置認可制度の位置付けの一層の明確化と的確な運用
○認証評価は事後評価の中核⇒認証評価制度の社会への早期定着と発展・充実

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証



55 諸外国における大学の設置認可，質保証制度の状況

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	中国	マレーシア	シンガポール
大学数	2,450('02)	90('02)	168('00)	40('04)	597('01)	38('02)	3('03)
国立	—	89	...	1	100	18	2
連邦立	622	—	140	36	—	—	—
州立	—	—	—	—	495	—	—
私立	1,828	1	28	36	2	20	1
主たる機関種別	私立大学	国立大学	州立大学	州立大学	国公立大学	①国立大学 ②私立大学	国立大学 私立大学(国が出資)
大学の設置認可	州が認可	国王の設立勅許状	州が設置	州が設置	国が認可	①国が設置 ②教育大臣が認可	国が設置
学部等の新設・改廃	州政府の認可 (アクレディットされた大学の場合、当該アクレディテーション団体への届出だけの州もある)	大学の自由	州が認可	大学の自由	国に届出 (設置認可の際認定された分野の範囲)	①国の許可 ②国に届出	大学の自由
学生定員	大学の自由	高等教育財政カウンスルとの契約・財政措置で管理	州によっては ・大学の自由 ・州の認可	連邦政府との契約(財政措置)で管理	国が大学ごとに総定員を定め、その中で大学が各学部等の定員を決定し、国に届出	①国が管理 ②大学の自由	国が管理
質保証機関	各アクレディテーション団体	研究評価： 高等教育財政カウンスル(HEFCE)	教育評価： 高等教育質保証機構(QAA)	臺州大学質機構(AUQA)	教育部	①なし ②LAN (National Accreditation Board)	(セルフ・アクレディテーション)
質保証機関の性格	民間(大学や専門職団体などが組織)	準政府機関	非営利法人	非営利法人	国	②政府機関	—
開始時期	20世紀前半	1986年	2000年	2003年	2003年	1996年	—
義務付け	なし (ただし、プログラムアクレディテーションが専門職資格取得と連動する分野・州あり。)	有	有	有	有	②なし (但し、学位を出すものについては義務)	—
備考	○設置者別の学生の割合は州立が約7割、私立が約3割 ○機関別評価と専門分野別評価がある ○設置認可の更新制を採っている州の中にはアクレディットを認可更新時の審査免除要件としている例あり	—	QAAlは、HEFCEと契約を結んで教育評価を実施	—	○評価は教育活動を対象 ○1994年から本格的に開始した国・地方による大学評価が2003年から現在の形態になった。	—	—

出典(大学数)

アメリカ・イギリス：教育指標の国際比較(平成16年版) ドイツ：連邦教育研究省 Grund- und Strukturdaten 2001/2002 オーストラリア：在日本オーストラリア大使館ホームページ等

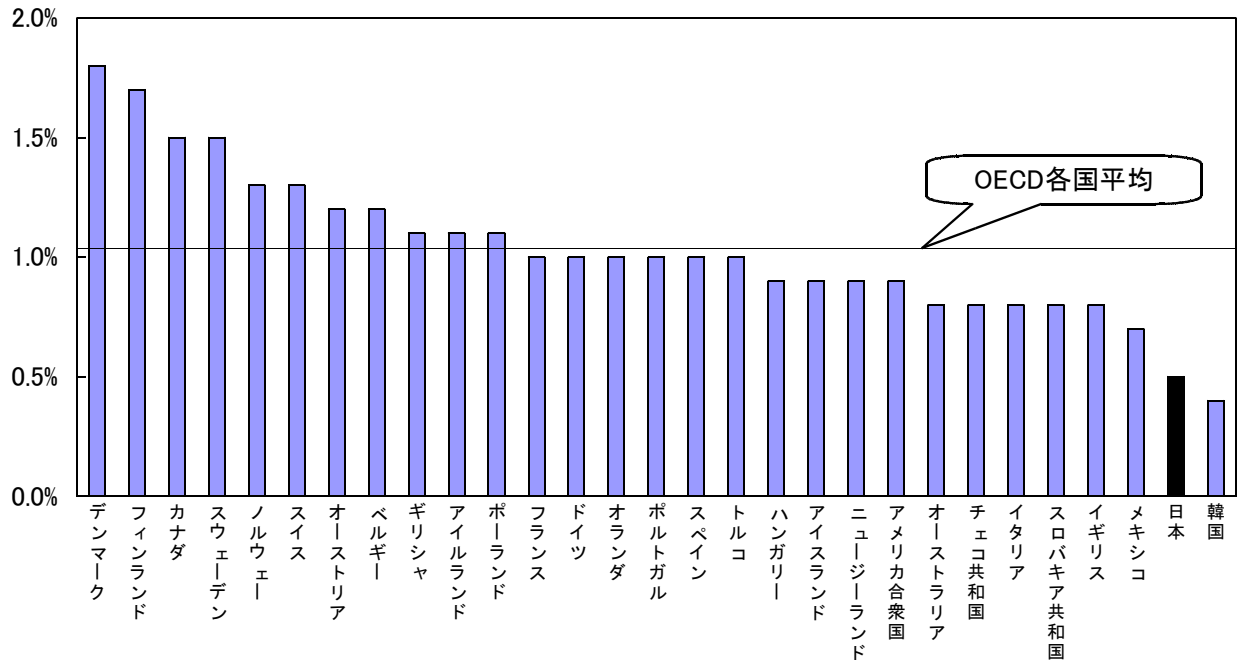
中国：教育部「中国教育統計年鑑2001」及び中国教育年鑑編集部「中国教育年鑑2002」 マレーシア：マレーシア教育省提供資料等 シンガポール：シンガポール教育省ホームページ等

出典：「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について」

56 高等教育財政

(1) 高等教育に対する公財政支出の対GDP比

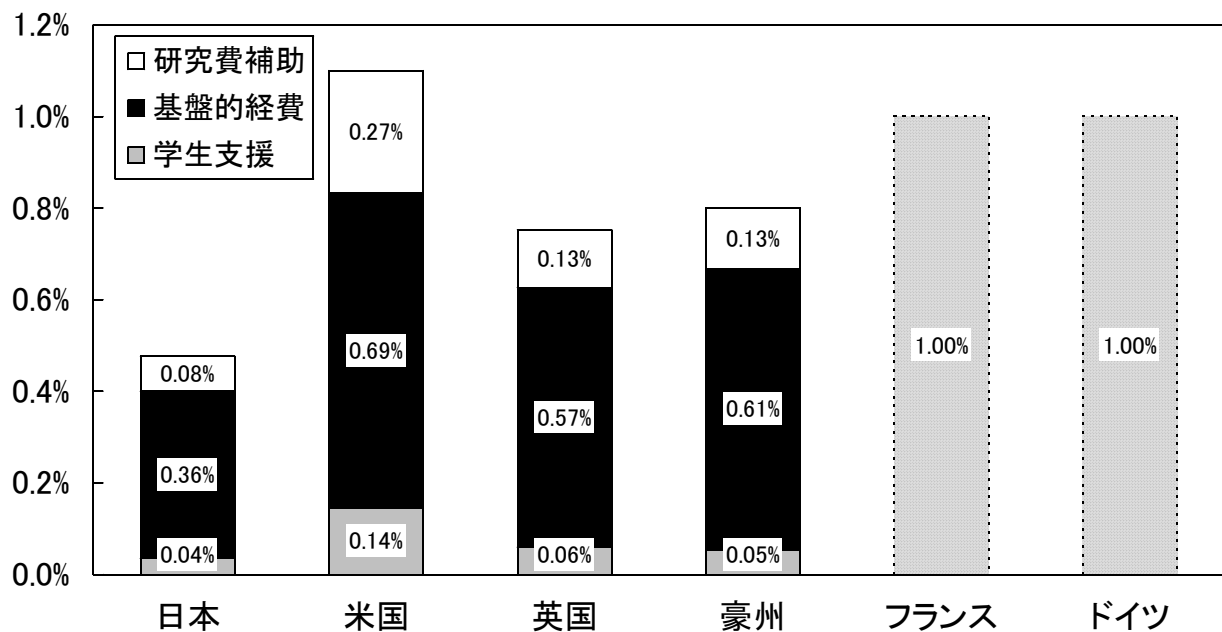
(ア) 国際比較 (2001年度)



(注) デンマーク、ギリシャ、ポーランド、ポルトガル、トルコ、アイスランド、スロバキア共和国は教育機関への家計支出に対する公的補助を含まない。

(出典) OECD「図表でみる教育」(2004年版)

(イ) 主要国との内訳の比較



(注) 制度が異なるため厳密な比較は困難であるが、パーミルレベルでの推計を基に比較している。
英国の場合、学生納付金が低額に抑えられているため、日本との比較には詳細な分析が必要。

(OECD「図表でみる教育」(2002年版) に合わせて、公表データより文部科学省作成)

5 7 大学における企業等からの研究資金の導入状況

1－1 企業等からの受託研究実施件数の推移

区分	平成4年度	平成9年度	平成16年度	伸び率 (平成4年度→平成16年度)
国立大学	2,189 件	4,499 件	7,827 件	3.2 倍
私立大学	— 件	— 件	6,240 件	—

* 国立大学には、大学共同利用機関、国立高等専門学校を含む。
* 私立大学については、任意回答によるもの。

1－3 寄附講座，寄附研究部門の設置の推移

区分	平成8年度	平成11年度	平成15年度	伸び率 (平成8年度→平成15年度)
国立大学	58	76	149	2.6 倍

○受託研究，共同研究，寄附講座等の設置は，大幅に増加

2 産業界から大学等への研究開発投資の状況

●民間企業の研究費支出先（2003年度実績）

- ・国内大学 ： 約 834億円
- ・海外研究機関 ： 約 1,985億円

○我が国企業の大学等研究機関への開発投資の3分の2が海外研究機関に流出。

1－2 企業等との共同研究実施件数の推移

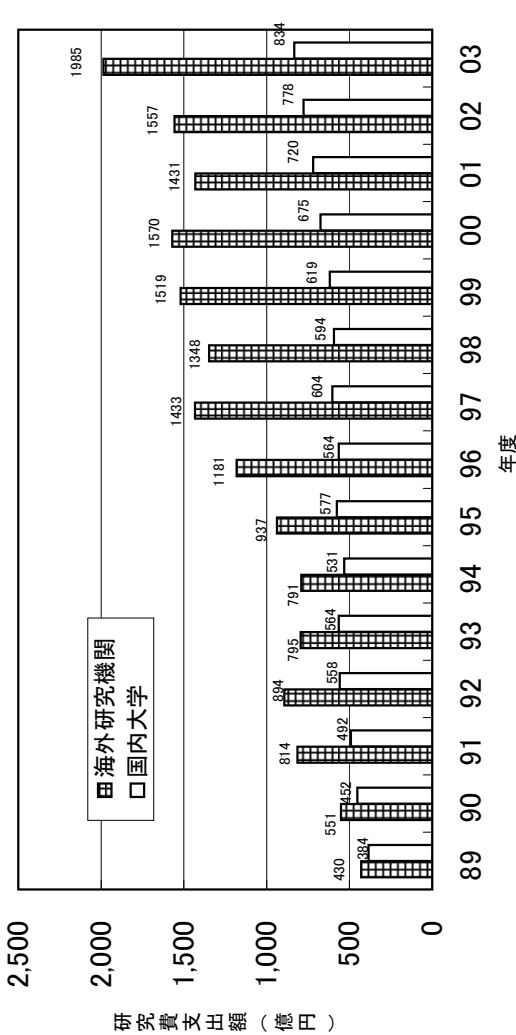
区分	平成4年度	平成9年度	平成16年度	伸び率 (平成4年度→平成16年度)
国立大学	1,241 件	2,362 件	9,378 件	7.6 倍
私立大学	— 件	— 件	938 件	—

* 国立大学には、大学共同利用機関、国立高等専門学校を含む。
* 私立大学については、任意回答によるもの。

出典 大学等における産学連携等実施状況について（平成16年度）

文部科学省調べ

※ 国立大学等の法人化（平成16年4月）に伴い、国立学校設置法、同法施行規則及びその他の関係省令等が廃止され、寄附講座等の設置については、各法人において定める諸規定等に基づき実施されている。



総務省統計局「科学技術研究調査報告書」より

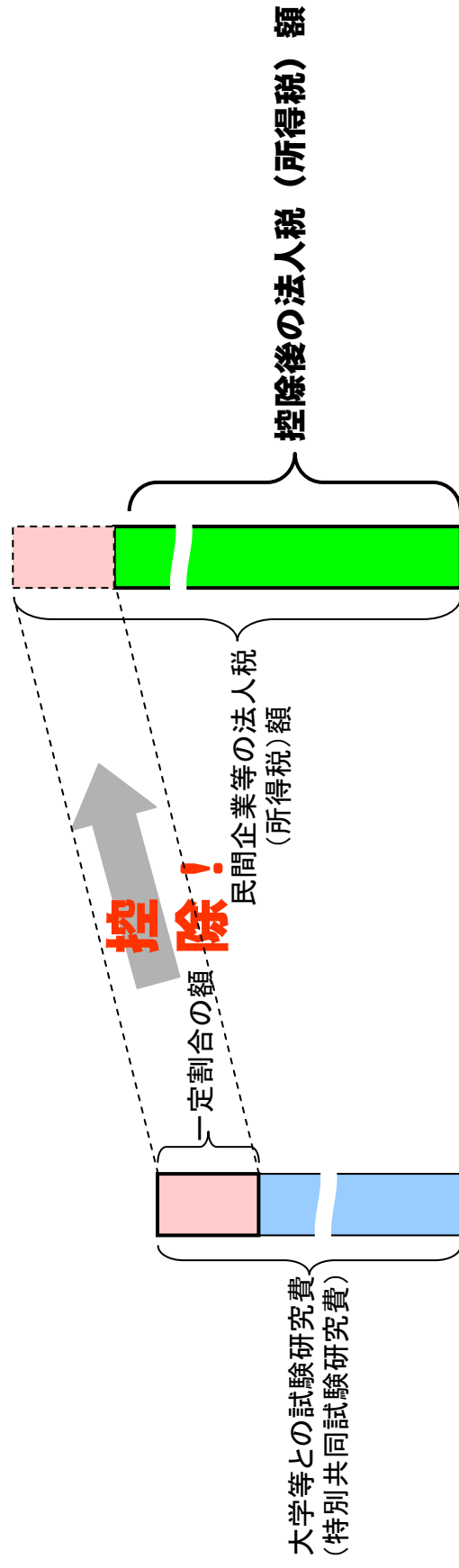
58 大学院の教育研究に対する企業等の税額控除制度

①特別共同試験研究税額控除制度（平成15年度創設）

民間企業等が、国内の大学、公的研究機関等との共同研究及び委託研究について支出した試験研究費（特別共同試験研究費という）の額の12%相当額を法人税・所得税より控除するもの。

なお、3年間の時限措置として、更に3%を上乗せし、税額控除率を15%とする（平成18年3月31日まで）。

特別共同試験研究費の一定割合を法人税額から控除



大学等にて行う処理

民間企業等が共同研究・委託研究について大学等に支出した試験研究費（特別共同試験研究費）の額について、民間企業等から支出報告書・証明書の作成依頼があった場合、支出報告書・証明書を交付する。

国研（独法）にて行う処理

- ① 民間企業等が共同研究・委託研究について独法に支出した試験研究費（特別共同試験研究費）の額について、民間企業等から報告書の作成依頼があった場合、支出報告書を交付する。
- ② 民間企業等から、税務署に申告する特別試験研究費が適正である旨の認定申請があった場合、認定書を交付する。

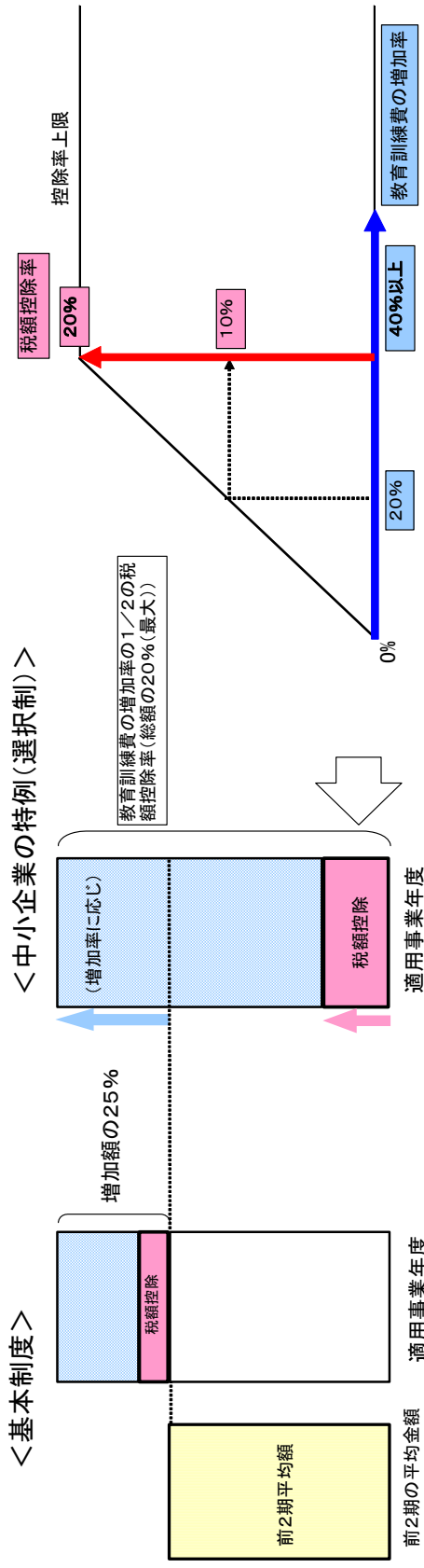
②人材投資促進税制の創設(法人税, 所得税, 法人住民税) (平成17年度創設)

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

① **基本制度** 教育訓練費を前2事業年度の平均額(基準額)より増加させた企業について、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度)

② **中小企業の特例** 中小企業については、教育訓練費を上記基準額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(上限20%)を乗じた金額を当期の法人税額から控除する。(法人税額の10%限度。①との選択が可能。)

※中小企業については、地方税(法人住民税)においても適用(課税標準を法人税額控除後の額とする)。



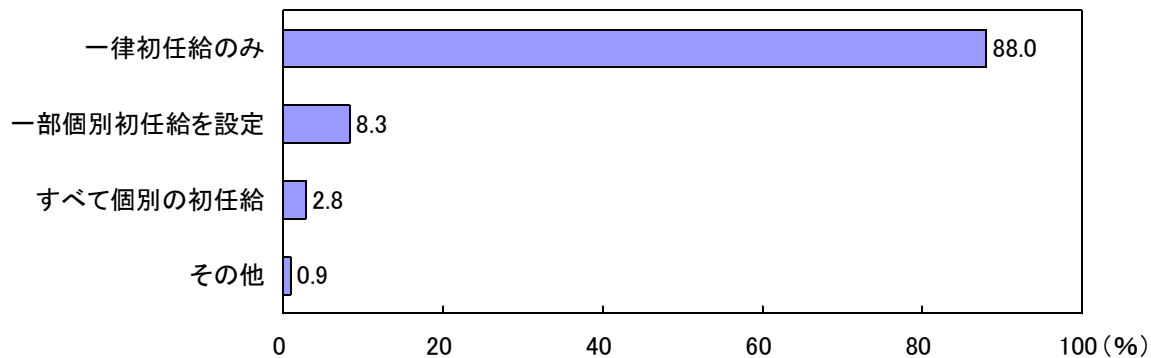
注)3年間の措置

効果 ○長期減少傾向にある企業の人材投資額を回復・増大
○社会人の高等教育機関等での学習機会の増加

５９ 大学院教育等に関する民間企業等のアンケート

○ 新卒初任給について

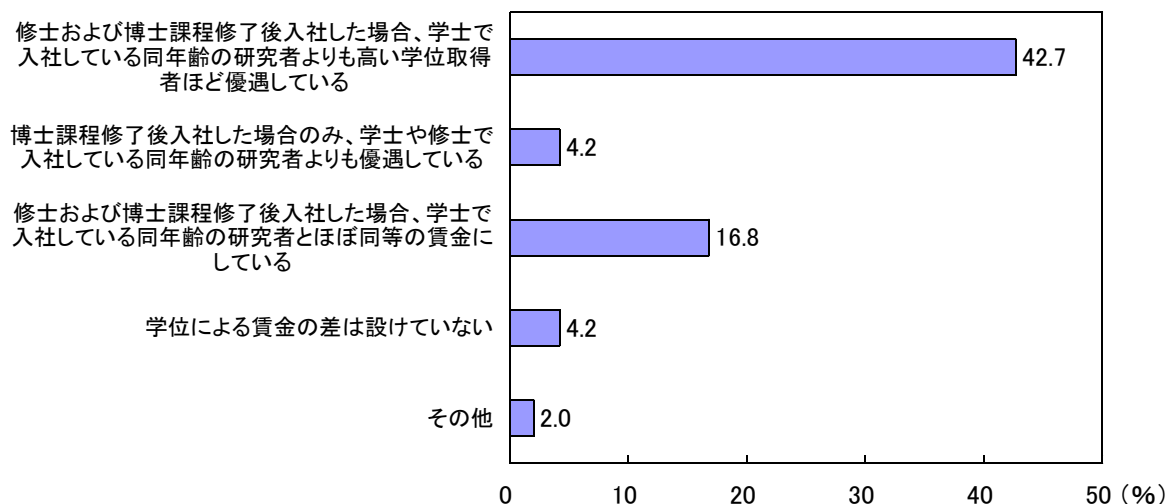
（調査対象：経済同友会会員企業（939社） 回答数：217社）



（出典）経済同友会教育委員会「企業の教育・人材に関するアンケート調査結果報告」（平成15年4月）

○ 学士、修士、博士の初任給（研究者）

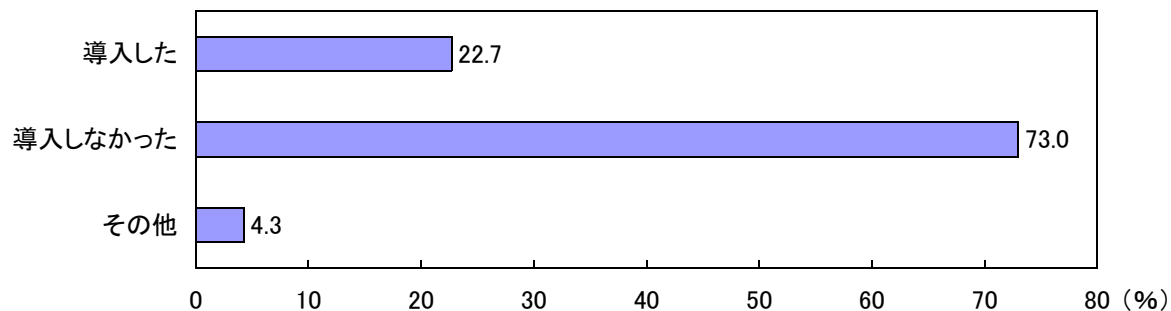
（調査対象：資本金10億円以上で研究開発活動を実施していると推測される民間企業（2,007社）
回答数：1,028社）



（出典）文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査報告」（平成14年度）

○ 通年採用など春季一括採用以外の採用方法（導入の有無）

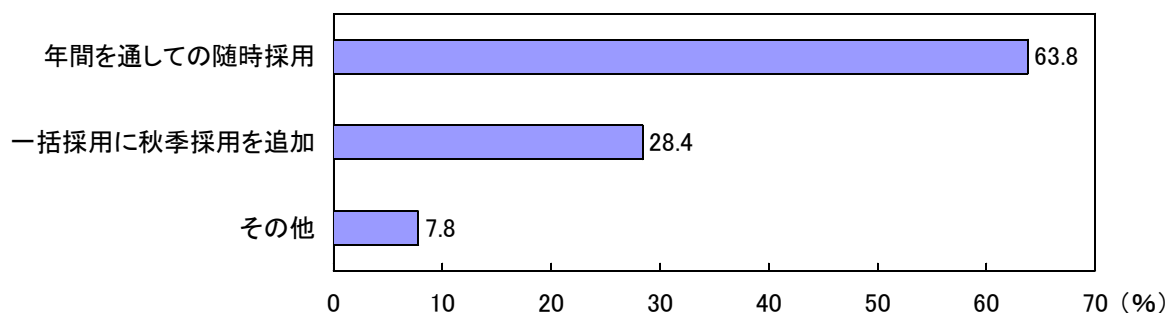
（調査対象：日本経済団体連合会，東京経営者協会法人会員企業（2,095社） 回答数：586社）



（出典）日本経済団体連合会「2003年度・新卒者採用に関するアンケート調査集計結果」（平成16年1月）

○ 通年採用など春季一括採用以外の採用方法（通年採用の種類）

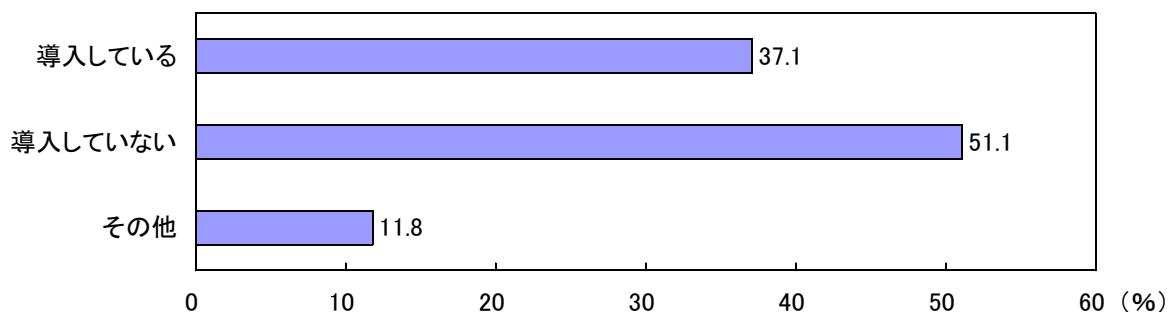
（調査対象：日本経済団体連合会，東京経営者協会法人会員企業（2,095社） 回答数：141社）



（出典）日本経済団体連合会「2003年度・新卒者採用に関するアンケート調査集計結果」（平成16年1月）

○ 一度退社した従業員が，再度貴社で働ける制度や仕組みについて

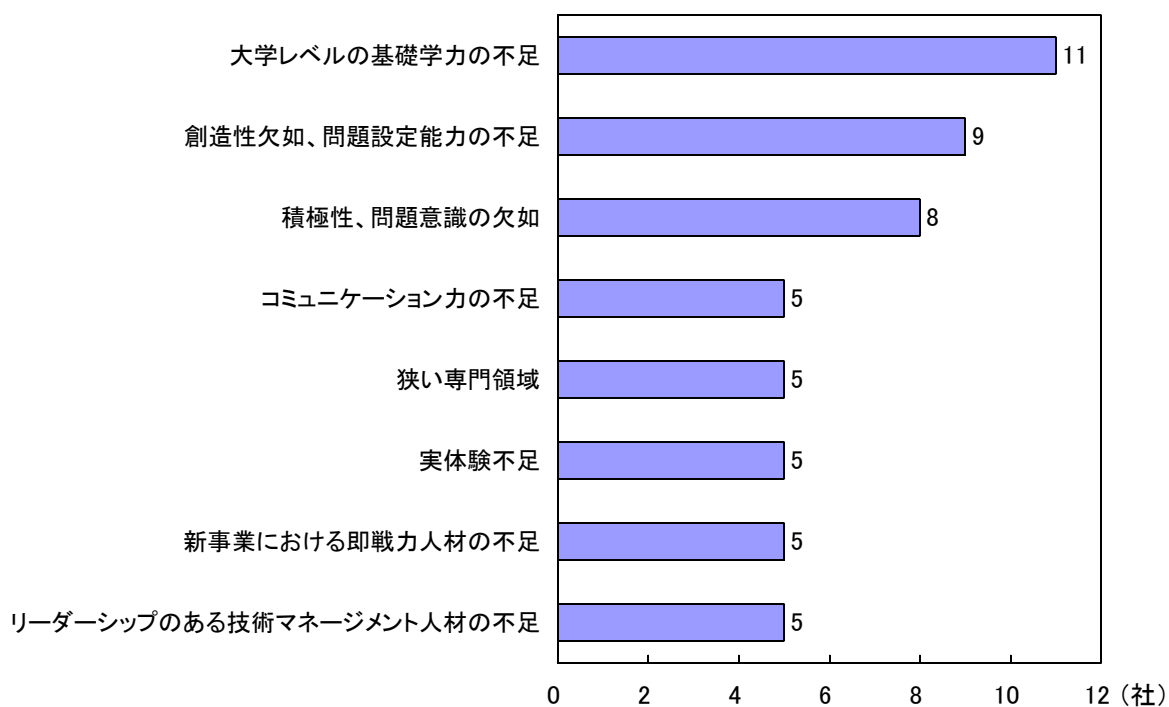
（調査対象：経済同友会会員企業（939社） 回答数：221社）



（出典）経済同友会教育委員会「企業の教育・人材に関するアンケート調査結果報告」（平成15年4月）

○ 新卒を含む産業技術人材に関する現状の問題点

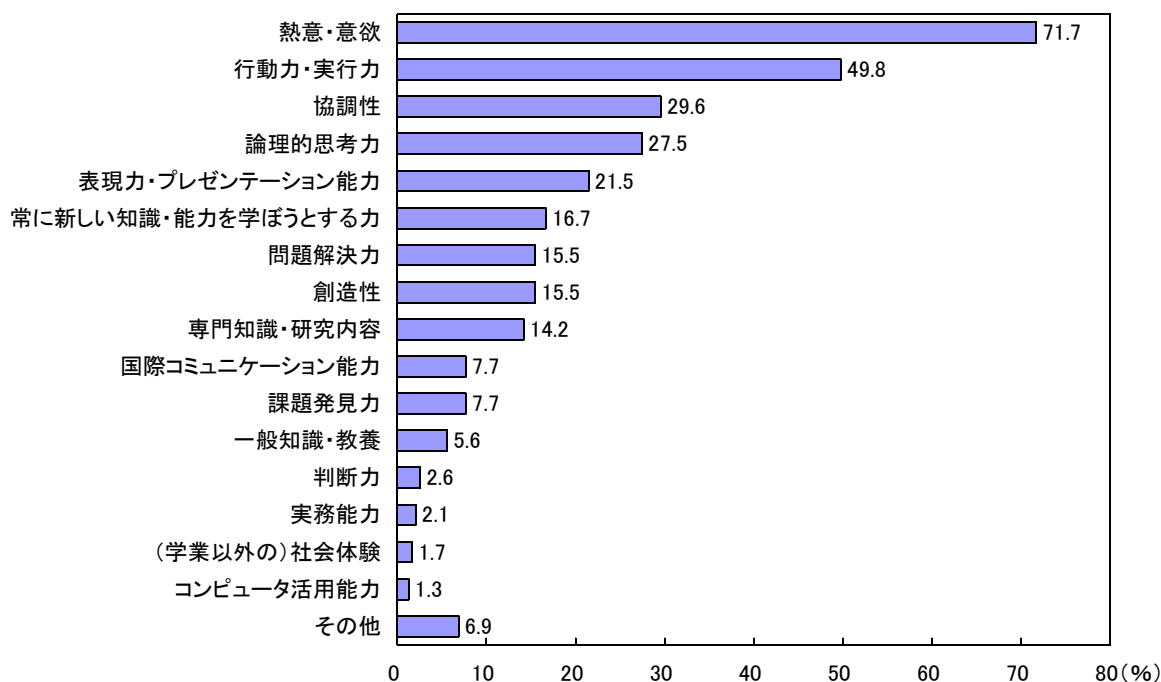
（調査対象：日本経済団体連合会産業技術委員会産学官連携推進部会委員企業（27社・複数回答可能））



（出典）日本経済団体連合会「産学官連携による産業技術人材の育成促進に向けて」（平成15年3月）

○ 新卒採用者選考の際、ビジネスの基本能力等として、特に重視している能力
(大学卒)

(調査対象：経済同友会会員所属企業（874社・三つまで複数回答可能） 回答数：233社)

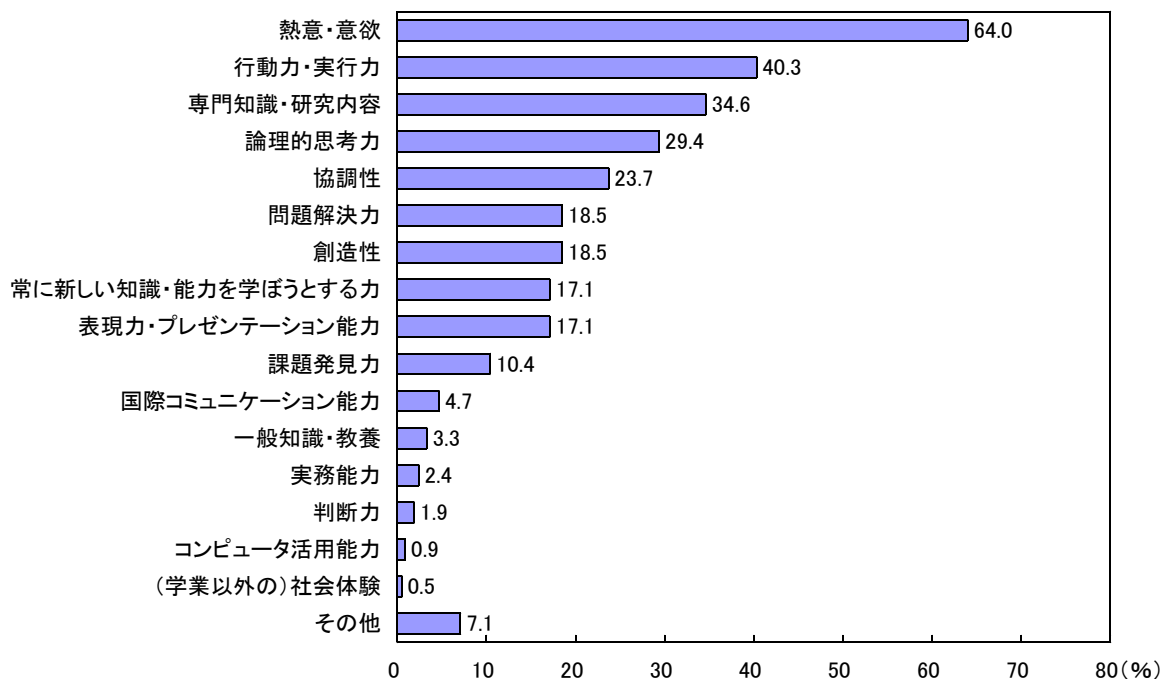


(出典) 経済同友会学校と企業・経営者の交流活動推進委員会

「企業の採用と教育に関するアンケート調査」結果（平成11年12月）

○ 新卒採用者選考の際、ビジネスの基本能力等として、特に重視している能力
(大学院卒)

(調査対象：経済同友会会員所属企業（874社・三つまで複数回答可能） 回答数：211社)

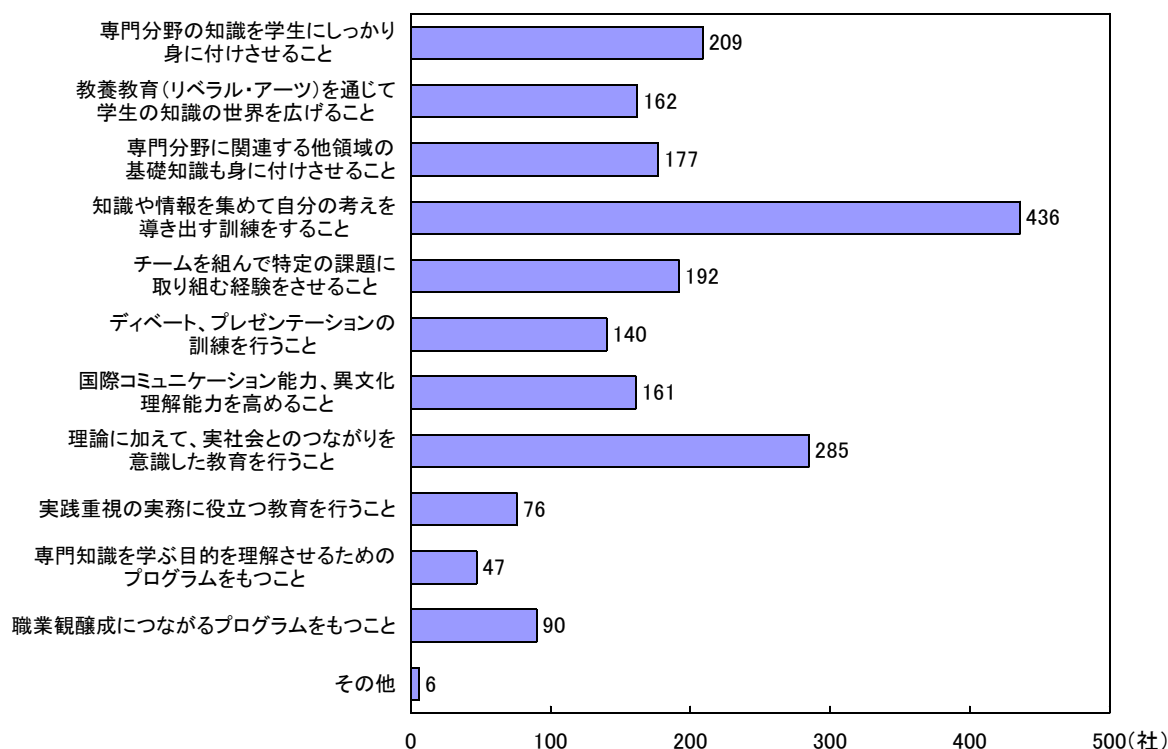


(出典) 経済同友会学校と企業・経営者の交流活動推進委員会

「企業の採用と教育に関するアンケート調査」結果（平成11年12月）

○ 人材育成の面での大学・大学院への期待（文系）

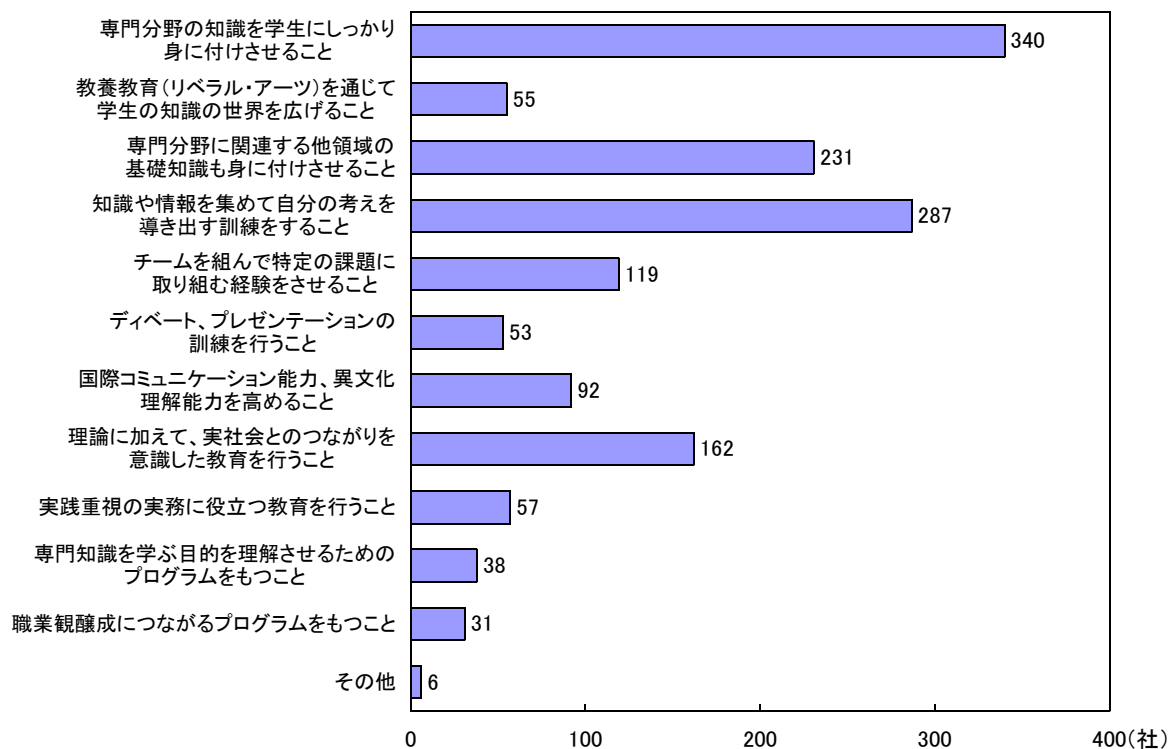
（調査対象：日本経済団体連合会会員企業（1,314社・三つまで複数回答可能） 回答数：684社）



（出典）日本経済団体連合会教育問題委員会「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（平成16年11月）

○ 人材育成の面での大学・大学院への期待（理系）

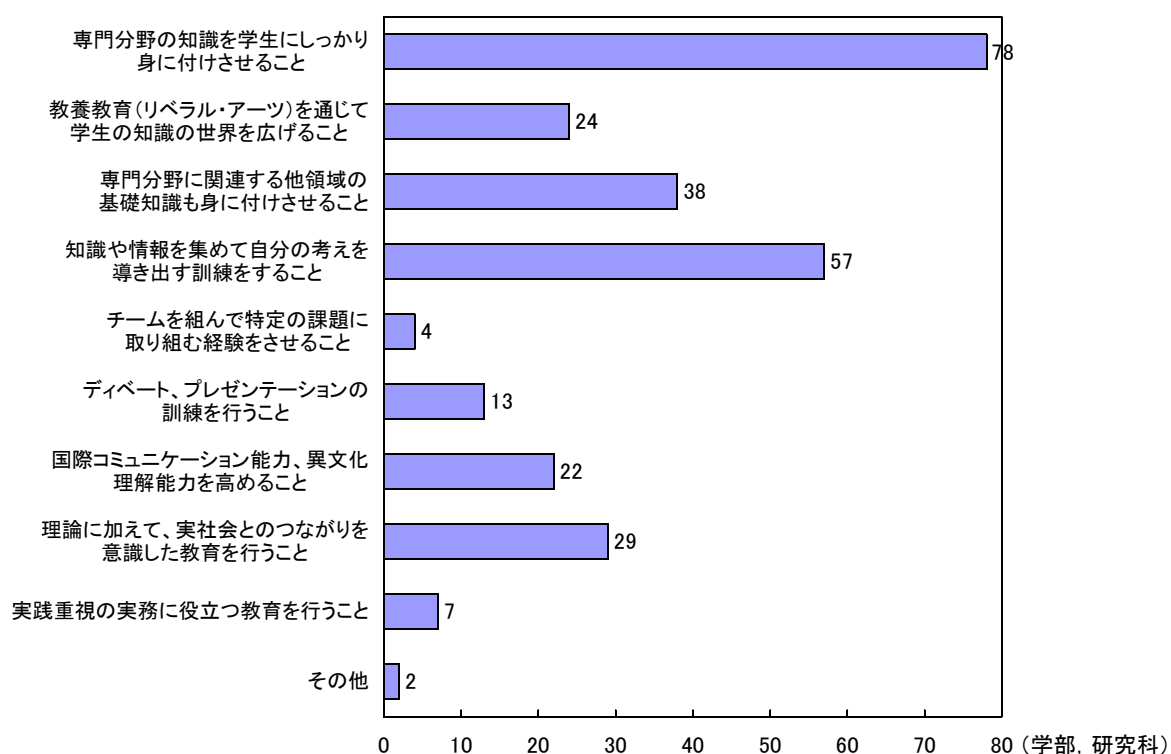
（調査対象：日本経済団体連合会会員企業（1,314社・三つまで複数回答可能） 回答数：520社）



（出典）日本経済団体連合会教育問題委員会「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（平成16年11月）

○ 人材育成面で大学・大学院が注力している点（文系）

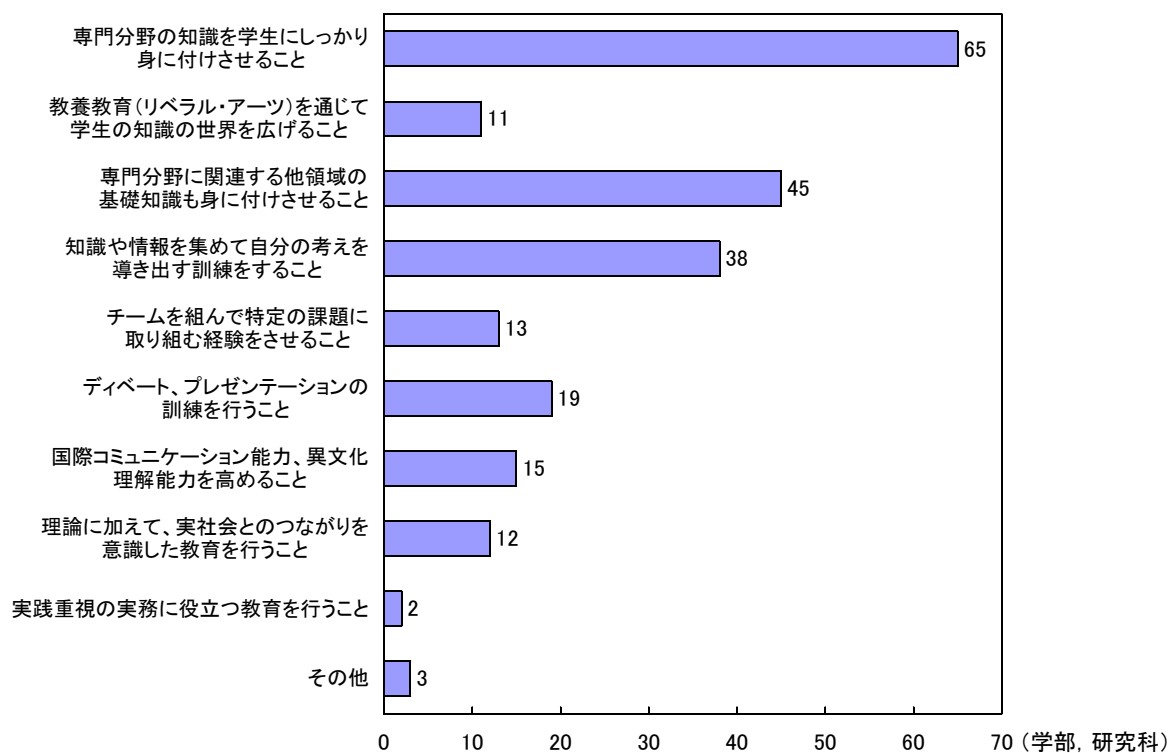
（調査対象：全国の大学（20大学・三つまで複数回答可能） 回答数：48学部，49研究科）



（出典）日本経済団体連合会教育問題委員会「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（平成16年11月）

○ 人材育成面で大学・大学院が注力している点（理系）

（調査対象：全国の大学（20大学・三つまで複数回答可能） 回答数：39学部，37研究科）



（出典）日本経済団体連合会教育問題委員会「企業の求める人材像についてのアンケート結果」（平成16年11月）

『国立大学等施設緊急整備5か年計画』 (平成13年度～平成17年度)

H13.4 第2期科学技術基本計画を受け策定

- 重点的整備 ～緊急的に必要な整備約600万㎡ (所要額約1兆6千億円)

優先的目標	(約210万㎡)
大学院施設の狭隘解消等	(約120万㎡)
卓越した研究拠点等	(約40万㎡)

先端医療に対応した大学附属病院 (約50万㎡)

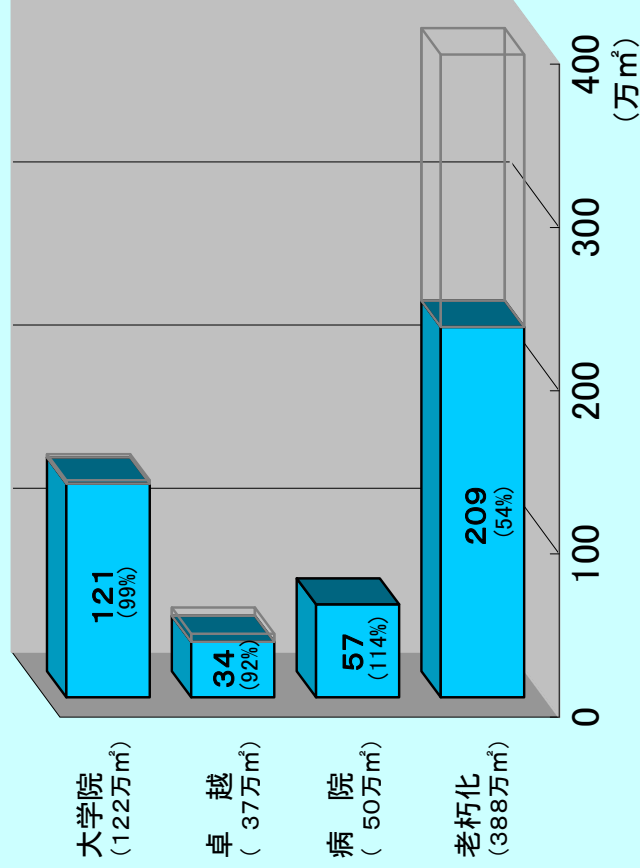
老朽化した施設の改善 (約390万㎡)

- システム改革 ～大学改革と一体となった施設の効率的・弾力的利用などに取り組む

- ・ 全学的な視点に立った施設管理運営システムの構築
- ・ 各学部等が共有する総合的・複合的な研究棟を整備
- ・ PFI等新たな整備手法の導入

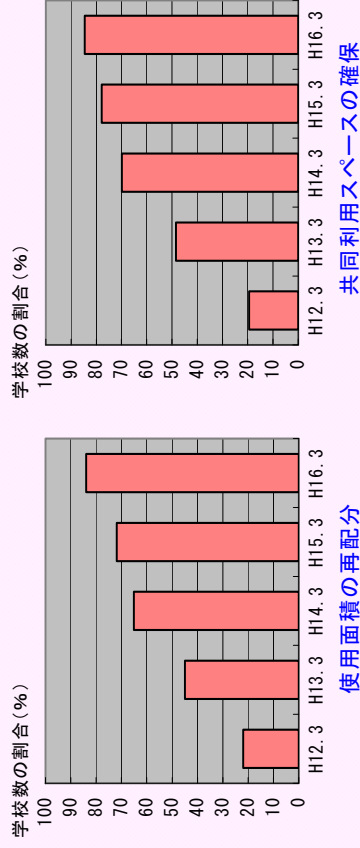
重点的、計画的な施設整備の実施

計画の進捗：整備面積 約42.1万㎡ (平成12年度補正～平成17年度当初予算)



システム改革の推進

1. 施設の点検・評価に関する委員会の設置
5.2% (平成12年) → 10.0% (平成15年に達成)
2. 全学的な視点に立った施設管理運営システムの構築
施設の点検・評価の結果及び教育研究活動等の状況に応じ、**使用面積の再配分**を行っている学校の割合 2.2% (平成12年) → 8.4% (平成16年)
3. 弾力的・流動的に利用できる**共同利用スペースを整備**
共同利用スペースを確保した学校の割合
2.0% (平成12年) → 8.5% (平成16年)
4. PFI等新たな整備手法の導入
平成15年度PFI実施件数 14件 (国のPFIの約5割)
平成16年度予定件数 10件



中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について
- 2 今後の教員免許制度の在り方について
- 3 今後の高等教育改革の推進方策について
- 4 子どもの体力向上のための総合的な方策について

平成13年4月11日

文部科学大臣 町 村 信 孝

1 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について

(省略)

2 今後の教員免許制度の在り方について

(省略)

3 今後の高等教育改革の推進方策について

21世紀を迎え、社会・経済・文化におけるグローバル化がますます拡大する中、我が国の大学等には、国際的な競争環境下で、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくため、質の高い教育を提供し世界のあらゆる分野で活躍し得る人材を育成するとともに、先端的・独創的な研究成果を積極的に発信することを通じて世界の発展に寄与し、知的国際貢献を果たしていくことが強く期待されている。

我が国の高等教育機関がこのような期待に確実にこたえていくためには、教育研究における国際競争力の更なる強化を図ることが不可欠であり、高等教育機関全体として、世界最高水準のものとなるよう、不断の改革を推進していくことが重要である。

このような観点から、大学等が一層主体的・機動的に、質の高い教育研究活動を展開していくことができるようにすることを目的として、人材養成に関する社会の多様な要請や生涯学習需要の増大、18歳人口の減少の動向等を踏まえつつ、①短期大学、高等専門学校から大学院までの高等教育制度全体の在り方、②大学等の設置認可の望ましい在り方と今後の高等教育の全体規模、③職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院等の整備の在り方等、今後の高等教育の具体的な改革方策について、制度改正も含め、逐次検討していく必要がある。

4 子どもの体力向上のための総合的な方策について

(省略)

文部科学大臣諮問理由説明

－ 抜粋 －

平成 13 年 4 月 11 日

3 今後の高等教育改革の推進方策について

今後、人材養成に関する社会の多様な要請や人々の生涯にわたる学習需要の増大、また、今後更に減少することが予想される 18 歳人口の動向などを踏まえつつ、我が国の高等教育の国際競争力の更なる強化を図るため、制度改正をも含め、高等教育改革の推進方策について御検討いただきたく、次の事項について御審議をお願いしたいと考えております。

まず第一は、短期大学・高等専門学校から大学院までの高等教育制度全体の在り方についてであります。

高等教育制度については、大学審議会答申において、引き続き検討が必要とされている課題もあり、例えば、①学部と大学院の役割とそれを踏まえた学部の修業年限等の在り方、②正規の学生としてパートタイムで学びながら卒業を目指す新しいタイプの学生の受入れの在り方、③専門学校を含め高等教育機関全体における専門職業教育の在り方を視野に入れた短期大学及び高等専門学校等の位置付け、④助教授・助手の位置付けをはじめ教育研究の活性化に資する教員組織の在り方など、今後の高等教育制度の改善方策について幅広く御検討いただきたいと考えております。

(中略)

以上、今後の御審議に当たり、当面御検討をお願いしたい事項について申し上げましたが、これらにとどまらず、我が国の高等教育が目指すべき方向とそれを実現するための具体的方策について、幅広い視野の下に忌憚のない御意見をちょうだいしたいと思います。

大学院部会のこれまでの審議経過の概要

中央教育審議会大学分科会大学院部会

第17回 平成15年12月 9日（火）

- （1）部会長の選任等
- （2）自由討議

第18回 平成16年 4月28日（水）

- （1）大学院の教育研究活動の状況について
- （2）今後の審議の進め方について

第19回 平成16年 5月21日（金）

- （1）産業界などからのヒアリング
- （2）審議するべき事項の整理

第20回 平成16年 6月 4日（金）

- （1）大学院をめぐる動向（今後の議論に向けた共通理解事項）

第21回 平成16年 6月22日（火）

- （1）（人社系を中心として）大学関係者からのヒアリング
- （2）大学院をめぐる動向（今後の議論に向けた共通理解事項）

第22回 平成16年 7月 8日（木）

- （1）大学院の教育・研究機能の基本的整理

第35回大学分科会 平成16年 7月23日（金）
（1）大学院部会での審議状況について

第23回 平成16年 7月30日（金）

- （1）諸外国の大学院の教育研究指導に関するヒアリング
- （2）大学院の教育・研究機能の基本的整理
- （3）学位授与
- （4）審議の概要（案）

第24回 平成16年 8月 5日（木）

- （1）審議の概要（案）

第36回大学分科会 平成16年 8月 6日(金)
(1) 大学院部会における審議の概要(案)

第25回 平成16年 8月12日(木)

- (1) 審議の概要(案)
- (2) 今後の進め方(案)
- (3) ワーキング・グループの設置について(案)

第26回 平成16年10月19日(火)

- (1) 各ワーキング・グループにおいて審議すべき事項の報告・審議
- (2) 大学院評価

第27回 平成16年11月15日(月)

- (1) 各ワーキング・グループから審議状況の報告・審議
- (2) 大学院評価の論点整理
- (3) その他重要事項の審議

第28回 平成16年12月22日(水)

- (1) 各ワーキング・グループから審議状況の報告・審議
- (2) 大学院評価の論点整理
- (3) その他重要事項の審議

第46回大学分科会 平成17年 1月12日(水)
(1) 大学院部会における審議状況の報告

第29回 平成17年 1月20日(木)

- (1) 各ワーキング・グループから審議状況の報告・審議
- (2) 競争的環境の中で教育研究拠点の育成(ポストCOEの検討)

第30回 平成17年 3月28日(月)

- (1) 学位授与に関する整理
- (2) 中間報告(骨子案)の審議

第31回 平成17年 4月14日(木)

- (1) 中間報告(案)の審議
- (2) 各ワーキング・グループから審議状況の取りまとめの報告

第48回大学分科会 平成17年 4月18日(月)
(1) 中間報告(案)の審議

第32回 平成17年 5月12日(木)
(1) 中間報告(案)の審議

第49回大学分科会 平成17年 5月18日(水)
(1) 中間報告(案)の審議

第49回中央教育審議会総会 平成17年 6月13日(月)
(1) 中間報告取りまとめ

第50回大学分科会 平成17年 6月22日(水)
(1) 中間報告取りまとめの報告

第33回 平成17年 7月 7日(木)
(1) 中間報告意見募集の結果報告
(2) 答申(案)の審議

第51回大学分科会 平成17年 7月14日(木)
(1) 中間報告意見募集の結果報告
(2) 大学院部会における審議状況の報告

第34回 平成17年 8月 2日(火)
(1) 答申(案)の審議

第52回大学分科会 平成17年 8月25日(木)
(1) 答申(案)の審議

第51回中央教育審議会総会 平成17年 9月 5日(月)
(1) 答申取りまとめ

各ワーキング・グループにおける審議経過について

(平成16年8月12日大学院部会決定により設置)

◎ 人社系ワーキング・グループ (全6回)

人社系における大学院教育の充実強化について専門的な調査審議を行う。

- | | |
|-----|----------------|
| 第1回 | 平成16年10月25日(月) |
| 第2回 | 平成16年11月8日(月) |
| 第3回 | 平成16年11月25日(木) |
| 第4回 | 平成16年12月6日(月) |
| 第5回 | 平成17年1月11日(火) |
| 第6回 | 平成17年4月8日(金) |

◎ 理工農系ワーキング・グループ (全6回)

理工農系における大学院教育の充実強化について専門的な調査審議を行う。

- | | |
|-----|----------------|
| 第1回 | 平成16年10月25日(月) |
| 第2回 | 平成16年11月2日(火) |
| 第3回 | 平成16年11月29日(月) |
| 第4回 | 平成16年12月14日(火) |
| 第5回 | 平成17年1月11日(火) |
| 第6回 | 平成17年4月7日(木) |

◎ 医療系ワーキング・グループ (全6回)

医学、歯学、薬学、医療技術における大学院教育の充実強化について専門的な調査審議を行う。

- | | |
|-----|----------------|
| 第1回 | 平成16年10月26日(火) |
| 第2回 | 平成16年11月24日(水) |
| 第3回 | 平成16年12月2日(木) |
| 第4回 | 平成16年12月16日(木) |
| 第5回 | 平成17年1月17日(月) |
| 第6回 | 平成17年4月5日(火) |

第2期中央教育審議会委員

平成15年 2月 1日発令

会 長	鳥 居 泰 彦	慶應義塾学事顧問，日本私立学校振興・共済事業団理事長
副会長	木 村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
副会長	茂 木 友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長
委 員	赤 田 英 博	社団法人日本PTA全国協議会会長
	浅 見 俊 雄	独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター長
	石 倉 洋 子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
	江 上 節 子	東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長
	奥 島 孝 康	早稲田大学学事顧問 (平成16年3月12日まで)
	小 栗 洋	東京都立新宿高等学校長
	梶 田 叡 一	兵庫教育大学長
	加 藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	岸 本 忠 三	大阪大学名誉教授，大阪大学前学長， 総合科学技術会議議員
	黒 田 玲 子	東京大学教授，東京大学総長特任補佐， 総合科学技術会議議員
	國 分 正 明	財団法人教職員生涯福祉財団理事長
	佐々木 毅	東京大学総長
	佐 藤 幸 治	近畿大学法科大学院長，京都大学名誉教授 (平成16年7月12日まで)
	田 村 哲 夫	学校法人渋谷教育学園理事長，渋谷幕張中学・高等学校長
	寺 島 実 郎	株式会社三井物産戦略研究所所長， 財団法人日本総合研究所理事長
	渡久山 長 輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	中 嶋 嶺 雄	国際教養大学理事長・学長， アジア太平洋大学交流機構 (UMAP) 国際事務総長
	中 村 桂 子	J T生命誌研究館長
	丹 羽 雅 子	奈良女子大学名誉教授，奈良女子大学前学長
	野 中 ともよ	ジャーナリスト
	橋 本 由愛子	東京都北区立王子中学校長
	増 田 明 美	スポーツジャーナリスト，スポーツライター
	松 下 俱 子	独立行政法人国立少年自然の家理事長
	山 下 泰 裕	東海大学体育学部教授
	山 本 恒 夫	八洲学園大学教授，筑波大学名誉教授
	横 山 洋 吉	東京都教育委員会教育長

*役職は平成17年1月現在

第3期中央教育審議会委員

平成17年 2月 1日発令

※は平成17年 7月19日発令

会 長	鳥 居 泰 彦	慶應義塾学事顧問，日本私立学校振興・共済事業団理事長
副会長	木 村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
副会長	茂 木 友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長
委 員	相 澤 益 男	東京工業大学長
	赤 田 英 博	社団法人日本PTA全国協議会会長
	安 彦 忠 彦	早稲田大学教育学部教授
	安 西 祐一郎	慶應義塾長
	飯 野 正 子	津田塾大学長
※	石 井 正 弘	岡山県知事
	井 上 孝 美	放送大学学園理事長 (平成17年7月18日まで)
	猪 口 邦 子	上智大学法学部教授 (平成17年8月29日まで)
	江 上 節 子	東日本旅客鉄道株式会社顧問
	衛 藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授
	梶 田 叡 一	兵庫教育大学長
	加 藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	金 子 元 久	東京大学大学院教育学研究科教授
	黒 田 玲 子	東京大学大学院総合文化研究科教授，東京大学総長特任補佐， 総合科学技術会議議員
	見 城 美枝子	青森大学教授，エッセイスト・ジャーナリスト
	郷 通 子	お茶の水女子大学長
	佐 藤 友美子	サントリー株式会社次世代研究所部長
	角 田 元 良	聖徳大学人文学部教授・附属小学校長
	寺 島 実 郎	株式会社三井物産戦略研究所所長， 財団法人日本総合研究所理事長
	中 嶋 嶺 雄	国際教養大学理事長・学長， アジア太平洋大学交流機構 (UMAP) 国際事務総長
	野 中 ともよ	三洋電機株式会社代表取締役会長兼CEO
	野 依 良 治	独立行政法人理化学研究所理事長
	増 田 明 美	スポーツジャーナリスト，大阪芸術大学芸術学部教授
※	増 田 昌 三	香川県高松市長
	松 下 俱 子	独立行政法人国立少年自然の家理事長
※	山 本 文 男	福岡県田川郡添田町長
	湯 川 れい子	音楽評論家，作詩家
	横 山 洋 吉	東京都副知事

*役職は平成17年9月現在

第2期中央教育審議会大学分科会委員

委員	石 倉 洋 子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
	副分科会長 奥 島 孝 康	早稲田大学学事顧問 (平成16年3月12日まで)
	委員 岸 本 忠 三	大阪大学名誉教授，大阪大学前学長， 総合科学技術会議議員
分科会長	木 村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
	黒 田 玲 子	東京大学教授，東京大学総長特任補佐， 総合科学技術会議議員
	佐々木 毅	東京大学総長
	委員 佐 藤 幸 治	近畿大学法科大学院長，京都大学名誉教授 (平成16年7月12日まで)
委員	寺 島 実 郎	株式会社三井物産戦略研究所所長， 財団法人日本総合研究所理事長
	中 嶋 嶺 雄	国際教養大学理事長・学長， アジア太平洋大学交流機構 (UMAP) 国際事務総長
	茂 木 友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長
臨時委員	相 澤 益 男	東京工業大学長
	天 野 郁 夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	安 西 祐一郎	慶應義塾長
	生 駒 俊 明	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授
	石 弘 光	一橋大学名誉教授
	井 村 裕 夫	財団法人先端医療振興財団理事長，科学技術振興機構顧問
	荻 上 紘 一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
	佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	島 田 燐 子	学校法人文京学園理事長， 文京学院大学長，文京学院短期大学長
	関 根 秀 和	大阪女学院長，大阪女学院大学長，大阪女学院短期大学長
	長 尾 ・	独立行政法人情報通信研究機構理事長
	南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	西 室 泰 三	株式会社東芝取締役会長
	野 依 良 治	独立行政法人理化学研究所理事長
	濱 田 道 代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	山 崎 正 和	東亜大学長

* 役職は平成17年1月現在

第3期中央教育審議会大学分科会委員

分科会長	相澤益男	東京工業大学長
副分科会長	安西祐一郎	慶應義塾長
委員	飯野正子	津田塾大学長
	猪口邦子	上智大学法学部教授
	江上節子	東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長
	金子元久	東京大学大学院教育学研究科教授
	木村孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
	黒田玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授, 東京大学総長特任補佐, 総合科学技術会議議員
	郷通子	お茶の水女子大学長
	寺島実郎	株式会社三井物産戦略研究所取締役所長, 財団法人日本総合研究所理事長
	中嶋嶺雄	国際教養大学理事長・学長, アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長
	野依良治	独立行政法人理化学研究所理事長
	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長
臨時委員	天野郁夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	有信睦弘	株式会社東芝執行役常務・研究開発センター所長
	生駒俊明	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授
	石弘光	中央大学総合政策学部特任教授
	井村裕夫	財団法人先端医療振興財団理事長, 独立行政法人科学技術振興機構顧問, 京都大学名誉教授
	尾池和夫	京都大学総長
	荻上紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長
	小宮山宏	東京大学総長
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	佐藤弘毅	学校法人目白学園理事長, 目白大学・短期大学部学長
	長田豊臣	立命館総長・立命館大学長
	中津井泉	リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	南雲光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	濱田道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	菱沼典子	聖路加看護大学看護学部教授
	森脇道子	産能短期大学長
	矢崎義雄	独立行政法人国立病院機構理事長

* 役職は平成17年9月現在

第2期中央教育審議会大学分科会大学院部会委員

委員	内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
	黒 田 玲 子	東京大学教授，東京大学総長特任補佐，総合科学技術会議議員
副部会長	佐 藤 幸 治	近畿大学法科大学院長，京都大学名誉教授（平成16年7月12日まで）
部会長	中 嶋 嶺 雄	国際教養大学理事長・学長， アジア太平洋大学交流機構（UMAP）国際事務総長
臨時委員	相 澤 益 男	東京工業大学長
	天 野 郁 夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	井 村 裕 夫	財団法人先端医療振興財団理事長，科学技術振興機構顧問
	荻 上 紘 一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
	佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	長 尾 ・	独立行政法人情報通信研究機構理事長
	南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	野 依 良 治	独立行政法人理化学研究所理事長
	濱 田 道 代	名古屋大学大学院法学研究科教授
専門委員	青 木 昌 彦	スタンフォード大学名誉教授
	伊 藤 文 雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授（平成17年1月5日まで）
	小 平 桂 一	総合研究大学院大学長
	清 水 康 敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
	白 井 克 彦	早稲田大学総長
	菅 野 和 夫	前東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	舘 昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
	長 田 豊 臣	立命館総長・立命館大学長
	福 田 康一郎	千葉大学大学院医学研究院長

* 役職は平成17年1月現在

第3期中央教育審議会大学分科会大学院部会委員

委員	相澤益男	東京工業大学長
	黒田玲子	東京大学教授，東京大学総長特任補佐， 総合科学技術会議議員
部会長	中嶋嶺雄	国際教養大学理事長・学長， アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長
	野依良治	独立行政法人理化学研究所理事長
臨時委員	天野郁夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	井村裕夫	財団法人先端医療振興財団理事長， 独立行政法人科学技術振興機構顧問
	荻上紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	長尾・	独立行政法人情報通信研究機構理事長(平成17年4月15日まで)
	長田豊臣	立命館総長・立命館大学長
	南雲光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	濱田道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	青木昌彦	スタンフォード大学名誉教授
専門委員	有信睦弘	株式会社東芝執行役常務・研究開発センター所長
	伊藤文雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	小平桂一	総合研究大学院大学長
	清水康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
	白井克彦	早稲田大学総長
	菅野和夫	明治大学法科大学院教授
	館昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
	福田康一郎	千葉大学大学院医学研究院教授

* 役職は平成17年9月現在

中央教育審議会大学分科会大学院部会人社系ワーキング・グループ委員

委員 内 永 ゆか子 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
(平成17年1月31日まで)

臨時委員 黒 田 壽 二 金沢工業大学学園長・総長
長 田 豊 臣 学校法人立命館総長・大学長
南 雲 光 男 日本サービス・流通労働組合連合顧問
座長代理 濱 田 道 代 名古屋大学大学院法学研究科教授

専門委員 青 木 昌 彦 スタンフォード大学名誉教授
有 澤 俊太郎 上越教育大学学校教育学部教授
市 古 夏 生 お茶の水女子大学文教育学部教授
座長 伊 藤 文 雄 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
上 野 ひろ美 奈良教育大学理事(副学長)
座長代理 金 子 元 久 東京大学大学院教育学研究科教授 (平成17年1月31日まで)
杉 山 武 彦 一橋大学長
菅 野 和 夫 明治大学法科大学院教授
西 本 武 彦 早稲田大学副総長・常任理事
山 下 彰 一 財団法人国際東アジア研究センター所長

* 役職は平成17年5月現在

中央教育審議会大学分科会大学院部会理工農系ワーキング・グループ委員

座長	相澤益男	東京工業大学長
委員	黒田玲子	東京大学教授・総長特任補佐、総合科学技術会議議員
	野依良治	独立行政法人理化学研究所理事長
臨時委員	天野郁夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	有信睦弘	株式会社東芝執行役常務・研究開発センター所長
座長代理	荻上紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館長
	長尾真	独立行政法人情報通信研究機構理事長（平成17年4月15日まで）
専門委員	一井眞比古	香川大学農学部長
	井上明久	東北大学金属材料研究所長
	岩崎正美	鳥取大学研究・国際交流担当理事
	植田利久	慶應義塾大学理工学部教授
	小野田武	日本大学総合科学研究所教授（平成17年1月5日まで）
	小平桂一	総合研究大学院大学長
	清水康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
	白井克彦	早稲田大学総長
	武内和彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	谷村秀彦	北九州市立大学大学院社会システム研究科長
	田村武	京都大学大学院工学研究科教授
	長田重一	大阪大学大学院生命機能研究科教授
	中村健蔵	高エネルギー加速器研究機構研究主幹
	東島清	大阪大学大学院理学研究科教授

* 役職は平成17年5月現在

中央教育審議会大学分科会大学院部会医療系ワーキング・グループ委員

座長 井 村 裕 夫 財団法人先端医療振興財団理事長,
独立行政法人科学技術振興機構顧問

臨時委員 菱 沼 典 子 聖路加看護大学教授

専門委員 青 木 一 郎 横浜市立大学大学院医学研究科教授
入 来 篤 史 独立行政法人理化学研究所脳科学総合研究センターチームリーダー
笠 原 忠 共立薬科大学薬学部教授
鹿 島 晴 雄 慶應義塾大学医学部教授
北 村 聖 東京大学医学教育国際協力研究センター教授
斎 藤 隆 史 北海道医療大学歯学部教授
舘 昭 桜美林大学大学院国際学研究科教授
長 野 哲 雄 東京大学大学院薬学系研究科教授
座長代理 福 田 康一郎 千葉大学大学院医学研究院教授
丸 山 仁 司 国際医療福祉大学保健学部理学療法学科長
南 砂 読売新聞東京本社編集局解説部次長

* 役職は平成17年5月現在